

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和6年9月6日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和6年9月6日
- 2．閉 会 令和6年9月17日
- 3．会 期 12日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	紫 藤 真理子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和6年9月6日（金）……5～31項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 経済常任委員会陳情継続審査報告
- 日程第5 総務常任委員会所管事務調査中間報告
- 日程第6 経済常任委員会所管事務調査実施報告
- 日程第7 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会中間報告
- 日程第8 付議事件名報告
- 日程第9 提案理由の説明
- 日程第10 報告第1号 債権放棄について
- 日程第11 報告第2号 委任専決処分事項

令和6年9月9日（月）……32～83項

- 日程第1 一般質問（仲川久人、長谷川正、紫藤眞理子、上野恵美子、荒海正人、小林雅弘、秦貞継、猪俣常三、三留正義、青木照夫）

令和6年9月10日（火）……84～135項

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、秦貞継、猪俣常三、三留正義、青木照夫）

令和6年9月11日（水）……136～167項

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第5号 令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第7号 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8	議案第 8 号	令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 9 号	令和 5 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第10号	令和 5 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第11	議案第11号	令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第12	議会案第 1 号	事務検査に関する決議
追加日程第 1	事務検査	

令和 6 年 9 月 1 7 日（火）…… 1 6 9 ～ 2 0 8 項

日程第 1	議案第 4 号	令和 5 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	議案第 5 号	令和 5 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	議案第 6 号	令和 5 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	議案第 7 号	令和 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 8 号	令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 9 号	令和 5 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第10号	令和 5 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 8	議案第11号	令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 9	議案第12号	令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）
日程第10	議案第13号	令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）
日程第11	議案第14号	令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）
日程第12	議案第15号	令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 1 次）
日程第13	議案第16号	西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについて
日程第14	議案第17号	西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
日程第15	議案第18号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第16	議案第19号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第20号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第19 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 陳情第1号 飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への
移転新設陳情書
- 日程第21 陳情第2号 向原地内の道路新設に関する陳情書
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第25 特別委員会の継続審査申出について
- 追加日程第1 議会案第2号 秦貞継副議長に対する不信任決議

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

令和6年9月6日（金）

開 会 10時00分
散 会 13時17分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会長	江 川 新 壽
健康増進課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 経済常任委員会陳情継続審査報告

日程第5 総務常任委員会所管事務調査中間報告

日程第6 経済常任委員会所管事務調査実施報告

日程第7 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会中間報告

日程第8 付議事件名報告

日程第9 提案理由の説明

日程第10 報告第1号 債権放棄について

日程第11 報告第2号 委任専決処分事項散会

（全員協議会）

（総務常任委員会）

（経済常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和6年第5回西会津町議会定例会を開会します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆さんも御出席お疲れさまでございます。

本定例会に提出される所議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和5年度決算の認定、令和6年度補正予算、人事案件など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり、22件の議案及び2件の報告事項が提出され、受理いたしました。

次に、本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から提出があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和6年度西会津町教育委員会事務事業点検評価報告書令和5年度事業分は、教育長から提出があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番上野恵美子君、9番三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、経済常任委員会陳情継続審査報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長　それでは、本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします

件名、町道舗装工事に関する陳情について、審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

令和6年9月6日。

西会津町議会議長、伊藤一男様。

経済常任委員会委員長、三留正義。

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、委員長報告にありました、令和5年陳情第1号、町道舗装工事に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

令和5年陳情第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、令和5年陳情第1号、町道舗装工事に関する陳情書は、委員長報告のとおり決定、可決されました。

日程第5、総務常任委員会所管事務調査中間報告を議題とします。

総務常任委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

総務常任委員会委員長の発言を許します。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会における所管事務調査中間報告をいたします。

所管事務調査中間報告書を御覧ください。

所管事務調査中間報告書。

本委員会は所管事務調査を実施しましたので、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり中間報告をいたします。

1、事務調査の期日。

令和 6 年 7 月 8 日、9 日、22 日。

2、事務調査の内容。

所管する事務について、別紙のとおり調査を実施しました。

3、所管事務調査実施に当たっての方針。

(1) 所管する事務調査を実施し、政策提言に向けた課題抽出を行う。

(2) 所管する事務及び施設の現況を調査する。

それでは、内容につきまして、別紙を御覧ください。

総務常任委員会では、所管する事務のうち、政策提言に向けた調査並びに所管する事務及び施設の現況調査を次のとおり実施いたしました。

まず、政策提言に向けた事務調査について御報告いたします。

1、首都圏企業に対する移住環境整備に関するヒアリングについて。

事業概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査目的。

人口減少を改善していくに当たっては、町内企業による雇用創出の必要性が求められています。令和 5 年度の管外事務調査では、宮崎県日南市において、若者世代の特に女性を定住させる取組として、主に IT 企業の誘致がされておりました。

本庁におきましても、デジタル戦略において IT 企業を含む首都圏企業等との関係構築に向けた取組がされていることから、企業移住のニーズと受入れに当たっての町内の課題について調査を実施いたしました。

調査内容といたしましては、首都圏企業等との関係構築に向けた事業の実績並びに首都圏企業に対する移住環境整備に関するヒアリング結果について調査をいたしました。

委員会としての見解といたしましては、今後の移住、企業移住に向けた課題として、これまで町でも取り組まれてきたテレワーク環境や町の拠点施設など、職場としての利便性向上に努めていく必要があるほか、交通環境や冬期間の生活、子育て環境等の住環境整備についても強化していく必要があることが見受けられました。

また、町内で事業を行う意義の創出が必要であり、町や町内企業との関わり、事業構築が推進されていくための仕組みづくり、体制整備が必要と考えます。

2、西会津町デジタル戦略の中間見直しについて。

事業概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査の目的。

町デジタル戦略では多種多様な事業展開がされ、各課横断的に組織構築がされているところであります。令和 5 年 3 月には、戦略推進本部を中心に戦略の中間見直しが実施されたところでもあります。より効果的に組織運営がされていくための事業の進行管理及び評価検証について調査を実施いたしました。

調査内容につきましては、西会津町デジタル戦略中間見直しについての概要といたしまして、事業の進行管理、戦略見直しの考え方、見直し方法等についてでございます。

委員会としての見解といたしましては、町デジタル戦略の推進に当たって、戦略推進本部を中心に各課横断的に事業の進捗が図られておりました。また、戦略推進本部幹事会による定期的な見直し作業も行われているなど、現状に合わせた対応がされていることが確認できました。さらなる戦略推進に当たっては、社会の変化や町の状況を事業へ反映していくことが必要であり、事業を担当する若手職員等の意見を取り上げていく仕組みづくり、職員が町民に関わる機会づくりが必要になると考えられるほか、戦略における理念の共有、新たなシステム等を導入する場合においては、現場に配慮することなどが考えられます。

3、子育て環境に関わるアンケート調査及びファミリーサポートセンター設立に向けた町の考え方について。

事業の概要については、記載の内容を御覧ください。

調査目的。

人口減少をはじめ地域環境の変化とともに子育て環境が大きく変化している中で、ファミリーサポートセンター事業の必要性が高まっていると考えています。今後、ファミリーサポートセンター設立を含む子育て支援の進展に向け、調査を実施いたしました。

調査内容につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に向けて実施したアンケートの結果及びファミリーサポートセンター設立に向けた町の考え方であります。

委員会としての見解といたしましては、子育て環境に関するアンケートにおいて、子育て世帯の経済支援の満足度が高く現れておりました。これは、これまでの町の取組に対する評価とも考えられます。また、施設等について、キッズランド芝草や町内にある公園の利用状況、遊具の劣化など、幾つかの懸念となり得る内容が挙げられておりました。特にキッズランド芝草の利用については、イベントの開催や地域との関係構築、各施設との連携等により利用者が増加することが見込まれることから、運営体制の確立が求められているところであります。

ファミリーサポートセンター設立に向けては、現在、町で取り組まれている延長保育、休日保育、放課後児童健全育成事業等の評価検証を実施していくほか、現場の働き方改革や人材確保が難しい状況を踏まえ、ファミリーサポートセンター等を含む行政以外の民間事業者、地域団体など、行政を補完する担い手への支援や育成に努めていく必要があると考えます。

4、奥川地域づくり協議会による取組について。

事業概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査目的。

人口減少などにより集落の運営能力の低下が今後さらに深刻化していく中で、地域運営団体の重要性が高まっているところであります。奥川地域づくり協議会の取組を参考に、今後、地域運営団体が継続的に活動していくための課題と行政の関わり方について調査を実施したのになります。

調査内容につきましては、奥川地域づくり協議会の設立目的、組織体制など協議会の概要並びに令和5年度事業実績、令和6年度事業計画についてであります。

委員会としての見解といたしましては、奥川地域づくり協議会では、県サポート事業を活用し事業展開を行っておりました。継続的な運営を考えるに当たり、収益事業等を含む継続的な資金、予算の確保や人員の確保、後継者育成、地域住民の理解などの課題が挙げられるところであります。同協議会では、運営体制として、町をはじめ外部から支援を受け入れながら事業運営を行っているものの、より地域全体を包括した活動に発展させていくためには、町とのさらなる連携が必要になると見られます。

現在、集落支援や地域おこし協力隊による人的支援のほか、奥川みらい交流館や集落支援施設結の活用を事業ごとに関係課との連携が行われていることから、今後、奥川みらい交流館の指定管理や地区に関係する事業委託などの検討も考えられるところであります。

5、大人研幾塾にしあいづL a b oについて。

事業概要については、記載の内容を御覧ください。

調査目的。

令和5年度より、今後のまちづくりや地域づくりを担う人材育成を目的にした大人研幾塾にしあいづL a b oの取組が実施されているところであります。

令和5年度の管外事務調査において、地域運営における人材育成の重要性を確認したことから、担い手育成に向けた課題について調査をいたしました。

調査内容については、大人研幾塾にしあいづL a b oの事業内容並びに令和5年度事業実績、令和6年度事業計画についてでございます。

委員会としての見解といたしましては、人材育成の場として必要なものをより明確にし、全体のプログラムを含む事業の方向性について早期に構築することが必要であると考えます。また、人材育成の場として、単にコミュニティー形成に資する事業ではなく、リーダー育成にふさわしい事業展開をしていく必要があると考えます。また、これまでの人材育成に資する事業の反省を踏まえ、参加者が提案した内容について、町も実現に向けて共に取り組むことや、海外研修等を含む異文化、非日常体験の検討も必要であると考えます。

次に、所管する事務及び施設の現況調査について御報告いたします。

1、旧尾野本小学校講堂について。

施設概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査内容としては、旧尾野本小学校講堂の現地調査を実施いたしました。

委員会としての見解といたしましては、施設を活用するに当たり、最低限度の整備がされておりました。現在、町事業、協働のまちづくり事業などや地域で活用する動きがあることから、地域における利用促進を図るとともに、利用頻度に応じて雨漏り跡や床等の経年劣化に対する措置も検討する必要があると考えます。

2、学校給食について。

事業概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査の内容としましては、給食提供における考え方と給食の試食を実施いたしました。

委員会としての見解といたしましては、減塩や栄養バランスが取れた献立を基本としながら季節に合わせた献立、町内の食堂やレストランなどのメニューを取り入れるなど、企画献立も充実しており、食育に関心が高まる給食であると評価いたしました。

また、ミネラル野菜普及会等と連携を取るなど、ミネラル野菜の活用をはじめ、西会津

町らしい給食作りへの努力がうかがえたところでもありました。

3、小規模多機能型居宅介護施設高陽の里について。

施設の概要につきましては、記載の内容を御覧ください。

調査内容といたしましては、小規模多機能型居宅介護施設高陽の里の現地調査を実施いたしました。

委員会としての見解といたしましては、利用状況については、定員 25 名に対し定員近くの利用があるなど、おおむね評価できるものと考えます。ただし、設計当初より懸念されていましたが手狭感について、廊下や職員の休憩スペース等で感じられたところでもあります。今後の施設運営において、利用者へのサービス向上はもとより、働く場としての環境改善や利用方法の工夫が必要と考えます。また、昨今の感染症対策を経て、感染症予防に向けた環境整備として、空気清浄機や循環型エアコンの設置検討も求められると考えます。

以上で、所管事務調査中間報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって、総務常任委員会所管事務調査中間報告を終わります。

日程第 6、経済常任委員会所管事務調査実施報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 　それでは、経済常任委員会の所管事務調査の報告をしてまいりたいと思います。

事務調査の期日ではありますが、令和 6 年 7 月 8 日月曜日と令和 6 年 7 月 23 日火曜日となっております。

事務調査の内容につきましては、これから別紙のとおりお話を進めていきたいと思いますので、資料をめくっていただきたいと思います。

令和 6 年度経済常任委員会管内行政調査の報告として、経済常任委員会は所管する事務の事業のうち、陳情を受けた町道がミ山口長谷川線の現地調査について、また、有害鳥獣対策についての研修及び飯豊連峰弥平四郎登山口祓川山荘現状について、次のとおり視察調査を行いました。

まず初めに、町道がミ山口長谷川線の現地調査について申し上げます。

1 番、調査の目的。

縄沢自治区より陳情を受けた、町道がミ山口長谷川線の現状について、状況の確認を実施しました。

2、調査概要。

（1）調査した現場についてですが、要望現場は、町道がミ山口長谷川線、総延長 1,187 メートルの牛尾ライスセンターから野沢縄沢線のショコリまでの区間 430 メートルであります。

本道は縄沢自治区から牛尾山口自治区へ抜ける道路であり、隣接する農地も多く、ところどころ道路の凸凹が見られたところでありました。

(2) 建設水道課の説明ということで、幅員は4メートル、舗装幅が3メートルのアスファルト舗装仕様で設計ということで、下に図表がありますので御覧いただきたいと思います。

3番、まとめ。

委員会では、自治区からの要望を踏まえ、現状の状況に鑑み、町側と様々な視点から検討を進めていく必要がある。

続きまして、鳥獣害対策について。

1番、研修の目的。

本町は、有害鳥獣による農作物への被害が甚大である。特に、山間部の水源場、イノシシによる農地の踏み荒らしや水路、農道の掘り起こしによる被害が深刻化している。こうした被害を防ぐため、現在町が取り組んでいる電気柵による被害対策と箱わなによる捕獲状況や環境管理など、様々な対策について研修を行いました。

2番、研修概要。

(1) 町内に出没する主な有害鳥獣について。

ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ。

(2) から(4)については、記載の図表のとおりであります。

(5) 対策の基本的な考え方。

三本柱の総合対策。

①環境管理、集落内の環境管理。

草刈り、集落周辺の間伐、餌となる果樹木の適切な管理。

②被害防除対策、組織的な追い払いや電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置。

③捕獲、有害捕獲等。

(6) 地域への支援ということで、これも図表を読んでもいただきたいと思います。

その中で、①集落研修。有害鳥獣生態行動や行動のある対策の研修、地図上で集落環境の診断などを行いました。

集落に鳥獣害対策の設立。これは図表のほうで読んでもいただきたいと思います。

③奥川小綱木自治区での集落主体による対策ということで、下記の内容で説明を受けたところであります。

3番、まとめ。

本町では、有害鳥獣による農作物への被害が深刻化している中で、環境管理、被害防除対策、捕獲の三本柱を基本的な考え方とした取組が一定の効果を上げている。そして、新たな取組として、猪苗代町などで成果を上げている集落主体による被害対策が始まっている。集落主体による活動は、先ほどの奥川小綱木自治区が有害鳥獣の生態行動や効果のある被害対策の研修を受け、地図上で集落環境診断を行い、今後の取り組む計画を作成し、集落内に有害鳥獣対策隊が設置された。有害鳥獣対策隊は町と連携し、有害鳥獣を集落周辺に近づけないようにするため、休耕地の草刈りなどを行った。

このような取組が他自治区にも広がり、三本柱の対策に加え、集落主体による被害対策が町全体に広がっていくことによって、さらなる効果のある鳥獣被害対策となることに期待をしております。

最後に、飯豊連峰弥平四郎登山口祓川山荘現状視察について。

1 番、調査目的。

飯豊連峰弥平四郎登山口新長坂ルートにある祓川山荘は築 50 年が経過しているため、建物の現状把握を実施し、今後の山荘の保全管理や改修を含めたこれからの祓川山荘の将来像について議会として取り組むため、視察を行いました。

2 番、調査概要。

(1) 外観を見ての調査概要。

何点かあります。屋根の色あせが見受けられる、軒先の破損が見られるなど、経年によるものがほとんどでありました。

(2) 内部を見ての調査概要。

ドアの破損、水道蛇口の破損、内部の柱はり、床材については丈夫なものが使用されている。2階部分も問題なく使用できる。

3 番、まとめ。

昭和 47 年建設の祓川山荘は、これまで幾多の補修改修を経て現在に至っている。今回の視察で見えたのは、建築より約 50 年たって経年劣化が見られるものの、避難小屋としての目的を果たしている。これまでの関係所管の取組を評価したい。また、現在は新ルートの上ノ越ルートを利用する登山客が多く、新長坂ルートにある祓川山荘は利用者が減っている現状を踏まえ、上ノ越ルート付近に建て替えも検討し、今後も町の豊かな自然資源を活用した交流人口の拡大に資する山荘の運営に努められることを期待する。

令和 6 年 9 月 6 日。

西会津町議会議長、伊藤一男様。

経済常任委員会委員長、三留正義。

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　飯豊連峰弥平四郎登山口に関して、2～3 質問します。

まず 1 点目として、今現在、山荘の管理は何課が担当して、どのような方法でなされていますか。

そして、もう 1 点は、新ルートということで上ノ越ルートを利用する登山者が多くて長坂ルートが減っていると言うが、何のどういったデータを基にこういう結論が出ておるのでしょうか。

それから、もう一つとしては、その要因は、上ノ越ルートが増えて長坂ルートが減っているという、その要因はどのように捉えておられますか。

○議長　経済常任委員長、三留正義君。

○経済常任委員長　まず、各ルートの説明についてですが、我々も所管の、今回は商工の説明を現場で受けた写真があったかと思うんですが、現在のルートそのものは水害に非常に脆弱で、改修補修というまとめの中で私がお話ししたとおり、非常に水害に弱い。もう一つは、安全性もそれに比例して、危険度合いも高い。それについて、新しい上ノ越ルートについては、比較的危険箇所を回避しながら歩めるという説明を受けたところであります。それで利用者が増えつつあると、我々はその説明で認識しております。

あと、もう一点が、管理者は商工所管、今申し上げたとおり。

所管に、もう一度我々説明を受けた分と補足して説明をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長 町の答弁というのは、ちょっとあれなんですけれども。

○経済常任委員長 答弁調整のため、暫時休議していただきたい。

○議長 休議といたします。(10時37分)

○議長 再開します。(10時39分)

経済常任委員長。

○経済常任委員長 まず、ルートのほうについて利用者の数についてですが、機械が設置してあって通過するとカウンターがカウントするというので、数値的なデータを所管が持っているということでありました。

あと、管理について、先ほど内容については、内部の清掃だとかそういったことについては地元の方、個人の方が協力していただいている。ある種自発的に協力していただいている。そして、その方と情報を共有しながら、所管で一応全体を見ているということになります。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、経済常任委員会所管事務調査実施報告を終わります。

日程第7、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会中間報告を議題とします。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長の発言を許します。

ハラスメント調査実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長、武藤道廣君。

○ハラスメント調査実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長 報告いたします。

報告先、西会津町議会議長、伊藤一男様。

報告者、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長、武藤道廣。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の中間報告をいた

します。

本特別委員会は、表記の調査事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり中間報告をいたします。

中間報告書。

一つ、調査事件。

議会議員等によるハラスメント事件が他市町村でも多発表面化していることから、本町議会議員によるハラスメントの実態を調査するとともに、議会議員によるハラスメントを防止するため、議会ハラスメント防止条例の制定について調査研究する。加えて、本町においては、町議会、町議員及び新聞社やテレビ局等の報道機関にハラスメントに関する告発の投稿があったことから、調査が必要と判断して設置したものであります。

調査結果。

特別委員会の開催、調査内容。

1、第 1 回特別委員会。

令和 6 年 3 月 19 日。

議長発議によるハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の設置が議決され、議長を除く議員全員の委員で構成設置されました。委員長には私武藤道廣、副委員長には三留正義議員が互選されました。

調査に関する内容としまして、調査に関する基本方針の確認等を協議した。加えて、実態を把握するために、議会は議長から町側に職員に対してアンケート調査を依頼する申入れをすることを決めました。

2、町へのアンケート調査の申入れ。

令和 6 年 3 月 19 日。

議長から町長へ、職員へのアンケート調査のお願いの要望を提出して、回答期間は令和 6 年 3 月 21 日から 4 月 10 日といたしました。

3、第 2 回特別委員会。

令和 6 年 6 月 7 日。

アンケート調査の報告。

議員各位には、秘密会にて閲覧していただきました。内容としましては、ハラスメント行為に関する調査結果、これは一応町職員に対してであります。

期間、令和 6 年 3 月 21 日から 4 月 10 日。

対象者、200 名。正職員 127 名、会計年度任用職員 73 名。

回答者数、115 名。回答率、57.5%。

設問であります。

過去 10 年間に、町議会議員からハラスメントを受けたことがあるかに対して 111 件の回答のうち、あるが 18%、ないが 82%でした。町職員がハラスメントを受けているのを見たことがあるかについての回答 112 件、あるが 22.3%、ないが 77.7%。ハラスメント行為の内容 29 件の回答がありました。

一つ、威圧的高圧的な発言、理不尽な罵倒、二つ目として、人格を否定する発言、個人を攻撃する発言、三つとして、過剰な資料要求。

次に、ハラスメントの認識ではなく不快に感じたものとしてのアンケート結果は、一つ、横暴な態度、二つ目、配慮に欠ける発言、三つ目として、威圧的高圧的な発言。

次に、ハラスメントの相手はに関して 29 件の回答がありまして、現職議会議員が 26 名、元職が 7 名の結果になっております。

ハラスメントがあった際の相談相手としましては、一つ、上司、2 番目に親しい同僚、3 番目は家族、4 番目は課内で共有したというふうになっております。

次に、ハラスメントがあった際の対応はどうかと 26 件の回答がありました。一つ、何もしなかった、我慢した、嫌だけと言えなかった。二つ目として、無視した、三つ目で、その他になっております。

次に、ハラスメントがあった際、何もしなかった理由はということに対しましては、一つ目として、業務に支障が出ると思ったから、二つ目として、職場での立場が悪くなりそうだから、三つ目として、相手との関係が悪くなりそうだからという回答がありました。

次に、ハラスメント防止のために望むことへの質問に対しましては、一つ目、意識改革、意識啓発、教育の実施、二つ目、十分な調査、処分の厳格化、三つ目、ハラスメントに対処する体制づくりになっております。

次に、具体的に記述を求めた結果、一つ目として、45 件の具体的な記述がありました。二つ目として、45 件のうち特定の議員の名前が挙がっていた記述は 7 件、そのうち元議員は 1 名でありました。

アンケート結果は、このようになっておりました。

(4) 第 3 回特別委員会。

令和 6 年 6 月 11 日。

今後の進め方について、研修や協議を重ね、慎重に進めることといたしました。

(5) 第 4 回特別委員会。

令和 6 年 4 月 19 日。

福島県労働委員会の公益委員を務め、ハラスメントに関する講演等も多くされ、また白河市のハラスメント事件にも関係、指導されている福島大学経済経営学類教授吉高神明氏を講師に迎え、ハラスメント防止研修会を開催しました。

この内容は、ハラスメント関係の総論と大学でのハラスメント事例と対応などの取組などを学習したものであります。ハラスメントに関して議員が共有する意見を求めたものでもありました。

参加者は、全議会議員と、町側は管理職職員と一般職員 30 名でありました。

(6) 第 5 回特別委員会。

令和 6 年 8 月 27 日。

内容は、ハラスメントの認定について、議会ハラスメント防止条例について、ハラスメントの相談窓口についてであります。

これらの事案について、議員一人一人の意見を求め、協議いたしました。

調査の中間報告。

議員から職員へのハラスメントについては、アンケート結果などや研修会を踏まえ、全会一致でハラスメントの事実関係が見受けられたとすることが議決されました。

ハラスメントの実態の把握と再発防止のため、議会ハラスメント防止条例については、他市町村の条例などを参考とし、研修を重ね、年度内の制定を目指すものといたします。

ハラスメントの相談窓口は、申立てなどを議会事務局で受付し、議長が議会運営委員会に諮り、聞き取り調査や審査等対応するものとします。

相談窓口の必要性については、アンケートの回答に、仕返しが怖いと思ったやどこにも相談できなかったなどの意見があったことから、アンケート回答者が申立て申告者が不利益を受けないためにと保護のため窓口の必要性を認識し、設置することを決定したものであります。

以上をもって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長　　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これをもって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会中間報告を終わります。

日程第8、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第9、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　　本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用中にもかかわらず、ご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和五年度歳入歳出決算の認定」「令和六年度補正予算案」など町政が当面する重要な議案二十二件及び報告二件であります。

以下、そのあらましについてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項についてご報告を申し上げ、議員各位のご理解をいただきたいと思います。

はじめに、「町制施行七十周年記念事業」について申し上げます。

本年七月一日で町制施行七十周年を迎え、町では六月議会定例会でご議決いただきました関連予算をもとに、各種記念事業の実施を進めております。その中で、去る七月二十六日から九月一日までの、週末やお盆期間中など二十二日間、旧川口屋タンス店において、町出身者である伊藤善創様から寄贈いただいた、多くの著名作家の絵画などを展示した「にしあいつ まちなか美術展」を開催したところであります。

開催期間中は、小中学校の夏休み期間中ということもあり、子ども連れの方を始め、町内外から延べ三百名を超える方々が来場され、多くの方が芸術文化に接することができる機会となりました。

開催にあたりましては、寄贈主である伊藤善創様、展示会場の協力をいただきました川

口屋タンス店様を始め、多くの方にご協力を賜りましたことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

町ではこのほか、地域の機運醸成に繋がる取組みへの補助金を交付する町制施行七十周年記念事業・町民主体事業を実施したほか、西会津町の歩みを感じることができる写真展の開催、また十一月十四日には、さゆり公園体育館において、町制施行七十周年記念式典の開催も予定しております。

この記念すべき年を町民の皆さんとともに盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、「西会津町総合計画（第五次）の策定」について申し上げます。

令和八年度を初年度とする次期総合計画の策定につきましては、現行の町総合計画が、令和七年度で最終年度を迎えることから、まちづくり基本条例に基づき、幅広い意見を反映するため、町民アンケートの実施や、公募などによる「総合計画検討会議」を組織するなど、町民の皆さんに参加をいただきながら、策定していくこととしております。

今回の策定にあたっては、町民の暮らしやすさと幸福感を、指標により数値化・可視化するために、「Well-Being（ウェルビーイング）指標（幸福度指標）」を活用して議論を深めることとしており、計画策定にあたっては、専門的な見地から指導・助言をいただくため、町最高デジタル責任者の「藤井靖史（ふじい・やすし）氏」をアドバイザーに、総合計画検討会議委員と町職員により組織する「総合計画策定プロジェクトチーム」とが連携を図りながら、策定作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「奥川地域づくり協議会」について申し上げます。

奥川地区では、人口減少、高齢化の進展や若年層の減少による影響を踏まえ、持続可能な地域づくりの取組みとして、交流・関係人口を増加させ、地域内外のつながりによって地域を運営していく、いわゆる未来型「結」の仕組みによる地域づくりを推進するため、令和五年二月に奥川地域づくり協議会を設立されました。

この奥川地域づくり協議会では集落活動の維持のほか、交流人口の拡大に向けた様々な取組みを進めており、具体的な活動として、人足ボランティアの受入れや農業体験の受入れ、ドキュメンタリー映画の制作・上映、地域づくり講演会の開催、奥川お米ナイトの開催などを行ってまいりました。また、本年度の新たな取組みとして、来年度開学予定の（仮称）ZEN大学に係る事業や、都内企業の研修プログラムの実施、奥川地区における出前講座の開催など、未来型「結」の実現のための事業に加え、奥川地域住民の意識向上に向けた事業などにも取り組んでおります。

これらの取組みについては、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組みとして、県からも注目されており、去る七月二十九日には奥川みらい交流館において、内堀県知事と奥川地域づくり協議会による懇談会が開催されたところであります。

町といたしましても、少子高齢化社会におけるモデルとして、奥川地域づくり協議会が自走していくための各事業ビジョンを共有しながら、連携を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、「磐越自動車道四車線化等事業」について申し上げます。

まず、会津若松方面の西会津・会津坂下インターチェンジ間の四車線化（工事延長九、一キロメートル）につきましては、本年九月よりトンネル工事に先立ち、地すべり地帯が

動き出さないようにするための、水抜き工や盛土工といった準備工事に着手することとなり、工事説明会を、八月二十八日に縄沢自治区、八月二十九日に萱本自治区で実施しております。

また、新潟方面の西会津・津川インターチェンジ間（工事延長八、八キロメートル）につきましても、昨年からの鬼光頭（きこうず）川や安座川に係る工事用仮橋及び道路の設置工事や、トンネル工事による排出土の盛土場を、町内に造成のための自治区説明会の開催や事務手続き上の確認作業を進めているところであります。

このように少しずつ工事の進捗が目に見えてきていることから、今後も一層の事業の推進に向け、東日本高速道路株式会社をはじめ国土交通省など、関係機関への働きかけを行ってまいりますので、ご理解願います。

次に、「町総合防災訓練」について申し上げます。

本訓練につきましては、災害対策基本法に基づき、西会津町地域防災計画に定める訓練として、去る八月四日、西会津中学校を会場に、防災関係機関や、森野・西原自治区の住民の皆さんなど、総勢約百五十名の参加をいただき実施したところであります。

訓練では、大地震により町内各地で家屋の倒壊、火災の発生、土砂災害による集落の孤立などの被害が発生したとの想定に基づき、災害対策本部の設置から始まり、消防防災ヘリによる孤立集落への人的派遣や、自衛隊による倒壊家屋からの救助、避難所への炊き出し、消防署による高度救急救命、地区住民・町消防支援隊・町消防団による初期消火や中継放水、女性消防隊・アンビュランスサポート隊による応急救護、町社会福祉協議会による災害ボランティア受け入れなど多岐にわたる訓練を実施し、災害時における応急対策に関する準備の検証・確認を行ったところであります。

今後も非常時に備え、地区住民や関係機関と緊密な連携を図るとともに、相互に協力しながら応急対策が円滑に図られるよう、さまざまな機会を通じて防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、「第四十五回福島県消防操法大会」について申し上げます。

本大会につきましては、県内十三の消防団が各地域の代表として集い、小型ポンプ操法の技術を競う大会として、去る八月二十五日に福島県消防学校において開催されました。

西会津町消防団は消防協会喜多方支部の代表として、各分団より選出された七名の選手により、本年五月末から訓練を開始し大会に臨みました。

選出された団員は、日々の仕事の合間を縫って訓練を重ね、西会津消防署の全面協力と、町消防団を上げたサポート体制のもと、一致団結して一層の技術の研鑽に励んでまいりました。

その結果、惜しくも僅差で優勝は逃したものの、喜多方支部として三十四年振りの準優勝という素晴らしい成績を収め、さらには、開会式で選手宣誓を行った佐藤健吾団員が、指揮者の優秀選手に選ばれるなど、西会津町消防団として極めて誇り高い結果となりました。選手をはじめ、町消防団、西会津消防署、またそのご家族など関係された皆様に改めて、敬意と感謝を申し上げます。

町といたしましても、引き続き、地域の安全・安心を守るため、町消防団組織の強化を進めるとともに、消防署や関係機関との連携を図り、地域消防・防災力の向上に努めてま

いますので、ご理解願います。

次に、「妊婦にやさしい遠方出産支援事業」について申し上げます。

全国的に分娩を取り扱う施設が減少しており、特に地方では当該施設が遠方にあり、妊婦の心身への負担だけでなく、移動等のための経済的負担も課題となっております。

国は周産期医療の体制補完と少子化対策の一環として、自宅から最寄りの分娩取扱施設までの移動に要した往復の交通費と、分娩取扱施設の近隣宿泊施設で待機が必要となった場合の妊婦と同行支援者一名までの宿泊費について、最大十四泊分までを助成することとしております。

町では、これら国の助成制度に加え、利用者の自己負担分と助成制度の対象外とされている高速道路の利用料について、町独自の上乗せ分として助成することとしております。

なお、本事業の実施に必要な費用につきましては、今次補正予算に計上しておりますので、ご理解願います。

次に、「さすけねえ輪ウィーク」について申し上げます。

町では、町民一人ひとりが「からだ」「こころ」「つながり」の三つの健康づくりを主体的に行える環境を整え、その人らしく元気に暮らし続けられる「さすけねえ輪」の健康づくりに取り組んでおり、アンケートなどを通して、現在では町民の約八割の方々に認知いただいております。

本年度は、更に、幅広い世代の方々にこの取組をご理解いただき、健康づくりへの関心を深めていただくため、町制施行七十周年の記念事業として、七月三十日から八月二日までの四日間にわたり、「さすけねえ輪ウィーク」と題した健康イベントを開催いたしました。初日は、こゆりこども園において野菜カレースープの試食提供や、西会津大山さゆり太鼓の協力により太鼓の実演と体験などを行ったほか、二日目以降は、町内各地において、野菜の摂取量や、体脂肪量・筋肉量等の体成分の測定、減塩の体験会などを行う「出張さすけねえ輪よろず健康相談会」や、高齢者と園児による交流イベントなどを開催したところであります。

また、最終日には、地域包括ケア研究所・奥知久先生による「しあわせ奏でる『さすけねえ輪』～健康づくりの5つのポイント～」と題した特別講演会の開催に加え、町の新たな体操として考案中の「西会津さすけねえ輪音頭」を初披露させていただいたところであります。

四日間の短い期間ではありましたが、各イベント会場には大勢の町民の皆様にご来場いただきました。

町といたしましては、今後も「さすけねえ輪」の取り組みを軸に、全ての世代の町民それぞれが健康づくりに関心を持っていただき、自ら考え行動する健康づくりを更に推進してまいりますので、ご理解願います。

次に、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」について申し上げます。

本体操会は、主催団体であります株式会社かんぼ生命、日本放送協会、NPO法人全国ラジオ体操連盟の三者と自治体が共催し、毎年七月二十日から八月三十一日までの期間に開催されており、その模様が「NHKラジオ第一」を通じて全国に生放送されるラジオ体操の大型イベントであります。

今年是全国四十一の会場で行われ、本町では町制施行七十周年を記念し、去る八月八日、さゆり公園多目的広場を会場に行われました。

当日は、早朝にも関わらず子どもから高齢者まで約四百二十人が集まり、テレビ番組、NHK「みんなの体操」に出演されております岡本美佳（おかもと・みか）先生の進行のもと、ピアノの生演奏に合わせて、参加者全員でラジオ体操第一と第二を行ったところであり、生放送終了後は、岡本先生によるポイントレッスンが行われ、正しいラジオ体操の動作などを楽しく学んだところであります。

この日は天候にも恵まれ、大勢の皆様にご参加いただき、本体操会は盛会裡に終えることができました。開催にあたり、ご協力をいただきました関係各位に感謝を申し上げますとともに、朝早くからご参加いただきましたご来賓ならびに各種団体や事業所の皆様、多くの町民の皆様に対しまして、衷心より御礼を申し上げます。

町といたしましては、この体操会の開催を契機に、正しいラジオ体操の普及拡大と浸透を図り、町民の運動習慣の定着に向けて更に推進してまいりますので、ご理解願います。

次に、「温泉健康保養センター温泉掘削工事の状況」について申し上げます。

本年六月の議会定例会において、工事請負契約の締結についてご議決いただきました温泉健康保養センター温泉掘削工事につきましては、去る七月八日に施工業者主催による安全祈願祭を行い、その後、櫓（やぐら）等を設置するなど掘削作業の準備を進め、八月二十六日から温泉掘削を開始したところであります。

町といたしましては、引き続き、工期である令和八年三月末までの完成を目指し、鋭意、作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「企業訪問の実施」について申し上げます。

去る八月二十七日に、昨今の経済動向や人材の確保の状況、町への要望等について意見交換を行うため、町内各企業を訪問いたしました。

物価高騰の影響が全国に拡大している中で、業種により相違はありますが、大変な状況乗り越えるための企業努力と対策について、具体的にお話しをお聞きしたところであります。

また、急変する社会情勢への対策と人材の確保が大きな課題であるとの共通認識を図ったところであります。

大変お忙しい中、ご対応いただきました経営者の皆様には、改めて感謝を申し上げますとともに、今回の企業訪問を踏まえ、今後も、元気で魅力ある町づくりの実現に向け、しっかりと企業支援に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、「交流人口の拡大」について申し上げます。

本町では、交流人口の拡大に向けて、さゆり公園施設を利用した合宿の誘致について、関係団体と連携し様々な取り組みを進めているところであります。

今年度の合宿につきましては、慶應義塾大学野球部や福島県水泳連盟をはじめ、城西スイミングスポーツ少年団や埼玉県三郷ボーイズを受け入れたところであります。

このうち、慶應義塾大学野球部につきましては、合宿期間中、東北大学や東北福祉大学などとのオープン戦のほか、地域スポーツの活性化や青少年の健全な育成を図るため、小中学生を対象とした「野球教室」を開催いただいたところであります。

今後も、町振興公社や、にしあいづ観光交流協会などの関係機関と連携し、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、「渇水対策の状況」について申し上げます。 ま

ず、農作物等渇水対策事業について申し上げます。

町では、水不足の状況を踏まえ、渇水による住民生活の安定と農作物等への被害防止を図るため、去る六月一日に西会津町渇水対策本部を設置し、対策を実施しているところがあります。

特に、農業用水については、田植期の水不足に伴い揚水ポンプにより対応する農家や自治区があり、例年にない経費が発生し経営等に影響を与えている状況から、ポンプ等の購入費や燃料費などの経費の一部を補助する「農作物等渇水対策事業」を、一般会計予備費を活用し実施することといたしました。

この農作物等渇水対策事業の補助申請状況であります。七月より申請受付を開始し、九月五日現在、農家・農業法人等が二十五件、五十四万八千円、自治区等からは四件、四十八万円の申請があり、速やかな補助金の交付を行い、農家負担の軽減に努めてきたところであります。

次に、令和六年五月から六月にかけて降水量が著しく少なかったことに伴う、水道施設等への影響についてであります。町が管理する水道施設であります上水道・簡易水道・飲料水供給施設、及び集落等で管理する水道施設につきましては、給水人口が増加したお盆の期間中を含め、大きな問題はありませんでした。

町では、今後も水道施設の適切な維持管理を行うとともに、水道水の安定供給に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「地域計画の策定」について申し上げます。

人口減少や高齢化の進展、農業担い手の減少や遊休農地の増加を背景に、国では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、全ての農用地等の区域を対象に、今年度末まで、地域計画を策定・公表することが義務付けられたところであります。

町では、本年一月より地域計画策定説明会を開催し、その後も開催要請があった延べ二十二自治区等の集会所などで説明会を開催し、二月下旬からは大字等の単位での「協議の場」を延べ二十七地区で開催したところであります。

この「協議の場」には、自治区長や担い手の皆さん、農業委員などにお集まりいただき、ワークショップ形式で地域の現状や課題、将来の農業や農用地利用の在り方についての話し合いのほか、目標地図の作成作業を行ってきたところであります。

現在、この「協議の場」での話し合い結果を基に、町内五地区の地域計画素案の策定作業を鋭意進めているところでありますので、ご理解願います。

次に、「農林産物風評払拭事業」について申し上げます。

去る七月十二日、十三日の二日間、喜多方市・北塩原村・JA会津よつばと合同で、会津産農林産物の風評払拭活動を実施してまいりました。

初日は、「株式会社JR東日本クロスステーションフーズカンパニー」と「木徳神糧株式会社」を訪問しトップセールスを行うとともに、千葉県市川市の田中甲（たなか・こう）市長を表敬訪問し、令和元年四月から市川市内の全公立小中学校の給食に三市町村産のコシ

ヒカリを使用いただいている一方で、市川市の特産品である梨を三市町村の学校給食に提供いただいていることに対し御礼を申し上げ、今後の交流の進展について意見を交わしたところであります。

二日目は、市川市の卸売市場にあります「いちかわごちそうマルシェ」で、会津産農林産物の安全性や品質の良さをPRし、コシヒカリや、生しいたけ、きくらげなどの菌床きのこ類など本町の特産品や加工品を販売し、大変好評をいただき、本町の魅力を発信することができたと感じております。

このほか、長印船橋青果株式会社との販売戦略会議を開催し、三市町村の青果物に関する連携協議を行ったところであります。

また、同日の午後には、五年ぶりに神奈川県小田原市のスーパーマーケット・ヤオマサにおいて、本町とJAによる西会津町単独のトップセールスを行い、流通関係者とともにミネラル栽培野菜等の販売を行ってまいりました。

さらに、八月一日、二日には、会津十七市町村とJA会津よつば合同で、東京の豊洲市場を訪問しトップセールスを行ってまいりました。

二日と三日には、「会津ものづくりフェスタ2024」と題して、市場関係者のほか一般消費者の皆さんに、会津十七市町村のPR、物産品の試食販売を行いました。

これらの活動を通して、多くの消費者、流通・販売関係者と直接お話することができ、お客様の中には毎年この機会に足を運び、会津産・西会津産の産品を購入されるという方もおられ、継続することにより風評払拭に結びついていることを実感したところであります。今後も引き続き、これまでに築き上げた西会津町を応援してくださる消費者の皆様をはじめ、流通・販売関係者との信頼関係を大切にし、積極的な風評払拭活動を行い、西会津産農林産物の安全・安心をPRしてまいります。

次に、「鳥獣被害の防止対策」について申し上げます。

町では、鳥獣被害防止対策の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の三つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいるところであります。

今年度の鳥獣被害防止対策の状況であります。まず電気柵の設置については、九月五日現在で、個人二十九件、団体八件の設置に対し、町より経費の助成を行い、合計で延長約十三・一キロメートルの電気柵が設置されたところであります。

さらに、有害鳥獣捕獲については、町猟友会の協力のもと九月五日現在で、イノシシ三十八頭、ツキノワグマ二十頭、ニホンザル十六頭、ニホンジカ十一頭を捕獲したところであり、このうち有害鳥獣解体処理施設での処理件数は、イノシシ十五頭、ツキノワグマ六頭、ニホンジカ十一頭となっております。

町といたしましては、引き続き、集落ぐるみでの被害防止活動の推進を図るため、自治区等に出向いて「鳥獣被害対策研修会」を開催するとともに、鳥獣被害の防止に向けた三つの対策を複合的に実施し、町民の皆さんの安全安心の確保と農作物被害の軽減に努めてまいります。

次に、「西会津町統合簡易水道事業創設認可」について申し上げます。

本件に関しましては、六月議会の全員協議会の場でご説明申し上げましたが、その後、

去る八月八日付けで福島県に対し認可申請書を提出したところであり、今後は、関連する条例改正やシステム改修等の手続きを順次進め、持続可能な水道事業の運営に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「各種要望活動の実施状況」について申し上げます。

まず、町内における国県道や河川等の整備促進にかかる要望活動についてであります、
「国道四五九号整備促進期成同盟会」では、去る五月十六日に国の出先機関である「国土交通省東北地方整備局」・「財務省東北財務局」や「福島県」に対しまして、本国道の安全性等の向上にかかる整備促進等を要望してまいりました。

さらに五月二十二日には、福島県・新潟県選出の顧問国会議員、また各関係中央省庁に対しまして要望活動を行い、その後は、「福島県喜多方建設事務所」や「国土交通省北陸地方整備局」・「新潟県」に対しても同様に要望活動を行ったところであります。

この他、「県道熱塩加納山都西会津線整備促進期成同盟会」や「阿賀野川水系直轄砂防・地すべり対策促進期成同盟会」等におきましても、早期の課題解決に向けた積極的な要望活動を行ってまいります。

また、七月三十一日には、本町独自に、国庫負担の対象となる低温により被災した道路施設の災害、「凍上災」の採択基準緩和にかかる緊急要望を「自由民主党本部」及び「財務省」に対し行い、財政面の支援を要望してまいりました。

この他に、会津総合開発協議会や、東北横断自動車道建設促進期成同盟会等の各種団体につきましても、これまで、国・県に対し、地域課題に対する各種事項にかかる要望を実施してきたところであります。

今後も国・県に対し、各種期成同盟会、及び広域組織等による積極的な要望活動を行うほか、必要に応じた本町独自の要望活動などを通して、事業に対する着実な予算確保と早期着工・完成の実現を目指し、町民の安全安心な生活の確保に向け取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、「西会津大人研幾塾」について申し上げます。

「西会津大人研幾塾」は、町内に在住、または勤務する十代から三十代の社会人を対象に、将来の町づくりを担う人材を育成することを目的に、西会津の歴史や文化、自然などを学ぶ体験型の講座として昨年度に開講しました。今年度は、生涯学習からの地域づくりを専門とする、桜の聖母短期大学の三瓶千香子（さんぺい・ちかこ）教授をアドバイザーに迎え、ご指導いただきながら進めてまいります。去る七月七日に役場大会議室で行われた第一回の講座では、申し込みがあった二十二名のうち十七名が参加し、三瓶アドバイザーによる「地域を知ることの意義」と題した講義やグループワークを通し、本講座において基本となる考え方などを学びました。

今後は、歴史文化教室や郷土食体験など、来年三月まで概ね月一回開催する予定でありますので、ご理解願います。

次に、「沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業」について申し上げます。

「沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業」は、四年ぶりの開催となった昨年度に引き続き、去る七月二十六日から七月二十九日の三泊四日の日程で、西会津小学校の六年生・二十八名の参加のもと実施いたしました。今回も、参加児童全体の交流の拡大と保護者負担

の軽減を図るため、ホームステイを行わず、全体での交流活動を主に行いました。参加した児童はこの交流活動を通して、本町と異なった生活習慣や食文化などを体験するなど、見聞を広げることができたところであります。今後は、来年二月に開催される雪国まつりにあわせて大宜味村児童が来町し、本町の生活文化を紹介するとともに更に交流を深める予定となっております。

次に、「町民音楽鑑賞会」について申し上げます。

「町民音楽鑑賞会」は去る八月十一日に西会津中学校多目的ホールで開催いたしました。昨年度と同様に吹奏楽団の「会津シンフォニック・アンサンブル」に、幅広い年齢層が楽しめる楽曲を八曲演奏いただき、会場に集まった総勢百十六名の参加者らが一体となり、演奏を楽しんだところであります。

次に、「二十歳を祝う会」について申し上げます。

「二十歳を祝う会」は、民法の成年年齢の引き下げに伴い、旧来の「成人式」の名称を変更し開催しているところであります。本年度の「二十歳を祝う会」は、去る八月十五日、西会津中学校多目的ホールを会場に、三十八名が参加し実施いたしました。会場内では、旧友らとの久しぶりの再会を喜び合う姿や現在の状況を報告し合う姿が各所で見られたところであります。

続きまして、今回提出いたしました議案等についてご説明を申し上げます。

まず、議案第一号「西会津町税条例の一部改正」について申し上げます。

本案は、国の令和五年度及び六年度の税制改正により、地方税法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第二号「西会津町税特別措置条例の一部改正」について申し上げます。

本案は、県の税特別措置条例が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第三号「西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」により、令和六年十二月二日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化が施行され、現行の国民健康保険の被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四号から第十一号までの「令和五年度の決算の認定」についてであります。一般会計、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、お手許にお配りいたしました各会計決算書、実質収支に関する調書に記載されているとおりであります。

一般会計につきましては、歳入総額が七十四億九千八百四万六千円で、歳出総額は七十一億一千六百十四万二千元となり、歳入歳出差引額は三億八千九百九十万四千円で、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は三億三千四百二万三千円の黒字決算となりました。

また、地方公共団体財政健全化法に基づく、健全な財政運営がされているかどうかを表す健全化判断比率であります。実質公債費比率は、国が示す基準の二十五%未満に対し

て十二．一％、将来負担比率につきましては、同じく国が示す基準の三百五十％未満に対して七十八．二％と、いずれも健全化基準の範囲内であり、健全な財政運営となっておりますので、ご理解願います。

なお、各会計の主な事業の執行状況につきましては、お手許にお配りいたしました主な施策の執行実績調書のとおりであります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力によりまして、制度的に繰り越した事業を除き、計画いたしました事業を順調に執行できましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

次に、議案第十二号「令和六年度西会津町一般会計補正予算（第三次）」についてであります。四億二千百九十二万三千円を増額し、予算総額を六十九億四千七百四十六万円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、普通交付税の決定及び令和五年度繰越金の確定に伴う歳入の追加と、制度改正に伴う児童手当支給に係る経費の追加や、道路新設改良費、道路橋りょう河川災害復旧費の追加計上など、今後の町政運営に必要な経費を計上したものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、剰余金につきましては、財政調整基金及び公共施設整備等基金に積み立てることといたしました。

次に、議案第十三号から第十五号の「特別会計等補正予算」についてであります。それぞれの会計において決算に伴う繰越金の処理など、所要の経費を調整し計上したものであります。

次に、議案第十六号「西会津町名誉町民の決定につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、町の発展等に多大な功績があり、町民が誇りとして等しく敬愛する一名の方に対しまして名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰したいので、名誉町民条例に基づき、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第十七号「西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、長年にわたり町政の向上発展に貢献された方を、町表彰条例に基づく「特別功労者」として表彰するため、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第十八号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」について申し上げます。

本案は、議案第三号でご説明申し上げたマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、後期高齢者医療の被保険者証についても廃止となることから、地方自治法の規定に基づき、同規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第十九号及び議案第二十号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、本年十月四日で任期満了となります「教育委員会委員」二名の任命につきまして、

議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第二十一号及び議案第二十二号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」について申し上げます。

本案は、本年十二月三十一日で任期満了となります「人権擁護委員」二名の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に、報告第一号「債権放棄について」であります。西会津町私債権管理条例の規定に基づき、令和五年度中に債権放棄をした私債権について、ご報告するものであります。

次に、報告第二号「委任専決処分事項」であります。現在、工事が進められております「温泉健康保養センター機械室改修工事」及び「さゆり公園体育館屋根改修工事」において、現地再精査等により、軽微な変更が生じたことから、委任専決処分の範囲内で変更契約を締結しましたので、ご報告するものであります。

以上、提出議案等の概要についてご説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 暫時休議といたします。

再開は、午後 1 時とします。（11時46分）

○議長 再開します。（13時00分）

日程第11、報告第1号、債権放棄についての報告を求めます。

副町長、大竹享君。

○副町長 報告第1号、債権放棄についてご説明申し上げます。本件につきましては、町が管理する私債権（いわゆる使用料等）について、統一した適正な管理の推進を図るため令和4年4月1日に施行した西会津町私債権管理条例並びに同条例施行規則の規定に基づき、令和5年度中に実行した債権放棄について、放棄した債権の名称、放棄した日、件数、金額並びに放棄した理由を議会に報告するものであります。

この債権放棄の手続きにつきましては、各担当課が管理する私債権について債権放棄の可否を審査するため、条例施行規則第12条に基づき、西会津町私債権の放棄に係る審査会を庁内に設置し、個別の案件毎に審査をしてその可否について審査結果を取りまとめ、町長が最終的に債権放棄の決定をしたものであります。

それでは、報告書をご覧ください。

報告第1号債権放棄について、西会津町私債権管理条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

別紙をご覧ください。

令和5年度西会津町私債権管理条例第8条第1項各号の規定による債権放棄報告書であります。

報告書の内容であります。債権所管課、債権の名称、放棄した年月日、放棄した理由、合計であり、放棄した理由については、第1号の生活困窮から第7号の相続放棄まで、条例第8条第1項に規定されている放棄した理由となっております。

放棄の内容であります。まず、ケーブルテレビ使用料で、第1号、生活困窮事由により、19件 42,000円。

次に、町営住宅使用料で、第1号、生活困窮事由により、31件 514,800円。

次に、上水道使用料で、第2号破産、倒産等により79件 1,046,322円。

次に、簡易水道使用料で、第2号破産、倒産等により76件 347,584円。

次に、農業集落排水処理施設使用料で、第2号破産、倒産等により、94件 431,762円。

以上合計で、299件、2,382,468円であり、このうち、50件 556,800円が第1号の事由である生活困窮、残りの249件 1,825,668円が第2号の事由である債務者の破産・倒産等によるものであり、令和6年3月31日に債権放棄をいたしました。

なお、対象となった人数で申しますと、対象者は10人、法人では6社となっております。

以上をもちまして、報告第1号債権放棄についての報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

なお、プライベートに関する質疑はできませんので御注意ください。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第1号、債権放棄についての報告を終わります。

日程第11、報告第2号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 報告第2号「委任専決処分事項の報告」について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月19日ご議決頂いております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、工事又は製造の請負契約に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告をするものであります。報告する件数は2件で、何れも6月議会でご議決頂いた工事請負契約の増額変更契約であります。

それでは、報告第2号の報告書をご覧ください。

まず1件目の工事名であります、「温泉健康保養センター機械室改修工事」であります。変更の主な内容ですが「機械室建屋において、現地掘削調査の結果、既設の電気埋設配管などが計画工作物と干渉するため、基礎や屋根に変更が生じること等による増額変更であります。

契約内容は、滝谷建設工業株式会社代表取締役田中智仁氏と令和6年7月31日に30万9千円増額の7,280万9千円に変更工事請負契約を締結いたしました。

次に、2件目の工事名であります、「さゆり公園屋根改修工事」であります。

変更の主な内容ですが、太陽光モジュールを取り外した結果、屋根材及び太陽光モジュール架台の損傷が確認されたことから、屋根部分の防食処理及び架台の更新が必要になった事による増額変更であります。

契約内容は、武田土建工業株式会社代表取締役須藤研二氏と令和6年7月31日に112万2千円増額の5,150万2千円に変更工事請負契約を締結いたしました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　じゃあ、2点ほど質問します。

まず、工事の追加ということですが、温泉保養センターの干渉ということですが、最初の説明では、工事のときそういうのなかったわけなんですけど、いつの時点でそれが分かって、それで計画のときになぜそれが分からなかったのかをまず1回目に聞きたい。

それと屋根の部分ですが、目視で見て、これも最初の工事説明のときは目視で大丈夫だというような話あったんですけど、目視したところ、やってて分かって、目視の状態では完全に分からなかったのか、それでそれをいつどういう時点で分かって、こういうふうになったのか、この2点をお聞きします。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、キュービクルというかロータスインのほうでございまして、着手しまして準備工の中で現地を掘削調査いたしました。そこで支障となる管が発見されたということになります。

どうしてかということですが、図面が古く、あとキャンプ場とかいろんなところに後から増築で混乱していたところもございまして、正確に既存の配管の位置を特定できなかったというようなことになります。

それから、太陽光パネルのほうでありますけど、調査設計の段階では足場も組んでおりませんので、屋根に上がって外観を可能な限り確認はしたわけですが、足場を組んで、屋根屋さん等専門家が上がって再度準備工の中で調査をしたところ、実際剥がしてみたら、さびが多く発見されて腐食が激しいということで、架台の交換と防食、防さびですね、さびを止める施工が必要だろうということで今回行ったということでございます。

○議長　武藤道廣君。

○武藤道廣　確認も含めてですが、屋根の関係では雨漏りもあって、それで直さなくちゃなんないってということで、我々も、その点太陽光とかの関係でどうだろうかという質問したっていうのがあったんですけど、やはりそれで町と設計屋と専門家ということですが、町はそういう場合、どんなふうな形で関わっているのかという、この1点。それから図面が古くてって言うんだけど、図面としては信憑性がないのか、それともどういうことなのか。もう図面と現実が合ってなかったという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　まず、町の職員としての関わり方ですが、専門家、要するに設計を担当している専門家の方と同席をして説明を受けて、その内容についてある程度理解

ができれば了解するというようなことで進めております。町の職員でなかなか建築に精通した職員おりませんので、そういう形で進めさせていただいているのが現状でございます。それから、図面でございますが、現場に正確に合っている図面が結果的になかったということになると思います。以上でございます。

○議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 専門的な職員がいないっていうようなことと言っていいのかどうか分からなかったんですが、とにかくそれは見積りとか設計屋がやることで専門家がやることなんですが、やはりその辺をちゃんとチェックできるような体制は今後しっかりと取り組んでほしいと思います。

○議長 これで、報告第2号、委任専決処分事項の報告を終わります。以

上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。（13時17分）

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

令和6年9月9日（月）

開 会 10時00分
延 会 17時31分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 仲川 久人 | 2. 長谷川 正 | 3. 紫藤真理子 |
| 4. 上野恵美子 | 5. 荒海 正人 | 6. 小林 雅弘 |
| 7. 秦 貞継 | 8. 猪俣 常三 | 9. 三留 正義 |
| 10. 青木 照夫 | | |

○議長 おはようございます。

令和6年第5回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめるなど、能率的議会運営に御協力ください。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 おはようございます。2番、仲川久人です。

これより、一般質問のほうを通告に従い行っていきます。

まず、農業政策に関する町の方針ということで一般質問させていただきます。

農業を取り巻く状況は非常に厳しいという声が、農業者の方から聞こえてきます。こうした農業環境が厳しいと言われていることは今に始まったことではなく、数十年前からずっと言われている問題であります。こうした状況を踏まえ、町の主力産業である農業に対する町の考えをお伺いいたします。

まず第1点、水稻以外の作物に対する支援はどのように考えているのか。

第2点、遊休施設の有効活用の考えはどのようになっているのか。

3、近年の農業機械の高額化に対する支援体制はどのようなものなのか。

4、地域からの要望があれば、ライスセンターの設置を拡充していく考えはあるのか。

5、農業施設の補修整備にかかる受益者負担について、軽減策を検討できないものなのか。

以上5点について、質問いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番仲川久人議員の農業政策に関する町の方針についてのご質問にお答えいたします。

本町の基幹産業である農業を取り巻く状況は、人口減少に起因する担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害の増加など課題が山積しております。

また近年は、物価上昇による資材や機械、燃油等の価格高騰に加え、異常高温、大雨の頻度の増加や、逆に雨が降らない日が続くなど、気候変動による影響が顕著になってきており、これによる農作物の品質の低下や熱中症リスクの増加など農業を取り巻く環境は一層厳しい状況となっております。

まず1点目の水稻以外の作物に対する支援についてであります。町では、「米」と「ミネラル野菜」「菌床キノコ」の振興を三本柱に、複合経営の効率化をはじめ、農地の集積・集約、農産物の産地化・ブランド化、担い手の確保、有害鳥獣対策の強化などを各種事業により支援しているところであります。

具体的には、パイプハウスリース事業や規模拡大に伴う農業用機械導入への支援、近年の肥料や農薬、燃油等の農業用資材の価格高騰などに対する支援、有害鳥獣の侵入を防ぐ電気柵設置に対する補助のほか、町独自に栽培指導専門員と、農業公社支援専門員を配置

し、野菜栽培の技術支援強化を図っており、さらに、昨年9月には、農業分野における様々な課題の解決に向け、また、農業者が安心して農業に取り組めるよう、持続可能な町農業を実現することを目的に、農業公社を設立し、町の農業振興及び農家支援体制を一層強化したところであります。

2点目の遊休ハウスの有効活用についてであります。町では、平成16年度からこの間、天候に左右されることのない農産物の安定した収量の確保、品質の向上、農作業の効率化などを目的に、これまで158棟のパイプハウスを整備し、農業者等に低価格でリースすることにより、農家負担の軽減はもとより、年間を通じた農作物栽培や、病害虫のリスク軽減、出荷時期の調整等によって農家所得の向上を図ってきたところであります。ご質問の遊休ハウスの有効活用については、パイプハウスのリース期間12年満了後は、その借受け農家にハウスを譲与するため、個人の資産となり、また、物件により老朽度合が異なることから、まずは遊休ハウス所有者と使用希望者間の貸借等のマッチング支援により有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の農業機械の高額化に対する支援体制についてであります。農林水産省の統計によれば、農機具の年次別価格指数は、令和5年では105と令和2年の指数100より5ポイント増と大幅に上昇しております。この農業機械のコスト低減に向けて、機械使用面積に基づく過剰投資の抑制や、買い替えまでの稼働年数の延長、メンテナンスによる機械の長寿命化などが図られており、また、中古機械の購入や離農農家からの譲り受けなどの方法により農機具への投資コストの低減が具体的に行われているところであります。

ご質問の支援体制であります。農業者や集落営農による規模拡大をはじめ、集約化、経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する国・県の様々な補助制度等があることから、町といたしましては、活用可能な補助制度等を活用していくという考え方の下、今年度は、県と連携し認定農業者等を対象とした補助制度に関する説明会を開催し、農業者等を支援してまいります。

次に4点目の地域からの要望によるライスセンターの設置の拡充についてであります。町では、これまで、集落をはじめ、地域農業者の皆さんの意向を踏まえ、話し合いの段階から地域の皆さんとともに、ライスセンター等の整備や組織の立ち上げに向けた支援を行ってきたところであり、引き続き、地域からの要望に応じ対応してまいります。

次に5点目の農業施設の補修整備に係る受益者負担の軽減策についてであります。水路をはじめ、ため池、揚水ポンプなど、これらの農業用施設は、昭和40年代からの基盤整備や、それ以前に整備されてきたもので経年により老朽化が進んでおり、その補修や更新が大きな課題となっているところであります。

町では、この間、施設の補修整備に係る受益者負担について、水土里事業のスーパー重点枠による支援や、町土地改良区による支援、また県等の補助事業の活用により、受益者負担の軽減に努めてきたところであります。しかし、農地所有者が地域の基幹的農業者等に耕作を委託する農地が増え、その基幹的農業者等が単独あるいは数人で農業用施設を維持管理している実態であることなどを踏まえ、町といたしましては、町農業と農地を守るため、引き続き施設の老朽化の状況や、その管理の実態に応じ、土地改良区や水利組合等

と連携し、受益者負担を軽減できる方法等について協議・検討して参る考えでありますので、ご理解願います。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 今ほどの答弁ありがとうございます。

順次、再質問させていただきます。

水稻以外の作物の支援ということで、まずパイプの施設園芸ということでハウスのリース事業の御説明がありました。これについて、年々やはり今まで 158 棟というパイプハウスの整備をしてきたわけですが、まだ新規で増設をしたいと。また、新規参入で施設園芸のほうに取り組んでいきたいという農業者の方もいらっしゃるかと思います。この辺について、少しお尋ねしたいと思います。

まず、県のパイプハウス。県や国のパイプハウスのリース事業というのは現在継続されて、来年以降も継続されていくものなのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 パイプハウスリース事業の今後の継続の御質問でございます。

県につきましては、一定程度面積の要件があり、その条件に合った場合には県の補助金を活用できることとなっております。現在も補助事業については継続されているところであります。町の制度で申し上げますと、単独事業であってもパイプハウスのリース事業現在も実施しておりますので、これにつきましても健康な土づくり、ミネラル栽培のさらなる普及、拡大を図るために今後も継続していきたいということで考えております。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 県の事業がまだ継続しているということですが、具体的に、来年度ハウスのリース事業を利用するという方がいらっしゃる場合は、いつどのような時点から町に対して申込み等をしている、申請すればよいのか。この点について、お答え願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

例年、新規のパイプハウスのリース事業につきましては、まず周知のチラシをつくりまして、パイプハウス導入の希望を募ります。その時期につきましては、例年 7 月ぐらいに締切りというか申込期限も設定させていただいて、そこまで申請のあった方については、その後面談なり県の農業普及所の専門員に入らせていただいてヒアリングなどをさせていただいて、最終的に貸付けするかどうかの判断をするということで、翌年度の事業費計上などにつなげているということでございます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 7 月までということですので、この辺の農業者への周知を徹底していただいて、その要望になるべく応えていただけるような施策を進めていただきたいと思います。

第 2 点目の遊休施設の有効活用についてですが、新規のリースハウスの場合は設置まで全てこの事業で行っておりますが、遊休ハウスを 12 年計経過したもの、もうそれで離農された方もいらっしゃいます。そうした遊休ハウスの把握という点については、町側ではどのように把握しているのでしょうか。今現在、何棟が 12 年のリース期間を終えて個人のほ

うに譲渡された。ハウスの棟数を分かる範囲でよろしいのでお答えください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、現在活用されていないハウスの数という御質問でございますが、現在活用されていないハウスで町が把握している棟数で申し上げますと、16 棟でございます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 16 棟という御回答ですが、思ったより、私が聞いているよりは多いのかなというふうに思います。

この 16 棟、やはり急に規模拡大などリースハウス事業の申込みに間に合わなかったという方いらっしゃれば、こういう遊休ハウスを利用するという方法も一つの手だというふうに思います。こうした場合、遊休ハウス先ほどの答弁にもありますが、マッチングですね。持っているハウスの所有者と使用希望者のマッチング支援によりというふうな御回答がありましたが、マッチング支援というのを具体的にどのように、今現在町側が窓口になって今現在 16 棟の遊休ハウスがあります。これを利用いただくという、そういうマッチング支援の在り方。どのような方法でこういったものを周知しているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 遊休ハウスのマッチングの周知という御質問でございます。

町では、遊休施設について先ほど申し上げましたように 16 棟把握しております。その 16 棟を町が積極的に周知をして活用を図るということは、現在行っておりません。ただ、生産者の方で新規ではなくて、中古とかそういった新規以外のハウスを使いたいという御要望があった際には、先ほど申し上げた 16 棟の中で場所でありますとかハウスの大きさを提示させていただいて、そこの所有車と使用希望者の間に入って調整といいますか、マッチング作業をしているというのが現状でございます。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 マッチングハウス、非常に有効な方法で、生産者の方も新規で参入される方も非常に助かる支援の方法だというふうに思います。こうした取組を広げていただいて、新規就農者であったり規模拡大の農業生産者の支援につなげていていただきたいと思います。

そして、このハウスに中古のハウスを移設した場合の費用というのは、おおむね 100 万円程度かかるそうなんです。新規のハウスを新しいところに、自分が希望する農地に移設をする。そしてビニールを張り替える等の経費が大体 100 万円ぐらいはかかるということなんですけれども、そうした場合、新規のリース事業であれば負担というのはリース金額程度なんですけれども、こうした遊休施設の移設費用に対して町側で何らかの支援策を取っていただくような考えはありますでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 活用されていないハウスの移設について、移設費用の支援という御質問でございます。

先ほど申されました移設費用ですが、町のほうでもちょっと参考までに調べたところ 100 万円まではいきませんが、おおむねその程度かかるというようなことで業者のほうか

から見積りをいただいております。そのようなことから、まずは使用したいという方については移設費用が相当多額になりますので、できればその場で耕作、使っていただけないかということをお話をさせていただいております。

ただ、どうしても移設するとなった場合であります、町のパイプハウスのリース事業の財源的なところでちょっと御説明させていただきますと、過疎対策事業債を活用しております。過疎対策事業債の借入れの7割が交付税で参入されて、残りの3割を使用される方のリース料ということで12年間かけて御負担いただいているということで、実質的な町の負担はない事業になっておりまして、生産者の皆さんあるいは町にとっても非常に有利な事業になっております。

議員申されました移設費用の支援ということになりますと過疎対策事業債活用できませんので、また新たな財源を見つけるなり手当てしないとその分の財源というのは町の一般財源で全て負担するということで、財源的なところがあります。ですから、そういったことでまずは空いているところで使っていただく。あるいは、それがどうしても難しい場合は新規で申し込んでいただいて、過疎債を使っていただいて取り組んでいただくというのが生産者の方にとっても町にとってもメリットが大きいのかなということで考えております。

以上です。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 なかなか補助をしていただくというのは、財源の面から厳しいというのは御理解いたしました。

そうした中でも、やはり今現在離農された方が持っているハウス、非常に離農されてハウスがあるということで、所有者もどうやって撤去したらいいのかというふうに考えている方もいらっしゃるようですので、なるべくそういった土地で、今農林課長が言われたとおり、その農地をそのまま利用して継続して施設園芸を行っていただくというような方向、これも本当に一つの大事な内容かと思っておりますので、ぜひそうした取組を農業者の方に周知いただいて進めていってほしいと思います。

3点目の農業機械の高額化に対する支援体制ということですが、答弁の中で認定農業者を対象に補助制度に関する説明会を実施するというような内容ですけども、私のほうにもこのお知らせの文書届きました。9月3日付で説明会が19日に行われるという内容の資料を頂きました。こうした取組、非常に有効だと思います。

そうした中で説明会、大体どういった内容のものになるのか。単純に補助金のない中身を、こういう補助金がありますっていう説明なのか。もっと詳しく対象はどこまでなのかとかいろいろあるかと思いますが、どういった説明会を実施する予定でいるのか。内容分かる範囲でよろしいので教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 今後開催いたします、補助制度の説明会の内容についての御質問でございます。

質問にありましたように、非常に農業機械の高額化といいますか物価が上がっておりまして、更新する際の費用負担が大きいということでこれまでも生産者の皆様から声をいた

だいておりましたし、今年度米の生産者の方と意見交換した中でも、やはりそういった機械の更新の支援というのが課題に挙がりました。そのような声を受けまして、町長答弁もありましたが、今年度初めての試みとして県の会津農林事務所の職員に来ていただいて説明会を開催いたします。

現在の国の補助制度としましては、単に機械を更新するというだけでは補助の採択に合致しませんので、例えば若い世代の農業従事者を拡大する場合の補助制度がこういったものがありますよとか、生産規模を拡大、あるいは生産の効率性を向上する場合こういった補助制度がありますというような具体的な対象となる型、あるいは対象となる施設、機械、どういうものがあるかというのを県の職員の方に説明をしていただいて、そういったものであれば町内の方でもうちだったらできるとか、そういったところを少し相談のような形で進めていきたいということで今のところ予定しているところでございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 こういった周知の取組については、非常に農業者にとっては助かるような政策だというふうに感じております。

今回、募集案内の内容を見ますと認定農業者各位ということですが、認定農業者以外の兼業の農家さんであったり、そういった農業者についてもこういった説明会に参加できるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 補助の周知の範囲という御質問でございます。

現在、国の補助制度を見てみますと条件がありまして、やはり一定程度認定農業者であるとか、今現在策定作業を進めております地域計画の中に位置づけられている方とか、そういった条件がありますので、全ての生産者の方が補助を受けられるということにはなっておりませんので、あくまでも今回の補助の対象になり得る方について御案内を申し上げたというところでございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 理解いたしました。

こういった取組、今回1回だけでなく年に数回こういった取組をして農業者の意見を聞いていただいて、農業政策のほうに生かしていただきたいものと考えます。

続いて、地域からの要望があるライスセンターの拡充ということですが、答弁の中では引き続き地域からの要望に応じて対応していきますというところであります。やはり、来年度より地域計画が実施され、農地の集約、こういうことが進められていくというふうに思います。集約が進むにつれ、やはり生産規模も拡大していくことになっていきますんで、どうしても集落協定の中で個人では今まで無理だったのが、集落全体で農業を維持していくというふうにつながっていくのかなと考えます。そうした場合、地域からの要望に応じて対応していきますとありますが、具体的にライスセンターの規模。今下島に一つと松尾に一つ。今松尾に設置してますけど、ああいった規模のライスセンターを小規模のものを設置拡大していくのか、要望があれば設置するのか。それとも、町としてドンと大きいものを設置してそこに集約していくのか。この辺のお考えはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、ライスセンター整備の範囲といいますか、どのエリアというような御質問でございます。

町として、町一つのライスセンターということになりますと、相当町内面積も大きいのでちょっと現実的ではないのかなというふうに考えております。やはり、これまで最近幾つかのライスセンターできましたが、地区であったり地域であったり、そういった単位でライスセンターをつくっていくというのが、将来的に使い勝手であったり運営の面で効率的に行えるのかなということで考えております。

○議長 2 番、仲川久人君。 それでは、次の質問に、再質問に移ります。

農業施設の保守整備に係る受益者負担ということですが、昨年の 12 月の定例会のほうにおきまして、農業施設の整備について町長よりいつでも御相談くださいというような御回答をいただきました。御相談くださいということから、今年度 6 月ですかね。7 月、町内の山水利組合の代表が陳情をいたしたところだと思います。

こうした水利組合だけではなく、農業施設の整備には多額の受益者負担が発生しますので、この辺の負担を何とか検討できないものなのかということで、答弁にもあります受益者負担を軽減できる方法について協議・検討していくということですが、具体的にどのような国の補助事業、農水省の補助事業とかで受益者負担自体を軽減するような補助事業は実際あるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 受益者負担の部分についての御質問にお答えいたします。

議員もされましたように、揚水ポンプでありますとか大規模な改修には相当な事業費がかかってきます。小さい修繕から大きい修繕までありますが、小さい修繕であれば町のみどり事業の活用。土地改良区の補助事業。大きいものと、団体営ということで県の補助など様々な事業ありますが、いずれの事業についても受益者負担は一定程度かかってきます。

ただ、受益者負担が規模によって 1 戸当たり相当な受益者負担になることも今後施設の改修、あるいは揚水ポンプの更新などによってかかってきますので、ここの部分の支援というのは町でどういったことが可能なのか。どうすれば 1 戸あたりの負担を軽減した形で機械の更新、あるいはそういった施設の更新ができるかというのは、今後その事業規模でありますとか、水利組合の皆さんと協議させていただいて、この程度の負担であればやれるだろうというようなところの話し合いを今後協議を進めていきたいということで考えております。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 そういったお考えがあるということではありますが、具体的に基盤整備をした場合に償還期間が 25 年であったりとかそういうこともありますが、こういう受益者負担を一括で受益者負担をするのではなく、10 年とかそういう償還期間を設けて受益者負担を、毎年の受益者負担の額を軽減するっていうような方法とかは現実的にやっぱり難しいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　　今ほどの御質問の、受益者負担の平準化ということで御答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたように、事業を実施するには事業規模によりまして、県の事業でありますとかそういった補助事業も活用できます。補助事業の活用に際しましては、基本的には受益者負担を当年度といいますか、支払い負担していただくことになりますが、事業によっては数年間それを分割して行うという事業もありますし、また具体的な年次ごとの計画となりますと土地改良区の事業というかそういった支援も考えられますので、そういったことも含めて今後協議、あるいは検討を進めていきたいということで考えております。

○議長　　2番、仲川久人君。

○仲川久人　　今ほどお答えいただいた内容、非常に希望の持てる内容だというふうに理解します。こうしたライスセンターの設置をして、これから西会津の主力産業である農業を発展していくというような中で、どうしても農業施設というのは非常に大事なものになってきます。ライスセンターを設置しても、農業施設が稼働してないのであれば収益はほとんど望めなくなってしまうので、ライスセンターを運営していくことも厳しい状況になってきます。

こうしたことで、農業施設、本当に答弁書にもありますように50年以上の経過をしているところが本当に多くあります。そうしたことから、こうした農業施設を農業者で維持するだけではなく、もちろん受益者もみどり事業を活用したりとかそういったことで維持管理を進めていくことは非常に大事なことだというふうに思います。自助共助という意味でも、これを町側だけをお願いするのではなく、自分たちでも積極的にそういう施設の延命とか補修に従事していくという考えは非常に大切になってくることだとは思いますが、どうしても費用の部分であったり、町側に支援をいただかないと成り立っていかない部分もありますので、そういったところは今後も十分理解していただいて、農業者、そして町の農政、一緒になっていい方向に進めていただければというふうに思います。

質問の内容は以上になります。今後も、町の農業政策。本当に主力である農業、町の産業に対して有効な策を取っていただいて、農業者と一緒に二人三脚で歩める農政を目指していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　皆さん、おはようございます。3番、長谷川正です。

通告により、一般質問をさせていただきます。

農業政策の振興についてをお伺いします。我が町を代表する農産物といえば、おいしい西会津産米であり、ふるさと納税の返礼品としても大変好評であります。一方、畑作物はどうでしょうか。私たちの健康にとって野菜は必要不可欠であり、重要な要素であります。町では、ミネラル野菜の栽培に力を入れてきました。また、町内外からのニーズも多かったように記憶しております。そこで、ミネラル野菜を含めた畑作物のこれからの振興策をお伺いします。

1つ、ミネラル野菜と一般的な野菜の違いは何ですか。

2つ目、ミネラル野菜を栽培するのに当たり、重要なところは何ですか。

3つ目、ミネラル野菜の主な出荷先はどこですか。

4つ目、出荷するミネラル野菜を含む野菜の品質保証はどう取り組まれているのですか。

5つ目、良い農産物を収穫するに当たり、有害鳥獣被害対策が課題と思われそうですが、今までの取組とこれからの取組との課題を伺いたい。

6つ目、有害鳥獣被害対策として、電気柵の設置が一定の効果を上げています。しかし、設置規模が大きくなるにつれ設置者の負担が多くなる。町としての負担軽減策を伺いたい。

7つ目、畑作物におけるこれからの戦略作物を伺うとともに、将来のミネラル野菜を含む畑作物全般の振興策を伺いたい。

以上、質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番長谷川正議員の農業振興策についてのご質問のうち、ミネラル野菜についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本町では平成10年度から「健康な身体は健康な食べ物から、健康な食べ物は、ミネラル分を含んだ健康な土から」という農業科学研究所長の中嶋常允先生の指導を受け、以来、この健康な土づくりを基本としたミネラル栽培を農業振興の中心に据え取り組んできたところであり、昨年度25周年を迎え、記念大会を開催いたしました。

この間、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会の発足をはじめ、学校給食等への米・野菜の供給による食育の推進、交流物産館よりっせなどの整備、商標の登録、首都圏スーパーへの野菜出荷の開始などのほか、首都圏等での積極的なPR活動を行い、こうした農業振興・地域づくりの取り組みが評価され、平成18年10月には、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会が「農山漁村いきいきシニア活動表彰」で奨励賞を受賞したほか、平成26年11月には、同じく普及会が「豊かなむらづくり全国表彰」で農林水産大臣賞を受賞しているところであります。

ご質問1点目のミネラル野菜と一般的な野菜の違いについてであります。健康な土づくりにより土の栄養バランスを整えた土壌で育つ野菜は、作物本来の力を発揮して抵抗が増し、病虫害の発生が少なくなり、農薬の使用回数を減らすことができ、また、収量の安定が図られ、さらに、甘くて、エグミが少なく、日持ちも良いといったような取り組みの成果が報告されているところであります。

次に、ミネラル野菜栽培にあたり重要な点であります。土壌分析・診断に基づき土壌改良を行うことであります。具体的には、栽培するほ場の土壌診断を行い、この診断結果に基づいて、不足するミネラルをバランスよく補給し、過剰な養分は抑え、養分の過剰・過少、土のミネラルバランスを整えます。この結果、品質の向上、安定多収はもとより、適正施肥による肥料コストの低減、農薬の使用回数も減らせるといった効果が生まれております。

次に、ミネラル野菜の主な出荷先であります。農協への出荷のほか、道の駅にしあいづミネラル野菜の家での直売、首都圏や地元スーパー、ふるさと納税の返礼品、また、町内小中学校、こども園の給食にも供給し、市場からは高い評価をいただいているところであります。

次に、ミネラル野菜の品質保証の取り組みについてであります。ほ場認定や、町栽培指導専門員等による巡回確認のほか、栽培研修会・勉強会の開催、県喜多方農業普及所やＪＡ会津よつばの部会と連携した現地指導会の実施により品質向上に向け取り組んでおります。また、今年度は、さらなる品質向上につなげるため、ミネラル野菜自体の成分分析を行っているところであり、他産地の取り組みなどを参考に、今後も関係団体や出荷先との連携を強化し、安定した品質と安全・安心な野菜の提供に向け支援してまいります。

次に、畑作物におけるこれからの戦略作物と、将来のミネラル野菜を含む畑作物全般の振興策についてであります。まず、これからの戦略作物につきましては、現在、作付面積、出荷額が多い、キュウリ、アスパラ、トマトを中心に、本町の環境などに合った作物について、安定した所得確保につながるよう支援を図ってまいります。

さらに、シャインマスカットなどの新たな品目の栽培に取り組む農業者等の支援のほか、町の逸品となる農作物の選定や、町農業公社の産地化を目指す園芸栽培の取り組みの横展開に向け、県農業普及所やＪＡ会津よつばと連携し、取り組んでまいります。

また、畑作物全般の振興策につきましては、町といたしましては、品質向上や安定多収、甘くて、エグミが少なく、日持ちも良いといった成果が示されている、これまでの健康な土づくりを基本としたミネラル栽培について、健康な土づくり事業３０周年に向けて、関係者と連携を図り「自信と誇りを持って提供できる体制」「豊かさを実感できる農業へ」「安心・安全が当たり前の野菜づくり」を健康な土づくり事業の３本柱に据え、各種事業を推進してまいりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○農林振興課長　　３番　長谷川正議員の農業振興策についてのご質問のうち、有害鳥獣についてのご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣被害対策の今までの取り組みとこれからの取り組みと課題についてお答えいたします。

町では被害防止対策として「被害防除」「環境整備」「有害捕獲」の３つの対策を複合的に、地域と猟友会、行政が一体となって取り組んでいるところであります。具体的には、専門的な知識を有する鳥獣被害対策専門員２名を配置し、被害防除では、猟友会員によるパトロールや電気柵設置に対する技術支援や経費の補助など、環境整備では、森林環境交付金事業による集落周辺の間伐等の鳥獣が出没しにくい環境整備や、人家に近づけさせないための注意喚起など、有害捕獲では、新規わな猟免許取得に対する補助や猟銃購入費の補助などの対策を実施しております。

また、狩猟技術向上支援のための研修会の開催、捕獲員の負担軽減のため有害鳥獣解体処理施設の整備、集落説明会やクマ出没時対応訓練等を実施し、被害防止体制の強化と集落等における防衛意識の醸成に取り組んでいるところであります。これら取り組みの課題としては、集落や猟友会などの高齢化や人材不足、遊休農地の増加による被害の拡大、被害防止対策への国や県による支援の拡充等があると認識しております。

次に、電気柵設置における負担軽減策についてお答えいたします。電気柵設置に係る経費の補助については、町の「有害鳥獣防除事業」及びにしあいづ水・土・里環境委員会による「電気柵設置支援事業」により電気柵の設置促進及び設置者の負担軽減に取り組んでい

るところであります。具体的には、町の補助は面積要件や受益要件等により個人設置に対しては事業費の概ね3割から4割、集落等による共同設置では概ね5割の補助率となっております。さらに、共同設置する場合は町の補助に加えて水土里事業による補助を併用することが可能であり、水土里事業では電源装置と電柵ワイヤーについて10割の支援を行っております。

また、規模の大きい事業については、県において有害鳥獣対策の専門職員を配置している市町村を対象に「イノシシ等有害捕獲促進事業」として電気柵やワイヤーメッシュ柵などの整備支援を行っており、整備方法等により10割から5割の補助により設置者の負担軽減を図っているところであります。

今後も、これら既存の補助制度を有効に活用していただくため、様々な機会を捉え制度を周知するとともに、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けて侵入防止柵の設置を進めるとともに設置者の負担軽減に取り組んで参りますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 順次質問させていただきます。

ミネラル野菜と一般野菜の違いはということですが、ミネラル分あるいは成分を土壌に入れて、そこで育ったものがミネラル野菜という理解でよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ミネラル栽培の御質問でございます。

先ほど町長の答弁にありましたとおりでございますが、土に不足しておりますミネラル分、鉄、亜鉛、銅といったミネラル分ですが、そういったミネラル分を補いまして土壌分析、これ19項目ほどありますが、土壌分析に基づきまして土壌改良あるいは必要な施肥の管理をした土で作物を栽培するということが、ミネラル栽培というふうに定義をしております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それでは、土壌分析は私も町の畑を利用させていただいておるんですが、その際にも私の畑はどうだっているふうに毎年毎年来ます。出荷するに当たり、私は出荷する考えはないのですが、出荷するに当たっては今年ミネラルの要するに指導の下にその成分を入れたとして、来年から出荷できる。そういうものなんでしょうか。それとも、何年かそういう肥料を入れないとミネラルっていうふうには認定されないのでしょうか。どうですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 先ほどのミネラル栽培の定義と少し関連があるかと思うんですが、まず先ほど申し上げましたように、しっかりと土壌分析をしていただいて、必要なミネラル分について投入すると。そういった取組をするのが健康な土づくり事業ということになっております。当然年によってミネラル分が少なかったり多かったりするわけですが、そこは毎年1回土壌分析の診断結果を説明会という形で実施しておりまして、栽培指導専門員あるいはJAなどから、どういった肥料をどの程度入れれば理想的な土になるかということを指導していきますので、毎年低いからミネラル栽培と言わないのかということではなくて、そういう取組を通じて土の状態をよくするというようなことで毎年実施していると

いうところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ミネラル野菜の定義ということはちょっと分かりましたが、それをやっぱり栽培するに当たっては優良な肥料を入れてそこで育った作物ということになります。その点で栽培するのに重要な点というのはどんなところがあるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ミネラル栽培で重要なことということでございますが、これも先ほど町長の答弁の中でありましたようにしっかりとまず土壌の分析をしていただいて、その土壌に何が必要なのかというのをしっかり見える数値として見える形で診断をした後に必要なミネラル分を投入していくということが、ミネラル栽培で大切なことなのかなということ考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ミネラル野菜等栽培のことについては、理解いたしました。

それで、ミネラル野菜の主な出荷先はという先ほどの答弁でも首都圏や地元スーパー、ふるさと納税の返礼金、小学校の給食っていうことが出ましたが、首都圏や地元スーパーということで、やはりセールスをしないと駄目だと思うんですね。この先も。そのセールスはどなたが行っていらっしゃるのかお聞きします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ミネラル野菜のセールスという部分の御質問でございます。

ミネラル野菜につきましては、県外のスーパーで西会津のミネラル野菜ということで販売していただいているスーパーが2店ほど、2店といいますか2社といいますか、ございます。今年度につきましては、例年JA会津よつば、あるいは会津管内の市町村と連携して会津の野菜ということでPR事業やっておりますが、今年度それに加えて、長年コロナでできなかった神奈川県の小田原市に行きまして、そこでミネラル野菜のトップセールスということで町長に売っていただいて、消費者の方に直接西会津のミネラル野菜ということで試食も含めてPR活動をしてきたところであります。

今後、引き続きそういった西会津のミネラル野菜ということで名前を使って販売できるような場面については、積極的にPRをしていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 首都圏とか近隣ということでございましたが、もっともっと私はセールスをしていただきたい。もし県内、福島とか郡山、あるいは新潟県、その辺。あと茨城とか近隣のところへのセールスというのはお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えいたします。

さらに今行っていない地域に対しても、もっとセールスをするべきではないかという御質問でございます。ミネラル野菜につきましては、先ほど答弁にありましたようによりよりっせでありますとか農協出荷、ここが一番多くなっております。今後ですが、さらに販路を広げることが必要になってきますが、そのためにはさらに今よりも収量を多くしないとなかなか新たな販路をつくるということは難しいと思います。

やはり、市場からは安定して定期的に野菜を出荷していただくということが市場のほうから望まれておりますので、まずはそういった体制ができるようにしっかりと今の品質を高めて、今取り組んでいる人たちが継続して、あるいは新規に取り組む人を増やしてそういった中で収量を増やして、その先に議員申されましたような販路の拡大ということにつながってくるのかなと考えておりますので、そういった取組に向けてできることから現在実施して取り組んでいるということでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 つくるに当たっては、やはり売れるところがどこかということがない限り、ちょっとつくっても売れない、売れ先がないってことで今私質問したんですけども、やはりその一方で安定した収量ですか。それを確保するということは本当に大切なことだと思っております。その辺で、新規参入あるいは若い人の参入できるような体制づくりといたしますか、そういうものは町としてはどうお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ミネラル栽培の新規就農者、取組者の増加の御質問かと思います。

これまで健康まちづくり事業、昨年度で25年実施しておりまして、それぞれの生産者団体、グループといいますか3つほどありますが、いずれの団体についてもやはり会員数が減少あるいは横ばいということではなかなか増えていかないという実態がございます。

町でいろいろな支援制度、補助制度をつくって、新たな取組の方を増やす取組しておりますが、特に最近で申し上げますと、昨年度でありますがミネラル栽培をされている方以外の方、いわゆる一般野菜をつくっている方も対象に野菜の勉強会をさせていただきました。その中には、これまでミネラル栽培をやったことがなかった方がいらっしゃったわけなんです。その講演会をお聞きしてぜひミネラル栽培を始めたいという方がいらっしゃいました。また最近ですと、会社をリタイアされた方が西会津でミネラル野菜に取り組みたいということで、比較的若い方ですがそういった方も出てきておりますので、そういった方をできれば支援をして、できればそういった生産の拡大だとかにつなげていきたいということでまず生産者を増やす取組。いろいろアイデアを出しまして、今後とも生産者拡大に向けて取り組んでいきたいということで考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私は本当にもうかる農業っていうのを考えております。もうかるところにはやっぱり人が集まってくるのではないかと考えておりますので、そして今講習会という話も出ました。私も毎回野菜の講習会には出ております。大変ためになっております。その中から、やっぱり皆さん熱心に本当に聞かれて、本当にこれから野菜をつくっていくんだっていう人が結構いらっしゃいました。そういった意味でも、やはり勉強会、講習会。これをもっともっと行っていただきたいと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 講習会の開催という御質問でございます。

町でもこれまで栽培指導専門員をはじめとして、勉強会、講習会を開催しております。また、JA会津よつばさんにおかれましてもそれぞれ部会がございまして、そういった部会と連携して現地指導なり行っております。また、さらに県の喜多方農業普及所の指導員

の先生方にもおいでいただきまして、品質の向上に取り組む生産者の支援ということで
様々町だけでなく、様々な機関が西会津のそういった生産者を支援していただいている
ということで、この体制につきましてはさらに継続して強化をしていくということで考え
てございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ミネラル野菜を含む野菜の品質保証ということで、先ほど本当に土壌分析を
して、あと今年度からはできた野菜の分析っていうことですね。も考えておられるとい
うことですが、私は本当にそういう分析が行われたらば、販売している先にもこの野
菜はこういう成分が入っておりますよっていうふうに明示してもらいたいと思うんです。
それがやはりお客様にPRすると思うんですが、そういうお考えはどうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 成分分析の御質問でございます。

今年度、野菜の成分分析を今年初めて今年から実施する予定ですが、当然何年か継続し
て成分分析させていただいた上で、一般野菜との違いがどこにあるのかというものはっ
きりと数値で見れるようなことが目的でございます。その上でですが、明らかにそうい
った一般野菜と違うような傾向が出れば、様々な法律によって表示のできる範囲内で、そう
いった有利な販売につなげていけるのかなということで考えておりますが、まだ今年やっ
たばかりですので、もう少しデータというか状況を見る必要があるのかなということで考
えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ぜひ、そういうことでミネラル野菜が売ってるところでは、そういうふう
にお客様にアピールしていただきたいと思っております。

それと、今年ですけども私も農業公社のほうで販売されましたスイカ。これを購入いた
しまして、大変おいしかったです。それとカボチャですか。それを本当に数値化してみた
らどうかということです。このスイカの糖度は幾ら。このカボチャの糖度は幾らですよ。
そうすれば、やはり購入者の方、お客様にアピールすることは間違いないと思うんです。
数値化することで品質保証をするというお考えはどうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 今ほどの御質問でございますが、例として挙げられましたスイカ、カボ
チャのこういった糖度を目に見える形で販売してはどうかということでの御質問でござい
ます。

議員申されましたように、糖度でいいですと目に見える形でこのスイカは何度ですという
表示の方法は、消費者にとってみれば商品を選択する一つの基準になって分かりやすいのか
なというふうに思います。ただ、この糖度を前面に出した販売方法については、やはり生産
者団体の皆さんとどういようなこれから西会津町のミネラル野菜を販売していくのかとい
うところを含めて、こういった糖度のこともそうですし、どこに重点を置いて栽培していく
か、販売していくかという話合いをもって進めることが必要だと思いますので、そういったこ
とも含めて今後生産者の皆さんと意見交換なりしていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的に本当にこの糖度を測る機械。これを町で購入して、その野菜の品質保証にするということはお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 糖度計の購入、品質保証についての御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、やはりこれについては生産者の皆さんと今後の西会津のミネラル野菜、どういうふうに展開していくかということをよく話し合いの中で検討していきたいと思います。

糖度計の活用ということで御質問ありましたが、例えば糖度計で測って低かった場合、何が悪かったのかというような見方もできるでしょうし、またそういった糖度計によって出た数字を商品に貼って販売する方法。あるいは、糖度計を使って一定基準以上のものを販売する。まあいろいろな活用方法はあるかと思いますので、今後そういうことも含めて生産者の皆さんの意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 本当にそういう機械、前向きに検討をお願いしたいと思っております。これが生産者の生産意欲にもつながると思いますし、またお客様の購入意欲の一つにも、購入の材料にもなると思いますので、その辺を御検討お願いいたします。

それについても、良い農作物を収穫するのにもやっぱり鳥獣対策だと思われませんが、今まで町で鳥獣被害対策ということで、どのぐらいの実際の鳥獣を町では把握しておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 現在、町内で確認されている有害鳥獣ですが、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマが主な有害鳥獣として確認をされております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そのようなことを把握されておりますが、具体的に一つ一つについてちゃんと対策を立てておられると思われませんが、その一つ一つの鳥獣についての被害対策をお示してください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 まずニホンザルでございますが、被害対策としては花火による追い払い。これは集落の人に協力をいただいている部分でございますが追い払い。あと、電気柵の設置。猟友会のパトロールを実施しております。あと、それに加えて箱わなでありますとか銃器による捕獲ということでございます。ツキノワグマにつきましても、箱わな及び銃器による捕獲でありますとか、これについては集落周辺の環境整備ということで見通しのいい環境をつくるために、市民環境交付金を使いまして間伐材などの伐採を行っております。合わせまして、電気柵についても熊対策として実施をしております。イノシシについても基本的には同じになりますが、箱わな、くくりわな、及び銃器による捕獲。あるいは電気柵の設置、こういった対策を実施しているところでございます。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 熊についてはやっぱり箱わなで駆除していただきたいと思っております。あと猿については、何か今猿もイノシシも電気柵が要するに慣れてきたせいだかあまり効果がないというようなこともあります。本当にこの先のイノシシ、猿、その防除については今のままいかれるつもりですかね。もっと新たな取組ってというのはございますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

町で基本的に先ほど答弁で申し上げましたとおり、被害防止対策の基本は被害防除環境整備有害捕獲。この方針については、今後も引き続き継続していくという考えでございます。

昨年度、非常に熊の出没が多かったということで、年によって鳥獣の出没の状況は変わってくる部分はございますが、去年の反省、反省というか対策状況を踏まえまして、今年度は新たに去年出没の大かった3つの自治区の集落周りの未利用果樹木、柿であるとか栗。これを試験的に伐採するような事業も行っていきたいということで考えております。

また、さらに集落が主体となって防除活動をやっていただくような取組として、集落座談会、これ去年から取り組んでおります。奥川地区につきましては、ある集落では自らの集落で有害鳥獣の防止帯でしたかな。つくりまして、その対策防止帯が自分たちのできることは自分たちでやろうということで、荒れている農地を皆さんで草刈りしたりとか見通しのよい環境づくりに今年から本格的に取り組まれました。このような、行政だけではなくてやはり鳥獣被害対策については猟友会もそうですし、地域の皆さんの協力がないと三者が一体にならないとなかなか被害の低減にはつながっていかないなということで、町のできる部分、あるいは集落の方にやっていただく部分ということで、それぞれがそれぞれの役割を持って対策を実施して町の鳥獣害対策を軽減させていきたいということで、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 地域の皆さんと町が一体となってこれからも取り組むということで、お願いしたいと思っております。

それと今ここにありますが、答弁にもありましたが、ワイヤーメッシュ柵ということでございますが、これの具体的なことをお教えてください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 答弁の中で申し上げました国のイノシシ等有害捕獲促進事業として、実施してできるメニューの中にワイヤーメッシュ柵の設置というメニューがあります。電気柵ですと、降雪前、雪の降る前に撤去してまた春先設置をするというのが電気柵になってくるわけなんです。ワイヤーメッシュですと近年降雪地帯でもずっと撤去せずに設置したままやってるという事例も会津管内で既に設置しているところもございますので、そういった事業がこの補助事業で活用できるという内容になってございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それを町としては購入、参入するという予定はどうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ワイヤーメッシュについてでございますが、これは国の補助事業として

は今ほど申し上げましたとおりメニューにございます。ただ、実際にこれを活用している事例を見ますと、整備方法によって補助率が変わってくるということでございまして、ワイヤーメッシュの本体だけを購入するということであれば 10 割の補助が受けれると。ただし、設置は集落なりで設置をすることになるということで、その部分の負担は大きくなっていくのかなというふうに思います。また、設置を委託する場合については補助率が 5 割ということになっておりまして、町として整備を進めるということではなくて、集落あるいはそういった高級柵を設置したいという要望がある地域がありましたら、こういった補助制度を使って支援をしていきたいということで考えてございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 そういう要望があれば説明するということでよろしいですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 先ほど申し上げましたように、設置には集落の協力が不可欠になってきます。集落であつたり耕作している方々。ですから、そういった方々が設置をしたいというような御要望ありましたら町のほうでも相談をさせていただいて、進めていけるものであれば町としても支援していきたいということで考えてございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 そういう前向きな方向でこれからも町としては取り組んでいくということではよろしいですね。

続きまして、電気柵が一定の成果を上げておりますが、やはり大規模にやっている設置者がやっぱり負担が多いと。これ当たり前のことですが、それとしての負担軽減策っていうのは先週ですか、補助いたしますよと。申込みっていうことで来ましたが、上限 60 万円ということになっておりますが、そのほかに負担軽減策というのはないのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、町の補助事業を活用していただく方法あるいはそこに加えて、みどり事業の事業によってさらに上乗せできる共同設置があります。さらに大きい事業となりますと、先ほど申し上げましたイノシシ等有害捕獲促進事業ということで、電気柵、ワイヤーメッシュなどの整備支援がございます。

こういった事業費が大きいものについては、やはりみどり事業でありますとか町の補助事業ではなかなか負担軽減につながらないと思いますので、できればこういった国の補助事業を活用して負担を軽減していただくようなことで考えてございます。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 ということは先ほどの答弁と同じで、もしそういう要望があれば町としても御説明いたしますということでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

国の補助制度になりますので、こういったものが対象になるのか、あるいはどの程度の補助金が出るのかというのは、希望をされる方に御説明をさせていただくようになるかと思っています。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そういった大規模の負担軽減策というのは、分かりました。

最後に、畑作物におけるこれからの戦略作物ということで、この中でも町長が答弁あったキュウリ、アスパラ、トマト、シャインマスカットというのがありますけども、それ以外で何か町としてもお考えになっているものございますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁でありましたように、まず作付面積の大きいキュウリ、アスパラ、トマトを中心として、ミネラル栽培の振興を図っていききたいということで考えております。

ただし、それ以外にも西会津の特産といたしますか、一品になるようなそういった農作物についても、生産者の間でこういったものを今度我々の中心として栽培していききたいというようなお話があれば、町としてもその農作物の栽培について生産者の皆さんと意見交換しながら考えていききたいと思いますが、重要なのはもちろんミネラル栽培ですので、土づくりであったり西会津にあった気候の条件、あと市場の需要、需要といたしますかそれと収益性。そういったものを様々考えながら、西会津の特産品になるようなものも今後生産者の皆さんと話し合いをしていくことも重要なかなということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはりここの特性を生かした土壌あるいは気候、夜と昼の寒暖差がすごく多いという点や、本当にその土地でしかできない作物、それがあろうと思うんですよ。そういうのを、やはりこれからどんなものがあるのかっていうのを見つけていただきたいと思っておるんですが、その辺のところ、どのようなところにどのような作物が合うのかという、そういう調べることは可能でしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 西会津の土地にあった作物を今後調べていくという考えでございますが、当然土壌によって適している作物というのはあるかと思えます。また、生産者にとってでも皆さんそれぞれ収益性でありますとかそういった部分もありますので、やはり生産者の皆さんの意見を聞きながらこの部分については検討していききたいということと、あるいは町の栽培指導専門員、あるいはJA、あと県の農業普及所。そういった関係者、関係機関の皆さんの意見をお聞きしながら、今後調査あるいは研究をしていききたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的にここにもありますように、アスパラとかシャインマスカットという。

私は、これは本当にこの先、作付を多くしていてもできるのではないかなと思っておるんですが、その辺こういう作物、見ての作物ですが、町としてはどうお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、今ほど例としてアスパラ、シャインマスカットという作物の名前が出ましたが、これについてもそれぞれの生産者の皆様が御自身の農業経営の部分を考えて、どういった作物をつくるのかなということで基本的には選定されていくものかなというふうに考えております。ただ、シャインマスカットにつきましては最近生産さ

れる方が徐々に増えてきておりますので、そういった部分で町ができる支援というのは引き続き行っていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 今具体的に出ましたシャインマスカット、あとアスパラ、トマト。トマトもそうだと思うんですけども、やはりある程度の収量がなければ、やはりこの先売り込むのにも困難だと思いますので、この辺のやっぱり栽培あるいは栽培の仕方、そういうところを確立していかなければいけないと思うんですが、その辺のところを町としてバックアップできるようなところはないんですかね。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 収量でありますとか栽培の技術向上という御質問かと思います。

例えばですが、キュウリについて申し上げますと、キュウリの単収は比較的西会津町、会津の中でもそう高くありませんでしたが、JA会津よつばの技術指導、あるいは県の喜多方農業普及所の技術指導、またさらに町の栽培指導専門員の指導によりまして、ここ数年単収が伸びているという実績がございます。

そういった部分で、技術的な部分についてはしっかりとサポートできる体制は整っているということで認識しておりますので、今後意欲ある生産者の皆様にはそういった研修の場を多くつくってできる限り高品質なものを、あるいは収量を多く取れるような取組、これを町のほうでは支援をしていきたいということで考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そうですね。今からやはり新規参入、規模拡大をするという点に当たっては、やはり町の支援、そういったものが必要だと私は思っております。米に次ぐ、やはり畑作物あるいは菌床というのがありますが、そういったところでこれからも手厚いそういう畑作物の支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それは要望でありますけども、これからやはり農業分野は私もうかる農業だと思っておりますので、それは私の希望、あと意見であります、その辺をよろしくお願い申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議といたします。

再開は、午後 1 時とします。(11時43分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 通告に従い、質問させていただきます。

西会津町の鳥獣被害と対策について質問いたします。西会津町では、令和5年度から令和7年度にかけて、鳥獣被害防止計画を策定していますが、初年度を振り返り現状分析及び具体的な対策について伺いたいと思います。

1番、令和5年度の鳥獣被害の現状、傾向について、町ではどのような分析をしているのか伺います。

2番、その結果、令和6年度の計画にどのように反映していくのかを伺います。

3番、実際に被害を受けた農家への実態調査は、適切なものであるのかを伺います。

以上、3点についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 1 番柴藤眞理子議員の町の鳥獣被害と対策についてのご質問にお答えいたします。

町では令和 5 年度から令和 7 年度を計画期間とした「西会津町鳥獣被害防止計画」を令和 4 年度に策定いたしました。この計画は「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することを目的として、獣種毎の対策や、捕獲方法、被害の軽減目標等の基本的な方針を定め、3 カ年を計画期間として策定しております。

まず、令和 5 年度の鳥獣被害の現状と傾向についてですが、ツキノワグマについてはブナ等の堅果類の不作により出没が多く確認され、特に住宅周辺の柿や栗などの収穫されていない果樹木への出没が多く見られ、農作物被害額は 1, 0 0 7 千円となり前年度比で 9 5 4 千円増加しました。

イノシシについては電気柵の設置が進み水稻への被害は減少傾向にあるものの、畦畔や水路周りの掘り起こし被害は増加傾向にあります。また電気柵の設置が進んでいないソバやイモ類等の被害も増加傾向にあり農作物被害額は 1, 6 9 1 千円となり前年度比で 5 3 千円減少しました。

また、ニホンザルについては、計画的な捕獲により群の数や個体数に大きな変化はないものの、昨年度は夏季の降水量が著しく少なかったため、山林の餌が少なかったこと等により、追払いを実施してもすぐに戻ってくるような強い執着が見られ、夏野菜への被害が増大し農作物被害額は 1, 9 4 8 千円で前年度比 9 5 7 千円の増加となったところであります。

なお、令和 5 年度の有害鳥獣捕獲件数は、イノシシが 6 7 頭、ツキノワグマが 8 2 頭、ニホンザルが 5 0 頭、ニホンジカが 2 頭で、ツキノワグマが例年より大幅に増加したところであります。

次に、令和 5 年度の結果を令和 6 年度の計画にどのように反映していくのかとのお質しですが、計画については鳥獣被害防止に向けた基本的な方針等を記載しており、令和 6 年度についても基本的な取組み方針等に変更がないことから、計画自体の変更は行う予定はありませんが、令和 5 年度の被害状況等を踏まえ、令和 6 年度に新たに実施する事業として、収穫されていない果樹に執着したツキノワグマの出没が多くあったことから、昨年度特に出没が多かった 3 自治区(堀越、塩喰、下小島)において集落周辺の未利用果樹木の伐採事業を試行的に実施いたします。また、集落における自主的な被害防止活動の推進に向けた研修会を積極的に開催し、課題の洗い出しと集落に合った対策の実施を支援してまいります。さらに、小学生を対象にツキノワグマの生態や身の安全を確保するための行動等に関する講義を初めて実施するなど、被害防止対策を強化して参ります。

次に、被害を受けた農家への実態調査は適切なものであるかとお質しではありますが、町では毎年度鳥獣被害の実態調査として、獣種毎に自治区長や全世帯を対象にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査は鳥獣の出没状況等を踏まえて調査対象者を選定しており、ツキノワグマは全自治区長へ、ニホンザルは出没が確認されている自治区の全世帯及び確認されていない自治区の区長へ、イノシシについては全世帯に対して、

農作物や農業用施設の被害のほか集落周辺の環境整備等への要望についても調査し、被害状況を把握し、被害防止対策に対応できるよう努めているところであります。

今後も引き続き本アンケート調査を実施して被害状況等の把握に努めるとともに、いただいた要望等を踏まえ被害防止対策について、町猟友会や自治区などと連携して取り組んで参りますのでご理解願います。

○議長 1 番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 ただいま御答弁いただきましたが、令和 5 年度に猿の捕獲件数がほかの鳥獣に比べて少ないことが分かりました。実際の猿による被害は甚大なものと日々生活していて実感しています。猿がほかの鳥獣と比べて捕獲の数が少ないというのは、猿は高い知能と学習能力、それから運動能力と機敏性、そして社会性と並外れた警戒心が影響していて非常に捕獲できにくい動物だと思います。

最近では、熊やイノシシなどの大型動物は別として、猿に対しては電気柵というのは効果が期待できず、農業生産者のみならず家庭菜園を楽しみ収穫を心待ちにしている人たちにとって、特に猿の被害は栽培意欲をそぐと思われそうですが町の認識はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

まず、ニホンザルについての捕獲頭数の御質問がございました。ニホンザルの捕獲頭数先ほど申し上げましたように、昨年度は 50 頭ということで捕獲しておりまして、ほかの獣種と比べて比較しますと少ない頭数となっているわけですが、ニホンザルにつきましては、有害鳥獣につきましては鳥獣保護管理計画という国の計画がございます。これについて野生鳥獣を全て捕獲するというのではなくて、適切に保護・管理しなければならないということで国のほうでは定まっております、さらに町の鳥獣被害防止計画の中におきましては、そういったことを踏まえまして年度ごとに捕獲の目標頭数というのを決めております。今回、令和 5 年度から 7 年度につきましては、各年度の捕獲頭数の目標を 60 頭ということで定めて、それを一つの基準として捕獲をしているということでございます。

また、被害の状況につきましては、やはり議員申されましたように非常に猿の被害が甚大なものであるということでありますが、なかなか猿による被害をゼロにするということについてはやはり電気柵の設置でありましたり、あるいは出沒した際に追い払い、花火による追い払い。そういったことで、そこに近づいてもなかなか餌を食べることができない。あるいは、そこに行っても何かできないというようなことを猿に覚えさせて、近づけさせないということが対策の基本になってこようかと思しますので、そういった部分では、町も例年 5 月から 11 月まで猿を中心としたパトロール、これ 2 名体制で町内一円行っておりますし、またその結果に基づいて猿の出沒を予想する猿予報というものケーブルテレビで放送しておりますので、そういったことで皆さんそれぞれ出沒に対して備えていただいて、必要があれば町の有害鳥獣の担当専門員おりますので、そういった被害軽減に向けて相談体制を取っているということで軽減につなげていきたいということで考えております。

○議長 1 番、紫藤真理子君。

○紫藤眞理子　特に猿についてお聞きしたいんですけども、猿は町の中に大体 11 群、11 バンドの 600 頭が生息しているとお聞きしていますが、600 に対して 60 という目標数は的確なのでしょうか。何か基準があって 60 というふうになっているのか、それをお聞きいたします。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　目標とする 60 頭の考え方でございますが、先ほど申し上げましたように町でニホンザルの管理事業計画で設定しておりますが、60 頭を設定するに当たりまして、福島県におきましてもニホンザルの管理計画を策定しております。その計画の中で位置づけられている西会津町の群れの数であったり、生息しているだろうという頭数から 60 頭というところで算定をさせていただいているということでございます。

○議長　1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子　ありがとうございます。

600 頭に対して 60 というのは猿の習性というか生態として、秋から冬にかけて交尾をし繁殖活動をして、春から初夏にかけては大体一頭ずつ生まれるっていうふうに言われていますよね。それを考えると、なかなか数というのは減らないと思うんですけども、そのところはいかがお考えですか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　60 頭の捕獲では、なかなか減らないのではないかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まず鳥獣保護管理計画という国の計画の中で、野生鳥獣を適切に保護・管理しなければならないという側面もあるということでございます。

また一方で、先ほど議員申されましたように西会津町で 14 の群れと約 600 頭ぐらい猿が生息しているのでないかというふうに推察しております。例えばですが、一つの群れによって被害がものすごく多いということで、その一つの群れを全て捕獲したとしても、また別の群れがその群れの縄張にやってきて被害を及ぼすということで、そういった群れの複合的に活動しているということで、そこは群れの状況を見ながらどの群れのどの程度を捕獲すれば被害が最小になるかというのは専門員の中で計画をして捕獲を進めているということでございます。

今ほど申し上げましたように、一気に猿の頭数を減少させるということについては国の鳥獣保護管理計画によって、あと県のニホンザルの管理計画によってなかなか難しいところはありますが、これ以上増やさないという意味では 60 頭の捕獲で横ばいになっていくのかなということで考えております。

○議長　1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子　ありがとうございます。

猿の生態、私も本格的に学んだわけではないんですけども、昔心理学で猿の生態についてというのを勉強したことがあるんですね。猿って大きくなって力も強くなると分裂していくっていうのもありますし、そして食べ物がなくなるとどんどん分裂して増えていくっていうのもあります。自分たちの種を守るためには、やはり自分たちの縄張ではなくて、違うところの猿軍団から若い女の子をチョイスするというそういう生態も学んだことがあります。

思春期になったり力が強くなると、猿はどんどん分裂していった新しいバンド、群れをつくるんですね。そうなるとなかなか本当に 60 頭で、しょうがないですけども 60 頭でどうにかなるのかなっていうふうな疑問は湧きます。でも、それが県の方針であれば仕方がないと理解いたしました。

駆除に対して西会津町の農林振興課作成の資料によりますと、被害防止における基本的な三本柱っていうのを先ほど何度かお聞きしましたがけれども、追い払いや柵の設置などという自助努力もありますけれども、追い払いの道具となる例えば花火。小さい花火ではなくて特殊な大きな花火や、あとピストル型の花火、それから電気柵などは当然ですが、補助の算定規定っていうのはあるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

まず、電気柵につきましては、先ほど 3 番議員の御質問にもありましたとおり、町の補助事業では個人設置ではおおむね 3 割から 4 割の補助率になっております。共同設置になりますと 5 割程度の補助に加えて、みどり事業におきましても本体などの資材費に対して 10 割の補助率となっておりますので、そういった補助を活用していただいて今設置を進めているところでございます。

また、花火につきましては、花火としての補助事業は町で現在該当するものはありませんが、集落によってはみどり事業であるとかそういった事業を活用して、花火を購入しているという集落も見られるところでございます。あと、ピストル型の花火の補助については、購入の支援制度は今のところございません。

○議長 1 番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 分かりました。

例えば、自助努力の追い払いというのは、実際に町民の方の農作業されている方のお話を聞くと、畑に猿が出現して農作物が食い荒らされた後に気がついたとか、それから猿が行ってしまっ、さんざん食い荒らされた後に行っても残念だったっていうような話を伺ったことがあります。農家の皆さんは、花火で追い払うのもいなくなってからが精いっぱいだっていう話を聞きますけれども、ケーブルテレビでの文字放送、文字情報による猿の動きを見ている、結局その日はどこら辺に出没するとか、その程度の情報であればタイムリーではなくて、猿には巡り合えないような気がするんですね。

そこで、町の見解をお聞きしたいんですが、ケーブルテレビで流れているあの情報っていうのはもっとタイムリーにできないものなのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 猿の出没予報の放送の御質問ですが、先ほど御説明申し上げましたとおり、例年 5 月から 11 月までの間に 2 名の方が猟友会の方に御協力いただきまして、毎日猿の発信機などを活用してパトロールを実施しておりまして、その日の夕方に次の日の予報ということで出させていただいております。まず、リアルタイムに猿の予報を出すという部分についてはやはりそういった機器といいますか、そういった手段が今ございませんので、今活動している一日の終わりに次の日の予報を出すということでこれからも進めたいということで考えておりますが、ただ、まず被害に遭わないための方策としては、

なかなか生産農家の方であれば一定程度電気柵を設置して、しっかり猿の被害を防ぐということに取り組んでいる方は多くいらっしゃると思うんですが、やはり自家消費といいますか、何でしょう。家庭菜園といいますか。販売しない農家の皆さんにとってみれば、やはり電気柵を設置する負担であるとか、その整備にかかる費用を考えると、やはり電気柵の設置が進んでいない。これが被害の拡大につながっているのかなというふうに認識しております。

ですから、そういった被害に遭われるような場合については、できれば町のほうに相談いただいて、どんな対策を取れば被害が防げるかと。被害防除の部分で町のほうでは専門的な知識を持った職員おりますので、そういった部分で町のほうでは相談があれば、当然現地に赴きまして支援・指導をしていきたいということで考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。分かりました。

続いて、駆除の三本柱の 2 つ目に捕獲というのがありますが、現在、猟友会には登録人数 60 名以上いらっしゃるというふうに思われますが、実際に実働されているハンターの方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

猟友会と申しますか、町で委嘱しております鳥獣被害対策実施隊ということで答弁をさせていただきます。実施隊員の数につきましては 65 名で、うち 4 名が町の職員などでありますので、実際の対象鳥獣捕獲員としては 61 名おります。そのうち、銃を持っている隊員については 21 名ということでございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 21 名の方、年齢的には多分高齢化も進んでいると思いますが、実際にその中で銃を持ってハントする方というのは何名くらいいらっしゃるんですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 銃を持っている方 21 名については、全員が活動をしていただいているというところでございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

年齢的には高齢化というのはありますか。伺います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 年齢構成ということでございますが、具体的にちょっとお一人お一人の年齢までちょっと今把握してございませんが、中には若い方もいらっしゃいますが、なかなか新規に銃を取得して、免許を取得してこちらの実施隊のほうに入っていただける方が最近少ないので、やはりその方々が年々 1 歳ずつ歳を重ねるという状況になってございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 私の素人的な考えで発言なんですけれども、そういうハントするハンターの方で、例えば大学の射撃部とか、そういうところから夏休みとか長期休みを使って来町

してもらってということは可能なのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ハンターとしてそういった活動をする方を、大学生とかそういった人材に当てることがどうかということですが、具体的にそういった検討はこれまで行っておりませんが、やはりまず鳥獣狩猟については各都道府県ごとに免許が必要であったり、期間の活動の鳥獣が突然いつ出る、出没するかということもありますので、やはり日常的に在る町内の狩猟者を育成するというのが、やはりまずは一番なのかなと思います。ただ、そういった外部からの活用というのも十分検討することは、今後人材が不足する中でどういった外部からの活用ができるかというのは、今後調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 了解いたしました。

やはり、ベテランの人が若者を育てるっていうことは大切だと思うので、ぜひいろんな意味で検討くださればと思います。

あともう一つ、3つ目に環境管理というのが挙げられていますけども、私はこれがもっとも理論的で効果的な方法ではないかというふうに思います。しかし、地域によってバッファゾーンっていう森林と生活圏の間に空き地をつくるっていう、そういう作業においても、小さい集落なんかは人手が足りなかったり高齢化されてしまっているとどうしてもちょっと難しいのではないかと考えているんですね。そこで、町として公助的なお考えは何かありますか。人手として町が動員するというのはありますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 環境整備について、小さい集落ではなかなか人の手配が難しいので公助で支援してはどうかという御質問かと思います。

先ほど申し上げましたとおり、集落周りの環境整備というのは非常に有効な対策の一つだというふうに考えております。町では、これまでも森林環境交付金を使いまして、集落周りの出没しにくい環境づくりということで間伐などを実施しておりまして、また福島県におきましても、里山林整備事業ということで同じような事業を行っております。これらの事業については、町の委託事業あるいは県の事業になりますので、集落の方が直接伐採をしなくても済む事業になっております。ですから、そういうなかなか人の手配が、確保が難しい集落についてはこういった町の補助金、補助金というか交付金事業だとか、県の事業を使っただけであれば有効に活用できるのかなというふうに考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 最近奥川の小綱木地区で、集落主体の取組をしているというのを聞きしましたけれども、これは西会津における実験的なものというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

小綱木地区の活動につきましては、昨年度、町の鳥獣被害の環境に係る研修会ということで、集落説明会を一度開催させていただいて、実際に集落の皆さんと地図を見ながらど

この場所が危険というか、出没のリスクが高いのかというのを一緒に話し合いをして、今年になりまして実際に小綱木自治区のほうでは有害鳥獣の対策の実施隊という組織が立ち上がりまして、その組織で遊休地の草刈りなどをしたということで、町としてもその立ち上げでありますとか運営の支援をさせていただいております。

今後、このような説明会を広く多くの場所で開催させていただいて、小綱木のような自分たちの農地は自分たちで守るというような取組の横展開ができればいいのかなということで、そこは積極的に今年度研修会を開催しているところですし、今後も引き続き開催していきたいと考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 こちらの集落のような比較的小さな集落の評価ももちろん評価できるのですが、これらをモデルケースとして、より成功感のある有害鳥獣駆除を的確、また迅速に行ってほしいと希望します。

続いて、3 番目の質問の再質問ですけども、集落座談会を行ったというお話でしたけれども、大体どういった方が主に集まってお話をされたのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 集落座談会につきましては、あらかじめ集落の役員の方と事前に打合せをさせていただいて、主に集落の方、住民の方にお集まりをいただいているということでございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 集落座談会の効果が感じられましたでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 集落座談会の効果ということでございますが、これは集落によって出席の割合は様々だと思いますが、効果としましては先ほど申し上げましたように、小綱木自治区では講習会、座談会をきっかけに新たな組織が立ち上がったという部分では効果があったと思いますし、今後もそういった取組につなげられるように町のほうで講習会のほう、研修会のほうを実施していきたいということで考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 各地域の農業者と行政が意見交換をできる場所をより多く設けて、生の声を、実際に生活している人たちの生の声を聞き取ることが私はもっとも大事だと考えます。

町には、声には出さなくても鳥獣被害に困っている方はたくさんいるのはもう御存じだと思います。被害を諦めて、もう農業をやめてしまう方々も実際にはいらっしゃいます。特に、高齢になればなるほど耕作の意欲がなくなるとは思います。人々の声の困った困ったという言葉は、イコール誰かに何とかしてほしい。町に何とかしてほしいと内心訴えている声だと思います。家庭菜園などの町の野菜とか、家庭菜園など旬の野菜を食べる楽しみもあると思いますが、この野菜を食い散らかす被害、これは家計に直接影響も与えていると思います。また、移住・定住を推奨している町にとって、鳥獣被害があるということは安全な場所として宣伝ができなくなってしまうことにつながると思いますので、本当に日々一生懸命されているとは思いますが、声にならない声を拾ってってください。よろしく願います。人々が安心して暮らせるようになってほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4 番、上野でございます。

私は、今次定例会に 1 件の一般質問を通告しております。西会津町医療介護連携推進基本構想についてであります。町の施設の老朽化、人口減少、高齢化、世帯構成などの変化を踏まえ、これからの町の医療、福祉、介護の在り方や施設整備の方向性などの考えをまとめたものが、西会津町医療介護連携推進基本構想です。「世界に誇れる田舎ケア」をスローガンとし、令和 6 年度からは基本構想の具現化に取り組んでいくことが、3 月議会で示されました。そこでお聞きいたします。

1 つ目、基本構想の軸となる介護 3.0 とはどのようなものですか。

2 つ目、介護 3.0 に対して、現状の課題をどのように捉えていますか。また、今後の取組をお聞きいたします。

3 つ目、特別養護老人ホーム及び老健施設の現在の入所待機者数及び今後の推移をどのように捉えていますか。また、施設整備に対する考えをお聞きいたします。

4 つ目、基本構想を具現化していく上での体制をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4 番、上野恵美子議員の西会津町医療介護連携推進基本構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、1 点目の基本構想の軸となる介護 3.0 とはどのようなものかとおたしですが、これは町の健康づくりについて御指導いただいております鎌田實先生が所長を務める、一般社団法人地域包括ケア研究所の介護アドバイザー横木淳平氏が提唱する介護理論であり、「目の前のお年寄りを輝かせ、自分も輝く」をビジョンに掲げ、介護現場の持続性向上も期待できる介護の捉え方、介護に対する考え方であると認識しております。

次に、2 点目の介護 3.0 に対する現状の課題をどのように捉えているかとおたしですが、この理論の現場実践につきましては、昨年町内法人の一つである西会津福祉会が始めておりますが、開始間もないことからその浸透と効果の発揮が課題であると捉えております。今後の取組につきましては、施設での現場実践を積み重ねて引き続き理論の浸透を図っていただくとともに、将来的には在宅サービスにおいても採用していけるように当該法人と検討してまいりたいと考えております。

また、他の町内法人につきましても、適時必要な情報共有を図りながら、町内の介護基盤の本質的な強化につなげたいと考えております。なお、西会津福祉会からは、取組の効果が職員の意識改革や、利用者の日常生活動作の向上に表れてきていると報告を受けております。

次に、3 点目の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の現在の入所待機者数と今後の推移の見通し、そして施設整備についてのおたしですが、令和 6 年 8 月末現在の待機者の状況につきましては、町内外を合わせて特別養護老人ホームさゆりの園では 75 名、介護老人保健施設憩の森では 71 名となっております。そのうち、在宅で生活しながら入所を待っている方は、さゆりの園で 21 名、憩の森で 31 名となっており、例年それぞれ

の施設で 15 名から 20 名前後の方が新たに入所していると把握しております。

今後の待機者数の推移につきましては、第 9 期介護保険事業計画において、町内高齢者人口は今後緩やかに減少していくものと推計しておりますが、その一方で、少子高齢化の進行による社会情勢の変化など様々な要因により、高齢者だけの世帯や独り暮らし世帯は増加し、家族の介護力低下も想定されることから、施設サービスのニーズは一定期間高まるものと考えております。こうした予測も踏まえて、施設整備につきましては第 9 期の計画期間中に一定の形を示せるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4 点目の基本構想を具現化していく上での体制についてであります。地域包括ケア研究所指導の下、西会津福祉会の幹部及び町民ニーズに精通した中心職員と、町の福祉介護及び医療担当課の職員が参加する田舎ケアハード会議において、基本構想におけるあるべき理想の姿と現実的に考え得る姿から浮かび上がってくる目指すべき姿について、施設整備に限らず多角的に検討作業を進めているところでありますので御理解願います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

まず、基本構想の軸となる介護 3.0 とはどのようなものかということで御答弁いただきました。目の前のお年寄りを輝かせて自分も輝くというビジョンであるという説明でしたが、そこで確認なんですけれども、この介護 3.0 が目指すところ。その根幹というべきものの。それは何かお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護 3.0 が目指すところということでございます。それを申し上げる前に、まず介護 3.0 があるということは、介護 1.0、2.0 がございまして、それで介護 3.0 という理論がございしますので、まず分かりやすくするために介護 1.0、2.0 を簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、介護 1.0 というのは、これまでももしくは今現在も多くの介護施設等で行われている、介護が必要になった方に対してできないことに着目してそれを補う。いわゆるお世話をするとか、あるいは面倒を見るとか、そういう視点に立った介護を介護 1.0 と定義しております。それに対して、介護 2.0 につきましては、現在人手不足あるいは職場環境の悪化とか、そういった部分を改善するためのいわゆるデジタル技術を活用したりして改善を図る、現在の課題に対して対応する介護と定義されております。ただ、介護 2.0 では、介護 1.0 におけるいわゆるお世話をする介護とか、あるいは面倒を見る介護という考え方は依然として継続されている状況だと定義づけられております。

それに対して、介護 3.0 は何かと言え、できないことに着目するのではなく、当然できないことには配慮が必要なんですけれども、むしろできることに着目してそれを伸ばす可能性があるのであれば、そこを一緒に介護員、そして要介護者、一緒に取り組んでいったほうが要介護者に対しては生きがいにもなるし、あるいはそれが実現できたときにそれを一緒に実現してくれた介護者に対して、例えばなんですけど信頼関係、あるいは子供で言えば愛着とか、そういったものが生まれてそこが居場所になる可能性もあります。そういったことを実現できれば、またそれを一緒に実現することができた職員もその喜びを共有し

て、自分の仕事に対して自信を持って誇りを持って、そういった好循環が生まれてくることが期待される介護の捉え方というふうに介護 3.0 については捉えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 介護 3.0 について、介護 1.0、介護 2.0 を経て、介護 3.0 にバトンタッチしている進化してきているってということで、詳しく御説明いただきました。

介護 3.0 の提唱者である横木淳平氏によると、このようにも言っておられます。その人らしく生きる世界を目指すというのが介護 3.0 の理論である。これが私は本質だと思っていますが、そしてこの介護 3.0 の理論によって地方創生、まちづくりまで展開する。核となるような事業展開をするという、そういうふうにも言われています。

ということでは、介護 3.0 が目指すのは個一人一人を尊重した、するようなケア。そして、それをもってまちづくりに展開していくってということだと思うんですが、確認をお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護 3.0、あるいはそれを根幹とする基本構想の中で、基本コンセプトとして町は世界に誇れる田舎ケアという基本コンセプトを旗印に、これがまちづくり、あるいは町の介護が特産物になればいいというような表現を横木淳平氏はされていると思います。介護は負の考え方だけでなく、それをプラスに転じて町の魅力の一つとして、町を PR していく材料に大いになるだろうというような提唱をされておりますので、世界に誇れる田舎ケアというのを広めて、それが西会津町の魅力の一つとしてなればいいということで進めていきたいと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そこで、慣れ親しんだ地域でその人らしく生きることを支えるっていうのは、現在まで町で取り組んできた地域包括ケアシステムの基本的な考え方で、その進化についてもずっと取り組んできたと思いますけれども、今回介護 3.0 を基本構想の軸と据えておりますが、地域包括ケアシステムとの関係性についてはどのように考えるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 地域包括ケアシステムが、その人らしい暮らしを住み慣れた地域で実現することの目標はそうでございます。介護 3.0 につきましても、基本的なところではその人らしい暮らしを施設に入ったとしても、あるいは在宅で生活したとしても、介護に携わるみんなが意識を変えることによって実現できるのではないかっていう理論でございますので、何ら相違があるようなことではございませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私はこの介護 3.0 が出てきたときに、私なりに捉えたんですけども、地域包括ケアシステムを進化してきている中で課題が見えてきた。その課題を解決するためには、この介護 3.0 の理論が必要であるというかもっとも適した考え方だということで、そういう考えもあるのではないかと思います。お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　上野議員に少し確認をさせていただきたいのですが、地域包括ケアシステムの課題っていう部分なんですけれども、例えばこちらが想定する課題と上野議員が想定する課題がずれておりますと、また答弁がずれてしまいますので、具体的に教えていただければと思います。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　それでは、2番目の質問の介護 3.0 に対して現状の課題はっていうところで具体的に触れていこうと思っていますので、ここに入っていきますね。

その前に、今施設職員に介護 3.0 が浸透してきているっていうことでお話いただきましたけれども、この介護 3.0 を西会津町で展開するときには、施設だけではなくて在宅で生活されている方々も含めて町全体の介護・医療・福祉を捉えていくと考えているのか。確認です。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　答弁でも申し上げましたが、町内には西会津福祉会のほかに2法人ございます。その2法人を抜きにしては、町全体の介護っていうのは形づくっていくことができませんので、2法人につきましても適時情報を提供しながらいわゆる介護 3.0 によって介護の本質の強化に努めてまいりたいと思います。介護を受ける方主体の、介護する側ではなくて、介護を受ける人のほうを主体にしてサービスを構築していくというのが重要な点だと思いますので、そういったところで本質的に強化を図っていきたいと考えております。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　確認ですけれども、施設、在宅を全部含めて町全体の介護・福祉・医療を考えていくと、取り組んでいくということでもよろしいですね。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　現在は、介護 3.0 の理論の浸透に取り組み始めたばかりです。基本的には、施設の中で現状はその理論の浸透を図っておりますけれども、今後居宅、いわゆる在宅サービスのほうにもそういった考え方を浸透していけないかということで、法人と十分話し合っていきたいと考えております。

○議長　　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　私この介護 3.0 に共感するところなんですけれども、今西会津町だけではなくて、介護全般的に個別ケア一人一人の個性が尊重されて尊厳を持って生活することができるっていうところ、特に施設介護では特にそうだと思うんですけれども、これをもっと進める必要があると思っています。これが課題の一つ。

そして、もう一つには超高齢化の町の中にあって、まちづくりや地方創生のときにこの医療や介護福祉をもっともってまちづくりの大きな要素の一つに位置づける必要があると思っています。この介護 3.0 では、その2つの課題に対して課題を課題としてしっかり捉えて個を重視すること。そして、それをもってまちづくりまで展開していく必要性を明確に捉えている。ここが共感するところではありますが、ちょっと認識確認させてください。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　まず、個を重視するという点ではありますが、国では今、例えば施設整備

をする際にユニットケアっていうような言葉をよく使っております。ユニットケアがいわゆる個室対応、かつ共同スペースがあつてつながりも保てるというような趣旨での施設整備の方向性ではありますが、その方向性は間違っていないとは思いますが一つ問題点がありまして、例えば、特別養護老人ホームですと介護保険が適用される部分とそれが適用されず個人負担しなくてはいけない部分。この個人負担しなくてはいけない部分に居室費、いわゆる部屋代っていうのもございます。これがユニットケアをした場合には、本当に高くなります。

そうした場合に、特別養護老人ホームっていうのはやはり負担能力の低い方の最後のとりでとも考えられるところで、それを失ってしまうのはどうなのかっていうこともありますので、ただ、そこをクリアするために多床室でありながらユニットケア的な対応が可能であるというような設計も先進的に取り組んでいるところあります。そういったところを視察もさせていただきました。そういったところも含めて、個の重視っていうのは当然重要ですけども、そこは今協議を進めている田舎ケアハード会議の中でどのように進めていくのが一番町民の方に利点の多い方法なのかということで、よく検討させていただきたいと思っております。

また、まちづくりにつきましては、当然ながら大きな財政出動ございますので、まちづくりと連携していくのがどのように連携していくのか、連携していけるのかっていうところを今後時間をかけて検討させていただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 課長の答弁がもうどんどん先に行ってしまったので、もう 1 回ちょっと戻させていただきたいと思いますが、その介護 3.0 の理論が私は共感するところだっていう先ほどもお話しさせていただいたんですけども。

現状、なかなか個に対応するケアができていないっていう現状が正直あると思うんですが、それはなぜかっていうことで、施設介護か在宅介護、それぞれハード面、ソフト面を介護 3.0 に照らし合わせて分析されたのは基本構想の策定の段階でされたと思うんですが、その中でソフト面では職員の意識ですよね。意識。利用者さんへの向き合い方であったりとか、介護への向き合い方。ここが一つ課題であると思うんですが、その辺に対してはどのように取り組んできて、今後もどのように取り組んでいかれるのか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 それぞれの施設の取組は、個別、具体的にはちょっと把握はしていませんけれども、またちょっと申し訳ありませんが考え方、捉え方で説明をさせていただきますと、画一的な集団ケアから創造的な個別ケアへっていうようなことが基本構想の哲学の中に、基本哲学の中に記載されて定めてあります。これは、いわゆる先ほども申し上げましたけれども、介護を必要とする方を介護を必要とする方「たち」っていうことで、集団で捉えるのではなくて、一人一人できることは違いますけれどもできることが必ずあるはずなんです。そういったところに着目して想像して、創造的に一緒にできることを増やしていこう。そういったことで、まず職員の考え方を変える。そこを今取り組んでおるところです。

それに対しての方法論っていうのはいろいろ施設で現在取り組んでおりますが、その個

別、具体的なものについては把握しておりませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

職員確保も大きな問題だと思うんですが、これに対してはどのように取り組んでいくのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 職員の確保についてであります。介護 3.0 を基本とする基本構想の中で公循環っていう図があったと思います。そうすると、介護 3.0 で介護を受けている方が輝いて、それを一緒に実現した職員も輝く。そういった職場が魅力ない職場であるはずがないっていう考え方の下に、その職場をうまく SNS 等あるいはいろいろな広報手段を使って、その職場を求めている方たちにお知らせをして職員の確保に努める。その成果としては、現在西会津福祉会としては介護員には不足を生じていない。これは非常にすごいことだと考えておりますので、そういった効果はもう既に出つつあるとか、発揮されていると認識しております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。介護 3.0 が浸透することによって、職員の確保も可能になったというか効果が出てきたということで理解しました。

今ソフト面を聞きました。次ハード面ですけれども、先ほどユニットケアの話からユニット型の個室を国では奨励している中でも利用料金のことと考えるとっていうお話ありましたが、新設するに当たっては利用される方の経済的な負担軽減には最大限努力するという考えなのか、確認です。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 現在も特別養護老人ホームさゆりの園、あるいは老人保健施設憩の森につきましては、他の同等の施設と比べますと利用料、介護の部分。介護給付の部分はやはり制度上ありますので安くしたりすることは当然できないんですけれども、居室費だったりそういったところは安く設定をさせていただいて軽減に努めているところでありますので、そういったところについては引き続き一定の軽減は図れるのかなと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうですね。個人のプライバシーや感染症対策もそうですけれども、利用される方の経済的負担も十分に考慮するというので、できる範囲で十分にということで理解しました。

今国は、ユニット型個室を奨励しているわけなんですけれども、経済的な負担が大きいために従来型を希望する方々が多くいらっしゃる。でも従来型を新設する場合は、なかなか県の、最終的には県が認可するわけなんですけれども、許可が下りないという状況があるということになってるんですけど、今町が考えている形はユニット型個室的多床室っていうそういうタイプになりますが、県には相談されているのかお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほど、上野議員から町で検討されているのはユニット型多床室というようなお話ございましたが、やはり今検討の段階であって、検討する材料は多くあります。

いろいろな選択肢ございます。その中の一つとして、あくまでもここで話をさせていただいておりますので、それありきで全て進んでいるということではございませんが、やはりプライバシーにも配慮しつつ個人負担も抑えるというような考え方に立つと、先進地の視察の範囲ではございますが、そういった選択肢が大きな部分を占めているのかなというような現在は状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 いろんな選択肢の中で、多床室を間仕切りして感染対策もしつつ、プライバシーも保護しつつ料金も抑えるっていうのはすごく理想的だと思うんです。ただ、なかなか県が承認してくれないっていう現状があるのは事実なんです。

ちょっと一つ新聞に興味深い記事が掲載されていましてので紹介しますけれども、社会福祉法人西春日井福祉会、これは愛知県清須市にあるそうですが、「同県北名古屋市に建設中の特養は、1,100人のうち40人が4人部屋の多床型。県内で2004年度以降新設の特養に多床室ができるのは初めてといい、県の担当者は多床室のニーズがあるという地域の事情を踏まえた」と説明する。多床室といっても居住空間を分ける壁があり、それぞれの場所から庭に出られる設計だ。プライバシー確保と感染症対策を図った。ユニット型と同じ家庭的なケアをする、と同法人の担当者。年約100万円以下の年金生活の人が約6割。自分の年金で入居し、子供に迷惑をかけたくないという声に応えた」という記事だったんですよ。

ここは特別養護老人ホームかもだの里っていうところで、従来型40床、ユニット型60床で2022年6月1日に開設されました。私この記事を読んで希望に感じたというか、町で新設するときにはすごく参考になる事例だと思って、施設長さんにお電話でお話聞きました。そしたら、施設長が言われるには従来型を新設するに当たっては、とても県の承認が苦慮したと。大変だったと言われていましたけれども、ユニット型よりも従来型のほうが先に満床になったと。とても喜ばれていると言われていましたが、運用が始まってから県から連絡が今だと承認できなかったということだったそうなんです。コロナの影響もあって仕切るタイプ、多床室を仕切って活用するタイプは令和3年4月から廃止になったということがありますので、利用者のプライバシー確保、そして感染症対策。これは非常に重要ですけども、やはり利用される方々の経済的負担、これも重要な問題だと思うので、その辺は今後先ほど利用者の方の経済的負担軽減に努めるという町的意思を確認させていただきましたが、十分に協議していく必要があると思いますが、ちょっと考えをお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今ほどは、愛知県の例だと思います。県が違いますので、判断の仕方もまた違うのかなと思いますので、町としてそういう判断に至る前に県のほうに確認をしまして、その難易度によってもまた選択肢というのはいろいろ変わってくる可能性がございますので、そういったところは情報収集と確認を進めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 年金で入れるような施設整備が求められていると思いますので、ぜひ十分に協議していただきたいと思います。

次にですが、今の施設の場所にも私は検討の余地があると思っています。地域包括ケアシステムもそうですし、介護 3.0 の考え方もそうなのですが、住み慣れた地域でその人らしい生活を送るというのが基本的な考え方であるのに対して、現在の場所は住み慣れた地域や築き上げてきたコミュニティからちょっと距離があるかなと思いますので、その辺の場所の選定なんかはどのように考えているかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

場所の選定ということでございますが、候補としてはいろいろな考え方ありますけれども、ここで今個別、具体的にまだ検討中でございますのでお話しする段階ではないと思いますけれども、まず住み慣れた地域という言葉がよく使われております。この住み慣れた地域を西会津町と考えるのか、それとも西会津町野沢字何とか、奥川大字何とかっていうふうに捉えるのかということですが、入所型の施設とあと在宅を支えるサービスの拠点っていう、整備のする場所が同じ土俵で考えてしまうとなかなか難しくなってきました、住み慣れた地域での生活というのを、例えば野沢、奥川、尾野本というようなことで限定されるのは、基本的には在宅、住み慣れた自宅でできる限り過ごしたい、生活したい。入所型の施設につきましては、やはりできることとできないことっていうのがあったとすれば、あるいは理想の中にやらなければならないこと。そしてやったほうがいいことっていうのがあったとすれば、今やらなければならないのは老朽化している介護施設の建て替え、あるいは新築っていうのも選択肢にあるのかもしれませんが、そういったものはやらなければならない。

もう一つやったほうがいいって考えられるのは、今議員申し上げられました住み慣れた地域に、例えばなんですけれどもサテライト型の特養を建設していくっていうのがやはりやったほうがいいよねっていう部分だと思います。そうしたときに、やはり優先されるのはやらなければならない部分ということで、今会議の中で優先的に検討されているのはやらなければならない部分。老朽化した施設の建設っていう部分を中心に話を、建設もしくは更新、建て直しという部分を中心に話を進めさせていただいてます。

整備する場所につきましても、現在の医療・介護、そして福祉があのエリアに集中して整備されていて、本当にうまく機能しているところをあえて介護の部分だけを抜き取ってどこかに移すとか、そういう考え方は現状しておりませんので、例えば移転することが一つあるとすれば、あそこにある機能を全て移転する。ただ、そういったことが現実的に可能なのかっていう部分も含めて今検討をしているところであります。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 構想を具現化するのが令和 6 年から 8 年までの 3 年間であるとする、様々その中で検討されていくのだと思いますけれども、町民の方々のニーズの把握とか、あと施設整備に対する十分な説明であったりとか、あとは意見交換なども含めてその期間でやる必要があるかなと思いますけれども、その辺に対してはどのようにお考えかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答弁でも申し上げましたとおり、施設を持って運営している。あるいは

指定管理をしている西会津福祉社会さんと、あと西会津福祉社会の幹部の皆さんと、あとその中で町民ニーズに精通している職員の方いらっしゃいます。そういった方に参画をいただいて、あと町としては福祉介護の担当課から。あと医療の担当課から職員が出席して、田舎ケアハート会議の中で十分意見を交わしながら検討作業を進めているところです。

また、これについては適時町民の皆さんの意見を確認するために公表をさせていただいたり、意見の公募をいただいたりすることで十分町民の意見も反映しながら具現化の作業を進めていきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 体制についてはまたちょっと後でお聞きますが、課題のほうにちょっと話を戻させていただいて、在宅における課題を考えてみたいと思うんですが、公的なサービスを利用しても家族の精神的、身体的、経済的な負担も含めて大きいというのは確かで、時に今は老老介護が多くなっているので、この辺がやっぱり在宅における大きな課題であると捉えています。

介護 3.0 の提唱者である横木氏は、「家族や地域と一緒に介護をするという形ができればいい。それが同時にまちづくりにつながる」と未来への希望と可能性を語っておられます。町民の方の力を借りることなくしてこの構想の実現はないと思いますが、町民の方々には介護 3.0 をどのように浸透させていくのか、お聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 介護 3.0 の考え方をもう既に実行に移しつつある分野があります。認知症の方への対応につきましては、やはりその専門職だったり施設だったりだけではなくて、地域に生活していらっしゃる方に支え手として参画していただくということで、認知症サポーターの研修だったり、あるいはサポーターの研修を修了した方がステップアップ研修を修了すれば、町としても令和7年度までにはチームオレンジという組織を編成しまして、もっとより多くの地域のそういった研修を修了した方が、認知症の方の日常的な支援に参画できるような体制を構築したいと考えておりますので、そういったところでは、もう既に介護 3.0 の考え方は進みつつある。これはただ、リンクして介護 3.0 の考え方があったから進んだわけではなくて、そこよりももっと先行して進んでいて介護 3.0 が理解できて、これって同じことだよねっていうような理解に至っているっていうような状況であります。

と併せて、町民の皆さんへの浸透っていうことですが、まだ今年から浸透に特に施設での浸透に努めているところでありますので、今後機会を見つけながら、町民の皆さんへどのような方法で浸透を図っていけるのかというような点についても検討をしていきたいと思っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町民の方々とともに地域ぐるみでの取組が必要であると思うので、ぜひ浸透させていただきたいと思いますが、その中で町民の方一人一人が自分は今何ができるのかなっていうふうな考えることも必要だと思いますので、そういうふうな問いかけとかそういうのもお願いしたいと思います。

さらには、町民の方一人一人が自分ごととして捉えて、自分はどのような医療・介護

を望むのか。どのような最期を望むのかっていうことも考えて、意思を表示・表明するシステムの構築、これなんかも必要だと思いますが考えをお聞かせいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議員今おっしゃられたのは、いわゆるACP、アドバンス・ケア・プランニングのことだと思いますけれども、これについては、町として65歳の介護保険証の交付時、あと75歳の後期高齢者の医療の保険証の交付時に専門の職員から話をさせていただいて、そういったことの重要性について説明をし浸透を図っているところであります。御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次の質問の待機者ですが、特別養護老人ホームさゆりの園が75名、老健施設憩の森が71名と答弁いただきました。令和3年3月議会での答弁では、さゆりの園が59名、憩の森が68名だったので、待機者としては増えてきて、数字としては増えてきているということが分かります。

それで、全国的には2040年問題と言われていて、人口減少と団塊の世代ジュニアの方々が65歳以上になるということで、様々な社会的な問題が表面化していくと言われている、そういう社会背景の中にあって、町では施設の待機者のピークのときは何床ぐらいまでベッドが必要か。そして、施設のニーズが減少するのは何年頃と予測、もししていただければ教えてください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 人口動態に伴う入所を希望する方っていうのは、やはり人口動態イコールではないということですので、なかなか推定するのは難しい状況でありますので、町としては具体的な何人っていうようなことを推定している段階ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ニーズが多くなったり減少したりっていうふうに推移していくと思うんですけども、施設の定員の設定はどのように考えているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 施設の定員の考え方ではありますが、あと一例として話をさせていただきます。例えば、さゆりの園につきましては入所床が50床、ショートステイ床が20床で計70床で運営をしております。ずっと満床であることには、入所床者50床については満床であることには変わりありません。この後、一時的にニーズが急増する場合は想定されます。そこに向かっての緊急的な対応、考え得るもの一例としてお話をすれば、ショートステイ床20床のうち、例えば10床なりを入所床に変更することができます。そして、入所のニーズがしばらくすると減少する可能性があります。そうしたときに、また元に戻すっていうようなこともできます。その一時的なニーズの高まりに合わせて、ハードを対応させて変えてしまうと、その後の運営に影響を及ぼす可能性がありますので、こういった対応も一つの例として検討することができるのかなと捉えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 70 床の中で臨機応変に対処していくということで理解しました。

今ソフト面に取り組んでおられて、その土台をもってハード面、施設整備に入っていくのかなと思うんですが、大体いつ頃を目安に施設整備を考えておられるのかお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護保険事業計画の中では、施設整備について第9期3か年の間で施設整備について具体的に検討を進めますというようなことで、現在進めているところであります。まだ検討段階でございますので、いろいろな検討する材料ございます。財源の部分も当然ありますし、先ほど申し上げた利用者の動向をどのように考えていくかというような部分もございまして、いつというようなことで今現在お話しできる状況ではございませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。十分に協議していただきたいと思います。

4 番目の基本構想を具現化していく上での体制はというところですが、中間報告の中でも、西会津の進むべき方向を様々な方と一緒に探求し共創、共につくり上げていくとありました。この介護 3.0 の理論をもってまちづくりまで展開させていくということを視野に入れると、様々な方の中には医療や福祉・介護に携わる方々だけではなくて、まちづくりの中でも協議していく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 現段階におきましては、田舎ケアハード会議でその部門の方たちで検討を進めているわけですが、必要な段階でそういったまちづくりの方にも情報を共有をさせていただいて、一緒に検討できる機会があればそういったものはぜひ設けていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ、そういう方々とともに協議していただきたいと思います。

最後にお聞きます。スローガン「世界に誇れる田舎ケア」ということですが、田舎ケア、田舎ならではのケアとはどういうものなのか。ちょっとどういうイメージを抱かれているのかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 田舎ケアということでございますが、基本構想の基本哲学の一番最初に「何かを考えるときに、西会津らしさを忘れない。」西会津らしさっていうのは何なのかって私考えたときに、これはその対象となる方の自分らしさを忘れないということだと思います。なので、やはり全てのいろんなことを行う上では、その対象となる方のらしさという部分を大切にしながら進めていく。田舎ケア、その対象となった方のらしさを効率ばかり追い求めているのではなくて、らしさを考えて進めていく。それを田舎ケアと言っているのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私も同じような考えなんですけれども、町民の方一人一人がこの町で生きていく中で、自分らしさとは何か。また、高齢化の町の中にあって今自分は何ができるか。

また、自分はこの町でどのように生きたいか。どのような医療、また介護を希望するかということ、まず町民の方が一人一人が自分と向きあうところから始まるのではないかと思います。

町としては、そのような機会の創出。場の提供っていうかそれが必要なのではないかと思います。町としての役割としてはそのような機会の創出をそういうふうに一人一人が考える機会を得るような場の創出が必要だと思いますが、ちょっと最後に御意見をお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。なんだろう、介護に対する捉え方について学んでいただく機会っていうのは、いろいろな機会を大々的に設けることはできないかもしれませんが、その都度いろいろな機会、細かい機会を数多く設けて、いろんな方に参加をしていただきながら介護の捉え方、基本的な本質的な部分も理解をしていただきながら、町全体で介護 3.0 を基本とした考え方を浸透していければいいのかなと。そういった部分を個別、具体的にいろんな機会を設けながら対応をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 世界に誇れる田舎ケアを目指して、期待して私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議といたします。（14時39分）

再開は午後 3 時 10 分といたします。

○議長 再開します。（15時10分）

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さんこんにちは。6 番、荒海正人です。

本日は、町の教育政策の進捗と今後の展望について一般質問いたします。

初めに、個別最適化された教育の進捗についてお尋ねいたします。

これまで町では、タブレット等を活用しながらそれぞれの学力や能力等に合わせた個別最適化された学びの環境整備を行ってきました。これまでの取組の結果、全国学力学習状況調査やふくしま学力調査等を踏まえ、認知能力、非認知能力また目標数値として示されております自尊感情や自己肯定感、自分で計画を立てて学習する割合等どのような変化があったのかお尋ねいたします。

また、個別最適化された学びを提供するに当たり、授業の在り方や指導方法など変化していく必要があるとされておりますが、その変化についてはどのように捉えておりますか。

次に、学びの目的についてお尋ねいたします。

学ぶという行為は、自分がこれをしたい、こうなりたいという目的があることによって、より意欲が湧いてくるものだと考えます。また、自ら目的設定、目標設定ができるということは、学校生活のみならず人生においても極めて重要であるものと考えます。教育課程において、目的設定の仕方や目標設定の仕方など習得すべきものの一つと考えることからお尋ねするものであります。

まず、以前一般質問の中での答弁で、目的意識を持った授業が行われるために町として援助するとされておりましたが、授業での取組としてはどのように行われているのでしょ

うか。

また、学びの目的づくりとして志を育む教育、「こころざし教育」の重要性が挙げられると考えます。こころざし教育に親和性があると考えられる「こども研幾塾」やアントレプレナーシップ事業、子どもの主張大会。また、これまでPTA活動等で実施された経緯がある2分の1成人式等の取組を通じ、自らの生き方や社会の中で自分は何を果たしたいのかなどを考える機会づくりが必要と考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

次に、国語教育の強化についてお尋ねいたします。

国語は、日本人としての言語そのものを学ぶ教科であるとともに、言語を操ることによるコミュニケーション能力の向上、考えを組み立て伝えることなどによる論理的思考の向上。また、日本人としての情緒や文化的な教養を高めることにもつながる教科であります。町では、読解力向上に向けた取組なども行われているところではありますが、改めて国語教育の強化についてお尋ねするものであります。

まず、本町における国語教育に対する考え方と具体的な取組は、どのようなものがありますか。

また、国語教育では読書の重要性が各所でうたわれます。読書を推進していくに当たっては図書館の位置づけが重要になると考えることから、授業での取組や子供たちが本を借りたいと思う取組など、どのように行われているのかお尋ねいたします。

最後に、「学びあいランド構想」についてお尋ねいたします。

学びあいランド構想は、五十嵐教育長の独自カラーが表れている取組であると認識しております。教育行政の方向性として、重要な位置づけがされると考えることからお尋ねするものであります。学びあいランド構想における考え方、また具体的な取組についてお示しください。

以上であります。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 6番・荒海正人議員の「教育政策における進捗と今後の展望について」のご質問にお答えいたします。

はじめに、個別最適化された教育の進捗についてですが、児童生徒一人ひとりの学力の伸び等を把握する「ふくしま学力調査」（今年度はまだ結果が出ていないため、令和5年度の結果）から、全体として「学力は伸びている」という結果が見られます。また、全国学力・学習状況調査の質問紙に対する回答で、「自分には良いところがある（自尊感情・自己肯定感）と感じている」と答えた児童生徒の割合は、目標85%に対して、小学6年生が70.2%、中学3年生が92.8%、「家で、自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒の割合（今年度の調査項目に無いため、令和5年度の結果）は、目標の85%に対して、小学6年生が88.8%、中学3年生が91.1%、という結果で、学年が上がるとともに向上しています。

授業や教員等の指導方法に関しては、授業におけるICTの活用に関する回答で、「自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」「分からないことがあったら、すぐに調べることができる」「画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる」などと答えた児童生徒の割合が、小学6年生で平均87.4%、中学3年生で平均95.3%、と非

常に高い結果であり、授業におけるICT活用が進んでおり、その効果が認められます。教育委員会としても、個別最適な学びの充実に向け、小中教員合同研修会を実施するなどし、ICTのさらなる有効活用を推進してまいります。

次に、学びの目的づくりについてですが、本年7月に、教育委員会として、小学5年生から中学3年生までを対象に実施した、「主体的に学習に取り組む態度」についての調査結果では、「目標（なりたい職業など）を意識して学んでいる」と答えた児童生徒が、全体で62.3%、学年別では最少の学年が51.6%、最多の学年が76.9%、という結果で、学年により差があります。

小中学校では、総合的な学習の時間や学級活動における職業体験や進路学習をはじめ、各教科の授業や体験活動の中でも、児童生徒一人ひとりが、目標を意識し、目的をもって学ぶことができるように指導していますが、さらに充実させていきたいと考えます。

また、「こども研幾塾」、「アントレプレナーシップ学習」、「子どもの主張大会」等は、児童生徒が「主体性」「社会性」「多様な価値観への理解」「自己実現」といった力を身につけることができ、学びの目的づくりの大切な機会であると考えます。このような機会を増やしていくことは今後必要であり、この後ご答弁する「学びあいランド構想」はその一つの取組として、しっかりと推進していきたいと考えます。

次に、国語教育の強化についてですが、国語教育の柱である、文章を正しく読み解く力は、全ての学習の土台であり、中学校を卒業するまでに、全ての生徒が教科書を正しく読むことができるようになることを目標にして、読解力（リーディングスキル）の向上に取り組んでいます。

具体的には、小学5年生から中学3年生までを対象として、毎年リーディングスキルテストを実施し、児童生徒一人一人のリーディングスキル6分野7項目の状況を把握するとともに、小中学校教員が合同で、リーディングスキルの視点での授業づくりに取り組んでおり、全体的に読解力が向上しています。

また、読解力にも大きく影響する「読書」の推進については、町民図書館として、「ブックスタート事業」をはじめ、こども園・小・中学校での「読み聞かせ」や「ブックトーク」、「読書通帳」、「ベストリーダー賞」、ケーブルテレビでの「新刊案内」等の取組を通して、図書の貸出数や利用者数の増加に努めています。さらに、中学校において、知的書評合戦「ビブリオバトル大会」を毎年実施し、生徒は、読書への意識を高めるとともに、本の内容を正しく読み取り、その良さを自分の言葉で表現する力を身につけています。その結果、令和3年度と令和4年度のビブリオバトル県大会では、西会津中学校の生徒が見事優勝し、先日行われた本年度の会津地区予選でも西会津中学校の生徒が優勝し県大会へ駒を進めました。

最後に、「学びあいランド構想」についてですが、「学びあいランド構想」の考え方は、西会津小・中学校の環境（人的・物的）をより充実させ、小中の別なく活用できるようにし、授業だけでは学べない多様な学びに対応できるようにするもので、一人一人の力を伸ばすことやWell-beingの実現を目指します。また、児童生徒はもとより、地域の皆様にとっても楽しく学ぶことができる、開かれた学校にしていきたいと考えています。

具体的には、「探究創造ランド」、「ふるさと未来ランド」、「世界交流ランド」、「健康スポ

ーツランド」、「自然体験ランド」の5つのランドを設けます。「探究創造ランド」は、中学校のコンピュータ室を中心に、ICT教育支援員がコーディネートし、プログラミング等を深く学び、3Dプリンター等を使いながら、アイデアを形へとチャレンジしていくことができます。「ふるさと未来ランド」は、中学校の展示ギャラリーを中心に、歴史文化基本構想推進室がコーディネートし、西会津の歴史や文化、自然等について、テーマに沿った展示並びに講座等を行い、西会津の未来についても考えることができます。「世界交流ランド」は、中学校の英語ステーションとオープンスペースを中心に、学校教育課の担当がコーディネートし、楽しく英語に親しみ、他国の人々との交流にもチャレンジでき、英語検定等に向けた学習やアドバイスを気軽に受けることができます。「健康スポーツランド」は、体育館やグラウンド等の体育施設を中心に、生涯学習課の担当がコーディネートし、様々なスポーツや体を動かす活動を体験し、楽しみながら、健康な体づくりや体力づくりができます。「自然体験ランド」は、小学校のミネラル野菜畑やビオトープを中心に、学校教育課の担当がコーディネートし、豊かな自然に親しみ、野菜作りや自然観察等をのびのびと行い、自然の不思議にせまるとともに、五感を養うことができます。

各ランドの準備状況に違いはありますが、9月20日にオープニングセレモニーを行い、以上のような取組を開始し、今後は、地域学校協働本部とも連携しながら、それぞれに内容の充実を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、「挑む心とやり抜く力で、未来を創る西会津っ子」の育成に向け、今後も鋭意努力してまいりますので、ご理解願います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 順次、再質問させていただきます。

まず、個別最適化された教育の進捗についてですけれども、軒並み進展しているということで御答弁いただきました。

併せて教えていただきたい部分がありまして、ふくしま学力調査の中では、過去の自分との比較で学力の伸びを個々人、生徒児童それぞれの過去の成績と照らし合わせてどれだけ伸びたのかっていうのも比較できるっていうものでして、そういった個々人の学力の伸びっていうのもやっぱ相対的に伸びているのか。その辺りの変化についてもお示してください。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 質問にお答えします。

まず、ふくしま学調について簡単に説明を申し上げますと、学力をレベル1からレベル12まで分けて、その児童生徒がどのレベルに当てはまるのかっていうところをテストの結果から読み取るということです。実はレベル12っていう各レベルも3つに分かれておりまして、細かく言いますと1から36まで、36分割されていると。その36のどこに児童生徒の学力が当てはまるのかということを、国語と算数、数学ですが読み取ります。

例えば、昨年レベル36分割の10という結果だったと。今年13という結果だったという児童生徒は3伸びたと。3伸びたということはレベルで言うと1つレベルが上に上がったというような、そういう読み取りをしていきます。

目安としては、1年間でレベル1つ分。36分割の3つ分くらいが伸びているとおよそ1

年間の学年が1つ上がった伸びというような目安になっていいです。もちろん一人一人の伸び方というのは教科によっても個人によって変わりますので、大きくもう本当に5も7も伸ばしている児童生徒もあれば、そうでないという場合もありますし、ただ全体として、本町では令和元年から、他の市町村は令和2年から始まっているんですが、本町は1年早く取り組み始めて、令和3年はコロナで実施されなかったんですけども、令和元年からずっとどの学年も今まで受験をしている子供たち、学年は全て伸びています。年度ごとに上に上がっているという状態が見られますので、先ほど申し上げたように全体として学力は向上しているというお答えを申し上げました。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。

ということは、総じて学力に始まる認知能力も非認知能力も、町の教育大綱でも数値で示されている目標値が示されているものに関しても、総じて効果があったと。この取組がおおむね効果があったということで答弁もありましたし、そのように捉えてもいいのかなというふうに考えております。

やはりこういった取組は、今の時代に合った環境整備の一つでもあるんだろうなというのはすごく思ってます。子供たちがただ単に学習しろと。ただ単に学校に行けということではなくて、やはり何を学ぶべきなのか。何に取り組めばどういうところまで行けのかっていうところが、ある種見える化されてきた部分があって、それが功を奏して結果としてつながってきている部分なのかなというふうに思います。

ですので、先ほども一番最初に答弁いただきましたけれども、引き続きこうした結果が出ているものですので、引き続き調査研究も含めて、全国的に取り組まれているものでもありますので、引き続き進めていただければなというふうに思います。

併せて、やはり子供たちにとっては学びだったり学習環境の選択肢が増えたということになるんですけども、それを対応する先生たちは結構大変といいますか。先生たちもやはり時代とともに教え方だったり指導方法も変えていかなきゃいけないという部分であります。比較的西会津は先んじてやってるもので、学校の先生たちも対応しているということで伺っていますし、そうだろうなと。結果も出てるんでそうだろうなと思うんですけども、一方でやはり先生の例えば質の確保っていったときに、常に西会津にいる先生がずっと西会津にいるわけではなくて、やはり何年かたつと異動があったりとか、校長先生も変われば学校の考え方も変わるというようなことにもつながっていくと思います。

そういった部分で、西会津町がやはり先んじて取り組んでいる分、先生が交代したときにまた1からかっていうことも何かある種考えられるのかなと思ってまして、そういった部分では西会津が中心となって周辺自治体に対して働きかけを持つとか、県に対して働きかけをつくとか、そういったある種のリーダーシップ的なものを福島県だったり会津の中でも働かせていかないと、そもそも西会津の教育を築いていくっていう部分も揺らいでしまうんじゃないかと思うんですけども、そういった全体に対して働きかけっていうのはどのように考えられていますか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。

先生方、御存じのとおり人事異動があつて何年かごとに変わるわけです。どの市町村に行っても、その土地、土地で教育、学校の様子っていうのは変わってきますんで、まずはそこに慣れるといいますか理解して、ということになります。当然、ですので西会津町、本当に県内で先進的に取り組んでいると言われるわけですが、まずはおいでになった先生方にこの西会津町の教育をまず知ってもらって、理解してもらって実践していただくというところからまずは始めていかなければならない。

そういう意味では、町内、町教育委員会主催で先生方の研修会であつたり教育連携をしている戸田市のほうに先生方に視察研修に行っていたりというような形で、常にやっぱりこれからどういう教育の方向性なのかっていうようなところも、我々も研修しながら先生方にも学んでいただいています。

そういう中で、そういった研修であつたり今実践している各小・中学校。小・中学校合同で研究を進めていたりという部分ありますけども、そういった成果を見ていただく。町内外ですね。見ていただくということで、今年も11月に小・中学校の合同研修会、研究会員の公開ということで、ほかの市町村の先生方に御案内して、教育委員会に案内をして来ていただいて見ていただく。実際の研修会なんかも参加していただければなんていうことで参加していただく。

そうした中で、じかにやっぱり西会津がどういう授業づくりに取り組んでいるとか、ICT活用をどういうふうにしてるとか、読解力向上どうしている。そういうことをじかに感じとってもらふということで、まず1つあります。

それから、市町村とは違いますけども校長会。耶麻校長会であつたりそういう校長会つていうようなところで、今年も6月に西会津の取組をぜひ知りたいという求めがあつて、私のほうで耶麻地区の30人の30校の校長先生方を対象に西会津で取り組んでいる取組をお話しさせていただいたりというようなことがあります。

それから、県内ばかりじゃないんですけども、結構県外からが多いんですが視察に来られる市町村、教育委員会もございまして、そういったものを受け入れて本町の取組を理解していただいて。県の学力向上推進の会議の委員として、本町からも参加しているつていうようなところで、直接本町の取組を基にした今後の学力向上に向けての意見等も県のほうに申し上げていると。そういったような取組で、本当に西会津の取組をほかでも生かしていただければというようなことで、考えて取り組んでいるところでございます。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　　今の教育長のお話を聞くと、やはり本当に西会津の教育はやはり全国的にも地域としても本当に先んじていて、その環境をつくるに当たっては、やはり西会津をまず見習っていただければという部分、見習ってもらうような立ち位置でもあるんだろうなというふうに思います。ですので、我々としては西会津の教育、子供たちに対しての教育に注視してくださいと言いたいけれども、でもやはりそれを担保するためには全体の足並みもそろえなくちゃいけないと。それをむしろ指導する側として西会津の教育があるんだということで、本当に福島県もそうですし、会津の各市町村の間でも西会津の存在感をもっと大きくしてもらって、イコール西会津の教育の発展につなげるということになるんじゃないかな、そのような働きかけを持って教育行政、さらに進めていただきたいなと思

ます。

個別最適化された進捗については、おおむね先ほどの答弁もありましたが、結果が出てきているということで理解をいたしました。

次に、学びの目的づくりについてお尋ねいたしますけれども、この目的づくりに関しては、やはり学校で勉強するのはある種長い人生の中で言ったら、人生を歩んでいくための武器を手に入れるようなもので、それぞれの個人の目的とは何かというものを長期的にも短期的にもつくっていくことによって、授業ごとの意識が上がったり学習に向けての意欲が上がったりということにつながっていくということで、お聞きしているところであります。

学校の中でも各授業だったり体験学習を通じて取り組まれているということでありましたけれども、やはりそういう目標設定だったり目標の達成度みたいなものも、学力が伸びてると同じように見える化していくとより子供たちに分かりやすく、さらに意識づけしされやすいんだらうなっていうふうに推測するんですけども、今タブレットを活用したりして学習している中で、そういった目標設定だったり目標の達成度みたいなものもタブレットを活用して見える化だったり、対応できたりするものなのか。何かその辺りも対応しているのかどうか、確認させていただければと思います。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 タブレットを使って、目標であったり達成度等の見える化っていうことでございますが、技術的にはもちろんできます。今現在、どのような形で使われているかっていうことで申し上げますと、小学校ではなかなか低学年のほうはなかなか難しい部分はあるんですが、高学年あたりになりますと自分の授業の中でのどんなことを理解できたとか、そういう振り返り。そういったものを打ち込んで履歴として残すというようなこと。それは教師サイドからもそれを見て、こういうことが分かったんだなっていうようなことで記録として残すと。

中学校でも、スマイルネクストドリルっていうソフトを使ってますけども、これなんかもドリルをやった結果が残っていくっていう、そういう結果。あと、スクールタクトっていうソフトは、本当に授業の中でよく使われてるんですけども、自分の意見を打ち込んでそれをみんなで共有する。で、なおかつそれを記録としてデータとして残すっていうことによって振り返りもできる。それから、あとGoogleフォームとか、やはりそういったものなんかも有効に活用しながら、そういった主にはどういうことが分かったとか、自分の考えを表現する、まとめる。そういうような形で使われているんですけども、統一的に全部の教科でこういう形でっていうことは現段階ではなされてはいないんですが、そういうようないろいろ教科によって工夫して使っているというようなことでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 技術的にはできるということでしたんで、やはりそういった活用も含めて一朝一夕に何から何までできるっていう話ではないと思いますけれども、やはり現場現場で、次はこれ、次はこれっていうことで目的意識、目標だったり。あとは目標の達成度合いみたいなものも、やはり子供たちに授業の中等も含めて分かりやすく見せていただければなと思います。

併せて、先ほども申し上げましたとおり、やはり人生を生きる中で自分は何のためにいるんだと。要は一番最初の質問でしましたけども、志を立てるっていうのもやはり教育の場面で重要になる部分でもあるのかなというふうに思います。答弁の中で、全体の 62.3% の児童生徒が、将来なりたい職業などを意識しながら勉強に励んでいるということで、これすばらしいなというふうに伺いました。やはり、こういったことを考えるようになるには、やはり常日頃から意識してそういった場面、場面で伝えていくっていうのもやはり重要な取組の一つかなというふうに思っています。

そういった部分で、西会津はこども研幾塾であったりアントレプレナーシップ、子どもの主張大会等、そういった気づきがあるような節目だったり取組っているものがありますが、これは一つ私の考えではあるんですけども、それぞれの取組をよりつなげられるようなメッセージが打てないかなと思ってまして、それぞれの取組にそれぞれ親和性はあるものの、とはいえそれぞれの目的で説明されているように思えて、それは人生の中である種子供たちにとって志であったり、将来の目標というものをつくるための取組なんだよっていうのを全部同じ言葉で、それぞれのタイミングで伝えることによって、一貫したメッセージというのを子供たちに伝えることになるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの認識っていうのはどのように考えられていますか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えします。

議員おっしゃるとおりだというふうに私も考えております。つながりとしては、こども研幾塾。全員が参加してるわけではないんですが希望者ではありますが、まさに五、六年生、小学校五、六年生が西会津、自分の生まれ育ったこの西会津っていうものをもっとより深く理解するっていうようなことで、いろんな体験活動をベースにして、そしていろんな方のお話を聞いたりということで、まず西会津についての理解をしっかりと深めていく。

その土台に立って、中学校のアントレ学習っていうのは西会津を今、今のテーマとしては起業家教育とは言いますけども、西会津の資源を生かして西会津をより活性化させていくためにはどうことができるかというテーマでここ数年取り組んでいるわけですが、これはもう間違いなく小学校で学んだ研幾塾はじめ小学校で学んだ地域学習、これがベースになっている。その上に立って、じゃあどんなことができるっていうことで中学校でやっておりますので、この関連性というか一貫性っていうのはもう間違いなくあるわけで、いろんな活動の中でそういったことも話はしているんですけども、今後もしっかりとその辺りを伝えていきたいと思いますし、昨年度から始まった大人研幾塾「N-L a b o」。もっと拡大して言えば、そこまでこれはつながっていくものなんではないのかなというふうにも考えていますので、そういう小学生、小さい頃からもう大人になるまで西会津町としてそういう将来に向けた目的、志、そういったものを一人一人が持ってもらえるように今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 子供の頃から大人になってまでもということで、教育長から答弁いただきましたけれども、提案ですけども子供からやはり大人まで本当に一貫して同じ理念の下続い

ているのであれば、やはりそういったものを町の教育の軸としていくべきだなと思っているんですよ。

令和5年度から令和7年度までの町の教育大綱の中にも、アントレプレナーシップの話であったり、あとは西会津高校でやっている活性化の取組だったり至る事業が掲載はされてるんですけども、一貫性あるものとして、また軸として掲載されていないというのが今の現状でして、今教育長がおっしゃられたように町として一貫して子供から大人になるまでずっとやっていくんだっていうのであれば、ぜひこういうところにも載せていただいて、町としての軸として位置づけていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺りについてはいかがお考えですか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 総合計画、次期総合計画に向けて検討等もこれから進めていくというような中で、そういったことも意識しながら検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 本当に町の軸となるべき考え方だと思います。ここ西会津町で生まれると、志が立つような教育があるんだと。それは子供だけが取り組むんじゃなくて、大人も巻き込んで地域を巻き込んでやっていくんだっていう地域はすごく教育として魅力もあるんだろうなと。かつ分かりやすいんだろうなというふうに思いますので、ぜひまだ策定には、策定が始まったところですけども、作業が始まったところですけども、ぜひ検討いただきたいと思います。

次に、国語教育の強化について再質問させていただきます。

先ほど答弁にもありましたけれども、これも先ほどのこころざし教育、目的づくりの話と同様に、幼児期からあとは社会教育までということで本当に全ての世代に関わってくる部分だと思います。国語と言われると、やっぱり教科として学校で勉強するものだというような認識が結構強いわけですけども、そうじゃなくてもっと広義的に国語教育っていうものも町として取り組んでいるなという具体的な取組も示していただいたなというふうに感じているところであります。

これも、やはり先ほどと同様に英語教育は総合計画だったり教育大綱には書いてあるんですけども、やっぱり国語教育っていう今までは当たり前すぎて言葉にするもんでもなかったみたいな認識だったのかもしれないですけども、やはりそういう国語とか基礎となるものを一貫してやっていると。西会津町はやっているというものをこれから示していかなきゃいけないんだろうなと思ってます。具体的にやってもいますし、これも総合計画であったり教育大綱等を含めて言語化っていうか明文化して、明確に町の軸として掲げていただきたいなと思っているんですけども、この点についても答弁いただければと思います。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 国語教育、なかんずく今読解力向上ということで取り組んでおります。読解力っていうのは、実はもう本当に昔から言われていて大事なんだと言われながら、なかなかどういうふうにしてそれを向上させればいいのかっていうことが、なかなか見えなかったといえますか。いろんな取組をされてきたんですけども、大きな課題でありました。

そこにリーディングスキルテストっていう、ある意味数値化されたもので読解力の度合

いが図れるというものができて、本町でも平成 30 年から取り組み始めてずっとその取組を続けてきて成果も見られますし、先ほど校長会でお話をしたっていうのは実はこの読解力の取組をぜひ知りたいんだということだったんですね。そういう意味では、間違いなく本町のみならず全てのところで必要だというふうに認識されている国語の中、国語の力でですね。

読解力って国語だけじゃなくて、本当に全ての教科なんです。要するに教科書が読み取れなければ、どの教科にしても要は分からないわけです。理解できないわけですから、学力もつかない。もちろんコミュニケーションっていう部分では、社会に出たときにやっぱり相手の言ってることが分からない。書いてある書類の中身が分からない。これでは仕事にならないということで、これは本当に学校教育のみならず、生涯にわたって絶対に必要な力でありますので、今後もこの読解力っていうものは本当に何ともしつかりと取り組んで結果も出しながら、どのような取組が有効なのかっていうことも研究を続けながら広めていきたいなというふうに考えております。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 国語っていうと本当に国語の教科の話をイメージしてしまうわけですけども、本当に全ての教科の基礎になっているものですし、社会生活においても基礎になっているもので、半ば当たり前の話なのかもしれませんが、でもその当たり前が今の時代以外に低下してしまっているっていうのが国全体の話でもよく出てくる話です。

国の話は国のほうに主導権はありますけれども、地域でやれることもあるということで本当に西会津は取り組んでいる自治体の一つであるし、そういったものをやはり西会津の教育の軸として当たり前のものを当たり前としてやるということを掲げる西会津の教育理念としてもあってもいいなというふうに思いますんで、当たり前だけでも明確にそこは打ち出していくということは今後必要かなと思いますんで、引き続き検討いただきたいなと。この点についてもお願いしたいと思います。

あと、最後に学びあいランド構想について再質問させていただきます。

先ほども述べましたとおり、これは五十嵐教育長の本当にカラーが出ているものの一つだなというふうに認識しております。実際に具体的な取組に関しては、これからの話になるんだろうというところで先ほどの答弁もありましたけれども、中学校を活用していろいろな取組につなげていくということでありました。

それに向けて、先日教育委員会で視察されたかと思いますが、秋田県五城目町にある「みんなの学校」の取組を教育委員会で視察されたかと思いますが。簡単に説明すると、五城目小学校を舞台に取り組んでいる事業でして、ゼロ歳から 100 歳以上でも学べる場を目指す取組として行っているということでありました。全町民を対象とした講座を小学校の中で実施していて、ホームページ等で確認すると 2024 年度なんで今年度は全 32 講座。かなり多く実施されているということでした。

これを学びあいランド構想のある種モデルとして視察されたんだろうというふうに推測しますけれども、場所も違えば形も違くなってくると思うんですけども、これからの展望の話として挙げさせていただくに当たって、ちょっと比較で再質問させていただきたいなと思うんですが、先ほど学びあいランド構想、学びあいランドの内容について答弁いただ

いて、運営の形というかそれぞれのランドというか、それぞれのブースというか、それぞれの担当がいるっていうことは示していただいたんですけども、全体の学びあいランド構想を運営していくに当たっての組織体制としてはどのような形で、あるいはどのような連携でやられていくのかっていうところをもう少し教えていただきたくて、今はそれぞれが担当しますよっていうのはお示しいただいたんですけども、全体で運営していくに当たってどういった、教育長が先頭立っていかれると思うんですけど、どういった連携の仕方で行われていくのか、その運営体制についてお示しいただければと思います。

○議長　教育長、五十嵐正彦君。

○教育長　学びあいランド構想、学びあいランドの運営という部分で議員からお話あったとおりで、各ランドにはコーディネーターという形で主に学校教育課と生涯学習課の担当であったり、ICT支援員も学校教育課の中に入りますけども、それぞれはそういうコーディネーターがコーディネートしていくっていう部分なんですけども、全体をまとめる。全体を調整する。あと学校との調整等々ありますので、今その全体を調整するコーディネーターが必要だっていうところまでは考えてるんですけども、具体的にはまだ誰それっていうところはまだ決まっておられません。

ただ、答弁でも申し上げたように地域学校協働本部と非常にやっている中身が重なる部分といいますか、多いもんですから、そういう意味では地域学校協働本部の地域コーディネーターっていう存在があるんですけども、地域学校協働本部全体をコーディネートする。場合によっては、地域学校協働本部の地域コーディネーターにこちらの学びあいランドのほうにも関わってもらいながら、全体を調整していくというようなやり方もあるのかなというような考えで今は進めております。

○議長　6番、荒海正人君。

○荒海正人　やっぱり運営していくっていうのが、やはりこれから大事になってくと思います。場所だけしつらえたばかりっていう話は本当にいろんなところで聞きますんで、やはりそれをどう回していくか。そこにどう人を集めていき、学びをそこで起こさせていくのかっていうのがやはり重要ですので、私はやはり教育長の色が出るものなんで教育長が自ら統括されて、自らそれぞれのブース、ランド、コーディネーターを取りまとめていくのがいいかなと思いますけども、それはひとまず始めてみてのそれに合わせていくものでもあるかなとも思いますんで、その辺りも引き続きより回っていくような形を見つけていただきたいと思います。

あと、併せて五城目町の取組では、みんなの学校の取組では場所をつくったっていうだけじゃなくて、中長期的に何をどういう学びをそこで提供して、どういった人のつながり、どういった地域での活動につなげるかっていうのが結構明確にされていて、まず一つとしてネットワーク。地域のネットワークを醸成させていくと。2つ目に、活動を組織化させていくと。それぞれの地域の人たちが組織化させていくと。その次に、3つ目としてできた組織間を組織ごとに、出来上がってきた組織ごとの交流が生まれ始めると。4つ目として、その組織が実際に地域の集まりだけでなく事業化させていくと。お金を稼ぐなり、あとは地域で必要な位置づけにしていくような形を目指していると思うんですけども、それを4年間でやっていこうっていうのが、ひとまずのみんなの学校の目的っていうか具体

的なスケジュールとして示されているものでして、学びあいランド構想もやはりそういった地域の課題解決に向けたものを、学びの中から解決していくんだっていう目的意識みたいなのが必要なと思うんですけども、その辺りの目的意識についてはどのように捉えられているのでしょうか。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。

五城目町のみんなの学校というのは、学校開放を利用した社会教育講座を学校に入れていくっていうコンセプトで進んでいって学校とコラボしている形なんですけども、私の考えた学びあいランド構想というのは、学校の子供たちの学ぶ環境をもっともっと充実させたいなっていうところが出発点で、そのためには、やっぱり今までも地域学校協働本部で地域の皆さんの力を借りてきているんですけども、でももっともっとこれを密着させるといいですか。そういう形にしていかなきゃならないなっていうところで、行き着く先がみんなの学校と学びあいランド構想って似たようなところにはなるんですけども、そもそもの出発点はちょっと違う方向から行っております。

そういう意味では、地域の活性化っていうような五城目町の考え方っていうよりは、地域の皆さんにもどんどんどんどん積極的に学校に来ていただいて、子供たちと交流してもらって、お互いに学ぶ中でお互いに刺激をもらいながら、子供たちも先ほどの話じゃないですけどもそういう地域の大人の皆さんの学ぶ姿を見て、「こんな大人になりたいな」「こんなふうに自分も将来なれたらいいな、なりたいな」っていう目的とかそういう目標を持って、学ぶっていいなっていうふうに子供たちにも感じてもらいながらどんどんどんどん学びが深まっていく。地域の大人の皆さんにも、子供たちと一緒に学ぶ中でやっぱり刺激をもらって、学ぶことっていうことのすばらしさ、楽しさみたいなものを味わってもらって、それが全体でどんどん活性化してやらされるっていうよりも自分の気持ちで自分から学んでいく。それが子供から大人まで実現できる。そういう場にしていきたいというのが、今考えている先のイメージです。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 まずは学校の子供たちからということでありましたけども、学びあいランド構想の理念の中には、地域の皆さんにとっても楽しく学ぶことができるっていうことがやっぱりありますし、今ほど答弁であったとおり地域とコラボしていくっていうのが子供たちの学びも高めていくし、併せて他方では地域の力を上げていくっていうことになると思うんです。

町の教育委員会のグランドデザインの中心に、学びあいランド構想というのは新しく位置づけられました。ということは、やっぱり学校の子供たちばかりじゃなくて、社会教育も含めて本当に大人全体がというか地域全体がこの学びあいランド構想が進展していくに当たって、学びをもって地域が前進していくっていう考え方だと思うんですよ。だから、至って学校とか子供たちに限定したものじゃなくて、本当に地域を挙げて学ぶとはなんぞやというところを追求していくような話になるんだろうと、最終的にはなるんだろうというふうに思っていますんで、まさに学びというものを考えた中で、今までは学びは学校の勉強だというようなイメージですけども、いやそうじゃないんだと。西会津の教育、学び

とは本当に地域を挙げて学んでいくんだ。それはイコール勉強だけの話じゃなくて、地域を盛り上げていくことにもつながるし、イコール自分らの生きる目的とは何かみたいなどころまで軸としてつながっていくと、やはり西会津らしい、西会津ならではの教育につながるのかなというふうに思います。

学びあいランド構想については、これから具体的な取組が始まっていくんだらうというふうに思っています。実際に場所も中学校でオープンされるということで、ぜひ期待していきたいなと思いますし、まさに西会津の教育は本質的な教育をされてるんだというところだというふうに言われるように追求していただきたいなというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(17時31分)

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

令和6年9月10日（火）

開 会 10時00分
延 会 16時18分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第5号）

令和6年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 秦 貞継 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 三留 正義 | 5. 青木 照夫 | |

○議長　　おはようございます。

令和6年第5回西会津町議会定例会を再開します。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

5番、小林雅弘君

○小林雅弘　　皆さん、お疲れさまでございます。5番、小林でございます。

通告に従って一般質問をいたします。

まず、令和5年度実施された事業について伺います。

初めに、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業について伺います。

令和5年度、660万円で業者に委託した「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業の中で、最重要の柱と位置付けられた「未来型道の駅リニューアル」計画について。

一つ、「未来型道の駅へのリニューアル」計画は、いつ完成し、いつ業者から提案されたのか。

二つ、「未来型道の駅へのリニューアル」計画の内容はどのようなものか。概要を簡潔に説明していただきたい。

三つ、今後どのように「未来型道の駅へのリニューアル」計画を生かそうと考えているのか。

次に、「自然体験魅力デザイン事業」について伺います。

令和4年度に事業費220万円、令和5年度事業費605万円で、業者に委託した「自然体験魅力デザイン事業」について、令和5年11月24日を期限とした資料請求をしたが、11月22日付回答は、町長名で提出できません。理由は、当該資料については提出期限までに報告書作成に係る委託業務が完了しないためとのことであった。

一つ、この報告書作成に係る委託業務はいつ完了し、報告書がいつ作成され、町に提出されたのか。

二つ、その報告書はどのような内容か。概要を簡潔に説明していただきたい。

三つ、「自然体験魅力デザイン事業」の「成果品」、それを今後どのように生かしていこうと考えているのか。

次に、大きな二つ目でございます。

学校給食費の無償化を求める件について伺います。

令和6年度の学校給食費無償化の状況は、東京都では、23区全てが学校給食費の無償化に踏み出し、都市部でも市部でも、町田市、立川市、小平市なども実施に踏み出しています。また、町村では、奥多摩町、檜原村、八丈町など九つの町村が学校給食費の無償化を実施しています。福島県では、学校給食費の無償化を実現しているのは、新たに天栄村、湯川村、猪苗代町、昭和村などを加え、35市町村となりました。会津では、金山町、下郷町、柳津町、三島町、只見町、北塩原村、猪苗代町、湯川村、昭和村の9市町村が無償化を実施し、9割補助の檜枝岐村と半額補助の喜多方市を加えると17市町村中11もの市町

村が学校給食費の半額以上の保護者負担軽減に取り組んでいます。学校給食費無償化の流れは明確となっています。

そこで伺います。

一つ、町長は、令和5年度12月議会での答弁で、町ではやらないという考えではないですよ。町も今後、国・県の動向を注視しながらその時点で判断をしてまいりたいと答弁しているが、では、どのようにになったらやるという判断になるのか。

二つ、令和7年度より学校給食費無償化を実施するという考えはあるのか。

以上、一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 5番小林雅弘議員の「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業及び自然体験魅力デザイン事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業についてであります。町では、これまで町の魅力を広く発信するため、「日本の田舎、西会津町。」をキャッチフレーズとしたキャンペーンロゴやプロモーションムービー、ポスター等の制作とPRを展開し、ポータルサイトから町の魅力を発信する取り組みを行うとともに、地方移住や地場産品の更なるPRのため、ポータルサイトの拡充やパンフレットの作成、高速バスのラッピング運行なども展開し、情報発信の強化を図ってまいりました。

さらには、ふるさと応援寄附金の返礼品パッケージ等を一新するなど、昨年度は2億4千万円を超える寄附金が集まり、ポータルサイトの閲覧回数も67万回を超える状況であります。

これらのことから、これまで町が取り組んできた「日本の田舎、西会津町。」によるPRキャンペーンは一定の効果を上げてきており、将来に向けて、改めてブランドの意味を問い、さらなる効果の向上と広い分野への波及効果を目指すため、令和4、5年度に「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業「基本構想」及び「基本計画」を策定いたしました。

「基本構想」では、ブランド理念案、組織体制案、ブランド事業展開構想案などの項目とともに、道の駅リニューアル案も計画に位置付け、令和5年度に策定した「基本計画」において、その具体的な内容を定めたところであります。

ご質問1点目の「未来型道の駅へのリニューアル」計画の完成と業者からの提案時期についてのお質しであります。これらを盛り込んだ「基本計画」は、令和6年3月29日に委託事業者から提出されております。

次に2点目の計画の概要であります。売場の配置等のゾーニング計画、施設の屋内外のデザイン案、概算工事費、リニューアル後の運営組織体制案等とともに、道の駅を基点として町内の関連施設での体験事業等を幹旋する「アクティブパーク構想」の具体的な体験活動案も掲載されているところであります。

3点目の計画の活用についてであります。「基本計画」に案として掲載されている内容の精査や実施時の課題解決を図るとともに、道の駅のリニューアルについては、現行の実施計画で令和7、8年度に事業を計画しているところであります。財源の調査や調整を図りながら、今後の実施計画の策定の中で実施時期等を再度検討してまいります。

次に、「自然体験魅力デザイン事業」についてのご質問にお答えします。

町では、令和4年6月に㈱モンベルと相互の緊密な連携のもと、アウトドア活動等の促進により社会が直面する課題に対応し、地域の活性化及び町民生活の質の向上に寄与することを目的として、包括協定を締結したところであり、この包括協定の「アウトドアの持つ7つのミッション」のうち、「地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化」を図るため、その本町での可能性を調査する「自然体験魅力デザイン事業」を実施したところであります。

令和4年度と令和5年度に、㈱モンベルの関連会社で地域活性事業コンサルティングを行っております「㈱ネイチュアエンタープライズ」がこの事業を受託し、自然環境などアウトドア資源を活用した魅力創出に係るグランドデザインを専門的見地から提案いただいたところであります。

ご質問1点目の「本事業の報告書の提出時期」であります。令和5年度の報告書は、受託業者から令和5年12月19日に提出されております。

次に、2点目の報告書の概要についてであります。アウトドア環境創出のための基本方針として、『西会津町で快適にアウトドアを楽しむための「フィールド整備」』、『西会津町で安心してアウトドアを楽しむことができる「受け入れ体制の整備」』、『アウトドア観光の発信拠点となる「拠点施設の整備」』、『会津地域での連携を見据えた「広域連携による誘客・情報発信」』の4項目が設定され、それぞれ具体的な提案をいただいております。

「フィールドの整備」では、「奥川周遊サイクリングルート」やロータスインから安座自治区を通り、大山祇神社や鳥追観音を周遊する「大山祇神社サイクリングコース」、疣岩山や鏡山、須刈岳、大山祇神社などのトレッキングルート、また、カヤックなどのパドルスポーツや雪山でのスノーシューを使ったトレッキングコースの提案がなされるとともに、快適に周遊するためのルート案内や注意喚起等の標識整備、サイクリングにおけるバイクラックの設置も提案されております。

「受け入れ体制の整備」では、ガイド組織における人材確保と人材育成のほか、㈱モンベルの企画・運営部門との連携によるツアーやイベントの企画、情報発信などが提案されております。

「拠点施設の整備」では、温泉健康保養センター「ロータスイン」とさゆりオートパークを拠点施設とした整備の検討であり、さゆりオートパークとさゆり公園ふれあい広場の一部を一体的に再整備する案が提案されております。

最後の「広域連携による誘客・情報発信」では、会津地域を一つのエリアとして、アウトドアツーリズムの魅力発信を行うことにより、エリア全体の周遊性や満足度等を向上する仕組みの提案やモンベル会員組織モンベルクラブ等の活用による情報発信が提案されております。

次に、3点目の「自然体験魅力デザイン事業」の成果品の活用についてであります。町では、本年度、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用し、大山祇神社参道、須刈岳、富士山、3つのトレッキングコース紹介動画を作製するなど、この事業以外にも、本町の魅力ある自然環境を活用した事業を鋭意推進しているところであります。

この事業の成果品につきましても、にしあいづ観光交流協会や登山関係団体等との合意形

成や連携強化を図りながら、実施体制を整備するとともに、事業効果や財源を考慮しつつ、必要かつ可能な部分から事業を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

○学校教育課長 5 番小林雅弘議員の学校給食費の無償化についてのご質問にお答えします。

学校給食費につきましては、その食材費に対して、町内産ミネラルコシヒカリやミネラル野菜の利用促進と物価高騰分の保護者負担軽減のための補助金を交付するとともに、経済的に負担が困難な世帯に対して、就学援助制度による無償対応などの支援を行っており、これら支援の総額は、食材費の約 33%となっています。なお、学校給食費の未納は無い状況であります。

これまでもご答弁申し上げてまいりましたが、現時点においては、町独自の「無償化」を実施する予定はありませんが、国においても給食費無償化が言及され、検討されておりますので、今後、国や県の補助制度等の動向や経済状況等を総合的に注視しながら、引き続き慎重に検討してまいります。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、再質問をいたします。

まず、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業でございますが、業者さんから報告は何日にいただいたのかっていうのは分かりました。

それでは、これを町の議会に報告はなかったと私は思っておりますがいかがですか。その中身についての報告ですね。それがなかったかなと思いますがいかがですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

現時点で議会への報告はまだ行っておりません。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 としますと、令和 5 年度事業ですよ。この 5 年度事業で、一旦この事業、収束と言いますか、終わっております。その認識でよろしいですよ。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 この計画の策定に係る部分というのは、業者から提出をいただきまして、町のほうで検収しまして、その事業については完了ということでございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 令和 5 年度の予算が 600、ちょっと待ってくださいね。この事業 660 万ですね、この 660 万の予算を使って事業が完了して、町に、議会に報告するということは必要なことじゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

この基本計画の主要な部分と申しますのが、議員も御承知のとおり、施設の改修部分、リニューアルの部分でございます。

そのリニューアルの事業の内容ですね、計画で盛り込んでおりますが、こちらについては、まだいろいろ課題、精査しなければいけない部分があるというような認識をしておるところでございます。現時点ではそのリニューアルの予算の計上時期ですとか、その辺の

部分については今後検討が必要だというような認識でおりまして、その予算の計上時等、で、議会には御説明したいというような認識でおるところでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 次の予算の計上時に説明をするという説明はちょっと納得できないんです。

一つの事業が令和5年度に上がったんですよ、私期待しているんです。否定するつもりは全くないです。期待してるんです。この町の入り口、玄関として、やはり様々な施設ございますよね。例えば、道の駅とか、あるいはロータスインとか、あるいはそのロータスインのそばにあるキャンプ施設とかね。そういうものにすごく期待してるんですよ。ですから申し上げます。

やはり、令和5年度に事業費を我々は審議して、それを予算を可決したわけです。ならば、やはりその結果について私は報告があってしかるべきだと思います。まだ、確かに、分かります。ああいう計画っていうのは、非常に大きなものでございましてね、この町にとっては。そのままじゃあすぐやるか、できるわけがないんです。もちろん今おっしゃったように、予算とか、あるいはいろんな様々な法規制とかございますよね、制度とかね、それなんかをクリアして初めてなんです。でも、だからといって町に報告をしないでいいという話にはならないと思いますが、いかがでしょう。

○議長 それでは答弁調整のため休議します。（10時24分）

○議長 再開します。（10時52分）

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 いろいろ、意見が一致しないところがございましたが、この一般質問におきましては、次に移らせていただきますが、まず、この成果品っていうのは、言葉、成果品なんですけど、これは報告書という意味でよろしいのでしょうかどうでしょうか。何かほかにあります。わざわざ成果品っていう言葉をお使いになってますけど、どうですか。

何を含んでいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 これ委託事業者さんのほうにお願いしまして、その案を作っていたいたというようにところで成果品というような位置づけかなというふうに思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 もう少しちゃんと教えていただきたいんですが、それは報告書ですか。どうでしょう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

契約書の中身としましては、成果品というタイトルの中で、その報告書という位置づけになってます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その成果品を今後、どのような内容でどのように生かしていくのか、お考えを示していただきたい。今の時点で結構ですので。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

最初の御答弁でも申し上げましたけれども、この計画の中身につきましては、売場の配置、それから屋内外のデザイン、概算工事費リニューアル後の運営組織体制等いろいろな御提案をいただいているところでございます。

中身をですね、精査しまして、実際やれる部分等見極め、また事業費につきましても削れる部分ですとか精査しなければいけない部分もありますので、その辺をじっくり吟味して、町としてやるべき方向性、内容というのを決定してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 もうやったものもありますよね。それをお示しいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 既に実施済みというような御質問でございますけれども、この基本構想の部分では商標登録が必要だというような、商標登録というのが必要だというような提案もございましたので、そちらの部分につきましては昨年度、登録を実施したというようなところでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 こっからは、なんて言いましょうかね、ちょっと大きな話なんですけど、町としては、これをベースにとは言いません、まだベースにするかどうか判断中だと思いますのでね、このブランド力強化事業の中で、未来型道の駅のリニューアル計画、このイメージをお持ちだと思うんですよ。未来型っていうふうにうたってるわけですから。その町としての考えをお聞かせください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

未来型というようなことで、基本構想の中で申し上げてございます、うたってございます。その未来型の意味でございますけれども、道の駅自体の情報発信機能を最大化するというところで、未来型というようなことで位置づけているということで認識してございます。その情報発信機能を最大化するという具体的な中身でございますけれども、道の駅を拠点として、そこでいろいろな西会津町の魅力を発信につなげていくというようなことでございます。

例えば、道の駅に行ったら、例えば農作業体験を案内してもらえますよですとか、こういった観光施設ございますよですとか、こういった飲食店ございますよというようなところで、いろいろな情報というのが、道の駅で集約できると、得られるというようなところがその内容ということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは次に移らせていただきます。

まず、自然体験魅力デザイン事業。幾つか答弁はいただきましたが、一つ伺いたいんですが、拠点施設の整備、それについての具体的な提案をいただいておりますというふうに書いてあります。この中身について、もう少し詳しくお示しいただきたい。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 拠点施設の整備ということで、施設部分に関する御質問かというふうに

思います。

まずその施設の整備で今回案として報告書に上がってきた内容でございますけれども、今現在のフレンズワールドとミニチュアゴルフの部分ですね、こちらについては宿泊施設を整備するというようなことでございます。宿泊施設7棟、そうですね、宿泊施設や管理棟あるいはRVパーク、車の泊まる部分ですけども、そういった施設に改修したらどうかというような内容でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 何だっけ、ふれあい施設、フレンズパーク、その土地を使ってってことよろしいですか。分かりました。その土地の跡地に、そういう宿泊施設、そして、管理棟を作るということですね。分かりました。

ちょっと分かりづらかったなと思いますけれども、それだけですか。ロータサイン本体については何かございませんでしたか。

それからキャンプ施設、あれ、それは町の管轄じゃなかったっけ。どうなんでしょうね。まあ、お答えください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずロータサインでございますけれども、ロータサインにつきましては、全く言及がございませんでそのままでございます。

それからコテージの部分、そちらについてもそのまま。現在のコテージの部分そのままということでございます。

あとその一番下と言いますか、あの部分のキャンプサイトあるんですけども、案ではそこをRVパークにというような内容でございました。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おそらく、この提案についても今後精査されて、実行されるんだろうと、あるいは計画として挙げられるだろうと思いますので、何回も言いますけど私期待してるんですよ。本当に。これがこの町の玄関口で交流人口を確保できる。そしてこの町の魅力を発信できる。前々から考えてたんで、この二つの計画に対して構想に対しては非常に興味を持っております。

ですので質問をさせていただきました。

今後、そのほかの部分としてはそれではないわけですね。どうですか。今おっしゃった宿泊設備のあれとか、あるいはキャンプ施設とかね、そのほかには、町の構想としてもないわけですか。どうでしょう。町の構想といいますか、そのモンベルの構想として。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

施設整備につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そのほかの部分としましては、登山道のルート of 標識の整備ですとか、ガイドの育成ですとかそういった部分についても、町のアウトドアを活用した事業を行う場合にはそういうのも必要だというようなことで、報告書の内容についてはなっております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　今の二つの質問についてはこのぐらいにしたいと思います。非常に分かりづらいところもある反面、非常に分かりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の学校給食費の問題について、お伺いをいたします。

非常に簡単にばさっと切られて、やる気はないということでした。ただね、今の状況って、かなり私は厳しい状況かなと思っております。例えば、福島県の学校給食費の金額ですね、平均金額大体 5,300 円だそうです。で、実は日本で一番高いんだそうです。一番安いのは滋賀県、月平均 3,900 円です。で、2024 年の NEWS 23 っていう番組がございませう。その報道によりますと、視聴者アンケートの結果、学校給食費無償化に対して 79.4%の国民が賛成をしているという報道がございました。

さらに、この町で小学校のいる、小学生ですね、保護者様ニーズ調査でございましたよね。そこで子育て環境満足度、これを取られたと思うんですね。

1 番がこども園保育料無償化の満足度、これが吐出して高くて 74%、次が、2 番目が出産祝い金、これが 41%、3 番目が子育て支援センター、これが 23%の満足度だったそうです。

このこども園の保育料無償化の中に、書いてないんですが、給食費の無償化っていうのが入っているのではないのでしょうか、どうでしょう。

○議長　福祉介護課長。船橋政広君。

○福祉介護課長　お答えいたします。

こども園の給食費の無償化につきましては、平成 30 年度から完全実施、保育料の無償化については、平成 30 年度から実施しております。無償化に向かったの検討段階で、その保育料の中には、それまで給食費が算定されて含まれておりましたので、町としてその保育料全体を無償化するというような形で検討を進めてまいりましたので、そこで特段、給食費どうのこうのというような話にはならなかったと理解しております。

○議長　5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私が聞いてんのは、その給食費っていう項目がないから、ここに含まれてるんじゃないかなって、そういう判断はされないですかというふうに聞いてるんです。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　今ほどの質問の内容をちょっと申し訳ありませんが、理解できませんでしたので、もう少し分かりやすくお願いしたいと思います。

○議長　小林雅弘君。

○小林雅弘　この 74%と突出して高いんですね。そうでしょ。満足度。ね。ですから、ほかの項目がなくて保育料無償化っていうところが載ってるわけですよ。ですから、その中に保護者の皆さんは、給食費の無償化も含めて判断されてるんじゃないかっていうふうにお聞きしてるんです。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　お答えいたします。

質問の中に保育料という表現だけを入れておりますけれども、保護者の方の感覚として、その給食費っていうのが保育料の中に含まれているっていうのは、もう今こども園に通っ

ている保護者の皆さん、感覚としてはもうちょっとないと感じております。なので、もうこども園に通っているお子さんの保護者の方としては、保育料と給食費については、こども園では全く負担することがないっていうのがもう当たり前ですので、その当たり前について、あえて認識していないので、そのアンケートの回答する際も、その給食費というのが保育料に含まれているっていうようなことまで深掘りして答えてはいないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 非常にこの町の保育政策、こども園ですね。私は評価しております。

今おっしゃったように、保護者の人はもう意識していないんだということですよね。当たり前になっている。そうなんです。ところが当たり前じゃなくなるのが小学校入学です。

給食費に関してね。入学をした途端に、今度は月平均ですから分かりませんが、5,300 円、5 千円以上の、確か、この町で年間 5 万幾らでしたっけ。給食費。6 万でしたっけ。すみません。

学校教育課長。佐藤実君。

○学校教育課長 それではお答えいたします。

小学校ですと 285 円の単価でありまして、提供数が 188 ほどございますので、5 万 3,580 円、年間。中学校ですと 330 円になりまして、同じく 188 だと 6 万 2 千円という年間の給食費ということになります。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 そうなんです。小学生で 5 万、中学生で 6 万超える。これが保護者の教育費の中に入っている。教育費とは何ぞやって、前に議論をしたことがございまして、政府の見解で出てますので、もし分からなかったら後で読んでください。

今、我々の生活ってのは本当大変だってのはもうお分かりだと思いますけれども、国民の負担率、税の負担率、この間、財務省の発表にあったんですけども、2022 年度のことが去年発表になりましたけど、国民負担率 47.5%なんです。この国民負担率ってのは、お分かりだと思うんで、くどくど言いませんけれども、そうすると、こういうネット上でね、議論もあったんです。なんだ五公五民じゃないか。そのぐらい、生活そのものが厳しくなっている。さらにそれ以降は、物価の高騰で、今米騒動が起きていますけれども、厳しくなっている。

私はやはり、教育費の負担軽減の問題として、学校給食費の負担を少しでも減らす。これは、今子育てをしている保護者の皆さんを大きく助けることではないかな。おそらくびつくりされますよ、さっき言ったように、こども園から小学校に上がった途端に、1 人当たり 5 万から 6 万、5 万、そして 2 人になると 10 万。そうですね。ほかのところでは、2 子目とか 3 子目からゼロにしているところもあるようでございますけれども、やはりこの大きな負担に対して、負担を軽減するという方策、これが西会津町でも必要ではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

今ほど小林議員のほうでおっしゃられたとおり、保護者の負担軽減という部分は大変重要であるというふうに考えてございます。

給食費につきましても、令和4年度から物価高騰分については町が補助して、給食費そのものの値上げを令和5年度しましたが、その値上げ分につきましては町が補助金で支出して、保護者の負担を軽減しているという措置をとっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 それも分かっております。ただ、昨今の周りの市町村の状況を見ますと、やはりどんどん進んでいる。これは最初に申し上げたとおりでございます。

前回、昨年の12月ですか、これを学校給食費の負担軽減を求めたときに、確かに町長がこう言ってんですね。やらないという考えではないですよ。ほかのほうとのいわゆる国県との動向を注視しながらするのは先ほど申しました、その時点で判断させていただくということをおっしゃいました。

確かに県もそういう動きはございます。まだ現実のものとはならない。最近のね、自民党の党首選、あるいは立憲民主党の党首選を見ますと、学校給食費の無償化って言い出してる候補もいるようでございますけれども、まだ現実の政府が検討したいっていう形にはなっていないと。ただその中でも、先ほど申しましたように今年から学校給食費を無償化した自治体が、会津では三つございます。で、町長も予算規模が違う。予算が潤沢なところはすぐできる。うちはできない。これも理解できます。しかし、例えば湯川村、令和6年度一般会計予算が30億4,200万、うちよりちっちゃいんです。学校給食事業は、これ、湯川は会津坂下に委託してるもんですから、委託金として3,647万7千円の支出なんです。昭和村、令和6年度予算総額47億2,800万です。その中で、教育費が4億1,324万、8.8%です。給食費無償化の予算2,447万円、で、うちよりも西会津町よりも予算規模の大きいのが、猪苗代町です。令和6年度一般会計予算が89億4,700万、学校給食費無償化事業は5,868万5千円、教育費の割合が13億2,040万7千円で14.8%。ちなみに、会津で最も早く学校給食費を無償化した金山町、令和6年度一般会計予算34億1,899万円、教育費は4億4,811万円で13.1%。

私はやはり、この厳しい経済状況の中で、子育てを一生懸命されている保護者の皆さんの教育に関する負担、これの軽減が必要だと思います。その子育てを応援する、なぜ私は学校給食費にこだわるかって言いますと、実は学校に納めるお金で最も割合が高いのが給食費なんです。で、今回、給食費は前回の12月の去年の12月の答弁ですと、給食費は受益者負担主義、親が払うもんだっていうような考えがございました。今回全くないんで、そのことについてくどくどは申しません。ただ、やはり政府の見解、政府の解釈、学校給食法第11条の2項の解釈、これは独自に解釈するのではなくて、やはり政府の解釈に従って、そういうことはもう言わないでいただきたいんです。前の課長のときも答弁で、令和3年の12月だと思います。答弁ではその旨答弁されたと思います。解釈についてっていう質問に対してね。ですからそういうことではなくて、やはり今の状況を見る見て、もうすぐにでも子育てに対する応援していただきたい。そうと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長　　今の小林議員がおっしゃられたとおり、保護者の負担軽減というのを本当に大変重要なことであるというふうに感じております。

町としても当然先ほど御答弁申し上げたとおり、国や県の補助制度等の創設等の動向、それから物価高騰などのその経済状況などを総合的に注視して慎重に検討していきますが、今のところ、現時点においてはこの無償化という部分の町の方針は出ていないと、出していないという状況でございまして、これをいつ判断するかについてもこれからということで、まだ明確な判断時期っていうのも決まっていないというような状況でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　小林雅弘君。

○小林雅弘　　ということは、私が求めた令和7年度より学校給食費無償化を実施するという考えはあるのかという問いに対しては、ないということよろしいですか。

○議長　　学校教育課長。

○学校教育課長　　お答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、令和7年度から実施するとしても、その決定をしていないという状況でございまして、それがいつになるかというのは未定だということでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長　　小林雅弘君。

○小林雅弘　　時間もないですので、押し詰まってまいりましたので、まだ判断もしていないということですね。まだそういういろんな状況を加味しながら判断をしていくということだと思います。

であるならば、やはり様々な事情、今まで今私が申し上げました、それを加味して、ぜひ、学校給食費の無償化、この町も踏み出していただきたい。そういうように希望いたしますので私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長　　7番、秦貞継君。

秦議員、途中でもし時間がもし経過するようだと、途中で休議にしますので。お昼。

○秦貞継　　皆さんこんにちは。7番、秦貞継です。

本日は事前の通告に従い、二点について順次質問してまいります。

最初の質問は、教育施設の整備についてであります。

本町の義務教育施設である西会津小・西会津中学校ですが、建設完了から時間が経過し、改善すべき点も見受けられます。また本施設の果たす役割は大変重要であると思います。現在の維持管理及び利活用の問題点や、今後の対策について以下の点をお伺いいたします。

一つ目として、西会津中学校体育館の課題と対策は。

二つ目として、小学校にあるビオトープ及び周辺施設の利活用状況とさらなる利活用。

三つ目として、小学校裏の土地の維持管理及び課題と対策について。

四つ目として、小学校プールの課題と対策について。

次の質問は、公民館についてであります。

町民の集いの場でもある公民館本館ですが、施設内外ともに見られる老朽化や、今後の維持管理にも問題が見受けられます。公民館の機能は大変重要であり、今後の町の方針及び現在の課題や対策について、以下の点を伺いいたします。

一つ目として、公民館施設の果たす役割や重要性をどのように考えていますか。

二つ目として、現在の公民館施設の問題点はどのようなものでしょうか。

三つ目として、町民が利用しやすい公民館となるための重要なポイントについて、町のお考えをお伺いいたします。

四つ目として、公民館の移転や新設の検討はなされたでしょうか。

五つ目として、今後、町民がさらに利用しやすい公民館を検討する時期に来ていると思いますが、町の考えは。

以上であります。今後の方向性も含め、町側の明快な答弁を求めます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 7 番秦貞継議員の教育施設の整備についてのご質問にお答えします。

1 点目の西会津中学校体育館の課題と対策についてであります。中学校体育館は、これまで、排煙窓の開閉ハンドル等の軽微な修繕は行っているところではありますが、平成 14 年 1 月の完成から 22 年を経過していることから、今後、建物本体に係る修繕計画を作成し、年次計画的な修繕を進める計画としております。

また、夏場の暑さ対策に関し、現在の運用としては、アリーナや柔剣道場の上部にある排煙窓や他の窓を開放することにより、換気・風通しを確保しているところでもあります。しかしながら、昨今の猛暑による熱中症対策のため、冷房機の必要性について、現在検討を進めている状況にあります。

次に、2 点目の小学校のビオトープ及び周辺施設の利活用状況等についてであります。ビオトープについては、低学年の生活科の授業で「生き物観察」、また、休み時間に児童が虫取りや葉っぱを浮かべて遊んだりしています。

また、校舎前の花壇は、学年ごとに割当てがあり、花や野菜の栽培を行い、児童自ら手入れや収穫を行っています。

芝生の校庭については、体育の授業、休み時間や放課後での遊びなどに活用しており、広大な学校施設を子ども達が十分に利活用している状況にあります。

次に、3 点目の小学校裏の土地についてであります。まず、小学校裏の畑は、幼保小の架け橋プログラムにおけるこども園年長児と小学 1 年生による協働的な学習として、ミネラル野菜栽培に活用しています。

それ以外の土地は、小学校施設整備の際、大規模な土地の開発行為に伴う「調整池」として、雨水や排水を一時的に貯め、洪水被害の発生を防止する施設となっていることから、年 2 回程度の草刈りを実施し、保全管理に努めているところでもあります。

また、2 点目および 3 点目のご質問に関わる、ビオトープや裏のミネラル野菜畑などは、「学びあいランド」の「自然体験ランド」にも位置付けており、今後、更なる利活用を図ってまいります。

次に、4 点目の小学校プールの課題と対策についてであります。学校授業は、7 月中旬で終了し、問題なく行えている状況ですが、7 月下旬の夏休み中のプール開放時は、猛暑の影響を受け、昨年度は、5 回中 2 回が熱中症予防のため、中止となりました。

そのため、今年度はその対策として、「プール上空への遮光ネットの設置」と「プールへの給水」により、5 回全てのプール開放を実施することができたところでもあります。

さらに、昨年度からは、児童の体力増強のため、プール開放終了後の8月中に使用可能な「さゆり公園プール利用助成券」を全児童及び1から3年生の引率保護者に対し、1人7枚ずつ配布し、ご活用いただいているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も、教育施設の適正な管理ならびに教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解願います。

○生涯学習課長 7番秦貞継議員の「公民館について」のご質問にお答えいたします。

まず、「公民館施設の果たす役割や重要性」についてのお質しですが、公民館施設は、地域の子どもから高齢者まで幅広い年代層の方々が教養を高めたり、文化等を学びながら、生きがいきりや健康増進、仲間づくりなどを行うことを目的とした社会教育の拠点施設であり、地域社会におけるコミュニティの形成や学習の場として非常に重要な施設と捉えております。

次に、「現在の公民館施設の問題点と町民が利用しやすい公民館となるための重要なポイント」についてですが、野沢原町地内にある公民館本館は、旧館（事務室がある建物）の整備が昭和43年、新館（大ホールがある建物）の整備が昭和52年と、建築からそれぞれ56年、47年が経過し、老朽化が進んでおり、さらに施設利用者用の駐車スペースが十分ではないこと、ホールや研修室の多くが2階にあり、高齢者の利用に支障になっていることなど、課題として認識しております。そのため町では、現状の本施設を少しでも利用しやすくするため、これまで、旧館と新館入口のバリアフリー化や照明のLED化、トイレの手洗い場の自動水栓化、新館への昇降機の設置などを行ってきたところであります。駐車場については、敷地内のスペースが限られるため、町営原町駐車場や原町ポケットパーク、町役場駐車場などをご利用いただき対応しております。

次に、「公民館の移転や新設の検討は行われたか」とのお質しであります。さらに利用しやすい機能的な施設とするため、現在の施設を改修するのか、新たな施設を整備すべきか、もしくは既存施設への移転は可能かなど、様々な角度からその可能性を検討しているところでございます。多額の財源が必要となる場合や他の事業と連携して取り組む場合は、町の全体計画の中での位置づけが必要となることも想定されます。

町といたしましては、さらに利用しやすい施設のあり方について、引き続き課題を整理し、町民の皆さんの声を聞きながら具体化に向け検討していく必要があると考えておりますので、ご理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に従って順次再質問していきたいと思ひます。

まず西会津中学校体育館の課題と対策はについてなんですけども、これはですね、なぜこの質問をしたかというんですけども、今年度の町の防災訓練のときに、体育館の下が拠点になっておりまして、私そこにいたんですけども、とんでもない暑かったんです。それで皆さん大汗で多分ここにいらっしゃる課長さんたちも、大汗で多分いらっしゃったと思ったんですけど、あの環境で子供たちが体育の授業をしてるのかなってなつたときに、我々ね、大人でもちょっときついの、子供たち大丈夫なのかなっていうところで今回質問してみたんですね。

校舎に関しては、多分エアコンが入って大丈夫なんだと思うんですけども、非常にあそ

こ、体育館天井も高くてですね、やっぱ一旦こもった空気ってのは非常に出づらいなど、私自分の見た目ですけども判断したところなんですけども。ちなみにこの体育館の温度っていうのは、確か校内は温度調べてらっしゃったと思うんですけど、体育館の温度っていうのは調べていらっしゃるんでしょうか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

体育館の温度につきましては、特に授業ですとか部活動の際に、担任または顧問の先生が、暑さ指数系っていう測定器がございまして、そちらを使って調べているところであります。

その暑さ指数の目安としては、体育館の温度が例えば 35 度以上になってたとすれば、基本、運動は原則中止という形の目安になります。31 度以上 35 度未満ですと、嚴重警戒ということで、熱中症の危険性が高いので 10 分から 20 分おきに休憩を取って、それから水分補給をしたりというようなことで対策を講じるというようになってございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 調べてるのは分かりました。

実際、ちょっと私も今初めて聞いた指数計ということなんですけども、夏場は外なりでも活動することあると思うんですけど、体育館でこの指数計によって十分な活動はできているんでしょうか。熱中症、例えば疑われて、活動ができないなんてことがあったのかどうか確認したいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

その暑さ指数 35 度以上に該当して、授業、それから部活動が中止されたっていう実態は今年度においてはなかったという状況でございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 良かったのか悪かったのかちょっと。

私その体育館を利用しているスポーツ少年団の方の御意見をお聞きしたんですが、夜でも非常に暑いとおっしゃってました。どういう対策してるんですかって言ったら気合だっていうふうな話をしましたけど、やはりそういったものは何て言うんすかね、やっぱりね、そこを使う方々がやっぱ気持ちよく使うように今後も、しかもなんですかね、夏場のその日中の暑さっていうのは非常に我々子供の頃では考えられないような暑さになっているんですよ。万が一のことが起こってからでは遅いと思いますし、今指数計等で管理してるということだったんですけども、さらにやっぱり皆さんに、何ですかね、気持ちよく使ってもらう、子供たちにも使ってもらうには、冷却、体育館内の冷却っていうことも今後考えなくちゃいけないと思うんです。あそこ下の窓と上の排煙窓しかないんですよ。私はまずは窓をつけて風通し良くしたほうがいいのかななんて思っただけなんですけども、体育館内を冷却する方法については、具体的に先ほどの答弁の中でも、ちょっと検討されたということであったんですけど、具体例は、お示しいただけますでしょうか。検討の内容について。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

先ほど冷房機の必要性について、現在検討を進めている状況ということで御答弁させていただきましたが、実際、今検討している中においては、常設のと言いますか、完全な冷房設備エアコンをあそこに設置する場合ですと、かなりの経費、概算でいいますと1億円弱の予算を伴うことが想定されております。

高圧受電機設備もございますので、そちらの改修も含めてそのような額になるのではないかとということで想定しているところです。

また、そのほかの可能性ということで、移動式のエアコンっていうものもございますて、それスポットエアコンというのは通常工場とかに入ってるんですが、そういったものよりももっとパワーのある、高い馬力の移動式のエアコンというのもございますてそれは、移動式ですけどもちゃんとその排気の熱気を外に逃がしてやるというようなものでございまして、そういった対策を講じれば、かなりの効果が期待できるのではないかとというふうに想定しているところでございまして、ちなみにその移動式のエアコンですと、1機当たり100万、100万よりもちょっと100万強という感じですけども、そのくらいが想定されて、体育館内に設置するとすれば、アリーナで例えば5台、それから柔剣道場で2台とかってということで想定されるところで、そのような検討を進めているというところでございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 エアコンつけて1億円もかかる、概算ですけどね、非常に多額の費用がかかることは分かりました。また、移動式エアコンについてまで検討されたということで、非常にありがたい話だと思います。

おそらくですけど、抜本的な解決として例えばエアコンをつけて1億円なんてのはおそらく計画に上げたりね、設計を立てたりいろいろ調べることも多くなると思います。そうすると、今すぐできる当面の対応策と、その中で抜本的な経過、対応策を今後考えなくちゃいけなくなると思いますので、何ですかね、まずはできるところからでも今のままではなくて、できるところから暑さ対策をしていただきたいなと思います。

体育館、私外観から見てきたんですけども、あそこちょうど体育館の横から西日がすごく直面に当たって、日も入り込み、でなおかつ排煙窓と下の窓しかないっていう状況なんですよ。これちょっと、例えばですけども、これ私自分の家でも使ったんですけど、今暑さ対策でガラスに飛散防止も含めた、遮光フィルムなんてのも結構安く売ってるんですよ。ほとんどの紫外線を反射して室内温度を抑えるなんていうのも結構安価な価格で手に入ります。そういったものを先ほどの移動式エアコンと含めてぜひ御検討してください。それと、これ私も実はその柔剣道場の利用した経験もあるし、下も使ったことがあるんですけども、窓に関しても、確か小学校はなるべくなら子供にエアコンは当てたくないということで、前その建設のコンセプトとして、窓が開け閉めできるように、網戸もつけてやったと私は記憶しています。そういった方向性も含めてぜひ体育館に関しては、次またね、防災訓練ときに使うときに暑いではちょっと大変なので、その辺も含めて、ぜひ今後御検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

小学校にあるビオトープです。これは私が議会議員になってすぐ質問した内容だったと

思います。9年前、10年近く前にしどろもどろに質問したんですけども、このビオトープ、せっかく小学校の前に作ったわけですけども、これ学びあいランド構想で今後、自然体験などにも位置付けて低学年の生活科の授業でも使っているということなんですけども、そもそもの目的っていうのはどういうものなんでしょうか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

ビオトープにつきましては、学校ビオトープということで、環境教育の教材ということで、先ほど御答弁申し上げましたが、生き物観察などで体験、子供たちがその体験をしているということで、子供たちがビオトープに触れることによりまして、地域の自然をより身近に理解して、生き物の生態観察や自然を大切に心を身につける場というようなことで理解しているところでございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 私最初の議員になりたての頃に質問したときに、確かその中学校の裏にもね、今なくなっちゃいましたけど、ビオトープを作った。そのときの当時の策定委員の方々に聞いたときに、ホタルが見れる学校を作りたい。すごくいいなと思ったんですよ。それにはいろいろな環境整備が必要になりますけども、今手元のパソコンにも出てるんですけども、やっぱ何て言うんすかね、自然に、今おっしゃったとおり、自然に触れるっていうことはこの田舎の西会津にとっては非常に強みでもあると思うんです。自然に囲まれて、温かい人たちに囲まれた環境で学校生活を送れるっていう意味、その魅力の一つとしても非常に私はビオトープは今後安定していつ誰が来てもすごくいいなって思われるような環境整備をすることによって、学校の魅力発信、しいては町の魅力発信にもつなげることができると思いますが、その辺に関して町の考え方は、いかがでしょうか。

○議長 教育長。五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。

昨日、荒海議員の御質問にお答えした、学びあいランドの中での自然体験なんだということで、考え方を御説明したわけですが、議員からお話あった、例えばその蛍の飛ぶ環境というようなお話ありましたけれども、今現在は本当にあるがままという形でその中で子供たちが虫採りをしたりっていうことで十分活用はされているというふうに認識しておりますが、やはり西会津のならではの環境っていうものを、そこに作っていくという意味では、何かやっぱり西会津として特徴のある環境、これは私のあくまで個人的な考えですけども、オトメユリの花をですね、例えばそこで咲かせられないかとか、そういう夢のある、そういう環境を子供たちと地域と、地域の皆さんと一緒に考えて、そういう環境はビオトープの中で作っていいこう、そういうようなコンセプトで、夢のあるですね、そういう取組みができれば、本当に西会津の自然環境の特色を出した西会津ならではのと言いますか、そういうビオトープの活用になるのではないかなというふうに考えておりますし、ぜひそのようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 夢のあるという言葉、私それが大事だと思います。やっぱ子供たち、例えば田

舎に移住したいなんて、家族でね、思ったときに、その子供がこれから育つ学校環境というのは保護者さん多分想像されると思うんです。そこにやはり教育長がおっしゃってるような夢のある環境、それが目で見て、こういったものでもタブレットでも見れる環境、大事なことは情報発信だと思います。ただ、情報発信の前にやっぱ魅力あるものを作ってそれを情報発信していく。私今言った方向性非常に良いと思います。オトメユリっていう考え方はしなかったですけども、そういった何て言うんすかその環境、ビオトープの環境で、西会津の自然が感じられるような方向性を作っていただきたい。

それと今、教育長、私もちょっと私大事なこと抜けてましたね。やっぱそれで学校現場や、役場だけでなく地域やPTAの保護者さんたちもやっぱ皆さんで作っていくこと、皆さんに愛されるビオトープになることが大事だと思います。その辺もぜひね、施設運営なんて言うか、町だけでなく皆さんでやる方向も考えて進めてください。

それと、これ私その一般質問で、7年前8年前ですかね、質問したときにも言ったんですけど、情報発信がこれ大事なんです。まずはその魅力ある環境を作ることが私は大事だと思いますが、この町の、西会津小学校のホームページを見ると、多分これ写真をあげて行事を上げてるのは先生方ですよ。ですよ。多分先生方業務でいっぱいだと思います。多分手いっぱい。で、そういったところもまずは良い環境を作ることが大事だと思いますが、学校にビオトープの写真出てこないんですよ、なかなか。ずっといろんな今までの記事が上書きなんてどんどん出されていっちゃうんで、例えばビオトープの整備をしましたとか、例えば、今こういう環境になってますとか、西会津小学校ってのはこういう環境ですっていうものがちょっと目に見えてとりづらいうな気がしました。施設の整備についてももちろん大事ですけども、その整備の魅力を発信することも大事だと思いますので、ぜひ今後御検討ください。

三つ目なんですけども、これ小学校裏の土地の維持管理、私現場見てきましたけど、正直、結構な草が生い茂ってて、すごい草がいっぱいある中に、ちょっと盛り上がったところがあって、畑があったんですよ。その畑もその上に草が大分かぶってましたが、これ、年2回の手入れをしているということだったんですけども、その年2回の手入れ以外は、現状、草刈りだとか施設管理って言うんすかね、すぐ隣に学校があって、子供たちがいるのに、あれだけ広大な雑草の土地があるっていうのは非常にちょっと環境的にもどうなのかなと思ったんですけど、その年2回以外のお手入れってのはされてるんでしょうか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

御答弁申し上げたとおり、年2回程度の草刈りのみの実施ということで、実際建設当初より調整池、裏の調整池の何かに活用するっていう想定をしておりませんでしたので、そこは開発行為が必要な大規模な土地の開発行為で必要なだつて、許可公園になりますんでその許可をもらってあの敷地は調整池として必要だということでございまして2回程度の草刈りを実施しておりますが、議員おっしゃるとおり2回では少ないようにも確かに見てとれるところはございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 そうですよ。当初にこれね、他の市町村でも調整池の利活用っていうところ

が結構ありまして、調整池にはしたものの、そのままにしておくのはもったいないのでもう1回再開発をして、利活用できないかっていう、何か取組みも結構ほかの自治体でもされてるのをホームページでちょっと見受けられます。

今おっしゃったとおり、子供がいる環境です。その隣には幼保小のかけ橋プログラムでも使う畑がある。その環境の周りがあれだけ草がおい茂って、たまたま私が行ったときに一番生い茂ってたのかもしれませんが、これはちょっとあまり好ましくない環境だと私は思うんです。そこに関しても、今後の維持管理、あと子供たちに今のとこ害はないと思いますけども、害虫なんかも出てくることも想定されます。あれだけの広大な敷地で。しかも結構な草の丈でした。私の身長ぐらいになるぐらい。やっぱあれをもう少し今後方向性も検討する時期が必要だと思いますので、その辺の施設整備に関してもぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは続けて次の質問に移りたいと思います。

プールの課題と解決です。

去年確か9月、去年は暑さでプールが利活用できなかったということだったんですけども、できない日があったということだったんですけども、今年はできた。できた理由って、プールの給水と遮光ネットの設置ということですけど、遮光ネットの設置ってどのような形だったのかお示してください。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

遮光ネットにつきましては、プールの両サイドに長さ5メートル、幅2.5メートルぐらいの日よけシェルターというのが両サイドについてます。それが25メートルプールに対して5メートルあって、その5メートルずつの上空を今回、遮光ネットを自前ではって、教育委員会、学校教育課のほうではりまして、それを日よけの部分として、それによる水温の上昇を抑える部分を考慮するのと、あとはプールサイドの温度、日陰になりますんで、下げるといことで対策を講じました。

以上でございます。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後1時です。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

秦貞継君。

○秦貞継 午前中に引き続き、確かプールのことだったと思うんですけども、遮光ネット5×2メートルの遮光ネットを張ったというところからだったと思うんですけど、これね、私もちょっと調べてみたんですけども、これ民間の何ですかね、商品なので何とも言えません。ぜひ調査してください。オーニングテントっていうのがありまして、夏場は何ていうかね、折りたたみのテントを開いて使って、冬場は折りたたんでそのまま本当簡単な施設とか、総経費がどのくらい分かりませんが、今のあれですよ、以前お話聞いた話では、遮光ネットっていうのは、プールの端から端までプールの上をまたいで、要は私心配しているのは、人件費っていうかね、人的負担なんです。毎年毎年やるんであればやはりそういった負担もないように、ちょっとした設備投資で現場の負担が抑えられて、なおかつ生徒の皆さんがね、熱中症予防になるんであればそういった方向性も調査して、

ぜひ検討するべきだと思いますので、私からの提案ですけどオーニングテントっていうのも、ぜひ調べてみてください。

プールに関しては以上でございます。

とにかく子供たちに負担にならないように、熱中症にならないようにすると現場をね、運営する先生方や用務員の方々の負担にならないような方向をぜひ考えた上での対策を望みます。

先ほどこっちと一点忘れてたんですけども、学校の周りを一通り中学校も小学校も見てきたんですが、エアコン施設の雪囲い、今業者さんをお願いしてるということだったんですけども、結構厚いコンパネがそのまま下に置いてあって、かなり腐食も見られました。ですが柱はしっかりされてて、そこに打ち付けて穴がいっぱいありましたんで打ち付けて使ってるようでしたけども、あれは今業者さんをお願いして取り付けしてるんですよ。年間の取付経費っていうのはお幾らになるか大体分かりますか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず小学校の裏、畑裏にあるエアコンの室外機の雪囲いということで、木材、コンパネによる雪囲いということで設置しておりますが、雪囲いの上部の部分のその囲い材については、その都度、降雪前に設置をして、降雪後、春になれば撤去するという形をとっております。

そちらについては設置と撤去ということで、おおよそ9万円程度で、年間ですね、設置撤去で9万円程度の支出をしているところでございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 それもですね、私の目で見ても結構な腐食が見られました。交換時期なのかもしれませんが、ただ交換するだけじゃなくて、今後、今言ったような年間9万円かもしれないんですけど、財政負担がないような方向の改修も検討したほうがいいと思うんですよ、そのまま交換するんじゃなくて。その辺もぜひ検討して、行政負担がないようにぜひ御検討ください。

大体、学校教育施設に関しての質問は大体このぐらいなんですけど、私何が言いたかったかというと、私この本町は、これ全国的にどこでもそうなんですけど、人材減少、人口減少だと思ってません、私は人材減少だと思います。少子高齢化が進んで、学校維持管理する方々も、なかなか今度見つけづらくなったり、なかなか人がね、お願いして仕事ができなくなったりすることを私想像するべきだと思うんです。5年後10年後先を考えて。そうしたときに、今のうちにできる負担軽減もしくはちょっとした工夫や工事で現場の人たちの負担が減らせるようであれば今からそういったものを考えて動くべきだと、それがやっぱりぎりぎりになってから予算を立ててっていうふうになると、バタバタするし、いいものもできませんから、5年後先10年後先をぜひ見据えた対策をとっていただきたいかったです。

それと、夏、その体育館に関しては、私も体験したからかもしれませんが、大変に非常に暑かったです。やっぱその辺も先ほど私も提案しましたが、今ね、できることと、これから5年後先10年後先に考えておかなくちゃいけないことを踏まえて、今できることを

やりつつ、今後の方策についてもぜひ検討する時期だと思いますので、同じものを更新するんじゃなくて、先ほど来エアコンのね、移動式のエアコンの今検討のような形で施設の維持管理、要は効率的な維持管理に努めていただきたいと思います。

教育施設の整備については、以上であります。

続いて公民館についてであります。

先ほど一番目の質問で、役割や重要性をどのようにお考えですかということだったんですけども、本当おっしゃるとおりで、社会教育の拠点施設であり、コミュニティの形成や学習の場として非常に重要な施設と。私中でも、その私も公民館に何回か足を運ぶことがあるんですが、あそこに例えば趣味や生涯学習で集まってる方々の人と人のつながりですよ。うちの町の田舎ならではの人と人が交わる施設として非常に私は重要だと思うんです。そこが私も昨日ですかね、現場を、公民館を見させてもらったんですけど、すごい、すごいって言うていいのかな、ちょっと老朽化がかなり進んでるなと思ったんですが56年47年も経過していると大変な、時期が過ぎてきているんだなと、それが年季に現れてましたけど、ちょっと心配するところが聞いてみますけども、13年前でしたっけ、東日本大震災がありましたけど、あのときのなんですかね影響ってのは、今でも残ってるのかそれともその当時の影響はなかったのかだけ、まず一点お伺いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長。矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

東日本大震災の影響ということですが、当時の残ってる資料を見ますと、目視による点検においては大きな影響はなかったということですが、議員さっきおっしゃるとおり、老朽化が進んでいる現状でありますので、ひび割れ、それから壁の剥落、そういったものはあるということで老朽化の現状は認識しております。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 私も同じ認識です。てっきり東日本大震災の影響かなと思ったんですが、施設のあちこちにひび割れが大変多く見受けられました。課長おっしゃるとおり、壁が落ちて、どこからちょっと落ちたのか分からなかったんですが、落ちてるのも目に受けました。やはりもうかなり老朽化が進んでいるものと私も認識してました。

それで、ちなみにその答弁の中でも、今後町民の皆さんの声を聞きながら具現化に向けてということだったんですけども、利用者の方々の施設に対する意見とか声っていうのは、今、取り入れたり、調査しておりますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 施設利用者の皆さんの声を聞いているかということですが、改めて何か意見を集約するという作業はしておりませんが、公民館講座であったり、社会教育団体の皆さんが利用する際だったり、そういったことで逐次、声を聞きながら対応できる部分是对応するというように進めております。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 今後、今お話したとおり、とにかく老朽化が目についております。これから順次質問していきますけども、結局、何らかの方策、施設に対する方策はもう打たなくちゃいけない時期になってます。それが先ほど答弁にありましたとおり、改修するのか新たな

施設を作るのか、まだ既存の施設への移転とかを考える時期に来たと思うんですけども、それにしてもやはり利用する方々の意見、こういう場所であってほしいなとか、こういう使い勝手のいい施設だと我々はもっと使いやすくなるなっていう声は必要だと思うんですけども、それはぜひ今後も、先ほどちょっと言い方が重複してしまいますけども、今のうちから皆さんの声を聞いて、時間があればそれだけ多くのね、深い意見も聞けると思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。また、町民が利用しやすい公民館になるための重要なポイントに関しては、本当、町が答弁されたとおりでと思います。ただ私、同僚議員のね、提案にもあったんですけども、他市町村では、商業施設の近くに公民館を建てたなんていうところもあるそうです。結局、その公民館の利用をするだけじゃなくて公民館を利用したついでに買い物もできると、そこまで考えた施設を建設されているところもあるそうですので、ちょっとまた重複しますが、そういった事例も多々見受けられますので、ぜひ調査していただきたいなと思います。

ここからなんですけど、先ほど、新たな施設を整備すべきかということって、今検討の項目として一つ入ってるように、先ほど答弁いただきましたが、新設に関しての検討というのは具体的になされましたでしょうか。公民館の野沢公民館ね、公民館本館か、公民館本館の新設についての検討は具体的にされたでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 公民館本館の新設の検討はということですが、今のところ具体的な計画はございません。先ほど答弁で申し上げましたが、そういった新設なのか、既存の施設の移転なのかそういったことを幅広く、今の高齢化の現状を踏まえまして、今後、検討していきたいということでございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 もう一つお伺いします。

私ここに、例えば議会のときでもそうですが、ふだん来てもそうなんですけども課長、その前の課長もそうですけども、歩いて公民館から行ったり来たりしてるのを見かけました。今日のような暑い日だと大変だなと思って見てたんですけども、公民館施設と役場庁舎が離れてることっていう、離れてるんですけども、この職員負担っていうのはありますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 役場本庁舎と公民館、少し離れているということで職員が頻繁に事務連絡なんかで役場に来るということはあるんですが、今のところそれで大きな支障というか、課題という認識は持ってございません。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 誰でもそうですけど、やっぱ新しい公民館ができればいいなってみんな思うとは思いますが、私もちょっと今、自分で独自ですけども、あちこちのその公民館の建設事例を調べてみたんですけど、私調べ方にもよるかもしれませんが、5億、6億、市単位だと何十億なんていう公民館が建ってまして、思った以上にお金がかかるんだなって、要は小さなものを作れば作るほど負担は小さいですけども、やっぱ簡単にできるもんじゃないなっていうのが私の率直な調べた感想でした。

これはね、内閣府ですね、内閣府のホームページだと思うんですけども、公共施設の複合化、集約化により、公共施設の総面積が縮小し、将来の維持更新費用や運営費が抑制できるという、複合化によることのメリットもうたわれております。

今ちょっと話はそれですけども、本町も今、例えば温泉掘削事業で多額の出費が出ておりますけども、財政負担が出ておりますが、やっぱそこにまた今、老朽化してる公民館で何億もかかるってなったらこれは相当な負担になっちゃうと思うんです。ですからそういったものも新設はもちろん皆さん望むところだと思うんですけども、やはり将来に負担を残さず、それでいて、町民の皆さんが集いやすい場所、集まってきやすい場所、おっしゃったとおりコミュニティがね、作りやすい場所をぜひ今後とも検討していただきたいと思います。それには先ほど来話出てますけども、町民の方々が何を望んでいるのか、駐車場の問題もありましたよね。そういったことを含めて、今後はそこを改修してっていうわけにはいけないと思いますので、新しいものも含めますけども、複合型も含めて、いろんな多角的な角度から今後の検討をされていっていただきたいと思いますので、最後にそこに関して町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

今議員から複合化というお話も出ました。先ほどと繰り返しになりますが、どういった施設の在り方、新設なのか移転なのか、また、複合化していくのかというようなことを幅広くこれから町民の皆さんの利用しやすい施設なるよう検討してまいりたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。どうせなら皆さんに愛されるね、皆さんが集いやすい公民館を望みます。

これもそうなんですけど、先ほどちょっと学校教育課のほうにもお話しましたが、これから先、やはり先ほど同じくなっちゃいますけど、5年先10年先どうなるかですよ。この町の人口減少は進むだろうと、少子高齢化も進むでしょう。そうすれば利用者の数も必然的に減ってくるのはもう目に見えてます。ですが、それでもその中でも地域のコミュニティ、人と人のつながりをつなぐ場所を考えなくちゃいけないと思います。それはやはりいざざりざりになって考えるのではなくて、今から先を読んで有効な施設検討をするべきだと私は思います。

ぜひ町民の声が生かされるようないい公民館、そしてちょっとさっきの話に戻りますが、学校教育施設なることをぜひ期待いたしまして、私の一般質問といたします。

以上です。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10 番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

それでは、介護タクシー利用者への支援策について伺います。

一点目は、介護タクシーを利用する際、利用者の制約条件はどのようになっているのかお尋ねします。

二点目は、今現在、町外の医療機関に介護タクシーを利用されている養護者の、要介護

者の人数はどのように把握されているのか伺います。

3点目といたしましては、本町において介護タクシーを利用されていることから医療機関までの利用の際、町独自の支援策ができるよう、条例や規則を制定し、介護タクシー利用者への負担軽減を図る考えはないのか伺います。

次に、要支援者並びに要介護者への支援策についてであります。我が町において、高齢化が深刻になるにつれ、住み慣れた環境の中、生活されている方を重んじ、この本町の広い地域に一人世帯で暮らしている高齢者を持っているその家族の一助になることと、誰一人取り残さないSDGsの政治につながることから、伺いたいと思います。

1点目は、要支援者並びに要介護者の一人世帯の高齢者に対して、家の中の日常生活において見守りを行うことができるシステム、いわばアイネットの導入を検討する必要があると思いますが、町の所見を伺うものであります。

2点目は、システム導入する際、ケーブル線を利用して一人暮らしの世帯へセンサーを取り付けるによって、家の中で生活される1日の行動が安否確認できて、高齢者が安心できるとする施策なので、実施することへの町の考えはあるのかないのかをお尋ねいたします。

次に、農業振興について伺います。

1点目は、地域計画を策定し、区域を対象とする支援措置がどのようなになっているのか、町の考えをお尋ねするものであります。

2点目は、目標地図に位置づけられた経営体を対象とする支援措置はどのようなになっているのか、町の考えをお尋ねするものであります。

3点目は、農業の担い手への支援や取組について現況を伺いたいと思いますので、町の考えをお聞かせください。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 10番、猪俣常三議員の御質問のうち、はじめに介護タクシー利用者への支援策についてお答えいたします。

まず1点目の、介護タクシーを利用する際の利用者の制約・条件についてであります。議員お質しの介護タクシーには、介護保険が適用されない、いわゆる福祉タクシーと、介護保険が適用される介護保険タクシーがあります。

福祉タクシーの利用につきましては、特別な制約や条件はなく、一般的なタクシーが利用し難い高齢者や障害者、怪我などで介助が必要な方などが利用しており、介助などにかかる料金と移送にかかる運賃は、全額自己負担となっております。

一方、介護保険タクシーの利用につきましては、要介護1から要介護5の認定を受けている方に限定されております。また、介護保険の給付対象となるのは、ケアプランに記載された通院など、日常生活や社会生活に必要な外出時の車両への乗降介助と、その前後の移動の介助などに限られており、移送にかかる運賃は全額自己負担となっております。

2点目の、町外の医療機関受診に介護タクシーを利用している要介護者の人数についてお答えいたします。

町内には、本年1月に介護保険が適用されない、いわゆる福祉タクシーの事業所が開業

しております。

当該事業所に聞き取り調査を行った結果、8月末までの利用実績につきましては、延べ人数で45名。そのうち、町外医療機関の受診を目的とした要介護者の利用は延べ17名となっております。

3点目の介護タクシー利用者の負担軽減についてお答えいたします。

町では、介護保険の生活支援体制整備事業により、町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域や多様な取組主体の情報共有と連携強化による、よりよい支え合い体制の構築を目的とした、支え合い支援会議を設置しております。

今年度につきましては、高齢者の移動支援を会議の集中テーマとして、先ほど説明申し上げました町内タクシー事業所なども含めて、現在地域で行われている取組や、支え合いの仕組みとニーズについて調査を進めているところでありますので、御理解願います。

次に、要支援者並びに要介護者への支援策についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の見守りシステムの導入につきましては、町ではおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、見守りの必要な方を対象として、平成4年から緊急通報装置の設置を行っております。この緊急通報装置につきましては、大きなボタンを押すだけで、緊急通報が24時間365日コールセンターにつながり、相互に通話することもできます。

町では、アイネット株式会社に業務を委託しており、本年9月1日現在10名の方が利用しております。緊急時の対応だけでなく、1週間に1回程度、安否健康状態を確認する電話があり、日常的な相談対応も行っております。

設置を希望する方は、町社会福祉協議会や地域包括支援センターを経由して申請を行い、町が所得を含めた生活や心身の状況など実態調査を行い、関係機関と協議の上、設置の可否を決定しております。

町といたしましては、本人や離れて暮らす御家族の状況を含めて、設置が必要な方に御利用いただけていると考えておりますので、御理解願います。

次に、2点目のセンサーを活用した見守り機能につきましては、先ほど説明申し上げました緊急通報装置にセットされているものであり、既に御利用いただいております。

町といたしましては、緊急通報装置は、地域の助け合いによる見守り体制の一つと捉えており、このほかにも、民生児童委員43名の皆さんをはじめ、福祉協力員15名、見守り協力員210名、また66の協定協力事業者による見守りネットワーク等の協力を得て、高齢になっても、生活機能に低下が見られても、住み慣れた地域で暮らしていけるように、関係機関と連携し、見守り体制を構築しておりますので、御理解願います。

○農林振興課長 10番猪俣常三議員のご質問のうち、農業振興についてお答えいたします。

まず、地域計画についてであります。人口減少や高齢化の進展、担い手の減少や遊休農地の増加を背景に、国では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、全ての農用地等の区域を対象に、今年度末までに、地域計画を策定・公表することが義務付けられたところであります。

具体的に、地域計画は、目指すべき将来の地域農業や農地利用の姿を明確化するものであり、本町では、野沢・尾野本・群岡・新郷・奥川の5地区の計画を策定いたします。

まず、1点目の地域計画を策定した区域を対象とする支援措置であります。国では、農地の集積・集約化に取り組む地域に対する地域集積協力金、集約化奨励金をはじめ、地域計画区域内の集出荷貯蔵等の基幹施設導入支援、地域ぐるみの話し合いによる基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策などにより地域計画の実現を図ることとしております。

2点目の目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置については、国では、目標地図の実現を推進するため、目標地図に位置付けられた担い手や集落営農の農業用機械・施設の導入や経営発展、新たな担い手の育成を支援するほか、低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取り組み支援などの補助制度が設けられております。これらの支援制度についての町の考えであります。国の支援制度を受けるには、生産規模拡大や生産効率の向上等、一定の条件を満たす必要がありますが、町が抱える農業課題である高齢化や担い手の減少による遊休農地の拡大を防ぐための有効な支援制度であると考えており、町といたしましては、こうした支援制度を活用する経営体等の支援に努めてまいりる考えであります。

次に、担い手支援や取り組みの現況であります。町では、経営の効率化及び農地の集積・集約、遊休農地の解消及び発生防止、農産物の産地化・ブランド化、担い手の確保、有害鳥獣対策の強化などを各種事業により推進しているところであります。

具体的には、パイプハウスリース事業やライスセンター等整備への支援、近年の肥料や農薬、燃油等の農業用資材の価格高騰や電気料金高騰に対する支援のほか、今年度は、田植期の水不足の状況を踏まえ渇水対策事業により支援を行っており、こうした様々な支援を通して担い手の確保に取り組んでいるところであります。

さらに、町独自に栽培指導専門員2名と、農業公社支援専門員1名を配置し、水稻、野菜栽培の技術支援強化などを図っているほか、昨年9月には、農業分野における様々な課題の解決に向け、また、農業者が安心して農業に取り組めるよう、持続可能な町農業を実現することを目的に、農業公社を設立し、町の農業振興及び農家支援体制を一層強化したところであります。

町といたしましては、引き続き、持続可能な農業の実現に向け、町農林業振興アクションプランに基づき、「米」「ミネラル野菜」「菌床キノコ」の振興を三本柱に、町農業公社や担い手等と連携し取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今ほど、御答弁をいただきました。

先般6月のときに、農業振興について若干触れることができませんでしたので、順序を改めまして、農業振興から再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、町の答弁の中でもありましたように、確かにこの農業振興の中で一番大事なことというのは、人農地プランが地域計画というところが変わってきたということでありまして、先ほどもお話し申し上げました、答弁ありましたように、農業経営基盤強化促進法の改正が一つの大きなものになっているということでもあります。

これらの本町においての農業の行方、それからまた将来を見据えて、また人口減少、高齢化が進みます。確かに大変な時期を迎えるわけでありまして。併せて、農業の担い手の減少や、耕作放棄地が増えてくるということも予想されております。

そういった中で、地域計画の策定が、今現在どの程度、進められておりますのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 現在の地域計画の策定状況ということでございますが、本年1月から各地区の説明会を開催いたしました。

その後、3月4日から各大字単位での協議の場ということで入らせていただきまして、今現在、おおむね協議の場の話し合いが終了をまもなくするという段階でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

その中で大変作業の進行が非常に複雑ではあるかと思いますが、ただその中で、2点ほどちょっとお尋ねしたいと思いますが、この地域計画に携わっている方々に農業経験のない方も中にはおられると思います。

策定に当たっておられて、町がお願いや協力などをするばかりではなくて、何らかのその支援措置も講じておく必要があるのではないかと思います。支援の措置、国の支援の措置以外に、こういった措置などは考えられるものがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

自治区あるいは大字単位での協議の場には、自治区長さんはじめ農地の所有者の方、あるいは耕作をされている方、あるいはそれ以外にも関係機関、JAでありますとか、県の農業普及所、あるいは農地中間管理機構、様々な関係者が一堂に会して、その地域の将来の話し合いをするという枠組みで行っております。

地域計画を策定した後につきましては、先ほど答弁で申し上げました国の支援、集落を地域を対象とした支援、あるいは経営体を対象とした支援、様々なメニューがございますが、その話し合いの場そのものについては国のほうでは支援という部分については行っておりません。

ただ、町のほうでは、地域の皆様から様々な協議の場の設定の、例えば日時ですが、どうしても働いての方が多ということで、夜間やってほしいとか、あるいは土曜日、日曜日、そういった休日に開催してほしいというようなことについては、できる限り地域の皆さんが参画しやすいようなことで、そういった部分では支援をしているということでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

もう1点は、経営体の構築というのがあるんですけれども、最も重要でありますし、情勢に求められる課題というののも積極的に今対応しなければならないという部分もあるかとは思っています。

そういった支援措置をさらに確保ができるのかどうか、この経営体の構築ができた際のそういったところの町の考えはいかがなものなのかどうかお尋ねしたいと思います。

不足だと思いますが、経営体ができたところに支援措置というのがあるのかないのか。

今の国の制度以外のもので、あるのかないのか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 地域計画を策定した後、様々な事業に取り組む経営体の方の補助支援制度ということでお答えをさせていただきます。

先ほど答弁申し上げましたように、様々な国の支援制度がございます。農業用の機械の更新でありますとか、そういった施設整備も、ある一定の条件が満たされれば、そういった経営体の方への支援は国のほうで準備をしておりますが、町単独としての支援というのは、今現在、個別にこういったものにといいことでは考えておりませんが、そういった集落で例えばライスセンターを整備したいということであれば、そういった際には、国の補助金に上乗せして、町でもこれまでも支援を行ってききましたので、そういう部分では町も今後も支援を継続していくという考え方でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

この地域計画が進められている中で、いろんな国の措置があるんですけれども、私も主だったところの交付金などをちょっと紹介して、いろいろと町のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、強い農業づくりの総合支援交付金だと思いますので、この産地基幹施設等の支援に該当するような事業というのがあるとすれば、もちろん集約しますので、そういう部分がいろいろと出てくる可能性があると思います。

こういった場合のこの産地基幹施設の支援などはどういうものなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、今ほど御質問ありました強い農業づくり総合支援交付金のうち、産地基幹施設等整備の補助の概要について御説明させていただきます。

これにつきまして、集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援する内容になってございまして、例えばですが、農業従事者が5名以上、面積要件がありまして、あと地域計画の策定がされている、こういった条件を満たすことによりまして、例えばですが、ライスセンターの整備への支援、あるいは集出荷貯蔵施設の整備の支援、こういった補助助成制度が受けられるというような補助金になってございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

機構集積協力金というのがあるとは思いますが、その中で地域の集積協力金の支援というのが、どのようなものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。お聞かせください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、地域集積協力金についての御質問にお答えをいたします。地域集積協力金については農地バンク、農地中間管理機構を通して貸し借りした場合に交付される協力金でありまして、その地域の農地に対してどの程度集積が行えたかという割合によって、補助の単価が変わってくるという内容の協力金になっているということで

ございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 同じく集約化した場合の奨励金などについてもそれに該当するのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

先ほどの地域集積協力金と違いまして、集約化奨励金については、農地バンクからの投資の貸し借りは同じであります、どの程度集約化したかというのがポイント制になっておりまして、その集約化のポイントによりまして、補助の単価が変わってくるという奨励金になっております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

同じく農山漁村振興交付金というのがあるんですけども、こういった集約とかいろんな形で田んぼが集約されますと、最適土地利用総合対策にかかるような支援というのは、この地域計画の中に該当するのでしょうか、お尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 最適土地利用総合対策のほうでよろしかったでしょうか。

これにつきましては、地域計画を策定しているということが条件になってくる事業でございます。

ソフトとハードと両方の支援制度がありまして、ソフトの部分では地域ぐるみの話し合いによって、将来の集落における土地の利用構想を策定するための経費が対象になってまいります。

またソフト事業につきましては、例えばですが、畦畔の芝生化をするでありますとか省力化するための自走式の草刈り機の購入、そういったものがこの最適土地利用総合対策事業として支援の対象になるということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 同じく中山間地域等に関わる農用地の保全総合対策というのがあるとすれば、その措置はどのように解釈、措置支援がいただけるのかどうかお尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

議員、今ほど御質問のありました中山間地域等農用地保全総合対策事業につきましては、令和4年度の補正予算で措置されておりまして、令和5年度以降、この事業は先ほど申し上げました最適土地利用総合対策事業に移行したということで、今、中山間という名前のつく農用地の総合対策事業は今現在はないということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解いたしました。

それでは、土地中間管理事業というのが入ってまいりますので、そこでお尋ねしたいのがあるんですが、農地中間管理事業の導入が適用された場合に、農地の中間管理機構、農地バンクが地権者から農地を一括に借り受ける。そして耕作者に貸し付ける。それは農地

中間管理事業の利点であるとすれば、この利点は、どういう利点があるのか、メリットをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

農地中間管理事業の御質問でございますが、先ほどの答弁でありましたように、法律の改正によりまして地域計画の策定でありますとか、農地中間管理事業の変更も一部ございまして、令和7年4月から原則的には農地中間管理機構を通した賃貸借が原則となるという事になってございます。

これについて、農地を離したい、離農して離したい、ただ耕作者がなかなか見当たらないという方については、農地バンクに預けることによって、その仲介役をしていただけるというような仕組みになっているということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう1点お尋ねしますが、農用地利用集積計画の経過措置についてお尋ねしたいと思います。

この農地、令和6年度まで地域計画が策定されていなくても利用権の設定ができるとされてはおりますけれども、地域計画が策定されて、公告された場合に、この経過措置期間中でも利用権の設定はどう解釈すればいいのかだけお尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

現在利用権設定されている部分については、来年3月までは、引き続きその権利が継続するという事になっております。

来年4月以降は基本的に農地中間管理機構の賃貸になりますので、そこから新しい利用権の設定になるということでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なお分かりました。

テーマを変えたいと思います。

次に、介護タクシー利用者への支援策についてお尋ねをしてみたいと思います。

縷々、ここで答弁をいただきました。確かに介護タクシーの利用条件の中で、例としてちょっとお尋ねしたいと思います。親の介護で通院が必要なのに車が使えない、介護タクシーは可能なのかどうかをお尋ねします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護タクシーの中に、答弁でも申し上げました福祉タクシー、介護保険が適用されない福祉タクシーがございます。

福祉タクシーについては、車を運転できない同居されている方、もしくは息子さんあるいは娘さんということで想定させていただきますが、その方も一緒に同乗をして病院を受診することができますので、そういったことでは、福祉タクシーには利用される方に条件がございませんので、利用することは可能です。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　まず介護タクシーのところには、乗車できるスロープだとか、あるいはストレッチャーなど装備しているのが、介護者向けの車を導入されていると思いますね。

今実際、福祉タクシーを使うという際には、介護タクシーを利用する際に一番なのが介護タクシーが通院等のための乗車または降車の乗り降りの関係の介助、これがこのサービスの介護タクシーと言われてるというふうに私は解釈してるんですけど、これで間違いないでしょうか。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　　答弁で、介護タクシーについては2種類ありますということで説明をさせていただきます。

まず1点目が、町で今年の1月に開業されております、いわゆる介護保険が適用にならない基本的に一般的なタクシーが利用し難い方がいろんな目的で利用することができるタクシー、それを通常、福祉タクシーと呼んでおります。

もう一方、介護タクシーの中には介護保険が適用されるタクシーがありまして、それはあえて介護保険タクシーと呼んでおります。

議員、今ほど御質問になられたのは、介護保険タクシーの、いわゆる介護保険が適用される部分について御質問をされていると思いますので、その介護保険の給付が適用される部分につきましては、議員おっしゃるとおり介護保険タクシーに乗る際の介助、そして降り際の介助、またその前後に移動があれば移動に際しての介助が基本となりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　まずこの介護タクシーを利用する際に、どうしても利用される方の料金というのは、もちろん料金そのものは正当に設定されてるものなのでこれはもう変えることはできませんから、要は利用者がいかに軽減していかなきゃならない、利用する際に本当この介護タクシーを使って本当によかったということを、私は常に思っている1人なので、そこでお尋ねするのは、このタクシーの利用した際の何らかの支援策、この支援策がとにかく課題ではないのかなと、こういうふうに思います。

例えば、時間制の運賃の場合、例ですと30分ぐらいで1千円くらいかかるというふうにちょっと話は承りましたが、聞いてはありましたが、この距離制の運賃の場合、例えば、西会津の場合ですと、どこを拠点にしたらいいのかなと。ここから奥川地区までですと大体遠いところで20キロくらいもあれば、15キロのところもあれば、それからあとここから20キロくらいのところに病院があったりとするを前提として、お話しした際、約40キロぐらいがあると。

その初乗りの2キロメートルが大体800円だと仮定します。1キロごとに400円、加えた後上がっていくわけですけど、そうなった場合に、大体1万4千円から1万6千円くらいがこれ片道だということを御理解いただきたいと思います。

これだけの利用者が片道でお支払いするということになってきますので、ここの行ったり来たりを加算しますと、かなりの負担がこの利用者にあるということなんです。

これを前提でお話しした際に、何らかの支援策、あるいは町としてどういうふうにこの金額を、全部というわけにはいかないにしてもどこまでどういう形で支援してあげることが

できるかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護タクシーを利用した際の利用料金に対する支援ということであります。

答弁でも申し上げましたとおり、支え合い支援会議、地域にはこのタクシーによらずいろいろな支え合いによって受診支援がなされている地域がございます。そういった地域で行われている支え合いの送迎支援だったり、そういったものが今行われていない地域に広げていけないか、そういった部分も含めて、今年1年間、支え合い支援会議で検討、いろいろなニーズだったり、あるいは行われている取組だったり、そういったものを調査をさせていただいて、いろんな方にお集まりいただいて検討をしているところです。

その中には、こういった福祉タクシーの利用料金に対して支援はあるのかなのか、あるいはした場合に、現在行われている支え合いの体制が逆に崩れていってしまわないのか、そういった部分も含めながら、どういう考え方、支援の仕方があるのかということ、皆で話し合っているところですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 支え合いの考え方も否定はしてはおりませんが、要は例えば、体が不自由な方がどうしても病院のほうに行かなければならない、そういうときに介護タクシーを使わなきゃならないといった場合の、そういうところの窮地な方もいらっしゃるのではなかろうかと、こういうふうに思うんですが、そのところの支え合いで助けられるのかそれとも介護タクシーで助けられるのかのところを、お尋ねするわけです。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 今実際にお困りの方ということで、もう既に町で実施している事業を一例として、ここで説明をさせていただきます。

透析で通院されている方、普通は週に3回もしくは多い方だと4回通院しておよそ4時間くらいで多分1回透析が終わるんだと思いますけれども、そういったことを繰り返しながら生活をされている方がおります。

そういった方を対象に、県の補助事業を活用しながら、町のほうでも月3万円を上限に支援をさせていただいております。

実際、今活用いただいている人数につきましては、令和6年現在では14名おるということで把握しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そういう方も例の一つとして解釈させていただきますけども、私がとにかくこういう場合になったときは、どういうふうな対応ができるのかという窮地に追い込まれた話だから、不自由な方という、例えばもう歩けない状態で家にいて、すぐ病院に行かなきゃなんないといった場合のその対応に介護タクシーがという、そういう観点でお話し申し上げて、お話を伺ってるわけで、誤解のないようにお願いしたいと思います。

そういうところの支援を、私としては目が離すことはできないのではないだろうかということで、再三に渡って、今、お話を伺ってるわけです。

この体の不自由な方というと、ギプスをはめたり体が動けない状態で、またバスの停留

所までは行けない、そういう方を不自由な方というふうに解釈させていただいて、今お話し申し上げているわけですけど、そういう場合の方々を本当に支えていただくにはどうすればいいのかということのお尋ねなんです。

再度、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

そういった本当にお困りの方に対する支援という部分ですけれども、金銭的な経済的な支援も一つありますけれども、繰り返しになりますけれども、人的な支援というのとも考えうるわけですので、片方やればいいということではないので両方どうにかできるのかできないのかという部分も含めて、今年1年集中的に検討しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 おおむね理解をいたしました。

乗降介助などを受けることで発生する介護サービスの費用のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

介護保険適用の一部負担があるとお聞きしました。例えば、介護タクシーを乗っていった場合に、なおかつサービスをそのほかに受けなければならないということが発生することもあると思うんですが、出てくるということは可能ですよねというふうにお尋ねしたいんですが。

例えば、ストレッチャーを準備されてるんですけども、それを今度は使わなきゃなんないといった場合、これはサービスを受けることになるんでしょうけど、そういった費用がかさむ、こういったのはもう保険適用の中に入っていくというふうに解釈していいのかな。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 介護保険タクシーの、いわゆる介護保険の給付対象になる部分ということで、そういう御質問ということでお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、移送に関わる部分につきましては自己負担となります。

その前後に付いている乗降する際の介助、それが例えばストレッチャーを使って、あるいは車椅子を使って介助が必要だということであれば、それは介護給付の対象になりますし、しかし前提としてケアプランの中にその通院が必要であって、そしてその前後にそういう介助が必要だということがケアプランに計画されているものについてのみ、介護給付がなされることになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうすると、介護タクシーはケアプランをまず入れておかなければ適用にならないという解釈でよろしいですね。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 介護保険が適用される介護保険タクシーの利用に際して、介護保険の適用を受けるためには、必ずケアプランの中にその通院が位置づけられていて、乗降の前後に介助が必要であるということが計画上、計画されているということが条件になりますの

で、繰り返しとなりますが、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこにここ、答弁があったように、要介護 1 以上でないと介護タクシーそのものが利用できませんよという解釈でよろしいようですね。

テーマを変えたいと思います。

要支援者並びに要介護者への支援策について、先ほど答弁をいただきましたが、私としては、この今現在やってますよということでありましたけれども、一人世帯に取り付けるのはカメラではありません。私が言ってるのはカメラではありません。あくまでもセンサー。

答弁をいただいたこのボタン式というのが、ちょっと私とのニュアンスがちょっと違うので、実際はプライバシーを守られている関係で、まずセンサー、その人が動けない状態なんだけれども、その範囲内でセンサーがサーチすることによって常に 1 日の行動が常に分かるようになっているというところであります。

そのところがちょっと違うところなので、私としては、こういうシステムをもって、お一人の世帯を守っていただけるのであれば最高のシステムなのかなと、こういうことなので、お尋ねしているわけであります。

カメラではないと。あくまでもセンサーですよ。

そのこのところの一角のところを通りすぎることによって、常にセンサーが働いてシグナルを送ってくれるということの解釈なので、そういう部分を考えてのお尋ねがあったので、この答弁とちょっと私のニュアンスがちょっと違ったようなのですが、こういう私の今のセンサーでサーチすることに対してのお考えに再度お尋ねしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

繰り返しになるところありますけれども、町で現在導入しておりますアイネットの緊急通報システムについて概要を申し上げますと、まず大きなボタンというのは電話器にも大きなボタンがついております。それを押せば、緊急通報がコールセンターにつながります。また、本人がペンダント式のボタンだけがついているような、こういうペンダント式のものも基本ぶら下げていますので、その電話機から離れているようなところであっても、それを押せば緊急通報がつながる。

また、寝室には電話は通常離れています。また寝るときもペンダントは多分取る可能性が高いです。そういったときに、枕元にちょっと大きめの物が置いてあって、それでも緊急通報につながります。

こういったシステムと、あと議員申し上げていたセンサーの部分ですけれども、町で設置しているアイネットの緊急通報システムについても、カメラではなくて、センサーであります。

通常、人は生活をするときに必ず家の中で通るところがあります。起きてからトイレに行ったり、あるいは食事をしに行ったりするときに必ず通るところがあります。そこにセンサーが仕掛けてあって、そこをどのくらいのリズムで通るのかという生活パターンをアイネットで取っております。

その生活パターンから何時間もずれて、動きがないときには何かおかしいぞということで、近所で協力員という方が2人から3人ほど設けさせていただいてますので、その方にまずは連絡をさせていただいて、見に行ってくれというような形で見に行って、何もなければそれでよし、何かあった場合にはそれぞれの対応、アイネットに連絡をして、アイネットから救急車を呼ぶ場合もありますし、協力員の方が救急車を呼んでアイネットに報告をするというような形もあります。

そういった見守りシステムでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変分かりやすい御回答ありがとうございました。

私はカメラはいらないよ、センサーの違いの部分があったものだから、再度お尋ねをしたわけであります。

以上、私の質問とさせていただいて、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。

今回は一般質問の通告をしておりますので、順次質問してまいりたいと思います。

令和5年度決算について質問してまいります。

1つ目は、町税の収納状況について伺います。

2つ目、性質別に見た委託料の状況について伺います。

3番、水道下水道事業の企業債の状況について伺います。

最後に、一般会計決算の状況を財政指数から評価しているのか伺います。

○町長 9番三留正義議員の令和5年度決算についてのご質問のうち、財政指数等のご質問についてお答えいたします。

財政指数等から見る決算状況の評価についてであります。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の3つの指数でお答えいたします。

まず、経常収支比率であります。90.5パーセントと対前年比1.6パーセントの増となっております。要因としては公債費が減少したものの、人件費、物件費、喜多方地方広域市町村圏組合への負担金を含む補助費等で経常的な支出が増加したものであり、指数算出の分母にあたる経常一般財源は、普通交付税の減、臨時財政対策債の減により総額が減少し、比率上昇の要因となっています。

経常収支比率につきましては、財政運営の弾力性を示す指標とされており、その比率が高くなればなるほど、財政構造の硬直化を示すとされています。近年は、人事院勧告に基づく若年層を中心とした給与の増加や期末手当の増、定年延長などにより総人件費が増加傾向にあり、また、物価高騰の影響を受け物件費についても増加傾向となっております。

次に、実質公債費比率であります。12.1パーセントとほぼ前年度と同数となりました。

実質公債費比率につきましては、一般会計に加え公営企業会計等、一部事務組合等の公債費に占める割合を算出している指数であり、本町の状況としては、ここ数年、一定で推移しており緩やかな数値改善が見られます。

次に、将来負担比率であります。78.2パーセントと前年比マイナス7.6パーセントと

なっており、早期健全化判断比率基準の 350 パーセントを大きく下回っております。この要因といたしましては、指数の分子となる地方債現在高が減少したこと、債務に充当可能な財政調整基金等の基金残高が増加したことなどが挙げられます。

将来負担比率につきましては、近年、地方債の償還額が 8 億円台、借り入れが 4 億～5 億円台と償還額を下回る状況が続いており、年々、地方債現在高が減少しています。令和 4 年度は豪雨災害対応に多額の財政調整基金を取り崩すなどの特殊要因がありましたが、財政調整基金をはじめ、各種基金につきましては全体的なバランスを取りながら可能な限り積立を行っております。

このように、年度間で様々な要因はありますが、令和 5 年度決算につきましては、町民の皆様、町議会のご理解とご協力により、当初予定した事業の適切な執行に努めながら、温泉施設源泉工事など緊急的な財政需要への対応にもあたるなど、効率的・効果的な予算執行に努めることができ、黒字で決算することができました。改めて、感謝と御礼を申し上げます。

今後も、各種財政指数の動向につきましては、県内他市町村との比較を行いながら、本町における財政規律を十分に保ちつつ、総合計画・実施計画で計上している各種事業を着実に推進させるため、安定した中長期的な財政運営に努めていく考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

○町民税務課長 9 番三留正義議員の令和 5 年度決算についてのご質問のうち、町税の収納状況についてのご質問にお答えいたします。

令和 5 年度の町税の収納状況であります。現年課税分及び滞納繰越分を合せた町税全体では、調定額 620,704 千円、収入済額 603,420 千円、収納率 97.22%、前年度と比較して 0.26 ポイント減となりました。

その主な要因といたしましては、個人町民税で 0.1 ポイント、固定資産税で 0.4 ポイント減となっていることが影響しております。

なお、町税は町の自主財源のおよそ 27%を占め、町公的サービスの提供のため貴重な財源となっており、個人や法人の所得や収益、保有する資産に課税されるもののほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税など、目的別に公平・公正に課税され納付いただいておりますが、毎年未納や不能欠損が生じております。

このため町では、未納のある納税義務者に対して、督促状や催告書を送付し納付を促しているほか、納税相談、訪問徴収、町税等徴収対策本部委員による年 2 回の一斉徴収などで徴収強化を図り、それでもなお応じていただけない場合には、預金・給与・年金等の調査を行い、金銭の差押を執行するなどしてその抑制に努めております。

また一方で、このような様々な調査・対応をつくしてもなお、差押できる財産がないなど、完納に至らない場合は、時効の完成により不納欠損の処理を行っております。

令和 5 年度の不納欠損処理の概要は、課税から 5 年を経過した平成 30 年度の未納分であり、個人町民税が 6 人、14 件で 160,598 円、法人町民税が 1 社、1 件で 10,944 円、固定資産税が 36 人、10 社、合せて 172 件で 1,810,656 円、軽自動車税が 5 人、8 件、36,300 円、合計で 2,018,498 円となり、前年度と比較して 7,905 円、0.4%の減となりました。この滞納の主な原因は、相続放棄、低所得、生活保護、倒産などです。

町といたしましては、今後も国民の義務である納税に対する理解のため機会を捉えて啓発するとともに、滞納が生じた際には、先ほど申し上げました様に個別具体的な対応によりその解消に努めていく考えでありますので、ご理解願います。

○総務課長 9 番三留正義議員の令和 5 年度決算についてのご質問のうち、委託料の状況についてのご質問にお答えいたします。

令和 5 年度一般会計決算の委託料の総額は、1,110,149 千円であり、対前年度比 82,645 千円の減となっております。主なものを申し上げますと除雪委託料 131,569 千円、認定こども園運営委託料 115,295 千円、町民バス運行業務委託料 79,142 千円、温泉施設管理業務委託料 69,107 千円、さゆり公園管理業務委託料 62,598 千円、ケーブルテレビ管理運営業務委託料 62,401 千円などであります。

また、委託料総額のうち、普通建設事業や災害復旧事業に要した委託料は 112,213 千円となっており、残りの 997,936 千円が建設事業等以外に支出した委託料となっております。

このうち、議員ご質問の令和 5 年度の経常的な委託料の額は 636,889 千円となっており、令和 4 年度決算額と同規模となっております。その内訳としましては、認定こども園運営委託料、町民バス運行業務委託料、除雪委託料、さゆり公園管理業務委託料などであります。

温泉施設・源泉改修工事などの緊急対応による経費など、各年度で発生する臨時的な経費を除き比較しますと、近年の最低賃金の引き上げなどに伴う人件費の上昇や物価高騰の影響により、委託料についても経常経費が高止まりの傾向にあります。経常的な委託料の中には、普通交付税措置のある全市町村で行われる認定こども園運営事業などの経常的な事業や、特別交付税措置のある町民バス運行事業などもありますので、支出額のみの増減比較だけでは、財政への影響を推し量ることはできません。

今後も委託料を問わず、歳出全般にわたり経常的経費の節減を図り、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、9 番、三留正義議員の令和 5 年度決算についての御質問のうち、水道下水道事業の企業債の状況などについての御質問にお答えいたします。

本町の水道下水道事業における企業債については、主に施設の新設事業や既存施設の更新事業などに活用しており、令和 2 年度に見直しを行った経営戦略や、事業別の個別計画などに基づき、計画的に借入れを行ったものであります。

はじめに、水道事業における借入額についてであります。1 億 40 万円であり、償還額は 1 億 6,222 万 6 千円となるため、年度末残高は 8 億 7,451 万 7 千円となります。

なお、事業別における年度末残高は、上水道事業 6 億 7,083 万 2 千円、簡易水道事業では 2 億 368 万 5 千円となります。

次に、下水道事業における借入額については、1 億 2,710 万円であり、償還額は 1 億 5,910 万 3 千円となるため、年度末残高は 16 億 3,717 万 7 千円となります。

なお、事業別における年度末残高は、公共下水道事業で 9 億 99 万 5 千円、農業集落排水処理事業で 5 億 8,577 万 8 千円、個別排水処理事業で 1 億 5,040 万 4 千円となります。

また、上水道事業を除く簡易水道事業及び下水道 3 事業で借り入れる企業債の元利償還については、おおむね 50%程度が交付税に算入される有利なものとなっております。

さらに、令和7年度からは上水道事業についても簡易水道事業に統合予定となっていることから、有利な企業債が活用できることとなります。

町といたしましては、今後も有利な企業債を活用し、健全な財政運営と安全安心な施設管理に努め、計画的に事業を行うことで、持続可能な経営を進めてまいりますので、御理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 どうもありがとうございました。

最初の答弁が何かすっきり分かりやすかったので、よかったなと思っています。

徴税のほうからちょっと気になった点が1点だけあったので、今、答弁の中でも企業の倒産絡みの話があって、そのせいかなとは思いますが、固定資産税がちょっと数値が収納率が下がっていたのが10社でしたか、その倒産絡みだと解釈していいのか、その部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは再質問にお答えいたします。

固定資産税の収納未済につきましては、議員お質しの倒産による固定資産税の未納、収納未済もございますけれども、全体を見てみますと、逆に最近町内にある固定資産に係る相続放棄が進んでおりまして、経年で見ますと、その部分が増えておりまして、その影響を受けて固定資産税が令和3年度から収納率がマイナスに転じているといった状況を、担当課では把握してございます。

こういったことを踏まえまして、近年の相続の義務化なども進んでおりまして、これから町内にある空き家などの相続放棄がさらに進んでいって、固定資産税の収納率の悪化に影響を及ぼすのではないかというふうに捉えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 1件1件はある程度少額であっても、相続放棄をされる件数が増えてくる、微増というか、ひたひたと増えてくることによって、やはり収納率そういったことにも影響を及ぼしているという解釈で、今後それも伸びていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

固定資産の状況なんかを見ますと、町の大きな割合を占めます各個人の所有される土地家屋などの課税が大きなところを占めておりますので、議員がおっしゃるように小さな金額であっても件数が増えることで収納未済額の額が増えていくというような状況が懸念されますので、そういったところは町としましても慎重に注視して、傾向を分析してまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ちょっとあまり想定してなかったもので、目からうろこというか、改めて理解が深まりました。

今後、やはり固定資産税、空き家、先ほども御説明あったように難解な部分が今後、我が町には非常に多い。その中で努力していただきたいと思います。

次に、水道事業で1件お伺いしたいんですが、今、うちの町の上水道下水道、少し施設そのものの老朽化の度合いというのを、言葉でと感覚で古い古いとは言うんですけども、何か比較対照できるものないのかなと思ってちょっと考えていたんですが、有形固定資産税の減価償却率というのを、もしデータお持ちであれば上水下水、あと近年のもので対比できるものがあればお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、各企業会計における有形固定資産減価償却率についてお答えを申し上げます。

先ほど御答弁でも申し上げたとおり、経営戦略を今立てておりまして、その中で各指数なんかも活用させていただいております。

例えば水道でありますと、平成30年からのデータがございますが、この数値の見方がありますが、買ったときの値段が分母にきまして、毎年法廷で減価償却をするわけなんです、その累計額が分子にきますので、数値が高いほど古い施設が多いという指標になっておりますので、これについて御説明します。

水道でありますと、平成30年から大体当町では40%台で推移しております。現在でも42、3%というところでございます。これを平成4年度までなんですけれども類似団体の平均でいきますと50%を超えております。全国平均で51%ということで、私どものほうで平成30年、20年代後半から老朽管更新事業を進めていた関係もありますので、正確には平成29年から本格的に始めた経過もありまして、この指数はそんなに類似団体と比べても大きくなっていないというところであります。

それから下水道であります、下水道につきましては、企業会計になったのが令和2年度からということで、数値的にちょっとあんまり比較のものがありませんが、下水道全体で言いますと、こちらは13.5%ということで、うちの町では下水道が始まってからまだ日前が経っておりませんので、必然上がっていないという状況になります。

ということで水道については、老朽管更新事業なり毎年決算の中にも出ておりますが、更新なりの事業を進めておりますので、全国的に見ても、そんなに施設全体の質から見ると老朽化はそこまでではないというふうに判断をしております。

下水については先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 数値的には全国よりもかなり若いというか、数値的には若い。局所的にはいってみると、かなり古いものもあるようなんですけれども、比較するデータの的には分かりました。

あと、今最初の答弁にあった将来的な令和7年の話も出ていたので、そこをちょっとお伺いしますけれども、簡水にオーケーになれば今の水道が簡水扱いになってくると、企業債そのものも元金の部分50%程度交付税で見込まれる。それもちょうと今その説明の中でぱっとそういうふうに理解したんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

議員お質しのとおり、上水道についても簡易水道になりますので、今後借りる簡易水道事業債については、50%、水道自体は 55%程度、交付税措置を受けられるというような予定になっております。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、やはり下水道についてはそのまま、救済措置というか、あれは下水はないという理解でいいのか、よろしくお願いします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 下水につきましては変更ございませんので、今までどおり下水道事業債ということで、下水道事業債は 49%ぐらいだと思いますが、交付税同じく算入されますので、そんなに大きな差はないというふうに考えております。

以上です。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 了解しました。

次に、2 つ目、財政指標でどのような判断をしているかというお話で御答弁いただいたことについてお伺いしていききたいと思います。

経常収支比率、かつては結構一番大事だというか、中心に見られていた指数であったかと思います。それが 90.5%の内訳、これと公債比率関係、どちらも私は伸びていくものかなとちょっと偏った見方をしていたんですが、どうやら近年の市町村のデータを見ると、一緒に伸びていかないという傾向があると大学の先生なんかもそういったことを論じられるようで、経常収支比率が 90.5 であっても、皆さんのお手元にいつてるかと思うんですが、公債比率、準公債比率どれもとても安全ラインにいる。ということは、借入れは、町債そのものの借入れ、民間で言えば減価償却費に当たる部分になりますかね。

この借入れの返済と返済金は十分に当然ある。そして基金残高を見てみても 10 億以上あるのかな。合計で見ると。期末残高で見ると現金預金として見れるものはもう大変多く持っている。

しかし、経常収支比率が 90.5 であるということは、このアンバランスはどこかという、先ほど町長の説明にもあったように昔は建設公債主義、これどんどん作っていけという、そういうものがこの介護とかそういうものが出来た頃から、ちょっと福祉、社会保障絡み、建設以外のものに出費がかさんできているのかなという私の見方で見ていますが、町側としてはどのように傾向として見ているのかお答えいただきたい。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

まず、経常収支比率でございますが、先ほど町長が御答弁申し上げましたように 90.5%と、前年度より 1.6%上昇しております。

主な要因につきましては、状況から申し上げますと、人件費で令和 4 年度と比較しまして、3,437 万 3 千円の増。また物件費、いわゆる委託料等の部分でございますが、それも前年度から比べますと 3,500 万円程度、加えまして、喜多方広域圏、いわゆる各種負担金で 1,900 万円の増なんです、様々繰り出しの減がありまして、トータルで約 1400 万円程度の増という形で、やはり経常的に人件費的、物件費的な部分のいわゆるが増えてきてい

ると。

ただし、先ほどもありましたが償還金については減っておりますので、それと併せていわゆる起債の償還の部分については減ってきていて、ただ、人件費は経常的な部分について結構やはり徐々に増加傾向にあるというものとして分析しているということでございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、建設で過疎債を新規に投機的に出てはいますけれども、そういった指数的に見れば、公債比率そのものはそれほど微増微減を繰り返して、前課長、ニッ課長さんでしたか、お話していった中で、あの当時から微増微減でそれほど大きな変わりがないということで、やはり経常経費の考え方、これが運営を圧迫してきている元凶なのかなと。

そういったことを考えているわけなんです、その経常収支比率とそのバランスを保つためにちょっと注目していたのが、基金の水準について、特に財調です、財政調整基金の水準について一定の最初の大きな基準というか目標があると思うんですが、それらを含めて町側として心づもりしている、財政調整基金で準備しておかなくてはいけない、そういった心づもりのエリアというか、そういったものでお話をいただきたい。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

まず財政調整基金という形でございますが、一応こちらの財政調整基金につきましては、やはり地方財政法第4条の3項3の第1項に基づく基金として、財源調整、いわゆる災害などの財政需要に対処するための基金として設置しているところでございます。

主に目指すところということでございますが、通常言われてる部分につきましては、標準財政規模の10%程度ということでございますので、町の今標準財政規模というのは約38億円ということになりますので、その10%としますと、大体3億8千万から4億ぐらいというような部分が標準化というふうな部分では思っておりますが、確かにここ数年、当初予算編成時に財政調整基金から4億円を超える財調を投入しておりますので、その辺を踏まえますと、やはり今現在の残高8億ぐらいの部分がありますと、予期せぬ災害等があったとしても対応できるという形で考えているということでございます。

財調残高につきましては今現在、令和5年度末で8億7,200万ほどということでございますので、それなりの規模をある程度維持していくことを目標としているということでございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 課長も古く10%という話が出てきましたけれど、近年は市町村の規模によってやっぱりこれも大学の先生の受け売りなんです、昔は10から20と言われていた。その先生が実務をやったときも10から20程度でしょうというお話でしたが、今回うちの町は20をちょっと超えてる、20%を超えてる。

先ほどの経常収支比率の話ではないんですが、期首にもうすぐにお金がぼつと必要になるというのは、恒常的に必要な支出というのがすぐに迫ってくる。やっぱりそれもそういったものの現れ、一定の期間後から大きな支出が出てくるという私も昔はイメージでいた

んですが、何かやっぱり当初からもう最初から準備しておかなくちゃいけない。それもやっと最近分かるようになってきました。

なかなか大変、容易ならない、運営がなかなかお金の資金繰りだとかそういったものが非常に細やかにやっていかなくちゃいけないような状況なのかなと。

そんな中で、基金そのものの考え方として、今お話いただいた地方財政法4条の3、あと4条の4項①②から以下、何項かありますけれども、やはり災害、そういったものも確かにやっぱりここで準備しておかなくちゃいけない。そういったことも了解できる。

だから、今回については、8億超えるような金額になって、当初予算で4億、そうすると4億ちょっと5億ぐらいで滑り出したと、理解できました。

そういった中で、あとこれからのやっぱり町の財政そのものの管理、それを決算の姿は、大体今のお話で分かりました。ただそれを今後、ちょっと端折りますけれども縮面、なかなかこの経常経費というのはいろんな要素があって難しいんだと思いますけど、年によっても変わってくる。

だからそういったこともあって、やはり目が離せないのかなと。今後も我々議員団も注視していきますけれども、やはりその部分については、町長はじめ、心を持ってこれからも取り組んでいただきたいと思いますのですが、町長一言、今後の、今回の決算は非常に内容的にも充実していたなと私は評価して見てはいたんですが、今後に結びつけて、一言いただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

今ほどいろいろお話がありました。基金の考え方、それから最近の災害等、突発的なそういうその時に向けるやっぱり財源をどうするかというようなことでありますが、特に最近の災害というのは、ほとんど大規模な災害で、激甚災害に指定されるために一時的に町の基金をあてるというようなことでありますけれども、最終的には激甚災害に指定されれば、ほぼ町の負担本当に少なくて済むというような、そういう状況が続いてといえますか、そういう状況になってます。

あとはやっぱりふるさと応援寄附金ですよ。これの寄附金がもう年々増えている。特に企業版のふるさと納税も増えているというようなことで、できるだけやっぱり基金を積み立てをして、何かのためにやっぱり準備をしておくというのは大事なことだなというふうに思ってます。

西会津町のこの財政、非常にずっと財政に最大限注意をしながら助成運用をしているわけでありまして。特に予算関係については、そういうこと、基本は財政ですから、そこに最大限の注意を払いながら、これまで行政運営をしてきたわけでありまして。

今後もしもどんなことがあるか分からない時代になってますので、しっかり健全な財政を堅持しながら、町の魅力あるといえますか、まちづくりのために税金の有効な活用を併せて検討してまいりたいなと、そんなふうに思ってます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 健全財政で頑張っていただきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後 3 時 30 分といたします。(14 時 59 分)

○議長 再開します。(15 時 30 分)

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

今次の質問は西会津町協働のまちづくりが策定されてから 20 年を経過していることから、もう一度振り返る必要と思うことから、質問いたします。

なぜならば、町の憲法、主役は町民と条例が策定されている中、今だまちづくりは役場がやるものというイメージが、町民の方々に感じられるからであります。

まちづくり基本条例が 2 年 4 か月にわたり、平成 19 年 12 月議会で策定され、協働のまちづくりがスタートされました。

御承知のとおり 2000 年、平成 12 年に地方分権一括法が施行されました。そこで、平成の大合併が進められ、全国一律の中央集権型では解決が難しくなり、それまでの国からの指導に従うやり方から、地方は地方で責任を持ち、自ら治める自治となり、地方分権一括法が施行されています。

自立宣言した西会津町は、町民が主役とする協働のまちづくりの条例が施行されていることから、今後更なる、よりよいまちづくりに前進するために提案を含めた質問であります。

それでは、本町は平成 16 年 9 月に合併しない町、西会津町自立宣言を選択し、協働のまちづくりが施行され、スタートして、現在まで 20 年を経過していることから質問いたします。

はじめに、主役は町民とする条例が策定され、町民参加の場として、総合計画や各審議会などに参加しております。行政として、協働のまちづくりが、町民にスキルが十分浸透されて発揮されていると思われるかをお尋ねいたします。

次に、第 10 章の連携の中に、最も身近な自治区、重要な町の担い手のボランティア、ほか地域の団体と連携、及び促進をし、その取組などがまちづくりに生かすとあります。

今日までの取組、成果などはいかがですか、お伺いいたします。

最後に、第 11 章に条例の見直しが明記されています。条例が町政運営に適切に生かされているか、社会情勢の変化に合っているかを検討するとあります。

20 年を経て、町も社会構造も大きく変化しております。条例の見直しが必要と思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

以上、私の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

○町長 11 番青木照夫議員の協働のまちづくりについてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり「西会津町まちづくり基本条例」は、町民の皆さんとまちづくりを進めるための最も基本となる条例として、平成 19 年 12 月に制定し、平成 20 年 4 月 1 日に施行したものであります。

平成 11 年以降の全国的な市町村合併推進、いわゆる「平成の大合併」の流れの中で、本町は平成 16 年 9 月に、他の市町村とは合併しない「西会津町自立宣言」を行い、地方分権時代にふさわしい、町民と議会と行政の三者が互いに協力し合う「協働のまちづくり」を進めることを決定しました。

そうしたまちづくりを進めていくためには「町の憲法」となるような新しいまちづくりのルールが必要という考え方の下、平成17年6月に町民・議会・行政の三者から選出された総勢50名の委員による「まちづくり委員会」を組織し、2年4ヶ月にわたる委員会での条例案の検討作業を経て、「西会津町まちづくり基本条例」として制定したものであります。

この基本条例の最大の特徴としては、まちづくりの理念や考え方だけでなく、「町民参加のしくみ」等について条例に具体的に規定し、協働のまちづくりの実効性を確保しているところにあり、条例施行から16年となる今日では、十分に定着していると考えております。

したがいまして、ご質問の1点目、協働のまちづくりに町民のスキルが十分発揮されているかについては、町総合政策審議会をはじめ、町の各種審議会等や町総合計画検討会議委員に、広く町民の皆さんにご参加いただき、幅広いご意見を町政に反映しているところであります。

また、令和元年度からは町民の皆さんの自発的な参画により、協働によるまちづくりを一層推進することを目的とした、「協働のまちづくり推進委員会」においても様々な活動を行っております。今年度も町職員によるプロジェクトチームと協働して、地域課題等の解決に向けた4つのプロジェクトに取り組んでおられ、町民の皆さんがこのような形でも自分の想いや経験を踏まえ、まちづくりへ参画できているものと認識しております。

次に2点目の町と広くまちづくりを担う様々な主体との連携についての成果等であります。まず町内の各自治区とは、防災、生活環境や景観の維持などについて、最も身近なまちづくりを担う組織として密接に連携し様々な事業に取り組み、ご協力をいただいております。

また、町ボランティア活動サポートセンターと連携し、町内外におけるボランティア活動への各種支援や周知活動などについて取り組んでおります。

他地域団体との連携では、近隣市町村や友好都市等を想定しているものでありますが、喜多方地方広域市町村圏や会津耶麻町村会での市町村との連携のほか、沖縄県大宜味村との「結」交流協定、埼玉県戸田市との教育交流提携、千葉縣市川市との相互交流協定など自治体間交流による様々な取り組みが行われております。

加えて、福島大学ほか大学や民間企業19団体との連携協定、埼玉県三郷市との災害時相互応援協定等、災害時に係る複数の協定や応援協力体制なども、本町のまちづくりに活かされているところであります。

3点目の基本条例の見直しについてのお質しですが、条例第11章第32条で「必要に応じて見直す」と規定されておりますが、先ほど申し上げましたように「町の憲法」のようなものとして、町民が主役で、町民・議会・行政の三者が役割と責任を自覚し、「協働によるまちづくり」を進めていくという基本的な考え方は不変であり、むやみに見直すものではないと考えております。

また、基本条例が制定されてから16年が経過し、本町を取り巻く社会情勢は変化しておりますが、現在まで条例の運用上、不都合は起きておりません。

まちづくり基本条例は、「運用の中で不都合があった際には、町民の参加により検討し、

必要に応じて見直しの作業を行う」ことになっておりますので、今後とも社会情勢の変化を見極めながら対応して参りますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 町長から御答弁をいただきました。

なぜ私がこれを質問したのかということでございます。

読み原稿でも申し上げましたが、私の知るところでは、皆一緒にやろう、皆仲間だよ、意見を聞かせてください、それは、日常生活の中で繰り返し繰り返し、ここ 20 数年近く、やってまいりました中で、それは役場がやることだべ、議員がやることだべ、というような声がまだまだ残念ながらあるからであります。

だからといって、私は行政を責めるわけではありません。なぜならば、三者協働、行政、議会、それから町民、三者でやることですから、我々も議会の一員として、議員の一員として責任、町民に本当に分かりやすく説明しているのか、接しているのか。そして政策をきちんとした立案をして町の町民の声として質問させていただいているのかというものも、反省点がありますから、自分たちも含めて、これからの町をいかによくするかということで、質問に立たせていただいております。

その中で、町民の皆さんの役割、決められた権利というものがございます。それは第 3 章の 9 条に、町民の権利、これが 4 つございます。

申し上げますと、まちづくりに参加する権利、議会や行政の情報を知る権利、法令に基づいたサービスを受ける権利、最後に安心安全な安心して暮らせる権利。

もう 1 つ、10 条の町民の役割、ここも 4 つございます。まちづくりに関心を持ち積極的に参加するように努めるものとする。2 つ目、まちづくりに主役として自らの発言と行動に責任を持つ。3 つ目、行政サービスに対して法令に基づき適正な負担をする。4 つ目、地域社会に町民同士で協力して進めるとあります。

今申し上げたのは、町民の権利、役割、これは責務ではありません。

我々、議会議員は、また行政は、責務となっております。

議会の役割を申し上げますと、第 4 章に第 1 条、第 11 条に行政運営の監査監視をする。2 つ目、議会の公正な運営と活性化に努める。3 つ目、町民に分かりやすく伝える。4 つ目、町民の意見を積極的に政策立案に努めるということになっています。

ということは、6 日の全員協議会の中で御説明がありましたが、また、町長の答弁の中であり、確かに皆さんが審議会やそういう各メンバーが集まって、メンバーは商工会の皆さんのメンバー、農業者の関係の方、それから各種団体の執権を要する方のメンバー、合わせて、町の行政の方々も代表が 25 名、50 名。これが 6 日の全員協議会の中で提示されております。

これを見れば、何も言う必要はございません。完全な形で進められていると思います。

しかし、私の申し上げたのは、町民が主役、私は各 20 人の方に伺いました。町民が主役ですか。ほとんどの方は、俺主役、そんなことを感じたことね、という答えなんですね。それは、先に申し上げたように行政の責任じゃない、我々の責任もある。いろんな形の責任である。町民に浸透してまちづくりをやろうというようなことが不足しているのではないか。

先ほど言った、町民には責務じゃないんです。権利と、それから役割だけなんです。

だから、役割の中に一番最初のまちづくりに関心を持ち、積極的に参加するように努めるものとします。責務じゃないんです。参加してもしなくてもいいのかなと。この条例から見るとそう判断されます。

ですからこそ、いろんな常時にいろんな形でこういうことありますよ。ああいうことありますよ。じゃあ皆さんどうですか、参加しますか、少ないんですね。

今、繰り返し何度も申し上げますが、選ばれた各メンバーの方は、答弁の中にも完全に怠りなく会議を進められていらっしゃると思います。

私の申し上げているのは、約 20 年近くなって、一緒に皆さんやろうというつもりの中でも、なかなか一緒にやろう、私の意見を聞いてくれ、これを町に言ってくれ、私は過去 21 年間議会で質問させていただいております。

私は必ず、この考えどうですか。また逆に、こういうこと、こういうことを言ってくれというようなことが、私は町民の主役として、そして、町民の意見を聞くとして私は意識して、今までずっと、今回もこういう質問、この形であの形でという私自身の考えプラス町民の皆さんの意見を聞き、頂戴しながら質問に立たせていただいております。

その中で、本当に町民が主役と、本当に感じていらっしゃると思いますか。そのことを伺います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の御質問にお答えいたします。

今ほど議員から御指摘がございました。町民参加、町民主役の条例につきまして、町民の意識について、多少議員としてはクエスチョンがあるところがあるというようなことかと思われませんが、私どもは、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、まちづくりのあらゆる場面におきまして、このまちづくり基本条例の 5 つの原則、基本原則に基づく町民参加ということの手段といたしまして、先も町長申し上げましたとおり、町民参加の検討組織の設置だったり、審議会委員の公募だったり、そのほか意見公募だったり、それから町民懇談会だったり、そしてさらに最近ではデジタル技術を使ったデシディムだったりということでもありますし、あとはメールもありますし、あらゆる手段で町民の方々の御意見を頂戴してきておるところでございます。

また、会議には必ず公募委員というような委員もおりまして、その方々からも、意見を賜りながら政策を推進しているところがございます。決してその機会には確かに各種審議会によっては公募委員が応募がなかったというような事例もないことはないと思われませんが、私どもの総合政策審議会であつたり、総合計画をつくるというような、町の最重要な計画作りの中では必ずそういった参加をいただいておりますので、決して町民参加の意識が低いというような捉え方はしておりませんので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 決して、そういう町民が主役という考えが低下しているとは言われたいという今、御答弁だと思いますが、私はさっき言ったようにやってらっしゃることはもう完全なんです。いろんな形で、そういう審議会のメンバー、そういういろんな形のメンバーを選出されてやってることはもう言うまでもないんです。文句が言うところないんです。

ただ、繰り返して言いますが、町民が、じゃあ俺たちも一緒、そうなんだよな、俺の意見も聞いてくれ、俺の考えをどうだということになると、誰もじゃあそれでいいのかということなんです、これは今ここで繰り返し繰り返し申し上げても、なかなか解決は見えないかなと感じますが、そこで私、提案します。何を提案するか。

何で、町民のためにもっと広く、俺たちも仲間なんだ、一緒なんだ、意識が一緒なんだということの中に、今の商工会のメンバーさん、農業者のメンバーさん、いろんな各種団体の方のほかに、5つの自治区があります。その中に、町民の代表として3人でも5人でも、この会議にどうだ、出てもらえないかというようなことで、もしそれが実現したら、もっと町民の底辺に広がるのではないかと。

それが各自治区の代表で話し合っ、その中には女性もいる。こちらで言うのあれですけど、1地区に5人いたとしたら、男性3人、女性2人というようなことがもし実現したら、もっと底辺に町民が俺たちも参加してんだなというようなことがあるんじゃないかなと、私はそう考えていますが、その考えに対してはいかがですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

現在でも町の審議会等の中には、自治区長の代表というような選出区分がございまして、5地区の各自治区長さん方に御相談をして、代表者を選任しているような会議もございします。

議員の今の御質問ですと、それをもっと自治区でもっと広げてというような御提案かと思われまので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 次に、10 章の連携について再質問させていただきます。

ここには、10 章の中の第 29 条に、まちづくりに最も身近な自治区など連携をする。第 30 条に、重要な担い手、ボランティアとの連携をする。第 31 条に他地域の団体と連携及び交流を促進し、その取組をまちづくりに生かすとあります。

この中で、いろいろな町長からの御答弁がありました。確かにいろんな活躍され、そして成果を上げられております。

その中で、私が非常に関心を持ち、この策定された条例の中でずっと目を通させていただいた中に、第 31 条の中に、19 年の 9 月、これは基本条例ができる 3 か月前に基本条例骨子案、ページ 27 ページに、今後は、ICT などを活用し、都市部と公益的に連携をし、その中にゆかりのある人、在京西会津の会員など、西会津町を思っている人たちと積極的・意欲的に連携を深めることが、まちづくりが期待されるとあります。

これは、私の考えの中に、基本骨子案の中に載っていたものですから、こういう方々にも町長の答弁のほかにも、これからのまちづくりは、いろんな形で連携をし合っ、今後のいろんな形の空き家対策とか、いろんな少子高齢化の中にも、プラスになるのではないかと思ったものですから、これを取り上げました。

その点の連携に対しての、今のほかの軸、特別私が申し上げたほかにもっと具体的な方法、考えがございましたら、お答えいただけますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、連携協定の話も触れさせていただきまして、多くの市町村だったり、大学だったり、金融機関だったり、それから企業との連携ということで、そういった方々との連携というのはまさにこの条例が策定途中にはそういったところまではなかったんですけれども、ここもう 10 年の中では、そういった連携がどんどんどんどん増えてきております。

ですので、公共的な団体以外の民間企業との連携なんかも盛んに行われておりますので、そういった方々の知見なんかもまちづくりに生かしていければというふうに考えております。

また、議員からお話ありました、在京西会津会の部分でございしますが、それも今こういうデジタル技術を使いまして、先ほど総合計画の後期計画の策定作業の中では、デシディムなんかを使って、町外の人にもこういうふうに総合計画、後期計画の意見を求めるようなことができるようになってきております。

そういうことで、町民のみならず町外、さっき議員もされた在京におられる西会津ゆかりの方々にも、まちづくりの意見を伺う手段ができましたので、それを活用していきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

ぜひ、そういうつながりの中でいろんな形で連携をして、実現をお願いしたいと思えます。

次、第 11 章の条例の見直しについて再質問させていただきます。

町長の御答弁の中には、見直すことがないという、短い言葉で言うということになると思いますが、その中でずっと感じていること、これを申し上げたいと思えます。

まず、町民の用語定義とはどういう定義になりましたか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 条例上の用語の定義についてのお尋ねでございます。

町民、それから住民というような定義をしております、住民は町に住所があるというような位置づけでございまして、住民につきましては、そのほかの町に通勤される方たちですとか、住所がなくても町に関わりがある方々も含めて町民というような定義をされているというふうに認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そうですね。

私が申し上げたいのは、住所がなくても会社がこちらにあると通われる方、またいろんなそういうつながりのある方も、町民なんですね。それで併せて、町民であるけども住所もある。それも当然分かります。

その中で、町民が主役という言葉の意味なんです、私はこの点が、最近はいろんな形で社会構造が変わっています。移住者が多くなっています。いろんな転出者、転入者が多くなっております。

その方も住所は交流をする、いろんな形です、その方も町民です。この文言ですと町

民が全て主役なんですね。

私はこの辺を、町民が最初に作られた中で町民ということが、何で町民が主役なのかなと。これはずっといろんな資料を読ませていただくと、平成 18 年の 3 月までは、住民自治基本条例として、この会議が進められていた。そういう資料があります。その 1 年後に、まちづくり基本条例に変わってます。

ということは、何で変わった。ある人が住民自治基本条例からまちづくり基本条例に変わった。これは町民参加が少なくなるぞというような、ある方が、当時 20 年前に言われたことが覚えてます。

ということは、やはり町民が主役ということの名前が、私はここで決めてくださいとは言いませんが、この解釈が、皆、繰り返しますけど今、ある集落では約 2 千人の方が交流に来てます。その方も町民です。その中に 2 割がインバウンドです。外人です。その方もいろんな情報が社会構造が変わってます。

私はそういう意味で、この町民が主役でいいのかなということで、ここに提示したということがございます。

再三申し上げますが、社会構造が変わりました。これからもいろんな形で、よそからいろんな方が出入りし、また移住し、住まわれる方が多くなると思います。

ですので、町民が主役という言葉が適切なのかなということの思いから、これを取り上げました。

今ここで見直してくださいとか、そういうものではございませんが、私はそういう意味で、提案として申し上げましたが、その点のお考え、青木の言ってることのそのニュアンスをつかめたら、お答えいただけますか。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど定義のところでありますが、用語の定義で町民という部分、住民は先ほど申し上げましたとおり町内に住所を有する者であります。町民は住所のあるなしに関わらず、町内で暮らす人、学ぶ人、働く人、その他町内の事業所や団体などで活動する人というような形で、こういう方々を町民として位置付けているわけでございます。

おっしゃるとおり、あれから 16 年経過いたしまして、社会情勢は変化しております。御指摘ありましたように、数日から数週間滞在するような方々も、インバウンドの方々も含めまして、出てくるような世の中に変わってきております。

そういうことで、逆に交流人口だったり、関係人口だったり、さらには西会津に愛着を持っていただける愛着人口だったり、そういうような形で町を応援してくれる人たちが増えているのは確かでございます。

まさに、社会情勢が変わったと言え、この超高齢化人口減少社会、これも大きく変化しております。当時とは大きく変わっております。

こういった人口縮小社会の最先端にあります西会津町におきまして、今ほど申し上げました交流関係、愛着人口の方々にまちづくりに関わっていただき、少ない人口で持続可能な西会津町のまちづくりをするためには欠かせないような人口になってくるといふように、今後も大きく変わっていくと思います。

そういった部分も含めまして、議員御提案のとおり、今後もこういった社会情勢を踏まえながら、条例のその定義につきましては、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、御答弁いただきありがとうございます。

これからはここで見直してくださいとか、そういうことではございません。提案ですので、今後こういう社会情勢が本当に変わってるんです。自分の身近な人が、やっぱりいろんな入れ替わり立ち替わりの人が住んでるから、そういうことがおられますから、住民のほうが一番すっきりしていいのかなという思いがしているものですから、これを条例をお出しくださいと言えばいろんな形でこれからの手続き論とかいろいろあるでしょうけども、必ずこれは町民がまず参加していただくということですから、これは最初に述べましたように、行政しっかりしてくれとか、そういうものも、イコール議員も私たちも一緒に町民と一緒に、このまちづくりをやろうということの、合わせた質問でございます。

それに対して最後、お言葉をいただければいかがですか。町長、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 青木議員の住民、まちづくり基本条例に対する考え方をお聞かせいただきました。

当時私もこのまちづくり基本条例に若干、関わってまいりましたけれども、当時は住民自治基本条例がスタートだったような、そこからスタートして最後にそのまちづくり基本条例に変わったというんですか。変えるにはそれなりの理由というか、何かがあって変わったわけでありましてけれども、その当時の状況と最近のこの社会情勢の変化によって、多少やっぱり変わる、変わらないといけないというような部分はあるのかなというふうに思いますが、このまちづくり基本条例というのは、町のやっぱり憲法に当たるようなものでありますんで、これを見直すというか、考え方はやっぱり私はそう簡単に変えるとか何かというのは、重要で難しいなと。

それなりのやっぱり皆さんの意見を聞きながら、今の条例がこのままでいいのかどうか含めて、今、青木議員が指摘されたようないろんな情勢の変化に対応したやっぱりまちづくりが求められるわけでありましてから、今後、これは慎重に、そして多くの皆さんの意見を聞きながら、やっぱり検討しないといけない事案なのかなというふうにそんなふうに思っております。

いろいろお考えをお聞かせいただきまして、また町の、私も少し考えなければいけないところもあるのかなと、そんなふうな思いをいたしました。

提案をしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

私当初、ある人に、青木くん、住民自治基本条例からまちづくり基本条例に変わったぞ、という、参加されていた方から言われました。

それは、この住民自治、自ら治める自治から、町民が主役としてのまちづくり条例、これは皆本当に守ってくれるのかなという方が、その当時いらっしゃいました。ですので、私が改めて、今こんな立場で質問させていただいております。

その当時は、住民自治基本条例はあまりにも厳しすぎる、町民に厳しすぎる、だからまちづくり基本条例に変わったということを、私はその当時伺いまして、記憶に残っている次第でございます。

いろいろと見直す、いろんな形で参加するというような形で、申し上げるということは分かりましたということは、ないかもしれません。

以上のことで、提案をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長　以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。（１６時１８分）

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

令和6年9月11日（水）

開 会 10時00分
散 会 15時13分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第5号 令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第7号 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第8号 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 令和5年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第10号 令和5年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第11号 令和5年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議会案第1号 事務検査に関する決議

散 会

(議会活性化特別委員会)

(ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会)

令和 6 年第 5 回議会定例会議事日程（第 6 号の追加 1）

令和 6 年 9 月 1 1 日

追加日程第 1 事務検査

○議長 おはようございます。

令和6年第5回西会津町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、国の令和5年度及び6年度の税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、町税条例の一部を改正するものであります。改正内容といたしましては、公益信託制度の改正に伴う、個人住民税における寄附金税額控除についての改正、給与所得者の扶養親族等申告書についての改正、私立学校法の改正に伴う所要の改正であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案 新旧対照表の1ページをご覧ください。

西会津町 税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7の規定は、寄附金税額控除についての規定であります。公益信託に関する法律が改正され、これに伴い所得税法の改正があったことから、個人住民税における寄附金税額控除の対象として所得税法第78条を引用している規定について、それに適応する改正及び文言の整理をする改正であります。

次に、第36条の3の2の規定は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定であります。申告書に記載すべき事項が、前年最後に提出した申告書と同じ内容の場合、異動がない旨を記載した申告書を提出できる改正、及び項を追加したことによる項ズレを改める改正であります。

次に、第56条の規定は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。私立学校法が改正されたことに伴い、対象となる専修学校、又は各種学校の規定が改正されたことに併せ、所要の改正をするものであります。

次に附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありまして、この条例中、第34条の7第1項の規定、附則第4条の2を削る改正規定及び附則第2項の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から、第36条の3の2の規定及び附則第3項の規定は令和7年1月1日から、第56条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

次に第2項は町民税に関する経過措置であります。所得税法第78条第3項を削除するにあたり、改正前の同項に規定する認定特定公益信託に支出する金銭については、なお従前の例によるものとするものであります。

次に第3項は第36条の3の2の規定の経過措置であります。令和7年1月1日以降に支払われる給与に関する扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるものとするものであります。

す。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、議案第2号 西会津町税・特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、福島県の税特別措置条例が一部改正されたことに伴い、西会津町税・特別措置条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）の、市町村計画に定められた産業振興促進区域における固定資産税の課税免除の期間を延長するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表6ページをご覧ください。

西会津町・税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

次に附則について申し上げます。

第1項は施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　産業振興促進及び課税免除ということで、我が町において、これに当てはまってこれを利用している企業は何社くらいありますか。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、12 番、武藤議員の御質問にお答えいたします。

これまで、この制度を利用して課税免除を受けている企業は町内で5社ございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

- 健康増進課長 議案第3号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げたとおり、令和6年12月2日から施行されるマイナンバーと健康保険証の一体化により現行の国民健康保険の被保険者証が廃止されることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

併せて、条例改正案新旧対照表の8ページを御覧ください。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第19条は罰則規定であり、世帯主が法で定められた届出をせず、もしくは虚偽の届出をした場合、または保険料を滞納した際に被保険者証の返還を求められても、これに応じない場合においては10万円以下の過料を科すことが規定されておりますが、この条文から被保険者証の返還についての文言を削除し、条文を改めるものであります。

次に、附則であります。この条例は令和6年12月2日から施行するものであります。

経過措置であります。この条例の施行日前にした行為及び施行日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還についての罰則の適用は、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願いいたします。

- 議長 これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

- 小林雅弘 これ、ちょっと読んだだけでは私は理解できないんで、もう少し平易な言葉で詳しくお示しいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

- 議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

- 健康増進課長 5番、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、条例改正の趣旨といたしましては、御承知のとおりマイナンバー法の改正によりまして、12月2日から健康保険証とマイナンバーが一体化になって健康保険証が廃止になるということでございます。それに基づきまして、関係する条例を改正したということで、国民健康保険条例の19条の部分にだけ被保険者証という言葉が載っておりますので、その部分を削除をして改正するというものであります。

改正の内容といたしましては、被保険者証の返還をする事由っていうのはあるわけですが、被保険者証の廃止に伴いまして被保険者証の返還というものもなくなったということが、条文条例改正の趣旨でございます。

以上でございます。

- 議長 小林雅弘君。

- 小林雅弘 マイナ保険、マイナカードを取得しない場合は確認書が交付されるはずなんです。その件についてのこれによって影響はあるのかなのか、お示しいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

まず、12月2日で被保険者証が廃止になりますが、現在既にお手元にある紙の保険証につきましては来年の7月31日まで使えますので、それにつきましては、従前の例によるということで変化もあり得るということでございます。

ただ、それ以降、資格確認書というものが、マイナ保険証を持たない方については被保険者証の代わりに交付されますが、これにつきましては、こういった返還の適用にはならないということで認識しております。

以上でございます。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 そうしますと、確認書で医療機関にかかるってことは、その後も可能だということでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨としては、被保険者証がなくなっても、資格確認証で医療機関の受診ができるかということかと思えますけれども、議員のお見込みのとおりでございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も2点ほどお尋ねします。

一つは関連ですが、今ほどの質問に関連して、マイナンバー取得率、この町ではどの程度になっておりますか。

それと、各医療機関は、この条例がなされることによって、どのような対応をされて、それを町としてはどういうふうに把握されておりますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 12番、武藤議員のマイナンバーカードの交付率についての御質問にお答えいたします。

本町の9月1日現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、80.9%になってございます。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 12番、武藤議員の御質問にお答えをいたします。

この法律の改正あるいは条例の改正によりまして医療機関側の対応ということでの御質問でございますが、医療機関に対しましては、12月2日の改正法の施行に間に合うように、しっかりとマイナ保険証に対応するという国から医療機関に通達が出ておりますので、全ての医療機関が、12月2日以降はこの法律の改正、そして各市町村での条例改正に対応するものというふうに理解しております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、議案第11号、令和5年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、討論、採決の順で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○事務局長 議案を朗読いたします。

日程第4、議案第4号、令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第5、議案第5号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第6、議案第6号、令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第7、議案第7号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第8、議案第8号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第9、議案第9号、令和5年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第10、議案第10号、令和5年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

日程第11、議案第11号、令和5年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上です。

○議長 議案第4号から議案第9号までの説明を求めます。

会計管理者、渡部栄二君。

○会計管理者 議案第4号「令和5年度 西会津町一般会計 歳入歳出決算の認定について」及び議案第5号から議案第9号までの「各特別会計歳入歳出決算の認定について」を、ご説明いたします。

はじめに、お手元の書類と資料の確認を、お願いいたします。

地方自治法及び同施行令による 議会への提出書類として、令和5年度 西会津町歳入歳出決算書①、同じく、歳入歳出決算 事項別明細書②、実質収支に関する調書③・財産に関する調書④を提出しております。

このほか、説明資料として、「主なる施策の執行実績調書」⑤、「予算の執行実績調書・起債の状況」⑥、「西会津町一般会計決算の状況」⑦、を提出しております。

このうち、今回は「西会津町一般会計決算の状況」⑦と「主なる施策の執行実績調書」⑤の2つで説明させていただきます。

はじめに、一般会計決算の概要を、ご説明いたします。

「西会津町一般会計決算の状況」⑤、をご準備願います。

1ページをご覧願います、「1. 歳入決算額の状況」です。

令和5年度の歳入総額は、7, 498, 046千円、前年度より3. 8%の増となりました。

款ごとの構成比の主なものを大きなものから申し上げますと、10款 地方交付税が44. 3%、1款・町税、15款・県支出金、及び19款・繰越金がそれぞれ8. 1%、14款・国庫支出金が7. 5%、18款・繰入金が6. 9%などとなっています。

2ページをご覧願います、「財源構成の状況」です。

一般財源及び特定財源それぞれ、前年度より増額となっております。これは、令和4年度からの繰越明許費として、豪雨災害復旧事業等の事業費の繰越が大きかったことが主な要因であります。

次に「地方交付税の推移」は、普通交付税は、ほぼ前年同額となりましたが、特別交付税については、暖冬による除排雪経費の減と、能登半島地震や全国各地で被害のあった大雨や台風など、被災地への災害関連経費が増えたことにより、特別交付税で19. 3%の減、全体では2. 9%の減となりました。

3ページをご覧願います。「2. 歳出決算額の状況」です。

令和5年度歳出決算額は、7, 116, 142千円で、前年度より7. 5%の増となりました。

「目的別決算額」の款ごとの主な構成比の大きなものから申し上げますと、2款・総務費が28. 0%、3款・民生費が16. 1%、12款・公債費が11. 5%、8款・土木費が10. 4%などとなっています。

4ページをご覧願います。「性質別決算額」です。

前年度と比較すると、義務的経費の割合は2. 6ポイント減り33. 2%、投資的経費は1. 9ポイント増え15. 2%となりました。

次に「経常収支比率」は、財政構造の弾力性を示す指標であり、合計で1. 6ポイント増え90. 5%となりました。

5ページをご覧願います、「3. 決算収支の状況」です。

令和5年度、歳入総額から歳出総額を差し引いた「歳入歳出差引額」は381, 904千円の黒字、また「翌年度へ繰り越すべき財源」である47, 881千円を差し引いた「実質収支」も、334, 023千円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」は、52, 306千円の黒字となり、これに財政調整基金への積立金と取崩額を足し引きした結果、「実質単年度収支」も、157, 142千円の黒字となりました。

次に「4. 財政指数の状況」は、記載のとおりです。

6ページをご覧ください。「5. 公債費比率等の状況」です。

公債費比率、準公債費比率ともに5.8%、公債費負担比率は14.1%となり、それぞれ前年度より低くなっています。

地方債年度末現在高は、6,525,110千円となり、前年度より302,040千円、4.4%減少しています。

地方債の借入には、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しており、償還額の76.9%は普通交付税に算入されています。その結果、実質的な町の一般財源の負担額は、1,506,816千円で、負担率は23.1%となり、負担額及び負担率はともに減少しています。

なお、債務負担行為翌年度以降支出予定額はありません。

次に「6. 健全化判断比率等の状況」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率 及び 資金不足比率は、全ての会計が黒字ですので、算定されません。

また、実質公債費比率、将来負担比率とも、早期健全化基準値を大きく下回っております。

それでは、議案第4号「令和5年度 西会津町一般会計 歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

認定の対象となるのは「歳入歳出決算書」ですが、よりご理解を深めていただくため、「主なる施策の執行実績調書」でご説明いたします。

こちらの横長の資料となります。

なお、収納率や収入未済額などは、歳入歳出決算・事項別明細書に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

それでは、「主なる施策の執行実績調書」の1ページをご覧ください。事前配布となっておりますので、ポイントとなる所を中心にご説明いたします。

まずは一般会計の歳入です。

1款・1項1目・個人町民税は、167,035千円、前年度より1,847千円の増額です。

1項2目・法人町民税は19,404千円、前年度より3,672千円の減額です。

2項1目・固定資産税は、345,995千円、前年度より1,056千円の増額となりました。

3項2目・軽自動車税の種別割は、22,314千円、前年度より223千円の増額です。

4項1目、たばこ税は、41,640千円、前年度より1,083千円の減額です。

5項1目、入湯税は、243千円、前年度より291千円の減額です。

町税全体での収納率は、97.22%となり、不能欠損額は2,018千円で、前年度より8千円の減額となりました。

次に、7款・1項1目 地方消費税交付金は、145,029千円で、前年度より2,415千円の減額です。

次に、10款・1項1目 地方交付税は、3,321,881千円で、前年度より100,374千円の減額です。

次に、13 款・1 項1 目 総務使用料は、8 9, 0 1 3 千円で、内訳は、ケーブルテレビ・インターネット使用料などであり、前年度より6, 4 2 5 千円の減額です。

2 ページをご覧ください。

1 項5 目 土木使用料は、5 0, 3 7 0 千円で、内訳は、町営住宅・定住促進住宅 使用料などであり、前年度より1 3 9 千円の減額です。

14 款・1 項1 目 民生費国庫負担金は、1 2 1, 1 9 9 千円で、内訳は、障がい者福祉費負担金などであり、前年度より4, 4 3 5 千円の減額です。

2 項1 目 総務費国庫補助金は、1 9 2, 0 9 8 千円で、内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などであり、前年度より1 9, 5 0 4 千円の減額です。

2 項2 目 民生費国庫補助金は、1 1, 4 9 8 千円で、内訳は子ども・子育て支援交付金などであり、前年度より6 8, 1 4 4 千円の減額です。

3 ページをご覧ください。

2 項3 目 衛生費国庫補助金は、2 4, 8 1 8 千円で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などであり、前年度より7, 7 9 0 千円の減額です。

2 項5 目 土木費国庫補助金は、1 0 9, 0 9 4 千円で、道路事業や都市公園事業などの交付金、補助金であり、前年度より6 8, 7 3 0 千円の減額です。

4 ページをご覧ください。

15 款・2 項4 目 農林水産業費県補助金は、1 9 4, 2 1 1 千円で、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、広葉樹林再生事業補助金などであり、前年度より1 4, 4 0 0 千円の減額です。

2 項8 目 災害復旧費県補助金は、2 0 5, 4 0 3 千円で、農地及び農業用施設や林道に係る災害復旧事業補助金であり、前年度より1 4 3, 3 8 3 千円の増額です。

3 項1 目 総務費委託金は、1 1, 6 0 5 千円で、個人県民税徴収取扱費交付金、県議会議員選挙費委託金などであり、前年度より1 4, 1 0 0 千円の減額です。

3 項4 目 土木費委託金は、2 2, 1 0 9 千円で、国・県道除草・除雪、委託金などであり、前年度より1 6, 0 2 3 千円の減額です。

次に16 款・2 項2 目 物品売払収入は、7, 9 9 8 千円で、除雪ドーザなどの売り払い収入で、前年度より7, 0 7 7 千円の増額です。

5 ページをご覧ください。

次に17 款・1 項2 目 ふるさと応援寄附金は2 4 2, 0 4 0 千円で、前年度より4 7, 7 1 9 千円の増額です。

次に18 款・2 項1 目 財政調整基金繰入金は4 8 3, 2 3 8 千円で、前年度より1 0 2, 6 3 8 千円の減額です。

次に19 款・1 項1 目 繰越金は6 0 8, 8 0 3 千円で、前年度繰越金及び繰越明許費繰越金であり、前年度より3 7 7, 8 9 2 千円の増額です。

6 ページをご覧ください。

21 款・1 項2 目 過疎対策事業債は3 8 9, 6 0 0 千円で、前年度より1 3 9, 1 0 0 千円の増額です。

1 項4 目 災害復旧事業債は3 1, 4 0 0 千円で、前年度より2 9, 4 0 0 千円の増額で

す。

以上、歳入総額は、7,498,046千円となり、前年度より271,666千円の増額となりました。

7ページをご覧ください。歳出です。

2款・1項1目 一般管理費は362,943千円で、主なものは、喜多方地方広域市町村圏組合の総務費・喜多方プラザ分の負担金12,984千円などです。

1項3目 電算管理費は96,022千円で、主なものは、総合行政情報システム機器等保守業務委託料20,730千円、総合行政情報システム借上料63,294千円、社会保障・税番号制度システムに係る改修委託料、システム利用料、中間サーバー負担金の合計7,472千円などです。

1項5目 財産管理費は685,907千円で、主なものは、役場庁舎増築工事18,821千円、同じく旧野沢中学校体育館解体撤去工事9,955千円、旧尾野本小学校講堂改修修繕5,090千円、財政調整基金への積立金588,074千円、減債基金積立金13,715千円、公共施設整備等基金積立金30,001千円などです。

なお、決算年度末現在の財政調整基金の残高は872,993千円となりました。

1項6目 企画費は12,633千円で、主なものは集落支援事業4,032千円、雪対策基本計画策定事業1,313千円、協働のまちづくりアドバイザー業務委託料5,000千円です。

1項7目 支所出張所費は11,456千円で、主なものは新郷連絡所改修修繕1,566千円、同駐車場舗装工事3,901千円です。

1項8目 自治振興費は20,321千円で、主なものはエアコン購入費2,508千円、コミュニティ助成事業補助金4,501千円などです。

8ページをご覧ください。

1項10目 ふるさと振興費は、228,803千円で、主なものは、温泉施設管理業務委託料69,107千円、国際芸術村施設管理業務委託料15,294千円、地域おこし協力隊配置事業47,966千円、定住住宅整備費補助金10,094千円などです。

1項11目 総合情報政策費は、184,903千円で、主なものは、ケーブルテレビ管理運営業務委託料62,401千円、放送設備用備品購入費44,360千円、インターネット管理運営業務委託料38,186千円、西会津町デジタル戦略推進事業

16,067千円、過疎地域持続的発展支援事業21,030千円などです。

1項12目 総合交通対策費は、112,659千円で、主なものは、町民バス運行業務委託料79,142千円、磐越西線災害復旧事業費負担金7,147千円などです。

2項1目 税務総務費は、196,413千円で、主なものは、標準宅地鑑定評価業務委託料4,497千円、9ページをご覧ください。ふるさと応援寄附金事業142,994千円などです。

4項2目 県議会議員選挙費は1,621千円、同じく3目、町・議会議員選挙費は、11,710千円となりました。

3款・1項1目 社会福祉総務費は211,655千円で、主なものは、出産祝金9,

１００千円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金、保険基盤安定負担分から特定検診・特定保健指導分まで合わせて６７，２４６千円、同会計・診療施設勘定繰出金７３，０６２千円などです。

１項３目 老人福祉費は３８７，２０６千円で、主なものは、介護保険特別会計繰出金２０６，３７１千円、１０ページをご覧ください。

後期高齢者医療費・療養給付費負担金８８，８９２千円、後期高齢者医療・特別会計繰出金３３，８９８千円などです。

１項４目 障がい者福祉費は１６１，９１０千円で、主なものは、重度心身障がい者・医療給付費８，６６２千円、障がい福祉サービス費１３９，６４４千円などです。

１項５目 電力・ガス・食料品等・価格高騰・重点支援給付金事業費は２７，７９７千円で、主なものは、給付金の２５，６２０千円などです。

１項６目 物価高騰対応・重点支援給付金事業費は８３，５４５千円で、主なものは、給付金の８０，８６０千円などです。

２項２目 児童措置費は２４５，８４７千円で、主なものは、児童手当５２，２８０千円、認定こども園運営委託料１１５，２９５千円、放課後児童クラブ業務委託料９，７０３千円などです。

４款・１項１目 保健衛生総務費は２１６，４１０千円で、主なものは、水道事業会計繰出金で水道事業の９４，８１９千円、

１１ページをご覧ください。同じく簡易水道等事業の３８，７５５千円などです。

１項２目 予防費は６０，９７７千円で、主なものは、高齢者インフルエンザ予防接種事業１０，２２０千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業３６，４２１千円などです。

１項４目 健康推進費は３６，１２６千円で、主なものは、胃がん検診委託料から基本健診委託料までの各種検診委託料、合せて１４，５５２千円、にこにこ相談事業４，１９４千円、新たな健康づくり推進事業９，５６４千円などです。

２項１目 清掃総務費は９０，１７４千円で、主なものは、喜多方地方広域市町村圏組合負担金ごみ処理費分から埋立処分費分まで、合せて８４，４４０千円です。

２項２目 塵芥処理費は４２，２８２千円で、主なものは、ごみ収集委託料３８，９２７千円などです。

２項３目 し尿処理費は、３２，３２３千円で、個別排水処理事業に係る下水道事業会計への繰出金です。

６款・１項３目 農業振興費は１９５，９４４千円で、主なものは、中山間地域等直接支払事業７６，３６７千円、１２ページをご覧ください。 堆肥製造施設等・整備事業補助金９，５００千円、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金６，２５２千円、山村活性化対策事業１０，２８０千円、農業公社設立準備事業３５，１５１千円、生産資材等・緊急対策事業１９，１３０千円などです。１項５目 農地費は８７，７４２千円で、主なものは、多面的機能・支払交付金事業３９，４６３千円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計への繰出金４５，０００千円などです。

２項１目 林業総務費は２０９，０５８千円で、主なものは、鳥獣被害・防止対策事業１４，９８９千円、菌床栽培ハウス整備工事６１，２０１千円、広葉樹林再生事業４４，６

48千円、林業専用道・整備事業31,971千円、13ページをご覧ください。森林環境譲与税基金積立金16,159千円などです。

2項2目 林業振興費は32,984千円で、主なものは、岩井沢檜ノ木平線、林道開設等事業20,182千円などです。

7款・1項2目 商工振興費は75,163千円で、主なものは、中小企業・振興資金融資制度貸付金25,000千円のほか、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金6,913千円、消費再生商品券事業29,172千円などです。

1項3目 観光費は29,610千円で、主なものは、にしあいつ観光交流協会・育成補助金14,000千円、自然体験魅力デザイン事業6,050千円などです。

8款・1項2目 道路維持費は354,749千円で、主なものは、町道整備事業25,762千円、除雪費174,122千円、除雪機械購入費116,701千円などです。

1項3目 道路新設改良費は82,621千円で、主なものは、新町出戸線ほか舗装補修21,465千円、野沢柴崎線防雪柵整備18,921千円です。

1項4目 橋りょう維持費は44,739千円で、主なものは、高橋、荒田橋、2橋の橋りょう補修事業22,566千円、川谷橋ほか調査設計で14,803千円、14ページをご覧ください。橋りょう長寿命化・修繕計画策定業務料7,370千円などです。

3項2目 公共下水道費は78,106千円で、公共下水道事業に係る下水道事業会計への操出金です。

3項3目 公園費は102,480千円で、主なものは、さゆり公園管理業務委託料62,598千円、さゆり公園電気設備・更新工事28,146千円などです。

4項1目 住宅管理費は35,027千円で、主なものは、町営下小屋住宅・電気設備改修工事19,580千円です。

4項2目 定住促進住宅・管理費は23,215千円で、主なものは、第2定住促進住宅・外壁改修工事20,988千円です。

9款・1項1目 常備消防費は203,802千円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金です。

1項2目 非常備消防費は49,430千円で、主なものは、消防団員報酬14,198千円、救助用半長靴3,288千円などです。

1項3目 消防施設費は19,221千円で、主なものは、消防屯所設計委託料2,750千円、小型動力ポンプ購入費4,356千円などです。

1項4目 防災費は39,705千円で、主なものは、防災行政無線・機器増設改修工事19,998千円、空家等適正管理解体補助金5,000千円などです。

10款・1項2目、事務局は104,037千円で、主なものは、学習用ソフトウェア使用料2,423千円、教員宿舍・外壁等改修工事10,743千円、15ページをご覧ください。

小中学校・各種大会出場補助金1,887千円、西会津高校活性化対策事業、通学費補助金から就学資金貸付金まで合せて2,177千円などです。

1項3目、学校給食費は61,445千円で、主なものは、給食センター給水給湯管・更新工事18,931千円、給食調理業務委託料20,130千円、地元産米等・利用補

助金1, 893千円などです。

1項4目、スクールバス運行費は、39, 498千円で、主なものは、スクールバス運行業務委託料20, 504千円などです。

4項1目、社会教育総務費は、69, 678千円で、主なものは、小中学校交流事業補助金2, 280千円、小中学校交流基金積立金7, 000千円などです。

4項2目、公民館費は8, 706千円で、主なものは、公民館わき・擁壁修繕工事3, 446千円です。

11款・1項1目、農業施設災害復旧費は225, 234千円で、主なものは、16ページをご覧ください。前年度からの繰越分と合わせた災害復旧工事206, 351千円などです。

1項2目、林業施設災害復旧費は33, 540千円で、主なものは、林道施設災害復旧工事31, 822千円です。

2項1目、道路橋りょう河川災害復旧費は118, 622千円で、主なものは、前年度からの繰越分と合わせた災害復旧工事114, 554千円などです。

12款・1項1目 公債費元金は805, 240千円、2目公債費利子は16, 331千円で、それぞれ地方債の定期償還元金・利子などです。

以上、一般会計の歳出総額は、7, 116, 142千円となり、前年度と比較し498, 565千円の増額となりました。

続いて、各特別会計の決算をご説明いたします。

17ページをご覧ください。

議案第5号「令和5年度 西会津町工業団地造成事業 特別会計 歳入歳出決算の認定について」をご説明いたします。

本年度の用地売却はなく、町が保有する面積は26, 871平方メートルで前年度と変わりありません。

初めに歳入です。1款・財産収入はなく、2款・1項1目、繰越金が61千円で、歳入総額も61千円となりました。

18ページは歳出で、本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は61千円となり、実質収支も同額となります。

次に、19ページをご覧ください。

議案第6号「令和5年度 西会津町 住宅団地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定について」をご説明いたします。

本年度の用地売却はなく、町が年度末に保有するのは9区画、17, 531平方メートルで前年度と変わりありません。

初めに歳入です。1款・1項1目、住宅団地使用料20千円、3款・1項1目、繰越金6, 293千円、歳入総額は6, 322千円となりました。

20ページは歳出です。1款・1項1目、住宅団地分譲事業費1, 116千円は、分譲促進謝礼500千円が主なもので、歳出総額は1, 116千円となり、歳入歳出差引額は5, 206千円で、実質収支も同額となります。

次に、21ページをご覧ください。

議案第7号「令和5年度 西会津町 後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について」
ご説明いたします。

初めに歳入です。1款・保険料、特別徴収・普通徴収 合わせて64,028千円で、収納率は99.97%となりました。

2款・1項2目 保険基盤安定繰入金は31,997千円で、歳入総額は103,231千円となりました。

22ページは歳出です。2款・1項1目 保健事業費は5,221千円で、健康診査委託料4,704千円が主なものです。

3款・1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金は96,026千円となり、歳出総額は103,086千円で、歳入歳出差引額は145千円となり、実質収支額も同額となります。

次に、23ページをご覧ください。

議案第8号「令和5年度 西会津町 国民健康保険 特別会計 歳入歳出決算の認定について」
ご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入です。

1款・1項1目 一般被保険者国民健康保険税は、109,126千円で、収納率は、91.29%、不納欠損額は1,363千円となりました。

4款・1項1目 保険給付費等交付金は508,807千円で、普通交付金が486,786千円、特別交付金が22,021千円です。

6款・1項1目、一般会計繰入金は、70,301千円で、主なものは、一般会計繰入金が34,581千円、保険基盤安定繰入金は保険税軽減分と保険者支援分をあわせて35,444千円です。

他に、2項1目、国民健康保険運営基金繰入金、15,029千円、7款・1項1目、繰越金12,467千円など、歳入総額は718,792千円となりました。

24ページをご覧ください。歳出です。

2款・1項1目 一般被保険者 療養給付費は428,276千円、2項1目 一般被保険者 高額療養費は60,567千円、

3款・1項1目 一般被保険者 医療給付費分は113,768千円、3款・2項1目 一般被保険者 後期高齢者支援金等分40,330千円、その他、款項の主な内容については記載のとおりとなり、歳出合計は715,161千円、歳入歳出差引額は3,631千円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に25ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入です。

1款・1項の外来収入合計は、124,770千円で、前年度より1,979千円の減額となりました。

2項1目 諸検査等収入は、44,036千円で、前年度より9,844千円の減額となりました。

4款・1項1目 一般会計繰入金は73,062千円、前年度より18,832千円の増額、5款・1項1目 繰越金は18,750千円、前年度より6,574千円の減額となり、その他、款項の主な内容については記載のとおりで、歳入総額は342,795千

円で、前年度より４３，３１２千円の減額となりました。

２６ページをご覧ください。歳出です。

１款・１項１目 一般管理費は２０８，４７７千円で、主なものは、人件費の他、指定訪問看護事業業務委託料２，８２９千円、診療業務委託料７，４３０千円などです

２款・１項１目 医療用機械器具費は５５，１７３千円で、主なものは、医療用機器修繕料１１，７７３千円、医療用機械器具購入費で、電子カルテシステム２３，１００千円、医用画像情報システム８，０３０千円などです。

その他、款項の主な内容は記載のとおりであり、歳出総額は、３２８，４９２千円、歳入歳出差引額は１４，３０３千円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に２７ページをご覧ください。

議案第９号「令和５年度 西会津町 介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

初めに歳入です。１款・１項１目 第１号被保険者保険料は１６９，４４８千円で、収納率は９９．００％、不納欠損額は、３０９千円です。

３款・１項１目 介護給付費負担金は１９４，０４５千円、前年度より７，４４７千円の減額となりました。

２項１目 調整交付金は１１４，５９８千円で、前年度より６，５７７千円の減額となりました。

４款・１項１目 介護給付費交付金は２８２，９２８千円で、前年度より１５０千円の減額となりました。

５款・１項１目 介護給付費負担金は１６１，９０４千円で、前年度より７，３９５千円の減額となりました。

７款・１項１目 介護給付費繰入金は１２９，６３８千円で、前年度より６８２千円の増額となりました。

２８ページをご覧ください。

１項５目 その他一般会計繰入金は５１，４４８千円で、職員給与や介護予防支援事業費などに関する一般会計からの繰入金です。

その他、款項の主な内容については記載のとおりであり、歳入総額は１，２３６，００４千円となり、前年度より２８，２６３千円の減額となりました。

２９ページをご覧ください。歳出です。

２款・１項１目 居宅介護サービス給付費は２８６，６５６千円、１項２目 地域密着型介護サービス給付費は１７６，４６９千円、１項３目 施設介護サービス給付費は４３７，５４７千円、１項６目 居宅介護サービス計画給付費は３９，３０２千円、２項１目 介護予防サービス給付費は２０，６０７千円、４項１目 高額介護サービス費は２３，４８９千円、６項１目 特定入所者介護サービス費は４１，３７９千円、３０ページをご覧ください。

その他款項の主な内容については記載のとおりであり、歳出総額は１，２０５，３２５千円で、前年度より１３，５３２千円の減額、歳入歳出差引額は３０，６７９千円の黒字となり、実質収支額も同額となります。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、記載のとおりで、これまでの説明と重複する部分がありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第4号から議案第9号までの説明を、終了させていただきます。

○建設水道課長 議案第10号「令和5年度 西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」をご説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について、併せまして同法第30条第4項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものです。

説明に使用します資料は、「西会津町歳入歳出決算書」と「事項別明細書」の2冊を交互に使用しますので、ご用意願います。

始めに剰余金の処分について、説明いたします。

「決算書」の37・38ページをお開き願います。

今次の決算では、未処分利益剰余金を資本金へ組み入れるとともに、減債積立金へ積み立てるものであります。

上段の表「令和5年度西会津町水道事業剰余金計算書」を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、2,067万6,527円で、その内1,500万円を減債積立金に積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、567万6,527円となりました。

当年度の変動額は、企業債繰上償還に充てるため資本剰余金2,625万4,501円を取り崩すとともに、建設改良積立金1,000万円を取崩しそれぞれ未処分利益剰余金に振替えしました。また、当年度純利益が1,551万6,599円となったことから、繰越利益剰余金567万6,527円と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は5,744万7,627円となりました。

次に、下段の表「令和5年度西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）」をご覧願います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高5,744万7,627円の内、3,625万4,501円を資本金へ組み入れるとともに、1,500万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を619万3,126円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。「事項別明細書」の183ページをお開き願います。

「令和5年度西会津町水道事業報告書」1. 概況の(1)総括事項、ア. 給水ですが、前年度と比較して上水道の年間総配水量は17,452立方メートルの増に対し、年間総有収水量は13,567立方メートルの増となりました。給水普及率は2.2ポイント上がって89.7%となりました。

簡易水道等事業の年間総配水量は、前年度と比較して26,320立方メートルの減、年間総有収水量は2,924立方メートルの減、給水普及率は、0.1ポイントさがって93.2%となりました。ウ. 経常収支は、令和5年度の収益的収支の、損益計算において1,551万6,599円の黒字となりました。

資本的収支では、収支差し引き1億3,163万6,390円の不足となりましたので、過年度分及び現年度分 損益勘定留保資金、などで補てんし、その結果、実質収支は1億1,611万9,791円の赤字となりました。

次に184ページをご覧願います。

議会の議決事項、職員に関する事項、次の185ページの工事概況は記載のとおりです。

186 ページに移りまして3. 業務の(1) 業務量のうち、上水道の供給単価は、1 立方メートル当り 225 円 10 銭で、給水原価は、333 円 47 銭となりました。

簡易水道等の供給単価は1 立方メートル当り 271 円 37 銭で、給水原価は 696 円 14 銭となりました。

189 ページをご覧ください。4. 会計は、重要契約の要旨、次の 190 ページには、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。191 ページ以降の明細書は、決算書にて説明いたします。

決算書にお戻りいただき 33・34 ページをご覧ください。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は一部を除き税抜きで計上しているため、金額は一致ないところがありますがご理解願います。

まず、(1)収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に 35・36 ページをご覧ください。(2)資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、39・40 ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、28 億 7,113 万 1,323 円となりました。

次に、41 ページの損益計算書をご覧ください。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は 1,551 万 6,599 円で、当年度末処分利益剰余金は 5,744 万 7,627 円となりました。

以上で、議案第 10 号「令和 5 年度 西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第11号「令和5年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」をご説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により剰余金の処分について、併せまして同法第30条第4項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

「決算書」の 50・51 ページをお開き願います。

上段の表「令和5年度西会津町下水道事業剰余金計算書」を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は2,358万2,712円で、その内1,500万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金残高は、858万2,712円となりました。

当年度の変動額は、企業債償還に充てるため減債積立金200万円を取り崩して未処分利益剰余金に振替え、また、純利益が1,364万1,120円となったことから、繰越利益剰余金858万2,712円と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は2,422万3,832円となりました。

次に、下段の表「令和5年度西会津町下水道事業剰余金処分計算書」(案)をご覧ください。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高2,422万3,832円の内、200万円を資本金へ組入れるとともに、1,200万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を1,022万3,832円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。「事項別明細書」の202ページをお開き願います。

「令和5年度西会津町下水道事業報告書」

1. 概況の(1)総括事項、ア. 事業量の状況ですが、

水洗化人口は、公共下水道事業で36人増の1,618人となり、農業集落排水処理事業では増減なしの1,220人となりました。水洗化率については公共下水道事業で2.7ポイント増となり、農業集落排水処理事業については2.3ポイント増となりました。個別排水処理事業については、合併浄化槽を年間5基整備しており、町管理の基数は386基になり、有収率は3事業とも100%であります。

ウ. 経常収支は、公共下水道事業等、3事業の収益的収支の損益計算において1,364万1,120円の黒字となりました。資本的収支では、収支差し引き8,661万731円の不足となりましたので、過年度分及び、当年度分損益勘定留保資金等で補てんし、その結果、実質収支は7,296万9,611円の赤字となりました。

次に203ページをご覧ください。

議会の議決事項、職員に関する事項、204ページの工事の概況などは、記載のとおりです。

205ページをご覧ください。3. 業務の(1)業務量は、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、それぞれ処理区内人口や水洗化人口、年間有収水量、有収率などを記載しております。

208・209ページをご覧ください。4. 会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。210ページ以降の明細は、決算書にて説明いたします。決算書にお戻りいただき42ページから45ページをご覧ください。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は一部を除き税抜きで計上しているため、金額は一致しないところがありますがご理解願います。

まず、(1)収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は下水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に46ページから49ページをご覧ください。

(2)資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、52・53ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。

資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、54億1,651万6,064円となりました。

次に、54ページの損益計算書をご覧ください。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は1,364万1,120円で、当年度 未処分利益剰余金は2,422万3,832円となりました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時、休議といたします。再開は午後1時です。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中説明のありました議案第4号、令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定

についてから、議案第 11 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等、審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、鈴木和雄君。

○代表監査委員 皆さん、こんにちは。監査委員の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の令和 5 年度決算審査意見書等の冊子を御覧ください。

まず初めに、冊子には詳しく記載されていますが、午前中に会計管理者及び建設水道課長から報告されました内容と重複しないように御説明することとしまして、各種の表やグラフはお目通しいただくこととし、重要な部分、ポイントなどをかいつまんで御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1 ページをお開きください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、またこれと併せて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりである。

令和 6 年 9 月 6 日。西会津町監査委員、鈴木和雄。同じく監査委員、荒海正人。

今後に出てきますほかの意見書、それから報告書についても、監査委員 2 名で行っておりますので、日付と氏名は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 ページ行きまして、令和 5 年度決算審査意見書。

1、審査の概要。

(1) 審査の対象ということで、一般会計、歳入歳出決算、それから 5 件の特別会計、工業団地造成事業特別会計、それから住宅団地造成事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計であります。

(2) 審査の期間。令和 6 年 7 月 30 日と 7 月 31 日であります。

(3) 審査の手続。審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるそのほかの審査手続を実施しました。

2、審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

3、審査の意見。

(1) 総括。西会津町一般会計及び特別会計の決算総額は次のとおりであるということ、記載のとおりであります。歳入総額としては 99 億 525 万 1 千円、歳出総額は 94 億 6,932 万 2 千円、翌年度に繰り越すべき財源として 4,788 万 1 千円、実質収支の各会計の合計として 3 億 8,804 万 8 千円ということになります。

一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は前年度より 1.5 ポイントの増、歳出総額は 4.4 ポイントの増となっており、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は 3 億 8,804 万 8 千円の黒字で、前年度より 6.4 ポイント、2,327 万 4 千円の増となっております。

次、4 ページ行きまして、①歳出決算額の推移について。

一般会計は、決算額は前年度より 7.5 ポイントの増となっております。特別会計の決算額は、前年度より 4.1 ポイント減となっております。これは、令和 4 年度が住宅の整備などにより歳出が大きかったためであります。

下に行きまして、②予算の執行状況。

(ア) 歳入。

調定に対する収入済額の割合は、98.3%であります。

なお、調定額には次年度への繰越明許分1億2,190万3千円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は99.5%であります。

(イ) 歳出。

予算額から翌年度の繰越額1億6,978万4千円を差し引いた執行率は、94.2%であります。前年度より0.1ポイントの減で、おおむね適正な執行であります。

次に、5ページの中段を御覧ください。

③町債の状況と実質公債費比率。

(ア) 町債の発行額。

一般会計と特別会計の全体で発行額は5億6,150万円、前年度より6.1ポイントの増となっています。これは、除雪ドーザ購入などが令和4年度からの繰越しになっていることが増加の原因となっています。

(イ) 町債の償還額。

これも町長等からの説明もありましたが、一般会計、特別会計全体での償還額は8億5,953万5千円、前年度より4.3ポイントの減となっています。発行額より償還額が高いことから、地方債現在高は減少しています。

(ウ) 実質公債費比率。

これも説明ありましたが、前年度より0.1ポイント減の12.1%となって、18%を下回ることから、起債の発行についても、引き続き県知事の許可を必要としない同意団体となります。

続きまして、6ページのほうに行きまして、下段の④収入未済額と不納欠損額についてであります。

(ア) 収入未済額。

記載のとおりであります。一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は前年より1.4ポイント増の4,281万1千円であります。

下に行きまして、下から2行目です。

町税等の事務に関しては、法令等にのっとり厳格かつ適正な事務処理を継続して当たられたいということになります。

続きまして7ページ、(イ) 不納欠損額。

前年度より15.4ポイント減の424万7千円が不納欠損として処分され、うち固定資産税181万1千円、国民健康保険税136万3千円、これで74.7%を占めています。減額にはなりましたが、債権放棄者や低所得者は増加しています。

令和4年度より西会津町市債権管理条例が施行され、条例第7条第1項の規定により適切に処理が行われておりました。今後も、不納欠損額が極力少なくなるよう適切に対応をお願いいたします。

下の⑤です。主な基金の状況であります。 (ア) から (エ) まで8ページまで続きますが、記載のとおりとなりますので御覧ください。

続きまして、9ページへ行きます。

(2) 一般会計。

一般会計決算の状況は、先ほどの会計管理者の報告のとおりとなりますけど、数字は省略させていただきます。御覧のとおりです。

10 ページに行きまして、①歳入。

(ア) 財源構成については、記載のとおりであります。

一番下の行で、今後も自主財源の確保に積極的に当たられたい旨記載しておきました。続いて 11 ページについてですが、ここについても午前中詳しく説明もありましたので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、12 ページ。

経常収支比率、(イ) ですね。それから(ウ)の債務負担行為支出予定額、(エ)の一般会計から他会計への繰出額、ここについても記載のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

(3) 特別会計。

おおむね計画的に執行されており、良好と認めました。

①工業団地造成事業特別会計。

午前中の説明とダブリますが、平成 17 年度以降、用地売却はなく、分譲地全体の 36.5% に当たる 2 万 6,871 平方メートル未分譲となっております。

②住宅団地造成事業特別会計については、まだ残り 9 区画の分譲残ってますので、引き続き努力をされたいということになります。

13 ページに行きまして、③後期高齢者医療特別会計。

ここについても記載のとおりであります。下の行の当該年度の保険料収納率が 99.9% となっております。収入未済額は 1 万 8 千円、1 人、5 件であります。徴収の努力をお願いしたいということです。

④国民健康保険特別会計。

(ア) 事業勘定については、これについても記載のとおりであります。下のほうの 7 行目、収入未済額は対前年度比 121 万円減少しています。今後も継続して、徴収にさらなる努力をお願いしたい。

当該年度の不納欠損額については 63 件、136 万 3 千円であり、前年度より 5 件減、61 万 5 千円減少しました。不納欠損処分の対象者は 16 人であり、処分の理由は記載のとおりであります。いずれも地方税法に規定する事項に該当し、処分を行ったことを確認いたしました。

続いて 14 ページ、下の(イ)診療施設勘定についてであります。

ここについても記載のとおりであります。下から 2 行目、今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努めていただきたいということです。

次に 15 ページ、⑤介護保険特別会計。

ここについても記載のとおりであります。文章の下から 4 行目、高齢化の進む本町では、在宅介護から施設介護への移行といった利用者の動向により保険給付費の増加が考えられることから、今後も介護予防事業に力を入れることで保険給付費を抑制し、安定した運営が図られるよう努められたい。

続いて、16 ページです。

（４）実質収支に関する調書。

ここについても記載のとおりでございますが、一般会計では実質収支額が３億 3,402 万 3 千円の黒字と、特別会計についても 5,402 万 5 千円の黒字となっております。前年度より 35.0 ポイント減となっているということでもあります。

（５）財産に関する調書。

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等の内容を種目別に審査したところ、正確であることを確認しました。年度中における主な財産の増減は、下記のとおりであります。

①公有財産。

記載のとおりであります。黒三角については減ったものであります。

②基金について。

これも報告ありましたが、財政調整基金は年度末で８億 7,299 万 3 千円になり、この運用に当たっては、適正に活用されていまして。そのほかの基金についても、地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認しました。

続きまして、17 ページ。

水道事業下水道事業会計決算審査意見書であります。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度西会津町水道事業下水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果とその意見については、次のとおりであります。

1、審査の年月日。令和 6 年 7 月 31 日であります。

2、審査の手続。

この審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき査定手続を実施したほか、必要と認められるそのほかの審査手続を実施しました。

なお、本事業の経営内容を把握するため、係数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察しました。

3、審査の結果。

審査に付された決算諸表は、水道事業下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、係数に誤りがないことを認めました。

4、審査の意見。

（１）収益的収支及び資本的収支。

ここについては、ちょっと 18 ページまで続いています。

記載のとおり、各事業とも実質収支は赤字となっているということでもあります。

（２）未収金については記載のとおりであります。19 ページの上段の文章の後、下のほう 2 行目です。

未収金については、公平公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金の発生

防止とその解消に努めていただきたいということであります。

(3) 企業債。

これについては記載のとおりとなりますので、御覧いただきたいと思います。

20 ページ、5、事業の状況。

(1) 経営の成績については 21 ページまで記載されていますけども、目を通していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

22 ページに行きまして、(2) 貸借対照表による経営状況。

先ほど建設水道課長からお話がありましたけども、ここには①の水道事業会計が載ってまして、下水道が 25 ページのほうに載っています。

それぞれ下段に記載のとおり、預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。

32 ページまでは各指標なので、お目通しをお願いします。続

いて、33 ページ。総括です。

経営成績及び財政状況を適正に表示し、係数に誤りもなかった。

水道事業については、町民に安全安心な水の供給のため、適切に検査等を実施し、総合的には安定的に水を供給できたことを確認しました。

下水道事業については、町民の快適で衛生的な生活環境の確保などを目的とした、施設の適切な維持管理が行われたことを確認しました。

水道・下水道事業共に、施設等の維持管理については、職員による直営での巡回点検や業者委託による施設管理、点検調査を実施しながら維持管理に努めるとともに、水道事業においては、アセットマネジメント計画等により運営や老朽管等更新事業を計画的に進めることを望むものであります。

また、下水道事業においても、ストックマネジメント計画等によって、老朽化した施設の更新を計画的に進めることを望むものであります。

続きまして 35 ページ、財政健全化判断比率等審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算等による健全化判断比率等の算定について審査した結果及びその意見は、次のとおりであるということで。

1、審査の年月日。令和 6 年 7 月 31 日であります。

2、審査の手続。

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査しました。

3、健全化判断比率等の状況ということで、これまで町長からも報告がありましたけども、記載のとおりで、令和 5 年度としては実質公債費比率が 12.1%、将来負担比率が 78.1%、ほかには該当はないということでありまして、裏に行きまして 36 ページ、4、審査の結果。

(1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されていました。

(2) 法令等に基づき、適正な算定要素が計算に用いられていました。

(3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

5、審査の意見としまして記載のとおりであります。下から4行目の、一般会計歳入額の70.3%を依存財源が占めている本町にとっては、町税や使用料、手数料などの自主財源の確保が重要であることから、さらなる自主財源の確保を図り、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたいということでもあります。

続きまして、37 ページ。定期監査報告書。

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1、監査実施日、実施期日。令和6年8月1日と8月2日であります。

2、監査の対象。

令和5年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙、裏面にあります6件を抽出し、監査を行いました。

3、監査の狙い。

監査の実施に当たっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置きました。

4、監査の結果。

事務の処理、事業の執行には、おおむね所期の目的を達成しているものと認めました。

なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示しました。

続きまして、39 ページ。

補助金等交付団体監査報告書。

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1の監査実施期日は、令和6年8月5日と8月8日であります。

2、監査の方法及び対象とした団体等。

補助金等交付団体監査の実施に当たっては、まず令和5年度において、補助金等として町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙は41ページになります、3件を抽出して、個人及び当該団体の役職員並びに所管課の担当職員に出席を求め、補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

監査の狙いとして、財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めているかどうか、補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、そのほか貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施しました。

40 ページに行きまして、監査の結果であります。

(1) から (6) までは、それぞれ適正良好と認めました。

(7) 監査の意見。

所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十

分把握し、今後とも適正な指導監督がなされるよう望みます。

続きまして、43 ページ。

指定管理者・出資団体監査報告書。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令に定めるもの及び同法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 の監査実施期日。令和 6 年 8 月 1 日と 8 月 2 日であります。

2、監査の方法及び対象とした団体。

(1) 監査の方法。

指定管理者、出資団体監査の実施に当たっては、指定管理者及び出資団体の中から下記の 3 団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

(2) 対象とした団体であります。

一つ目として、西会津町振興公社、ここについては指定管理者を兼ねております。2 番として西会津町農業公社、3 番目で西会津町森林組合の 3 団体であります。

3、監査の狙い。

指定管理者については、条例の定めるところにより管理運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施しました。

44 ページに行って、4、監査の結果。

(1) から (3) までは、それぞれ良好と認めました。

(4) 監査の意見。

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理運営を受託している。町は、その財産等が適正かつ効率的な運営が図られるよう、今後とも適切な指導監督を行うよう望みます。

また、出資団体においては、さらなる営業努力を求めます。

以上、意見書そして報告書については申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 町側より、昨日の一般質問、10 番、猪俣常三議員の答弁について補足説明したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 昨日、10 番、猪俣常三議員の一般質問のうち、介護保険タクシー利用者への支援策についてのおただしの中で、本年 1 月に町内に開業した介護タクシー事業者について御説明申し上げました。繰り返しとなる部分もございますが、補足で説明をさせていただきます。

当該事業者につきましては、一般的なタクシーが利用し難い高齢者や障害者、けがなどで介助が必要な方など、どなたでも御利用いただけるタクシー事業者でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 それでは、資料差し替えのため、暫時休議といたします。(13 時 31 分)

○議長 再開します。(13時34分)

日程第12、議会案第1号、事務検査に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議会案第1号。

提出先、西会津町議会議長、伊藤一男様。

令和6年9月11日。

提出者、武藤道廣、三留正義、荒海正人、仲川久人、青木照夫、小林雅弘。

事務検査に関する決議。

表記の議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

令和5年度決算における収入未済額は4,181万1,416円、不納欠損処分は424万6,840円となっている。税は所得や資産の状況を根拠に重ねるもので、各種使用料等については受益の対価として負担するものであり、著しい滞納は公平性を欠くのみならず、財政の健全性に影響を及ぼす重大な問題である。したがって、適正な徴収事務等がなされているか検査する。

事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

一つ、検査事項。

1、滞納状況、収入未済に関する事項。

2、不納欠損処分に関する事項。

一つ、検査対象。

1、滞納状況、収入未済に関する事項については、令和5年度現年度及び滞納繰越し分の税及び料。

2、不納欠損処分に関する事項については、令和5年度に処分した全ての事項。

一つ、検査の方法。

検査書類の提出を求める。

2、本会議で議員全員が検査する。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は可決されました。

追加日程配付のため、暫時休議します。（13時38分）

○議長 再開します。（13時40分）

ただいま可決されました事務検査について、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、事務検査を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行います。

なお、これから行います事務検査については、秘密会としたいと思います。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで決定することになっています。

出席議員は12名であり、12人であり、その3分の2は8名です。

事務検査を秘密会とすることについて採決します。

秘密会とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 ただいまの起立者は、3分の2以上です。

したがって、事務検査については秘密会とすることに可決されました。

事務検査には、副町長、会計管理者及び出納室長、総務課及び事務検査に係る担当課については係以上の出席とし、以外の方は別室で待機願います。

なお、皆さんに申し上げます。

事務検査はおおむね2時50分終了を目安に行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、準備のため、暫時休議にします。（13時46分）

○議長 再開します。（15時09分）

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会いたします。（15時13分）

令和6年第5回西会津町議会定例会会議録

令和6年9月17日（水）

開 会 10時00分
散 会 14時46分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第5回議会定例会議事日程（第12号）

令和6年9月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第4号 令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第5号 令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第6号 令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第7号 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第8号 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第9号 令和5年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第10号 令和5年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第11号 令和5年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第12号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第13号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第14号 令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第15号 令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第16号 西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについて

- 日程第14 議案第17号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第18号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第16 議案第19号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第20号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 陳情第1号 飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への移
転新設陳情書
- 日程第21 陳情第2号 向原地内の道路新設に関する陳情書
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第25 特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

令和 6 年第 5 回議会定例会議事日程（第12号の追加 1）

令和 6 年 9 月 1 7 日

追加日程第 1 議会案第 2 号 秦貞継副議長に対する不信任決議

○議長 おはようございます。令和6年第5回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第4号から議案第11号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、1議題ごとに行いますので、御協力をお願いいたします。

なお、質疑は議案の不明な点や、疑問を問い正すものでありますので、今後の見通しの確認や自己の意見等の発言は控えてください。また、一般会計の総括質疑は、財源の状況など決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第4号令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 総括ということで、お正しいしたいと思います。

一つ目については、一般会計において総収入の総額が74億9,804万6千円、それから歳出においては71億1,614万2千円という決算がありました。町がお示したとおり、計画したとおり、実行されたアポイントなどをお伺いしたいと思います。

二つ目には財政指標について、および記載の状況のうち、財政指標の推移でありますけれども、一般財源ベースで経常収支比率が90.5%と、前年対比1.6%の増と示されております。財政構造の弾力性を警戒ラインの90%以上超えているということなので、こういったところの分析をどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

三つ目に年度末別起債残高のうち、令和5年度の推移の現在、地方交付税で交付措置が見込まれる額52億5,698万円55.6%、この町の実質負担額が41億9,802万円44.4%、令和4年度を比較してみますと、町の負担額が42億3,668万円43.1%、この町の実質負担額の割合が1.3%多くなっております。どのように分析されているのかお尋ねいたします。

4点目につきましては、財政指標の推移の中で地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率の実質公債費比率の12.1%、前年対比0.1%減少となっておりますが、今後の見通しなどをお伺いしたいと思います。

5点目につきましては、財政指標の推移の中で、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率の将来負担比率が78.2%、前年対比7.6%は減少しているということであり、大幅に少なくなっている要因などをお尋ねしたいと思います。

6点目につきましては、一般会計に占める割合の繰出金、たくさんございますがどのように今後分析されていくのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番猪俣議員の決算の総括質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の計画された事業は予定どおり実行されたのかの部分でございますが、令和5年度の歳入決算は、総額で7,498,046千円となり、前年度と比較して271,666千円、3.8%の増となりました。

この主な要因としては、地方交付税（△100,374千円）、国庫支出金（△113,044千円）、繰入金（△101,389千円）は減額となったものの、県支出金（+91,960千円）、寄附金（+33,079千円）、繰越金（+377,892千円）などが増額となったため、総額で増となったものであります。

歳出決算は、総額で7,116,142千円となり、前年度と比較して498,565千円、7.5%の増となりました。

この増額の大きな要因は、令和4年8月の豪雨災害に係る農地及び農業施設、林業施設、公共土木施設などの災害復旧を繰越事業と現年度事業で実施したこと（+275,326千円）、農地・農業用施設災害に係る補助金（+171,061千円）が繰越事業となり、令和5年度の歳入となったことにより、財政調整基金積立金（+219,389千円）が増加したことなどによるものであります。

総合計画・実施計画に計上した事業など概ね計画のと通りの執行されたものと考えております。

続いて2点目の経常収支比率1.6ポイントをどう分析しているのかというご質問ですが、本定例会一般質問におきまして、答弁申し上げましたとおり、令和5年度の要因としては公債費が減少したものの、人件費、物件費、喜多方地方広域市町村圏組合への負担金を含む補助費等で経常的な支出が増加したものであり、指数算出の分母にあたる経常一般財源は、普通交付税の減、臨時財政対策債の減により総額が減少した結果、比率が上昇したものであります。

経常収支比率は、財政運営の弾力性を示す指標とされており、その比率が高くなれば、財政構造の硬直化を示すとされています。近年、人事院勧告に基づく若年層を中心とした給与の増加や期末手当の増、定年延長などにより総人件費が増加傾向にあり、加えて物価高騰の影響を受け物件費についても増加傾向となっております。

また、経常一般財源の主となる税収について、町の場合、歳入全体の8%で、38.9%を占める普通交付税の動向により数値は大きく左右されますので、一概に本町の財政構造のみで増減比較することは的確ではありません。

数値が低いことは、財政の健全性を示すものとなりますが、町の財政運営につきまして、歳入、歳出の全体のバランスを見ながら、中長期的に財政収支を見ております。経常収支比率をはじめ、各財政指標の動向を注視しながら、住民福祉の向上のための施策を実施できるよう、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の起債残高において交付税措置が見込まれる額、町の実質負担額が令和4年度と比較し町負担額の割合が1.3%多くなっている。その分析についてでございますが、起債いわゆる地方債には、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入される辺地対策事業債（80%）や過疎対策事業債（70%）など有利な地方債があり、町では健全な財政を維持するため活用しているところであります。また、臨時財政対策債の償還による減額も影響します。

全員協議会におきまして、説明しました町の負担割合については、理論値ではありますが、算入率の高い地方債・例を上げれば過疎対策事業債などの償還額が多い場合は、負担率は低く、少ない場合は高くなり、年度によって変動します。

続いて、4点目の実質公債費比率が△0.1%の12.1%となっているが、今後の見通しはということでございますが、こちらも本定例会一般質問におきまして、答弁申し上げましたが、実質公債費比率は、△0.1%の12.1%とほぼ令和4年度と同数となりました。

実質公債費比率につきましては、一般会計に 加え公営企業会計等、一部事務組合等の公債費に占める割合を算出している指数であり、本町の状況としては、ここ数年、一定で推移しており、普通交付税の動向によりますが、今後も緩やかに数値が改善していくものと考えております。

続いて、5点目の将来負担比率が78.2ということで、△7.6ポイントの減の要因は、ということでございますが、こちらも本定例会一般質問におきまして、答弁申し上げましたが、指数の分子となる地方債現在高が減少したこと、債務に充当可能な財政調整基金等の基金残高が増加したことなどであります。

将来負担比率につきましては、近年、地方債の償還額が8億円台、借り入れが4億円から5億円台と償還額を下回る状況が続いており、年々、地方債現在高が減少している状況にあります。

続いて、最後の6点目でございますが、一般会計歳出総額に占める繰出金の割合は、というご質問ですが、一般会計から特別会計への繰出金、企業会計への補助費等への振替の総額は、769,584千円であります。前年度度比較し+35,131千円の増、率にして4.8%の増であります。主な要因としては、国保・事業勘定△11,578千円の減、施設勘定+18,832千円の増水道事業、下水道事業への補助費等で+19,012千円の増によるものです。

各特別会計などでは、その事業の特殊性に応じて、歳入を見込み、ルール分や不足分を必要最低限の経費を見込み、一般会計繰出金としています。

なお、一般会計歳出総額に占める繰出金の割合は、10.8%となっています。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 御回答ありがとうございます。一つ目の質問の中で、地方税が減少になってはきたということでもありますけれども、今後の動向としては、この地方税などについてかなり厳しくなる交付税になってくるのかどうか、そこら辺のところの見通しをお尋ねしておきたいと思います。

それから3点目についての起債関係の中なんですけれども、高い利率のものがまだ残っているのかどうか、そこら辺のところをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

あと6点目のところで一般会計の割合、繰り出しの割合をお尋ねしたわけですが、今後見通しとしての増える要因があるとすれば、どのようなことが予測されるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長 猪俣議員、今後の見通しの確認は控えていただくようにしてありますので。今回しましたので、簡単に説明していただきます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 それでは再質問にお答えいたします。

まず1番目の質問は地方交付税の状況ということでよろしいでしょうか。まず地方交付税につきましては、様々な要因や算定基礎がございまして、それによって増減するものと考えているところでございます。こちらのほうにつきましては、国の状況にはよりますが、来年度、令和7年度の部分につきましては、令和6年度と同等規模という部分で概算要求をしたということにしております。ただし、様々な特殊事情がよりまして、それは増減するものと考えておりますし、国においては現在のところ地方に対しての部分については、ある程度同額規模を維持していきたいというような状況になっているということでございます。

続いて、3番目の中で高い利率の借入の記載があるのかという部分でございますが、一応こちらのほうは原価のゼロ金利政策によりまして、今借り入れている記載についての利率は大変低くなっているところでございます。こちらのほう、高い利率と申しますが、参入率が高い記載、いわゆる地方債、例えば西会津町で言いますと、辺地対策事業債や過疎対策事業債ということで、先ほども御説明しましたが、交付税で後から参入される償還額の元利償還金に対して70%と80%ということでございますが、それを活用して、町の負担をどれだけ少なくしていくかということで、その事業を見極めながら、どれが適正なのかどうかという部分も含めてやっているということでございまして、いわゆる高い利率の部分では、市場金利ではなくてその参入率が高い地方債を町としては活用しているということでございます。

続いて3点目、一番最後の繰出金の状況ということでございますが、こちらは先ほども御答弁申し上げましたが、その事業の特性におきまして、ある程度、不足分を必要最低限の経費を見越して、繰出金としているということでございまして、特にいわゆる特別会計等で特殊事情がありました場合に対しては若干増えるものもございまして、減れば減っていくという部分でございますが、トータル的に今までの年度の部分を考えますと、大体概ね10.何%から11%程度というような部分で推移しているということで、概ねこういうふうな形でいく繰出金の割合は行くのではないかとということで予測してるところでございます。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問させていただきます。

令和5年度の決算について総括質疑をしたいと思います。一つ目としまして、黒字決算の要因と執行に当たって、特に留意された点はどのようになっておりますか。お伺いします。

次に、当初予算や実施計画に計画された事業の平均の執行率はどのようになっておりますか。

次に、補正予算で事業を執行する考え方と執行された事業の主なものと、全予算に占める立案と執行の要因はどのようになっておりますか。

次に、当初予算や実施計画で執行されなかった事業、繰越明許等を含みますが、その要因はどのようになっておりますか。お伺いします。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 12番武藤道廣の総括質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の黒字決算の要因と執行に当たって、特に留意した点は、という部分につきましては、まず、黒字決算の要因であります。財政調整の基本として、全ての会計において確実な歳入の見積りのもと、事業執行に当たっております。突発的な事案にも、補正予算などで基金からの繰入を行うなど、その都度、財源調整を行い、確実な事業執行に努めております。

税の収納率、各種使用料につきましても、確実な予算反映に努め、過大な歳入見積りとならないよう、留意しております。

続いて、2点目の当初予算や実施計画に計上された事業の平均の執行率は、というご質問でございますが、決算審査意見書でも報告がありましたが、歳出予算ベースでの執行率は、水道・下水道事業会計及び令和6年度への繰越事業を除き、94.2%となっております。

当初予算や実施計画で計画した事業につきましては、国庫補助事業の内示等で一部事業費が変更になったものがありますが、繰越した事業を除き、ほぼ全ての事業を実施することができました。

続いて、3点目の補正予算で事業を執行する考え方と執行された事業の主なものと全予算に占める割合と執行の要因は、ということでございますが、補正予算で計上する事業につきましては、当初予算に計上されていないものとなりますが、年度途中における国の事業費追加や、町で進める事業の追加計上、新規計上など、多岐にわたる内容となります。

基本的に、財源の伴う事業調整を行っていますが、災害発生など臨時的な要因による補正の場合は、財政調整基金から繰入れするなど予算編成を行っております。

令和5年度予算につきましては、当初予算額6,383,000千円に対し、11度の補正予算を調整し、補正予算額は794,697千円となったところであり、最終予算額7,177,697千円の約11%が補正予算での追加となっております。

主な事業でございますが、国の補助事業となる「新型コロナウイルスワクチン接種事業」をはじめ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した給付金事業、商品券事業、各種物価高騰対応補助金事業や、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した給付金事業、商品券事業、また、普通交付税・特別交付税の確定や繰越金の確定に伴う歳入の追加・財政調整基金等への積立、人件費の調整や繰越明許事業の調整などがあります。

補正予算に計上した事業の一部につきましては、令和6年度への繰越事業となっておりますが、その他の事業につきましては、概ね所期の目的は達成されたと考えております。

続いての4点目の当初予算や実施計画で執行されなかった事業（繰越明許を含む）とその要因は、ということでございますが、計画した事業につきましては、概ね実施できましたが、一部事業は令和6年度に繰越しました。

繰越した事業は、年度中途の補正予算で計上したものや、物品の納入等に一定の期間を要するもの、工事の施工に一定の期間を要するもののほか、国の物価高騰対応重点支援給付金事業、生活応援商品券事業などになりますが、こちらの事業につきましても、本年度、計画的に事業執行を行っており、完了した事業も多くあります。

○議長 12 番、武藤道廣君

今の答弁によって、概ね失効してから予算関係はなされたと理解しておりますけれども、予算の執行についてや財政状況など、概ね理解できました。今後、物価高騰や働き方改革による人件費の上昇や委託料や工事費影響を及ぼして、経常経費の増加につながり、投資的な事業に影響を及ぼすことは予想されます。そして、国権からの何と言いますか、依存財源、予算ですね、町また自主財源の確保の見通しと事業の積算の精度のアップがより求められると同時に、事業化されないものや、完了までの期間が延長される事業等の影響も考えられると思います。そこで、再質問しますが、各自治区や団体等から陳情や要望されましたが、令和5年度に事業化に至らなかったものに対する対応について質問いたします。今後事業の優先順位や絞り込み等を厳しくなると予想される中で、陳情要望に対して採用されなかった理由など、より丁寧な説明等今後の見通し等の説明が必要となると思いますけれども、令和5年度はそういった事業に対しまして、町民の理解を得るためにどのような対処をされましたか。つまり、採用されなかったものに対する説明等はどのようになされたか、お伺いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 自治区からの各種団体からの要望陳情に対する今後の考え方ということでございます。5年度におきまして自治区団体からの要望陳情につきましては、まず要望陳情に対する町の考え方でございますが、まず団体自治から要望あった場合については、基本的に、すぐ何と言うんでしょうか、予算がないからできないとかそういう部分ではなくて、やはりできる方法を考えながら進めていくということを基本としております。したがって、今予算がないからすぐできませんと断りするのではなくて、一旦どういうものが課題になっているか、あとは補正予算で対応できるものなのかという部分を考えながら、その要望陳情に当たっているということでございます。

基本的に例えば例を申し上げますと、コミュニティ助成事業ということで、集会所の修繕関係につきましては、こちらのほうは要望があった場合には事前に相談いただきながら、予算化をしながら、ある程度の部分で、全部いわゆる自治区への要望には応えているという部分でございます。また、自治区の要望陳情、いわゆる例えば道路事業の関係にする部分がありましても、やはり予算も必要ですしある程度、国庫補助の部分もありますと若干そういうことを説明しながら、進捗を図っているということでございます。したがって可能な限り町といたしましては、自治区からの要望陳情については答えられるよう考えながら受け付けている、事業を進捗しているということで、令和5年度はあたってまいりますので、理解いただきたいと思います。それができなかった後は遅れる理由につきましても、自治区長さんのほうには連絡するような形で理解をいただきながら進めているということでございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認になりますけれども、決して予算がないからという一言でそれを断るとか何かということはやっていないということを理解してよろしいでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 はい、そういうような形で要望陳情について、いわゆる心に何ていうか、お

きまして各課対応に当たってるということで御理解いただきたいと思います。

○議長　　以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。

- 1 款徴税
- 2 款地方譲与税
- 3 款利子割交付金
- 4 款配当割交付金
- 5 款株式等譲渡所得割交付金
- 6 款法人事業税交付金
- 7 款資本地方消費税交付金
- 8 款環境性能割交付金
- 9 款地方特例交付金
- 10 款地方交付税
- 11 款交通安全対策特別交付金
- 12 款分担金および負担金
- 13 款使用料および手数料
- 14 款国庫支出金、
- 15 款県支出金
- 16 款財産収入
- 17 款寄附金
- 18 款繰入金
- 19 款繰越金
- 20 款諸収入
- 21 款詳細
- 22 款自動車取得税交付金

続いて、歳出に移ります。

- 1 款議会費
- 2 款総務費
- 3 款民生費
- 4 款衛生費
- 5 款労働費
- 6 款農林水産業費
- 7 款商工費
- 8 款土木費
- 9 款消防費
- 10 款教育費
- 7 番、秦貞継君。

○秦貞継　　1 点だけお伺いいたします。

一般質問の中でもちょっとお話出ましたが、幼保小 14 ページ 10－1－2 事務局費の幼

保小の架け橋プログラム調査研究費ということで、130 万円が上がっております。勉強会で、お金の詳細は分かったんですけども、活動的なものの詳細がちょっと足りなかったような気がしますので、その辺一度説明いただけますか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問にお答えします。

幼保小の架け橋プログラム調査研究事業ということで、国の委託事業、令和4年度から令和6年度までの委託事業の指定を受けまして、生涯にわたる学びや生活の基盤を作るために重要な時期である5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」といいますけども、こちらにおける町の特色を生かした教育プログラムを開発するというところでございます。具体的には保小中連携教育カリキュラムの作成実践ということで、カリキュラムの開発 会議については年3回ということで開催してございます。それから、5歳児と小学校1年生による協働的な学習の実践、主にはミネラル野菜の栽培を中心に活動しております。それから保育士、小中教員合同研修会の実施ということで、総合保育事業参加の実施など事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 令和4年からということですけど、今年2年目、令和5年度は2年目と捉えてよろしいですかね。分かりました。そうするとこれ、要するにカリキュラムの作成とか実践ということをメインで、その中で何て言うんですか、子どもたちの協働的な学習の実践を行ってきたというふうに捉えたんですけども、今年度を振り返ってこの活動等の課題や反省がありましたら、来年に活かす反省と課題がありましたらお示してください。

○議長 5年度。もう一度お願いします。

○秦貞継 すみません、説明が下手ですみませんでした。令和5年度の活動を通して課題や反省等があり、それを次年度に活かすような考えがもし反省点として残ってるのであればお示してください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

国の委託事業ということで実績報告ということでしている中で、今後の課題、令和5年度の今後の課題ということですけども、架け橋の全体の内容や本町で実践してるカリキュラム版というのと、アプローチスタートカリキュラムというのを作成しておりますけども、保育士や教員に、周知やその内容の理解などを工夫した引き継ぎが必要だという部分、それからそのカリキュラムをより具体的に実効性のあるものとする必要があるというような部分、それからミネラル野菜栽培の秦が小学校校舎の裏側で協働的な活動を実施しておりますけども、それを表側に設置して、年長児の活動を小学校でも把握できるようにしたらどうかと、それから本町でケーブルテレビを全家庭に配信しているので、定期的な架け橋期の取組を取り上げていってはどうかというような課題が挙げられております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最後にお伺いいたします。

この活動、令和5年度に関してですけども、我々のような外部の人間がその活動という

ことを見ることはできる状態だったのでしょうか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

ミネラル野菜栽培での年長児と小学校1年生が協働的な活動ということで定植や収穫なんかを行っておりますけども、そちらについてはケーブルテレビとかで放送はしているということでございます。

○議長 11 款災害復旧費

12 款公債費

13 款予備費

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、お疲れ様でございます。

5 番小林雅弘です。皆さん、私はこの令和5年度、西会津町一般会計歳入歳出決算の認定に対し、これを認めず反対をいたします。

この決算の問題点は、一般質問でも申し上げましたとおり、「日本の田舎、西会津町」ブランド力強化事業と自然体験魅力デザイン事業に、委託料としてそれぞれ約 600 万円、合計約 1,200 万円の支出をしながら、その結果について町民や議会に何の報告もしなかったところにあります。令和5年度実施された「日本の田舎、西会津町」ブランド力強化事業と自然体験魅力デザイン事業にそれぞれ約 600 万円合計約 1,200 万円の巨額の予算を投じたにもかかわらず、町は年度が変わり、決算の議会が開かれても、その結果について何の報告も行いませんでした。一体どのような事業に町のお金が使われたのか。どのような結果となったのか、町は町民や議会に対して報告する義務があると思います。

皆さん、私たち議員は、町の議会基本条例にあるように、西会津町民の代表機関として、その執行をチェックするとともに、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければなりません。町から提案された事業が適当であるかどうか、また、その事業の執行が適正に行われたか、私たちは常にチェックしていかなければなりません。しかるに、事業の結果に対し、何の報告もなかったのは論外というほかありません。私は、この二つの事業の大きなポイントである道の駅リニューアル計画や、ロータスインとさゆりオートパークを拠点施設とした整備の検討について、現在および将来の町の経済に大きく寄与するものと考え、期待する立場でございます。道の駅やロータスインをはじめとする施設は、西会津の顔であり、玄関口と言っても過言ではないと考えています。また、委託企業から計画や構想案の提案があったからといって、現実には予算の問題や、それぞれの事業の実施時期の判断、さらに優先的に実施すべき事業は何か、そしてそもそもどれを実施すべきのかなど、検討しなければならないことがあることは十分に承知しています。だからこそ、町は計画や構想案を議会に示し、ともに考えていく姿勢が大切なのではないでしょうか。その意味で、今回議会に対して、委託企業から報告された計画案や構想案を報告しなかったということについては、残念でなりません。

皆さん、私たちの役割は、予算を審議し決定するだけでなく、その予算が適正に執行されたのかどうかをチェックしなければなりません。今回、この決算において、執行内容が明らかにならないこの二つの事業を含む決算を認めることは、私たちの職務を果たさないことになってしまうのではないのでしょうか。

西会津町議会議員の皆さん、この令和5年度一般会計の決算に反対し、議員としての役割を果たしていこうではありませんか。また、町側に一緒に町の将来を考えていこうと提案していこうではありませんか。

令和5年度一般会計の決算に御一緒に反対されるよう御訴えをいたしまして、令和5年度一般会計の決算の認定に対する反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

一般質問、そして今ほどの総括質問の中でも、皆さんも御理解いただいたと思いますが、令和5年度の予算に関しては、4年度で比べまして、目いっぱいの予算の執行に当たられたということがはっきりしましたし、また、この厳しい中でそのやりくり全体のやりくりは十分にその成果を上げているものと理解しております。まして、関西圏にもありましたように、その使い道やその結果良好ということでもありますので、ただ今ほど反対者の意見がありましたように、成果品、委託に対する成果品に対する報告、あるいは相談がなかったということはありましたけれども、それらは今後、議会と執行部側がどのような形でそれを進めるかにもかかっていると思います。それをもって、この決算を否決するまでは至らないような課題だと思っております。今後、それらを十二分議会側と執行部側で協議しながら、そしてよりこの決算内容が、町民のためにどれだけの成果があったかということも、町民の皆さんに理解を求める上でもこの5年度の決算は、私は賛成すべきものと思っております。皆様の御理解と御賛同をよろしく願いして、賛成討論に代えさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長 そのほかございませんか。

これにて討論を終結いたします。

これから議案第4号令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

起立多数です。

したがって、議案第4号令和5年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第2、議案第5号令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました

日程第3、議案第6号令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第4、議案第7号令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号令和5年度、西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました

日程第5、議案第8号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って議案第8号令和5年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました

日程第6、議案第9号令和5年度、西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号令和5年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第9号令和5年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第10号令和5年度西会津町水道事業会計剰余金の処分および決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号令和5年度、西会津町水道事業会計剰余金の処分および決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決および認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号令和 5 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分および決算については、原案のとおり可決および認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分および決算の認定についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

したがって、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分および決算の認定についてはを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決および認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号令和 5 年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分および決算の認定については、原案のとおり可決および認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 12 号・「令和 6 年度西会津町一般会計補正予算・第 3 次の調整」について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入においては、普通交付税や前年度繰越金の決定に伴い増額計上したものであります。

歳出では、児童手当制度の改正に伴う児童手当の追加計上のほか、今次補正において生じた剰余金を財政調整基金などへ積み立てる予算を計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 6 年度西会津町の一般会計補正予算・第 3 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 421,923 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6,947,460 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。9 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款・町税、1 項 1 目・個人町民税 20,075 千円の減は、定額減税の影響によるものであります。

9 款・地方特例交付金、1 項 1 目・地方特例交付金 20,570 千円の増は、定額減税及び住宅ローン減税に伴う個人住民税減収補填であります。

10 款・地方交付税、1 項 1 目・地方交付税、84,577 千円の増は、普通交付税の確定によ

るものであります。

14 款・国庫支出金、1 項 1 目・民生費国庫補助金 5,568 千円の増は、児童手当給付費負担金の追加計上などであります。

10 ページをご覧ください。

3 項 1 目・総務費委託金 2,500 千円の増は、都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業委託金の新規計上であります。

15 款・県支出金、1 項 1 目・民生費県負担金 1,252 千円の減は、国保税の本算定に伴う国民健康保険・保険基盤安定負担金 2,905 千円の減額、児童手当給付費負担金 1,680 千円の追加などであります。

2 項 4 目・農林水産業費県補助金 4,003 千円の増は、県のオリジナル米産地力強化支援事業補助金 2,575 千円、広葉樹林再生事業補助金 1,428 千円の計上であります。

11 ページをご覧ください。

19 款・繰越金、1 項 1 目・繰越金 274,023 千円の増は、令和 5 年度決算の確定による追加計上であります。

12 ページをご覧ください。

21 款・町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものでありますが、1 項 2 目・過疎対策事業債 13,500 千円の減、4 目、緊急防災・減災事業債 16,500 千円の増は、財源の振替のほか、役場庁舎・非常用電源設備整備事業を追加するものであります。

7 目・緊急自然災害防止対策事業債 45,000 千円の増は、町道引牧道目線の改良、山口地内・背見川の改修の財源として、新規計上するものであります。

13 ページをご覧ください。

歳出であります。2 款・総務費、1 項 5 目・財産管理費 321,928 千円の増は、芝草倉庫屋根修繕料など 5,830 千円、役場庁舎非常用電源設備の設計監理委託料 3,377 千円の新規計上のほか、今次補正の剰余金を財政調整基金積立金 290,721 千円、公共施設整備等基金積立金 21,000 千円に計上したものなどであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込み額は、717,601 千円であります。

6 目・企画費 2,929 千円の増は、子供農山漁村交流支援事業の実施に係る民泊謝礼 504 千円、14 ページに移りまして、交流支援事業コーディネート委託料 954 千円などの新規計上であります。

10 目・ふるさと振興費 3,336 千円の増は、道の駅のシーサー 2 基の修繕料 1,677 千円の計上などであります。

15 ページをご覧ください。

2 項 1 目・税務総務費 1,427 千円の増は、町税過誤納還付金 1,100 千円の計上などであります。

3 款・民生費、1 項 1 目・社会福祉総務費 5,294 千円の減は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金のうち、保険基盤安定負担金 5,341 千円の減額などであります。

3 目・老人福祉費 4,721 千円の増は、介護老人保健施設・給湯配管、温水ヒーターの修繕料など 1,315 千円、高齢者生活支援ハウス・エアコン修繕などに係る介護保険特別会計

への繰出金 3,406 千円の追加計上であります。

4 目・障がい者福祉費、4,207 千円の増は、前年度の額が確定したことによる国・県負担金の返還金の計上であります。

16 ページをご覧ください。

2 項 2 目・児童措置費、11,060 千円の増は、児童手当制度の改正に伴う児童手当の追加計上であります。

4 款・衛生費、1 項 5 目・母子保健費、398 千円の増は、妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金の新規計上であります。

17 ページをご覧ください。

2 項 3 目・し尿処理費、1,000 千円の増は、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金の追加計上であります。

6 款・農林水産業費、1 項 3 目・農業振興費 5,048 千円の増は、県オリジナル米産地力強化支援事業補助金の新規計上などであります。

2 項 1 目・林業総務費、3,319 千円の増は、森林資源地域循環利用促進業務委託料 1,232 千円、広葉樹林再生事業委託料 1,427 千円などの追加計上であります。

2 目・林業振興費、3,850 千円の増は、林道の修繕料の追加計上であります。

18 ページをご覧ください。

8 款・土木費、1 項 2 目・道路維持費 11,805 千円の増は、町道の修繕料 10,300 千円、機械器具借上料 1,505 千円の追加計上であります。

3 目・道路新設改良費、25,000 千円の増は、町道引牧道目線の改良舗装工事費の計上のほか、立木等補償費を測量設計委託料に組替えるものであります

19 ページをご覧ください。

4 目・橋りょう維持費であります。補正額はありますが、工事請負費から委託料に組替えるものであります。

2 項 1 目・河川総務費、2,000 千円の減は、事業精査による維持補修費の減であります。

3 項 3 目・公園費、4,708 千円の増は、さゆり公園プールの屋根修繕に係る設計監理委託料 3,708 千円の新規計上などであります。

4 項 1 目・住宅管理費、2,510 千円の増は、町営住宅の修繕料 1,438 千円、シロアリ生息調査業務委託料 872 千円の新規計上などであります。

21 ページをご覧ください。

11 款・災害復旧費、2 項 1 目・道路橋りょう河川災害復旧費 20,000 千円の増は、山口地内・背見川の現年災害復旧工事費の追加計上であります。

6 ページにお戻りください。

第 2 表・地方債補正であります。

まず、追加であります。緊急自然災害防止対策事業費は、町道引牧道目線の改良工事、山口地内・背見川の改修工事の復旧に要する事業費の財源として充てるものであります。限度額は 45,000 千円であります。

起債の方法・利率・償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、変更であります。緊急防災・減災事業費は、消防積載車の購入などの財源とし

て充てるもので、限度額を 16,500 千円増額し、26,400 千円とするものであります。

臨時財政対策事業費は、額の決定に伴い、限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2 点ほど質問します。

土木費の中で、18 ページですか。町道改良舗装工事、引牧関係なんです、この工事全体の工事費と期間、いつ完成予定でしょうか。

それと同じですが、21 ページ、山口地内の背見川の改修ですが、この全体工事費と完成はいつ頃になりますか。

○建設水道課　それではお答えいたします。

道路のほうでございますが、道路のほうは一応 2,500 万円を予定してございます。工期につきましてはなるべく降雪前、12 月までには完成させたいというふうに考えております。あと、背見川につきましては 2,000 万円を予定しております。工期につきましては 3 月いっぱいまで完成を目指しております。

以上でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 3 次は原案のとおり可決されました

日程第 10、議案第 13 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第 1 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　議案第 13 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第 1 次の調整について御説明いたします。

初めに、本補正予算案の概要であります、事業勘定につきましては、6 月議会定例会で御議決をいただきました、本年度の国保税率改正に基づいて本算定を行い、その所要額を計上して調整したほか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費などを計上したものであります。診療施設勘定につきましては、新型コロナウイルス

ワクチンの定期接種費用の追加計上や前年度繰越金の確定等による予備費の増額が主な内容であります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和6年度、西会津町の国民健康保険特別会計補正予算第1次は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億959万2千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,680万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,671万5千円とする。第2項事業勘定および診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては事項別明細書により御説明いたします。

8ページを御覧ください。

事業勘定の歳入であります。1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税272万4千円の増は、本年度の国保税率の改正により本算定を行い、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の所要額をそれぞれ調整したものであります。なお、収納率は、医療給付費分と後期高齢者支援分をいずれも96%、介護納付金分を95%と見込んだところであります。

3款国庫支出金1項2目社会保障税番号システム整備費補助金113万9千円の増は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費に係る国庫補助金であります。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金1,415万7千円の減は、県から示された普通交付金の減額であります。

9ページを御覧ください。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金529万4千円の減は、本算定により国保税の軽減額が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額などであります。

2項1目国民健康保険運営基金繰入金315万円の増は、減税財源などとして基金から繰入するものであります。

7款繰越金1項1目繰越金363万円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

10ページを御覧ください。

歳出であります。1款総務費1項1目一般管理費129万4千円の増は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料の新規計上などでありいます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費1,415万7千円の減は、県から示された保険給付費の額を調整したものであります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分から、11ページの2目一般被保険者後期高齢者支援金等分、並びに3項1目介護納付金分につきましては、それぞれ県から示された納付金の額を調整したものであります。

12ページを御覧ください。

5款基金積立金1項1目国保基金積立金363万円の増は、前年度の決算剰余金を全額基

金に積み立てるものであります。なお、令和6年度末の基金残高見込みは3,941万5千円であります。

続きまして、診療施設勘定について御説明いたします。

15 ページを御覧ください。

歳入であります。1款診療収入2項1目諸検査等収入1,800万円の増は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る収入の追加計上であります。

5款繰越金1項1目、繰越金880万3千円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

16 ページを御覧ください。

歳出であります。

2款事業費1項3目医薬品衛生材料費1,440万円の増は、新型コロナウイルスワクチン購入費用の追加計上であります。

4款予備費1項1目予備費1,205万5千円の増は、前年度決算額の確定等によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1条を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　議案第14号令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次について御説明いたします。

今次の補正は、令和5年度決算により繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費などの確定による国・県などへ返還する償還金などを計上し、補正予算として調整したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和6年度、西会津町の介護保険特別会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,408万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,017万8千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

歳入であります。

7款繰入金1項5目その他一般会計繰入金は、304万6千円の増額です。

失礼いたしました。340万6千円の増額です。

これは生活支援ハウスのエアコンの不具合による更新等の経費を一般会計から繰り入れるものであります。

8款繰越金1項1目繰越金は3,067万8千円の増額です。これは令和5年度からの繰越金であります。

次に、7ページを御覧ください。歳出であります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金710万1千円の増額は、令和5年度繰越金から今次補正で必要となる額を除き、その残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和6年度末の残高が4,347万4千円となる見込みであります。

4款地域支援事業費3項4目任意事業費340万6千円の増額は、生活支援ハウスのエアコンの不具合による更新等の経費であります。

6款諸支出金1項2目償還金、2,357万7千円の追加は、令和5年度介護給付費等の確定に伴う国・県などへの償還金であります。返還金であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第14号令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号令和6年度西会津町介護保険特別改正会会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算第1次を議題とし

ます。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 15 号 令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明いたします。

今次、補正予算の内容であります。個別排水処理事業において、修繕費や工事費の追加計上であります。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条・総則・令和 6 年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条・収益的収入及び支出の補正・令和 6 年度西会津町の下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、既決予定額を 100 万円増額し、合計額を 3 億 6,125 万 9 千円とするものです。

第 3 条・資本的収入及び支出の補正・予算第 4 条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,749 万 6 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 565 万 8 千円、過年度分損益勘定留保資金 240 万 6 千円及び、当年度分損益勘定留保資金 7,543 万 2 千円、減債積立金 400 万円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、補正予定額 160 万円を増額し、合計額を 1 億 4,122 万 1 千円とするものです。

支出は、補正予定額 180 万円を増額し、合計額を 2 億 2,871 万 7 千円とするものです。

2 頁をご覧ください。

第 4 条・企業債の補正・予算第 6 条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的は下水道事業（個別排水処理事業）で補正前の限度額 590 万円を 160 万円増額し、補正後の限度額を 750 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第 5 条・他会計からの補助金の補正・予算第 9 条本文中「補助を受ける金額は、1 億 6,679 万 1 千円」を「補助を受ける金額は 1 億 6,779 万 1 千円」に補正する

内訳は、実施計画にてご説明いたしますので、3 頁をご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入支出は、老朽化等による修繕機器の増加による修繕費追加計上であり、収入はそれに伴う一般会計補助金による財源調整であります。

4 頁をご覧ください。

次に、資本的収入及び支出の収支は、物価高等による工事請負費の追加計上であり、収入は企業債による財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 16 号西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 16 号西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町の発展等に多大な功績があり、町民が誇りとして等しく敬愛される方につきまして、町名誉町民条例に基づき名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰するものであります。

この度の被顕彰者は、野沢出身の新田興助さんであります。去る 8 月 19 日開催の町表彰委員会において、新田興助さんを名誉町民として顕彰することについて、諮問いたしましたところ適当である旨の答申をいただきましたので、その決定につきまして町名誉町民条例 3 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

新田興助さんの功績でございますが、首都圏における本町出身者で組織する在京西会津会の設立以来、42 年にわたり首都圏で活躍されている町出身者と故郷西会津を繋ぐ活動に取り組んでおられ、平成 29 年から同会の会長として、会の発展と会員間の関係融和に献身的に勤められております。

さらに、平成 30 年 11 月からは西会津応援大使として、首都圏に向けた本町の情報発信や町に対し首都圏の有益な情報を提供いただくなど、町政の発展に尽力してこられました。

また、本町の地域振興、デジタル化推進のため多額の寄付をするなど、その功績は誠に顕著であり、町政の発展に多大な貢献をされております。

以上、新田興助さんについてご説明申し上げましたが、その多大な功績を鑑みまして、本町第 2 号となる名誉町民の決定について、何卒満場一致をもってご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号西会津町名誉町民の決定につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

日程第 14、議案第 17 号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 17 号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて御説明いたします。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢堀越の斎藤博之さんの功績について、令和 6 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 19 日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。その結果、表彰が適当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきましては、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

斎藤博之さんの功績であります、町消防団員として、41 年 3 月の長きにわたり災害の予防、警戒、鎮圧に努め、防火思想の啓発に尽力された。また、令和 4 年 4 月からは、副団長として団長補佐し、団員の指導と消防団活性化に尽力するなど、町政の発展向上に貢献されたところであります。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

日程第 15、議案第 18 号福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 18 号福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明いたします。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げたとおり、令和6年12月2日から施行されるマイナンバーと健康保険証の一体化により、後期高齢者医療の被保険者証が廃止となることに伴いまして、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものであります。なお、これまでの被保険者証は同日以降発行されなくなりますが、いわゆるマイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書が交付されることになります。

それでは議案書を御覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の9ページを御覧ください。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、地方自治法第291条の3第1項および第291条の11の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約であります。別表第2、第4条関係は、構成市町村が行う事務であり、このうち、被保険者証および資格証明書の引き渡し、並びに返還の受付についてそれぞれ被保険者証および資格証明書を資格確認書等に改めるものであります。

次に付則であります。この規約は令和6年12月2日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　すみません確認なんです。俗に言われる保険証、これは12月以降も現在持っているものは使えるというような報道がありましたけれども、まず第1点、そういう認識でよろしいかどうか。

それから第2点、資格確認書というのが出されるということなんです。これはいつまで出されるのか。それをお尋ねします。

○議長　健康増進課長、岩淵東吾君。

○健康増進課長　5番小林議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、現在後期高齢者医療の被保険者証をお持ちの方につきましては、そのまま有効期限、来年の7月31日まで継続してお使いいただけることになります。

続きまして、資格確認書がいつ出されるのかという御質問でございますけれども、資格確認書につきましては12月2日以降は新規の被保険者証が交付されなくなりますので12月2日以降にその新規の被保険証、新規に被保険者となった方、あるいはその何か負担割合でありますとか、そういったことが変更になって新たに保険証の交付が必要になった方については、保健証ではなく資格確認書というものが交付されることになります。なお、来年7月31日で今の保険証は期限が切れますので、その際には一斉に資格確認書が交付されることになります。

以上でございます。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私の周りの方々がちょっと不安に思っているのは、マイナ保険証がないと、将来医者にかかれなくなるんじゃないかという不安です。それに対して町側はどのように

判断をされているのか伺います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課 小林議員の再質問にお答えをいたします。

国では、決してそんなことはないということを言っております。マイナ保険証を受け付けずに健康保険証を出せとか、あるいはその健康保険証あるいは資格確認書を受け付けずにマイナ保健証でなければならないとか、そういったことはやめなさいよと、どちらでも医療機関は受診できるようにという国から通達が出ておりますので、現在の制度を継続される限りはマイナ保険証を持たない方につきましては資格確認書というものにやがて更新されますが、それをもって医療機関を引き続き受診することができますので御安心いただければと思います。

以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これから議案第 18 号福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休議といたします。

再開は午後 1 時です。(1 1 時 5 0 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

日程第 16、議案第 19 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 19 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります、教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります矢部佳宏さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

任期は 4 年であります。何とぞ満場一致をもって、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決定しました。

これから、議案第 19 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議案第 19 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 17、議案第 20 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 20 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります、教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります佐藤恵子さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。任期は 4 年であります。何とぞ満場一致をもって、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 20 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 18、議案第 21 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 21 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明

を申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります人権擁護委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります長澤文子さんを適格者として認め、引き続き委員として推薦したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。任期は 3 年です。

以上、御説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長澤文子さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 本案については質疑討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決定しました。

これから、議案第 21 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについては、適任者として、認めることに決しました。

日程第 19、議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります人権擁護委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、尾野本山口在住の鈴木賢治さんを適格者として認め、推薦したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

鈴木さんについて御紹介申し上げますと、昭和 34 年 3 月、野尾野本山口の生まれで、福島県農業短期大学校協同組合科を卒業後、昭和 54 年 4 月に西会津町農業協同組合に入社され、会津いいで農業協同組合、会津よつば農業協同組合と組合の合併や再建を経験され、平成 31 年 3 月に定年を迎えられました。その後、同年 4 月に再雇用により、現在も同組合に勤務をされており、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方です。任期につきましては 3 年です。

以上、略歴等につきまして御説明申し上げますが、その職務の重要性に鑑み鈴木賢治さんを人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第 20、陳情第 1 号飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への移転新設陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 陳情報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により、報告いたします。

受理番号 陳情第 1 号、付託年月日 令和 6 年 9 月 6 日、件名 飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への移転新設陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

令和 6 年 9 月 17 日西会津町議会議長、伊藤一男様。経済常任委員会委員長 三留正義。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問したいと思います。質疑したいと思います。

まず、前の調査報告の中で、祓川山荘が老朽化して大変だということと、それに関して新しい登山ルート、馬の腰ですか。そっちのほう登山客が多いというような報告を受けまして、それは十分理解しているつもりであります。しかしこのなんていいですか、新設の移転新設ということで 2 点ほど、どのように検討されたかをお聞きしたいと思います。

1 点目は祓川山荘に行くまで、駐車場から行くまで、祓川を渡らなくちゃならない。そして、前にも質問したように下山客が祓川を渡れなくて、祓川山荘に足止めになるような、そういったお助け小屋的な要素を十分持っておりますけれども、それが移転になってそういった件に関してはどのように検討されたかということと、もう 1 点は、駐車場建設のとき、大変時間と許可を得るのにかかりました。環境省や営林署関係の資格を得るのに大変時間とあれがかかったわけなんです、その辺の見通しとかなんかはどのように検討されたでしょうか。

○議長 経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 初日の報告をした内容でそれに相違ありません。

あともう 1 点は、お答えできる内容については行政処分の内容を伺いのようにありますが、我々は陳情の内容に沿って、出された陳情の内容に沿って、その内容に適正を欠くのかあるのか、その判断を議会の経済常任委員会としての判断でお答えして、報告してある

までなので、この妥当であるという結論に至ったのも、そういった委員会の見地からで、行政処分を我々が今後、行政として担っていく考えのもとで答えを出しているではなく、あくまでも、概要的な陳情の内容を見ても、概要的な陳情が提出され、それが妥当であるのかということで、老朽化されている、また臨時的に避難小屋としての活用もある、そういったこともお答えしたかと思います。その程度まではお答えできますが、今後の行政としての処分、どのようなことを指針としてやるのか、そういったことについては、我々はお答えできる立場にないので、控えさせていただきます。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第1号飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への移転新設陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第一号飯豊山・鏡山登山基地となる祓川山荘の祓川駐車場隣接地への移転新設陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、陳情第2号向原地内の道路新設に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長　閉会中の継続審査申し出、本委員会に付託された下記の陳情は、閉会中継続審査を要するものと決定したので、会議規則73条の規定により申し出ます。

受理番号　陳情第2号、付託年月日　令和6年9月6日、件名　向原地内の道路新設に関する陳情、理由　内容を十分に調査する必要があるため。令和6年9月17日 西会津町議会議長 伊藤一男様。経済常任委員会委員長 三留正義。

○議長　これから質疑を行います。こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから陳情第2号向原地内の道路新設に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号向原地内の道路新設に関する陳情書は、委員長報告のとおり可

決されました。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 動議を提出します。

秦貞継副議長に対する不信任決議案を提出します。

○議長 ただいま 12 番武藤道廣君から、秦貞継副議長に対する不信任決議案が提出されました。この動議に賛成の方は起立を願います。

この動議は、1 人以上の賛成がありますので成立しました。

この動議について協議のため、暫時休議といたします。（13 時 20 分）

○議長 再開します。（13 時 44 分）

先ほど提出されました、動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。本動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、秦貞継副議長に対する不信任決議案を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを可決されました。

追加日程第 1、議会案第 2 号秦貞継副議長に対する不信任決議を議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、7 番秦貞継の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議会案第 2 号、提出先 西会津町議会議員 伊藤一男様、令和 6 年 9 月 17 日、提出者 武藤道廣、三留正義、青木照夫、猪俣常三、上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、紫藤眞理子、以上 8 名です。

秦貞継副議長に対する不信任決議、標記の議案を会議規則第 13 条第 1 項および第 2 項の規定により提出します。また、秦貞継副議長に対する不信任決議、議員は行政に関する権限および責務を深く自覚し、町民全体の奉仕者として、町民の信頼に値する高い価値観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努めなければならない。また、副議長は本来、議会が円滑に運営されるよう議長補佐すべき立場であるとともに、議長が不在であるときには、議長の職権を行使する地位にある。本議会は、議員によるハラスメントの実態を調査し、議員によるハラスメントを防止するための調査研究することを目的とした、ハラスメント実態調査および、議会ハラスメント防止条例、調査特別委員会を設置した。その結果、議会ハラスメント防止条例を制定することとした。この特別委員会での調査過程において、町職員へのハラスメントのアンケート調査を実施し、ハラスメントの実態を調査してきたところである。そのアンケートにおいて、複数名の議員からと思われる事例があった中において、具体的に秦貞継副議長の行った言動が使命の事実を含め、多くを占めている状況であった。ハラスメント実態調査および議会ハラスメント防止条例調査特別委員会は、ハラスメントの実態を調査するもので、議員への懲罰等を課すものではないが、本人を含め、全会一致で議員のハラスメント行為が見受けられたことを議決した。秦貞継副市長は、その職責と立場を十分に認識し、町民の模範となるよう行動しなければならない

いにも関わらず、自身の言動により、議会に対する町民の信望を失意させるとともに、議会運営を混乱させ、また町民の議会への不信感を抱かせたことは否定できない。今後、副議長という要職を継続することは議会運営に多大な支障をきたすものである。よって、議会は秦貞継副議長を信任しない。

以上、決議する。令和6年9月17日、西会津議会ということであります。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長　これから質疑を行います。こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

それでは討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　2番、仲川久人です。

本提案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

これまで、武藤委員長、三留副委員長は、一度も当事者議員への聴取を行っておりません。さらに、私どもが委員会で、アンケートの内容の真実、審議の部分を話ししようとする、発言を下げられてしまったこともありました。もっと慎重な議論を重ねてほしいというところでした。今回、この不信任議決案ということですが、差出人不明の告発文が3月ぐらいに出されたこと、そしてその後、無記名で行われた町職員へのアンケート、これら事実確認がされていない中で一方的に副議長の不信任議決案を出すということは、中立的かつ、公平な判断とは言えないのではないのでしょうか。また、議会を混乱させたということですが、差出人不明の文章であったり、内容も不明な文書である。そして、そういったことをもとに、特別委員会を立ち上げたこと自体が、議会を混乱させてしまったのではないのでしょうか。さらに、町民を混乱させていると言いますが、告発文の内容の事実確認もされておられません。そしてその告発文がコピーされ、町民に配布されてしまったことは、問題なかったのでしょうか。その行動が、町民の皆さんを混乱させた要因ではないのでしょうか。私たち議員は、西会津町町民の負託を受けてこの場にいます。そして、町民は私たち議員に町政の発展を期待しております。議員一人一人が、思いを一つにして、行政とともに、町政をよりよいものへと未来に進めていかなければならない大切なときに、このようなことをしていてよいのでしょうか。町民の皆さんはどのように感じているのでしょうか。

最後になりますが、今回の一連の動きは、副議長に対してのみ一方的な決めつけのように受け取れます。議員の皆さん、町民の皆さんは見ております。皆様方の副議長不信任議決案反対への御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

以上。

○議長　次、原案に賛成者の発言を許します。

6番、荒海正人君。

○荒海正人　6番、荒海正人です。

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の案件におきましては、ハラスメント事案が大きくクローズアップされております

が、ハラスメントの内容につきましては、特別委員会で決するものであり、今回の事案には関係ないものと考えます。ですので、今回の事案におきましては、ハラスメントがあったのかという是非を問うものではなく、私たちが秦副議長を信任できるかという点についての案件でございます。そのような点に立ちまして、討論させていただきます。

まず、提案理由にもありましたように、ハラスメントのアンケート調査において、具体的に秦副議長の行った行動が使命の記述を含め、多く占めている状況であったこと、また、専門家の見解においても注視すべきものと指摘がありました。検証を行う以前に、方々から指摘がある時点で、秦副議長を審議できるのかという道義的な考え方に立たざるを得ません。また、ハラスメントとは別の点についても申し上げます。当初の副議長選挙の際、議会を活性化させていくことに尽力すると表明されておりました。町議会におきましては、副議長が中心となり、特別委員会等で議会活性化、議会改革が推し進められてきた経緯もあったことから、私もその姿勢に強く共感したことを覚えております。しかしながら、議会活性化の本丸ともいえる議会活性化特別委員会において、委員長の職を辞職されたこと、また辞職に及んだ理由を鑑みると、現在の立場で、議会の活性化を推し進めていくことは、難しいと考えます。

以上の点におきましても、秦議員を副議長として信任できるものではないと考えることから、今回の決議案に関し賛成するものであります。議員の皆様におかれましては、今回の案件について何を問われているのかということ十分に考慮いただき、この後の討論並びに御判断をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　ほかにありませんか。

3番、長谷川正君。

○長谷川正　3番、長谷川正でございます。

秦副議長不信任決議案に対する反対討論を行います。

私は、これまでの一連の流れが不自然に感じるが多くあります。2月20日ごろ、差出人不明の告発文が届きました。その後、3月議会が行われるわけですが、その間、告発文をコピーし、町民に配布していた議員がいたことをお聞きいたしました。議員として、もう少し慎重な行動をとるべきだったのではないのでしょうか。その後、ハラスメント調査特別委員会、委員長には告発文を出された本人は、委員長や副委員長に入らないほうが良いという理由で、議員の推薦において、委員長に武藤議員、そして、副委員長に三留議員が任命されました。今まで6回の特別委員会を行ってまいりましたが、訴えられた本人が非難されるばかりで、私も発言をしようとしたましたが、委員長に幾度となく遮られました。同僚議員からも、正しい議事運営を求める発言もありました。秦議員は、今まで真面目に町政のため身を粉にして働いてまいりました。彼の行動力と発想力、そして提案力の素晴らしさは皆さんも御存知のとおりかと思います。そんなところを私も共感し、町政発展を信じ行動をとともにしているところでございます。以前から、事実確認のない噂話を流し、真実から目を背けさせ、秦議員に罰を与えようとする動きは不自然であり、私は納得のいく話ではございません。今まで特別委員会として、秦議員に対し、直接意見を聞くこともなく、今まで来ております。公平で中立な調査を目指すのであれば、事実確認を含め、外部の第三者が中心となるような形で、意見を聞くことを提案いたします。また、

ここに来て、委員長は議会を混乱させたということで、秦副議長の責任を追及していますが、混乱の原因は差出人不明の告発文に対し、特別委員会を立ち上げたことが原因ではないでしょうか。私は、議員となってまだ1年余りです。夢と希望を持ち、町の発展を信じ、これからは行政とともに、よりよいまちづくりに取り組めるよう、努力してまいりたいと思っていた矢先です。町は今、様々な問題を抱え、中でも人口減少問題は、今すぐにでも取り組まなければならない課題であります。20年後には、町の人口が3千人となる試算も出ております。今すぐにでも今すぐにでも手を打つ必要があります。議員の皆さん、今こそ議員が一つになるときではないでしょうか。今こそ、議会と行政が手を取り合い、様々な問題解決のため行動していくときではないでしょうか。

議員の皆さん、秦副議長は、今まで町のため、町民の皆様のため、地道に議員活動を行ってまいったところでございます。議長を助け、自分の職務を全うしております。議員の皆さん、どうか副議長不信任決議案に反対への賛同をよろしくお願いいたします。

議員の皆様の良識ある判断をお願いいたしまして、以上、私の副議長不信任決議案に対する反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 次、議案に賛成者の発言を許します。

9番、三留正義君。

私は秦副議長不信任決議に賛成の立場から討論をしてみたい。

今、反対討論の中で幾重にも議会の内容で弁明がない、弁明ができない、そして混乱させたのは、告発状だとか、何かその文章がそれがあって、ハラスメント特別委員会が設置されたのが、それが原因だと二つ大きく私伺っていましたが、委員会が設置されたのが悪い。何たることがある。いくら討論の席とはいえ、満場一致で設置した委員会を何をゆう。この責任は御自身でよくお考えいただいたほうがよろしいかと思う。賛成して設置した者を非難する。ありえない。

もう1点は弁明の期を与えない。今回は議会のルールこれを皆さんは、今回の反対される方は、このノリに乗って、御友人である同僚議員である、救済したいであれば、あらゆるノリ的手段で救済をする。それには、新たに委員会を設け、そこで証人として弁明させる。いくらでもできる。そんな行動1個もありましたか。1個もない。本日まで。討論するのはいかようでもできる。行動が伴っていない。そんな救済、私は認められない。どんな人が認めようが私は認められない。我々はノリのもと、法のもとで、やっている。我々は条例が主ですけれども、それだって法律だ。何となく勘となくでやってるわけじゃないんだ。今の討論を聞くと町の人たちは誤解してしまう。最初の賛成討論でほぼ私も言葉には尽きているのかな、ただ、私が所管して、長くずっと思っていたこと、一つあります。副議長としての責務、これは最初の提案者が朗読の中にあつたそのままです。議員とは何か。憲法15条2項本文にもありましたけれども、特定の者の奉仕者ではない。特定の部分だとか特定の人の奉仕者じゃない。裏を返せば分かりますよね。皆さんもう、手元に議員必携当选すると、私の机にもありますが、皆さんにも配布になっている町の皆さんからいただいて。知らないとは言わせない。そんな中で、1点御本人も、返答がなかったけれども、控え室でこのような事を、ある議員が持ちかけましたね。農林課内において、議会は裁判所だぞと発言なされたい。私は直接目撃していませんが、要はこれはもうゼロではな

いんです。ゼロだったら誰も何も言わない、何もなかった。無。何もない。これは、不誠実、真実を伴っていない発言、そういったものも見受けられるようだった。でも、みんな誰も、議員一人一人がそんなこと聞いたかなぐらいで今まではずっといました。しかし、先ほどの活性化に特別委員会のことについても 12 月議会以降ですか、継続審査提出されていて一向にアクションがない。そのままズルズルと行ってしまった。何かできない理由があるならそれはそれで皆さんに報告すべし。何かできない理由があるならそれはそれで皆さんに報告すべし。1 個もなかった。本議場にいる方たちは、当事者で皆さん分かりますけれどもね。だからなおさら分かっているから、私は今までのずっと経緯から追って、そして先ほどの私の前の賛成討論もそうですけれど、ふつふつと思っていたことがあります。ある会社の社長さんが言った名言録に載ってたやつなんですけど、引用します。「嘘に限らず、不誠実な振る舞いは、それがどんなに些細なことでも、またどんなに正当な理由があっても、一旦許してしまうと、際限なく広がり、蟻の穴から堤が崩れるように組織全体が腐敗する。」ワタミという会社の渡邊美樹さんの発言なされた語源録から引用しました。これは議員だけではなく人間として胸にすべきだなと思って私読んでいたんですが、やはり自分をきちんと律していく。律せるのか。今まで自分が何をやってきたなんか。もう過ぎてしまった時間の責任、そういったことをきちんと捉える、さっき言った反対するならこの原案に反対するなら、今までいくらでも時間、今回の 9 月定例会でも時間はあったわけです。それも矛盾している。みんなで委員会これを作って証人としてやりましょう。そんな話は 1 個もありませんでしたよね。反対討論のときだけ弁明を聞いてもらえない。ここの部分だけ聞いたならば全くそのように聞こえるかもしれない。しかし、やはり我々はきちんと法にのっとり、その手順で全てを運営している。やはりそこに皆さん、今般に至るまで、ハラスメントの結果、そしてその期間の間の副議長の行動、やはり疑問点が多い。不誠実な部分が散見される。これは同じ議員の皆さんであれば、お分かりだと思います。どうぞこの三留正義の賛成討論に御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長 そのほかございませんか。こ

れにて討論を終結いたします。

これから議会案第 2 号秦貞継副議長に対する不信任決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

3 番、長谷川正君。

○長谷川正 採決は投票で行ってはいかがでしょうか。それを提案いたします。

○議長 ただいま、3 番長谷川正君から投票による採決の提案がなされました。賛成の方は起立願います。

会議規則第 80 条の規定により、2 名以上からの要求がありましたので、投票による採決をします。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 投票による採決であれば記名投票でお願いします。

○議長 ほかにございませんか。

それでは、記名投票により実施いたします。

投票場準備のため暫時休議とします。（14 時 18 分）

○議長 再開します。（１４時２２分）

議場の出入口を閉めます。ただいまの出席議員は、議長を除き 10 名です。

次に、立会人を示します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番紫藤眞理子君、12 番武藤道廣君を指名します。

投票用紙を配ります。投票用紙には氏名を記載の上、原案に賛成者は賛成と、原案に反対者は反対と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は前に出て投票枠を確認してください。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局職員 それでは読み上げさせていただきます。

1 番紫藤議員、2 番、仲川議員。

どうぞ、お 2 人ずついきます。

3 番長谷川議員、4 番上野議員、5 番小林議員、6 番荒海議員、9 番三留議員、10 番猪俣議員、11 番青木議員、12 番武藤議員。

○議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 2 票、以上のとおりであります。

賛成多数です。

したがって、議会案第 2 号秦貞継副議長に対する不信任決議は可決されました。

議場の出入口を開きます。

暫時休憩（１４時 31 分）

再開します。（１４時 33 分）

日程第 22、議議員派遣についてを議題とします。来る 10 月 4 日金曜日に開催されます会津山町村議会議長会主催の議員研修会並びに 10 月 25 日金曜日に開催されます、福島県町村議会議長会、主催の議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議室規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認め

日程第 23、常任委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会よりお手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、総務および経常任委員会については、その結果を 12 月議会定例会に報告をお願いします。

日程第 24、議会運営委員会の継続審査申し出についてを議題とします。議会運営委員会よりお手元に配付しました、申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 25、特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会およびハラスメント実態調査および議会ハラスメント防止条例調査特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会および議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会および議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の改正、令和５年度歳入歳出決算の認定、令和６年度一般会計補正予算案および人事案件など町政が当面する重要な案件 22 件、報告事項 2 件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、12 日間にわたり御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後

は一般質問および議案審議の過程で皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

朝晩涼しくはなつたとはいえ、まだ残暑厳しい折、議員各位におかれましては、なお一層の御自愛の上、町政進展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 9 月 8 日の開会以来、本日まで 12 日間にわたり、令和５年度の決算の認定をはじめ、令和６年度の補正予算、人事案件など多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、町当局の皆様におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって、真に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見および、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

さて、本定例会において、ハラスメント実態調査および議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の中間報告があり、議員による職員のハラスメントの事実関係は見受けられたとの報告がありました。全国的にも、議員や首長によるハラスメントに関する報道が連日報道されております。わが町においても、新聞等に報道され、町民の皆様にも多大なる御心配をおかけしましたこと、また、議会への不信感を抱かせましたことに対し、議会を代表してお詫び申し上げる次第であります。

我々議員も、アンケート等で叱責のあった事項について、今まで議員として、各々の行動を省みて、反省すべき点を反省し、その対応について、責任ある行動をとるとともに、今後の議員活動においても、議会議員として、秩序正しい常識のある行動をとっていただきたいと願うものであります。

結びに、これから秋も深まってまいります、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、健康に留意され、此の上とも御自愛くださいまして、町政のより積極的な推進に御尽力を賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和６年度第５回西会津町議会定例会を閉会します。（１４時４６分）